

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－
(2分冊の1)

平成 25 年 10 月
総務省行政評価局

目次

【2分冊の1】

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況	
(1) 点検の対象	2
(2) 点検の観点	5
(3) 点検過程	5
(4) 点検結果	5
(5) 課題を指摘した主な事項	10
3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題	11

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表	13
2 点検結果表	
<点検結果表の見方>	25

<内閣府>

・内閣 01 地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	32
・内閣 02 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の延長	36
・内閣 03 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	40
・内閣 04 特定収入に係る消費税制上の所要の措置	44
・内閣 05 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	48
・内閣 06 国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	54
・内閣 07 国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	58
・内閣 08 国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	62
・内閣 09 地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	66
・内閣 10 地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	70
・内閣 11 地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	76
・内閣 12 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	80

・内閣 13 都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	84
・内閣 14 浸水防止用設備に係る特例措置の創設	88
・内閣 15 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	92
・内閣 16 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	96
・内閣 17 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	100
・内閣 18 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	104
・内閣 19 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	108
・内閣 20 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	114
・内閣 21 沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	120
・内閣 22 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	126
・内閣 23 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	132
・内閣 24 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	138
・内閣 25 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	142
・内閣 26 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	146

<金融庁>

・金融 01 日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	154
・金融 02 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	158
・金融 03 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	164
・金融 04 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	168
・金融 05 投資法人等に係る導管性要件等の見直し	172
・金融 06 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の延長	176
・金融 07 地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	180
・金融 08 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	184
・金融 09 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	188

<復興庁>

・復興 01 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	198
・復興 02 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	202

- ・復興 03 東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和…………… 208
- ・復興 04 被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長…………… 212
- ・復興 05 被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）…………… 216

<総務省>

- ・総務 01 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設…………… 224
- ・総務 02 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例…………… 230
- ・総務 03 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 236
- ・総務 04 中小企業投資促進税制の拡充…………… 242
- ・総務 05 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 250
- ・総務 06 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置…………… 258
- ・総務 07 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長…………… 266
- ・総務 08 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長…………… 270
- ・総務 09 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 276
- ・総務 10 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充…………… 280

<財務省>

- ・財務 01 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長…………… 290
- ・財務 02 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長…………… 294
- ・財務 03 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置…………… 298

<文部科学省>

- ・文科 01 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置…………… 306
- ・文科 02 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置…………… 310
- ・文科 03 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置…………… 314
- ・文科 04 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 318
- ・文科 05 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 326
- ・文科 06 (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置…………… 334
- ・文科 07 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 340
- ・文科 08 (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置…………… 346

<厚生労働省>

- ・厚労 01 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置…………… 356
- ・厚労 02 社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し…………… 362
- ・厚労 03 福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置…………… 364
- ・厚労 04 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等…………… 368
- ・厚労 05 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長…………… 374
- ・厚労 06 仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等…………… 380
- ・厚労 07 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充…………… 384
- ・厚労 08 公害防止用設備に係る特例措置の延長…………… 390
- ・厚労 09 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃…………… 396
- ・厚労 10 交際費課税の見直し…………… 404
- ・厚労 11 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 410
- ・厚労 12 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置…………… 418
- ・厚労 13 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置…………… 422
- ・厚労 14 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置…………… 426
- ・厚労 15 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例…………… 430
- ・厚労 16 中小企業投資促進税制…………… 438
- ・厚労 17 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 446
- ・厚労 18 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 452
- ・厚労 19 社会保険診療報酬の所得計算の特例…………… 460

<農林水産省>

- ・農水 01 ・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法）
・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置…………… 468
- ・農水 02 企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長…………… 476
- ・農水 03 中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）…………… 482
- ・農水 04 中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）…………… 490
- ・農水 05 中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）…………… 496
- ・農水 06 中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）…………… 508
- ・農水 07 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…………… 516

・農水 08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	526
・農水 09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	530
・農水 10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	536
・農水 11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	542
・農水 12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	548
・農水 13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	554
・農水 14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	560
・農水 15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	566
・農水 16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	574
・農水 17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	582

【2分冊の2】

<経済産業省>

・経産 01	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設	594
・経産 02	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設	598
・経産 03	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設	602
・経産 04	車体課税の抜本的見直し	606
・経産 05	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	614
・経産 06	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備	620
・経産 07	中心市街地活性化のための税制措置の創設	628
・経産 08	海外投資等損失準備金の延長	634
・経産 09	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	640
・経産 10	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法 89 条の 2）	644
・経産 11	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法 89 条の 3、89 条の 4、90 条、90 条の 2）	648
・経産 12	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法 90 条の 4）	652
・経産 13	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法 90 条の 4 の 2）	658

・経産 14	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法 90 条の 5）	664
・経産 15	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置 90 条の 6 の 2）	668
・経産 16	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設	672
・経産 17	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設	676
・経産 18	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	680
・経産 19	原子力発電施設解体準備金の見直し	684
・経産 20	アジア拠点化のための税制措置の延長	690
・経産 21	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	694
・経産 22	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）	698
・経産 23	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	702
・経産 24	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設	708
・経産 25	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	714
・経産 26	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	720
・経産 27	中小企業投資促進税制の拡充	728
・経産 28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	736
・経産 29	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	742
・経産 30	研究開発法人への寄附に係る税制措置	748
・経産 31	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	754
・経産 32	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	760
・経産 33	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	764
・経産 34	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	768
・経産 35	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	772
・経産 36	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	776
・経産 37	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	782
・経産 38	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	788
・経産 39	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	794
・経産 40	中心市街地活性化のための税制措置の創設	800
・経産 41	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充	806

- ・経産 42 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 812
- ・経産 43 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 816
- ・経産 44 鉱区税のみなし期間に関する措置…………… 820
- ・経産 45 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置…………… 824
- ・経産 46 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 830
- ・経産 47 公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長…………… 838
- ・経産 48 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設…………… 842
- ・経産 49 中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）…………… 846
- ・経産 50 所得拡大促進税制の見直し…………… 852
- ・経産 51 中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し…………… 856

<国土交通省>

- ・国交 01 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 866
- ・国交 02 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 874
- ・国交 03 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設…………… 882
- ・国交 04 研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設…………… 886
- ・国交 05 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 892
- ・国交 06 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長…………… 896
- ・国交 07 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長…………… 900
- ・国交 08 土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長…………… 904
- ・国交 09 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長…………… 910
- ・国交 10 投資法人等に係る導管性要件等の見直し…………… 918
- ・国交 11 都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設…………… 922
- ・国交 12 誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設…………… 926
- ・国交 13 空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設…………… 932
- ・国交 14 都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設…………… 938
- ・国交 15 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 944
- ・国交 16 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 950

- ・国交 17 都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設…………… 954
- ・国交 18 外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設…………… 958
- ・国交 19 浸水防止用設備に係る特例措置の創設…………… 968
- ・国交 20 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長…………… 972
- ・国交 21 被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）…………… 976
- ・国交 22 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長…………… 980
- ・国交 23 老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設…………… 984
- ・国交 24 老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設…………… 988
- ・国交 25 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設…………… 992
- ・国交 26 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）…………… 996
- ・国交 27 J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 1002
- ・国交 28 一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 1006
- ・国交 29 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設…………… 1010
- ・国交 30 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充…………… 1014
- ・国交 31 海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 1022
- ・国交 32 バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設…………… 1028
- ・国交 33 L N G船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設…………… 1032
- ・国交 34 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の創設…………… 1036
- ・国交 35 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設…………… 1040
- ・国交 36 大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充…………… 1044
- ・国交 37 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 1050
- ・国交 38 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設…………… 1054
- ・国交 39 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長…………… 1058
- ・国交 40 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充…………… 1064

- ・国交 41 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1070
- ・国交 42 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1074
- ・国交 43 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1080
- ・国交 44 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1086
- ・国交 45 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1092
- ・国交 46 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例…………… 1106
- ・国交 47 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1112
- ・国交 48 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1140
- ・国交 49 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1150
- ・国交 50 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1178
- ・国交 51 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1188
- ・国交 52 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1222
- ・国交 53 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例…………… 1226
- ・国交 54 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1230
- ・国交 55 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1236
- ・国交 56 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1246
- ・国交 57 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1250
- ・国交 58 中部国際空港整備準備金…………… 1254
- ・国交 59 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1258
- ・国交 60 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1262
- ・国交 61 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1266
- ・国交 62 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1270
- ・国交 63 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1274

<環境省>

- ・環境 01 ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置…………… 1282
- ・環境 02 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設…………… 1288
- ・環境 03 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置…………… 1292

- ・環境 04 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長…………… 1296
- ・環境 05 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置…………… 1300
- ・環境 06 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 1304
- ・環境 07 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 1310
- ・環境 08 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 1318
- ・環境 09 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設…………… 1326
- ・環境 10 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例…………… 1330
- ・環境 11 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1334

<防衛省>

- ・防衛 01 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例…………… 1342
- ・防衛 02 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1348

3 点検項目ごとの評価の実施状況表…………… 1352

【資料】

- 資料 1 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）…………… 1360
- 資料 2 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）…………… 1369

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとしてされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（評価法第6条の規定に基づき各府省が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとしてされている（基本方針I-5-カ）。

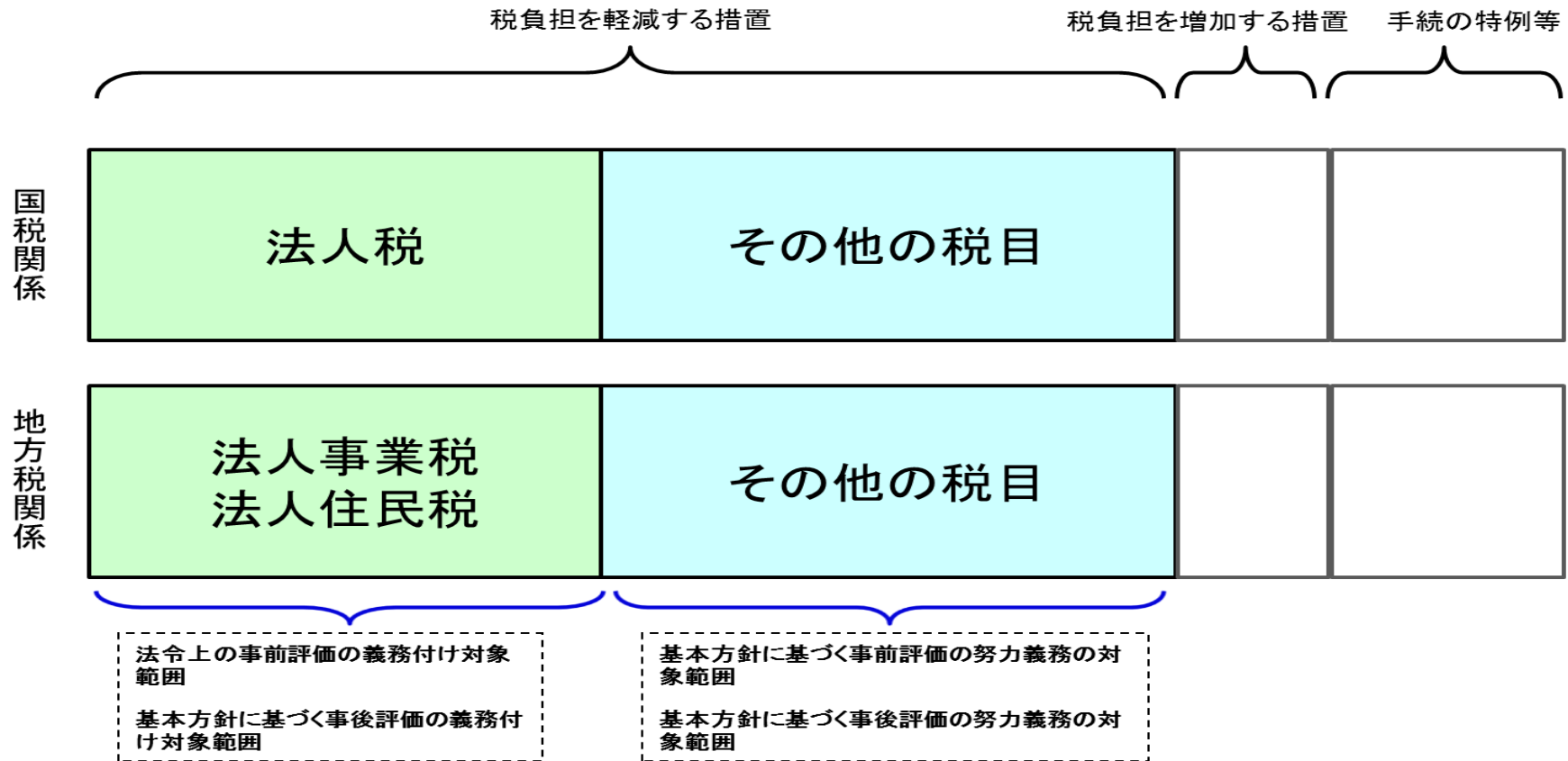
(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各府省は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各府省における検討作業や政府における税制改正作業に有益な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作

業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

(1) 点検の対象

平成26年度の税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は、12府省（内閣府、金融庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

の計224件であり、これら全てを点検の対象とした。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は185件、義務付け対象外となっている政策評価の評価書は39件であった（経済産業省23件、復興庁5件、内閣府4件、国土交通省4件、厚生労働省3件）。

評価書の点検実施件数の内訳は、図表2及び図表3のとおりである。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の点検実施件数

府省名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計		
内閣府	14	7	4	1	26	0	26
金融庁	1	2	5	0	8	1	9
復興庁	0	1	4	0	5	0	5
総務省	2	1	4	3	10	0	10
財務省	0	0	3	0	3	0	3
文部科学省	6	0	0	2	8	0	8
厚生労働省	8	1	3	6	18	1	19
農林水産省	2	1	8	6	17	0	17
経済産業省	19	13	13	6	51	0	51
国土交通省	18	3	16	3	40	23	63
環境省	6	0	1	2	9	2	11
防衛省	0	0	1	0	1	1	2
合計	76	29	62	29	196	28	224

(注) 「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において拡充及び延長の内容の要望が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による点検実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	22	4	26	0	0	0	22	4	26
金融庁	8	0	8	1	0	1	9	0	9
復興庁	0	5	5	0	0	0	0	5	5
総務省	10	0	10	0	0	0	10	0	10
財務省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
文部科学省	8	0	8	0	0	0	8	0	8
厚生労働省	15	3	18	1	0	1	16	3	19
農林水産省	17	0	17	0	0	0	17	0	17
経済産業省	28	23	51	0	0	0	28	23	51
国土交通省	36	4	40	23	0	23	59	4	63
環境省	9	0	9	2	0	2	11	0	11
防衛省	1	0	1	1	0	1	2	0	2
合計	157	39	196	28	0	28	185	39	224

(2) 点検の観点

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から主要な要素を点検項目（図表4参照）として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等他の政策手段と比した「相当性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明が不十分な項目については課題を指摘した。

なお、今年度の評価の実施に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、政策税制の政策評価について租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図ることとされ、ガイドラインにおいても、評価において租特透明化法及び地方税法(平成25年法律第226号)に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析することが位置付けられた。これらを踏まえ、「有効性」の分析・説明において、当該情報が用いられているかについて点検を実施した。

(3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、点検過程において、各府省に補足説明を求め、当該補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有益な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

(4) 点検結果

評価書224件の点検結果は、図表5及び図表6のとおりである。各府省の評価書では、分析・説明の内容が一定水準に達しているものは4件であった。各府省からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達しているものの総数は44件であった。評価書の大半(224件中180件)は、「有効性」の分析・説明が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後評価
	新設	拡充等	
租税特別措置等の合理性			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
租税特別措置等の有効性			
③達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
④過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑥将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑧将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑨過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑩将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑪過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑫将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
租税特別措置等の相当性			
⑬政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑭同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

府省名	分析・説明の内容が一定水準に達しているもの	分析・説明の内容が不十分なもの			合計	
		うち合理性	うち有効性	うち相当性		
内閣府	0 (0)	26 (26)	0 (9)	26 (26)	3 (19)	26
金融庁	0 (0)	9 (9)	2 (8)	9 (9)	1 (6)	9
復興庁	1 (0)	4 (5)	1 (4)	4 (5)	2 (5)	5
総務省	3 (0)	7 (10)	0 (3)	7 (10)	1 (5)	10
財務省	1 (1)	2 (2)	0 (2)	2 (2)	0 (0)	3
文部科学省	3 (0)	5 (8)	0 (2)	5 (8)	0 (6)	8
厚生労働省	4 (0)	15 (19)	4 (14)	15 (19)	3 (13)	19
農林水産省	8 (1)	9 (16)	2 (5)	9 (16)	0 (4)	17
経済産業省	13 (0)	38 (51)	5 (29)	38 (51)	7 (28)	51
国土交通省	6 (0)	57 (63)	11 (44)	57 (63)	6 (24)	63
環境省	3 (0)	8 (11)	4 (8)	8 (11)	4 (8)	11
防衛省	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2
合計	44 (4)	180 (220)	29 (128)	180 (220)	27 (118)	224

(注) 1 ()内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 事項要求に係る評価で、詳細が記述されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、分析・説明の内容が不十分なものとして分類。

3 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」なものの件数に一致しない。

図表6 義務付け対象・義務付け対象外ごとの点検結果

府省名	義務付け対象						義務付け対象外					
	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの				合 計	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの				合 計
		うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性				うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性		
内閣府	0	22	0	22	2	22	0	4	0	4	1	4
金融庁	0	9	2	9	1	9	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	1	4	1	4	2	5
総務省	3	7	0	7	1	10	0	0	0	0	0	0
財務省	1	2	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0
文部科学省	3	5	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	3	13	4	13	2	16	1	2	0	2	1	3
農林水産省	8	9	2	9	0	17	0	0	0	0	0	0
経済産業省	5	23	3	23	2	28	8	15	2	15	5	23
国土交通省	6	53	11	53	5	59	0	4	0	4	1	4
環境省	3	8	4	8	4	11	0	0	0	0	0	0
防衛省	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
合 計	34	151	26	151	17	185	10	29	3	29	10	39

(注) 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。

また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の分析・説明の内容について、不十分なものの組合せは、図表7のとおりであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の全てについて分析・説明の内容が不十分な評価が8件みられた。

図表7 分析・説明の内容が不十分なものの組合せ

府省名	合理性 有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 有効性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性のみ 分析・説明の 内容が不十分	有効性のみ 分析・説明の 内容が不十分	相当性のみ 分析・説明の 内容が不十分
内閣府	0	0	0	3	0	23	0
金融庁	0	2	0	1	0	6	0
復興庁	1	0	0	1	0	2	0
総務省	0	0	0	1	0	6	0
財務省	0	0	0	0	0	2	0
文部科学省	0	0	0	0	0	5	0
厚生労働省	1	3	0	2	0	9	0
農林水産省	0	2	0	0	0	7	0
経済産業省	1	4	0	6	0	27	0
国土交通省	1	10	0	5	0	41	0
環境省	4	0	0	0	0	4	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	21	0	19	0	132	0

(5) 課題を指摘した主な事項

ア 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

＜費用対効果の説明が不十分＞

費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、この分析・説明が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

＜適用実態・見込みの説明が不十分＞

租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。

租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握・予測されていない。

イ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

＜政策目的の根拠が不明＞

租税特別措置等によって実現する政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

<他の政策手段と比較した説明が不十分>

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

<他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、今年度で4年目を迎えた。初年度（平成22年度）は、全ての評価書について「合理性」、「有効性」又は「相当性」のいずれかの分析・説明に不十分な点があった。2年目以降は、点検過程において各府省から評価書の補足説明を求めており、これを踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は、2年目は16件、3年目は33件、今年度は44件となっている。なお、今年度の分析・説明の内容が一定水準に達した評価書44件のうち、当初の評価書で分析・説明の内容が一定水準に達していたものは4件あった。

それぞれの項目に着目すると、「有効性」については、いまだ多くの評価書において、特に費用対効果に関する分析・説明の内容に不十分な点があった。これについては、点検過程においてなされた補足説明により一定程度改善されたものの、費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であることから、今後も、分析・説明の内容の更なる充実を図ることが必要である。また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報の活用状況については、全体としてガイドラインの趣旨を踏まえた取組が行われたが、今年度の評価において活用が可能であったのは平成23年度の情報のみであったため活用に至らなかった事例も一部にみられた。今後は、更なる情報の蓄積が見込まれることから、「有効性」の分析において当該情報を活用することが一層求められる。

「合理性」及び「相当性」については、提出された評価書における分析・説明が不十分なものが多くあったが、点検過程においてなされた補足説明により、相当数が改善されたところである。

このように、各府省からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところであるが、補足説明の内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものである。また、過去に点検を実施した評価書で延長等のため今年度改めて提出されたものの中に、過去の点検においてなされた補足説明の内容が盛り込まれていなかったため過去の点検時と同様の課題を指摘したものがみられたが、評価を行う際には、過去の点検においてなされた補足説明の内容は、必要に応じて評価書に盛り込むべきである。このような点を踏まえ、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実を図る取組が必要である。

また、今後は、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各府省が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

〈点検結果の一覧表の見方〉

1. 「制度名」

各評価書に記載されている租税特別措置等（以下「租特」という。）の名称を記載している。

2. 「区分」

租特の要望区分等に応じて、以下を記載している。

新 設 : 租特の新設要望に係る評価を表す。

拡 充 : 租特の拡充要望に係る評価を表す。

延 長 : 租特の延長要望に係る評価を表す。

拡・延 : 租特の拡充及び延長要望に係る評価を表す。

事 後 : 期限の定めのない租特に対する評価などを表す。

3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載している。

4. 「分析・説明が一定水準に達している」

各府省が補足説明を行った結果、評価の分析・説明が一定水準に達したものに「☆」を記載している。

5. 「分析・説明が不十分」

点検結果の内容に応じて、「●」、「※」又は「—」を記載している。

● : 評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

※ : 点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。

— : 区分（新設及び事後）の性質上、記載の必要のないもの等。

／ : 措置内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの。

6. 「補足された評価に有益な説明」

評価書においては明らかでなかった事項について、点検過程において各府省から補足説明がなされることにより、評価に有益な情報が明らかにされた場合に「○」を記載している。

政策目的の根拠等 : 租特の背景にある政策目的が、法律や閣議決定等に規定されるなど、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。

当初の目標の達成状況等 : 当初（租特創設時や前回要望時）の目標が達成されているか否かが説明されているか。
租特を継続する理由（達成されていない場合は、その原因分析も併せて）が説明されているか。

僅少・偏り : 適用数が当初の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。

税収減の是認効果等 : 租特による税収減に見合う有効性（費用対効果）が説明されているか。

租特の手段をとる必要・適切性 : 他の政策手段（補助金や規制等）と比較して、租特の手段をとることが適切であると考えられる理由が説明されているか。

他の支援措置との役割分担 : 他の政策手段がある場合に、租特との役割分担がなされていることが説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明					
					合理性		有効性		相当性	合理性		有効性		相当性	
					政策的根拠	目標等	当初達成率	の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	のを必須と割	他援と割	支置役担
内閣府															
内閣01	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	拡充	有			※	●	●				○	○	○	
内閣02	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	延長	有			※	※	●		※		○	○	○	○
内閣03	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○	
内閣04	特定収入に係る消費税制上の所要の措置	新設				—	—	●	※			—	—	○	○
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	拡・延	有			※	※	●		※		○	○	○	○
内閣06	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○
内閣07	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	新設	有			—	—	●		※		—	—	○	○
内閣08	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	新設	有			—	—	●		※		—	—	○	○
内閣09	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	延長				※	●	●	※	※		○	○	○	○
内閣10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	拡充	有			※	※	●		※		○	○	○	○
内閣11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	新設				—	—	●		※		—	—	○	○
内閣12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	延長				※	※	●	●			○	○	○	
内閣13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●	※			—	—		○
内閣14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	新設	有			※	—	—	●			○	—	—	
内閣15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※		—	—		○
内閣16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	有			※	●	●		※		○	○	○	○
内閣17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●	●			—	—		
内閣18	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—		
内閣19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●				○	○	
内閣20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●	●			○	○	
内閣21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●				○	○	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明					
					合理性		有効性		相当性	合理性		有効性		相当性	
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減税等租手と要切	のを必適用の他援と割	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減税等租手と要切
内閣22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	●					○	○		
内閣23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	※	●	※			○	○	○	○
内閣24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○
内閣25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○
内閣26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○
金融庁															
金融01	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	延長	有			※	※	●	●	●		○	○	○	
金融02	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	延長	有			※	※	※	●	※		○	○	○	○
金融03	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	有				●		●			○		○	
金融04	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	有				●		●	※		○		○	○
金融05	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	拡充	有				※	※	●			○	○		
金融06	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	延長	有				※	※	●		※	○	○	○	○
金融07	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	拡充	有				※	●	●			○	○	○	
金融08	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有				—	—	●		※	—	—	○	○
金融09	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	事後	有				※	※	●	※	※	○	○	○	○
復興庁															
復興01	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	延長					●	●	●	●	※		○	○	○
復興02	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	延長					※	※	●	※		○	○	○	○
復興03	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	拡充		☆			※	※	※	※		○	○	○	○
復興04	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	延長						●	●	●	●		○	○	○
復興05	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）	延長					※	※	●	※		○	○	○	○

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明						
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性		
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	のを必須と特段の割	他援と割	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
総務省																	
総務01	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○	○	
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例	延長	有				※	●	※				○	○	○		
総務03	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—	※	※	※		—	—	○	○	○	
総務04	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	有			※	※	●				○	○	○			
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○	○			
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡・延	有	☆			※	※					○	○			
総務07	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長	延長	有			※		●	※			○	○	○	○		
総務08	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	有			※	※	●				○	○	○	○		
総務09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有					●	●					○			
総務10	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●	●				○	○			
財務省																	
財務01	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長	延長	有	☆													
財務02	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	有			※		●				○		○			
財務03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	延長	有			※		●				○		○			
文部科学省																	
文科01	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○		
文科02	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○		
文科03	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○		
文科04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○	○			
文科05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○	○			
文科06	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○	○	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明							
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性			
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	のを必須と性	他援と割	支置役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
文科07	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※	○	—	—	○	○	○		
文科08	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置	新設	有		※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○		
厚生労働省																		
厚労01	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設		☆	※	—	—	※		※	○	—	—	○		○		
厚労02	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し	新設	有		●	—	—	●				—	—					
厚労03	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	新設				—	—	●	※	●		—	—		○			
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	拡・延	有			●	※	●	※			○	○	○				
厚労05	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	有		※		※	●	※	※	○		○	○	○	○		
厚労06	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	拡・延	有			※	※	●		※		○	○	○		○		
厚労07	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充	拡充				※	※	●				○	○	○				
厚労08	公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長	有		※	※	●	●	●		○	○						
厚労09	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有			—	—	●		※		—	—	○		○		
厚労10	交際費課税の見直し	拡・延	有			●	●	●	●			○		○				
厚労11	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆	※		※	※			○		○	○				
厚労12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○			
厚労13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○			
厚労14	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—		○			
厚労15	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	有			※	※	●				○	○	○				
厚労16	中小企業投資促進税制	拡・延	有			※	※	●				○	○	○				
厚労17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※	○	—	—	○	○	○		
厚労18	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆	※		※	※			○		○	○				
厚労19	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	有			●	●	●		※				○		○		

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明										
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性						
					政策的根拠	目標等	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	収果の効	減認等	租手と要切	のを必須と性	他援と割	支置役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	収果の効	減認等	租手と要切	のを必須と性
農林水産省																					
農水01	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	延長	有						●	※									○	○	
農水02	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	延長	有	☆																	
農水03	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	拡・延	有	☆		※	※	※							○	○	○				
農水04	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）	拡・延	有						●												
農水05	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）	拡・延	有	☆					※										○		
農水06	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	拡・延	有	☆																	
農水07	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	有						●										○		
農水08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	延長	有			※	※	●							○	○	○				
農水09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	延長	有			※	※	●							○	○	○				
農水10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	延長	有	☆					※										○		
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	拡充	有			●	※	●							○	○	○				
農水12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	延長	有			●	※	●		※					○	○	○				○
農水13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	新設	有			※	—	—	●		※	○	—	—	○	○	○				○
農水14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有					●	●										○		
農水15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆				※	※										○	○	
農水16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡・延	有	☆				※	※										○	○	
農水17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆			—	—	※	※	※				—	—	○	○	○	○	○

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明								
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性				
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	のを必須と割	他援と割	支置役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切
経済産業省																			
経産01	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設	新設	有			—	—	●		※		—	—						○
経産02	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○				○
経産03	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○					
経産04	車体課税の抜本的見直し	拡充				※	●	●	●			○		○					
経産05	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長	有			※	●	※	●	※	※	○		○	○	○	○	○	○
経産06	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備	新設				—	—	●		●		—	—	○					
経産07	中心市街地活性化のための税制措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○					
経産08	海外投資等損失準備金の延長	延長	有			※	※	※	●			○	○	○	○				
経産09	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	新設				—	—	●				—	—	○					
経産10	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法89条の2）	拡充		☆	※	※	※	※				○	○	○	○				
経産11	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法89条の3、89条の4、90条、90条の2）	拡充		☆	※	※	※	※				○	○	○	○				
経産12	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4）	拡充		☆	※	※	※	※				○	○	○	○				
経産13	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4の2）	拡充		☆	※	※	※	※				○	○	○	○				
経産14	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の5）	拡充		☆	※	※	※	※		※		○	○	○	○				○
経産15	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の6の2）	拡充		☆	※	※	※	※		※		○	○	○	○				○
経産16	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設			※	—	—	●				○	—	—	○				
経産17	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●				—	—	○					
経産18	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●		※		—	—	○					○
経産19	原子力発電施設解体準備金の見直し	拡充	有			※	※	●		※		○	○	○					○
経産20	アジア拠点化のための税制措置の延長	延長	有					●						○					
経産21	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長	延長				※	※	●	※			○	○	○	○				

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明							
					合理性		有効性		相当性	合理性		有効性		相当性			
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等租手と要切	のを必須と割	他援と割	支置役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等租手と要切
経産22	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）	延長			※	●	●	●			○		○				
経産23	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	有		※		※	●	●		○		○				
経産24	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設	新設				—	—	●		※			○				○
経産25	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	※				○		○		
経産26	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○		○		
経産27	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	有				※	※	●				○		○		
経産28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	有				※	※	●				○		○		
経産29	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	延長	有	☆				※							○		
経産30	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆			—	—	※	※	※		—	—	○	○	○
経産31	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有				—	—	●		※		—	—	○		○
経産32	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	新設					—	—	●	※	●		—	—		○	
経産33	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	延長					●	●	●	●	※				○	○	○
経産34	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	拡充		☆			※	※	※	※			○	○	○	○	
経産35	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	延長						●	●	●	●				○	○	○
経産36	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●						○	○	
経産37	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●	●					○	○	
経産38	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有					※	●						○	○	
経産39	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有					※	※	●	※				○	○	○
経産40	中心市街地活性化のための税制措置の創設	新設	有				—	—	●						—	—	○
経産41	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充	拡・延	有					※	●	●		※			○	○	○
経産42	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有					※	—	—	●		※		○	—	○
経産43	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有	☆				※	—	—	※				○	—	○

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明								
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性				
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	のを必須と割	他援と割	支役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切
経産44	鉱区税のみなし期間に関する措置	新設		☆	※	—	—	※		※	○	—	—	○					○
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	延長				※	●	●				○	○	○					
経産46	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○	○					
経産47	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長	延長				※	※	●				○	○	○					
経産48	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	新設			※	—	—	●	※		○	—	—	○	○				
経産49	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）	延長	有		※		※	●	※	※	○		○	○	○	○			○
経産50	所得拡大促進税制の見直し	拡・延	有			●	/	/		※		/	/						○
経産51	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し	拡・延	有			●	/	/		※		/	/						○
国土交通省																			
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※					○	○					
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆			※	※	※				○	○	○				
国交03	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	新設			※	—	—	●	※		○	—	—	○	○				
国交04	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設	新設	有	☆		—	—	※	※	※		—	—	○	○	○			○
国交05	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有					●	●						○				
国交06	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	延長						※	●	●				○	○				
国交07	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長	延長	有					※	●	※				○	○	○			
国交08	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長	延長	有					※	※	●	※	※		○	○	○	○		○
国交09	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	延長	有		※	※			●				○	○		○			
国交10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	拡充	有					※	※	●				○	○				
国交11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設	新設	有		※	—	—		●				○	—	—	○			
国交12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	新設	有		※	—	—		●				○	—	—	○			
国交13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設	新設	有		※	—	—		●	●			○	—	—	○			

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明					
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切性を適切に把握している	他援と割の分の措置の支置負担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
国交14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○	
国交15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有				●	●				○	○			
国交16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●			○	○	○			
国交17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●	※	●		—	—	○	○	
国交18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●	※			—	—	○	○	
国交19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	新設	有		※	—	—	●			○	—	—			
国交20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	延長	有			※		●				○		○		
国交21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）	延長				※	※	●	※			○	○	○	○	
国交22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	有			※	●	●		※		○	○	○	○	○
国交23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○		
国交24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—			
国交25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※		—	—			○
国交26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	延長				※	※	●	※			○	○	○	○	
国交27	J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	有	☆		※		※				○		○		
国交28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	有	☆		※		※				○		○		
国交29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●	●			—	—			
国交30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充	拡・延	有			●	※	●					○	○		
国交31	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●			○	○	○	○		
国交32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—					—	—			
国交33	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—					—	—			
国交34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○		
国交35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●				—	—			

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明					
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
					政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切性を必用とする	他援と割分の措置の支置役担	政策的根拠	当初目標達成等の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
国交36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	拡充	有			※	●					○	○			
国交37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有				●						○			
国交38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	新設	有		—	—	●					—	—	○		
国交39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	延長	有		※		●	※				○		○	○	
国交40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有		※	※	●	※				○	○	○	○	
国交41	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※		●		※			○		○	○	
国交42	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●				○	○	○	○	
国交43	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●				○	○	○	○	
国交44	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有		※	※	※	●				○	○	○	○	
国交45	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	※	※	●				○	○	○	○	
国交46	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	事後	有			※	※	●					○	○	○	
国交47	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	●	●	●	※				○	○	○	
国交48	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	●	●	●					○		○	
国交49	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有		※	●	●	●	※				○	○	○	
国交50	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	●	●					○	○	○	
国交51	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	●	●	●	※			○	○	○	
国交52	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●	※	※			○	○	○	
国交53	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有	☆	※	※	※	※	※	※			○	○	○	
国交54	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	●	●	●					○	○	○	
国交55	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			●	●	●					○	○	○	
国交56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			●	※	●					○	○	○	
国交57	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●					○	○	○	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明						
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性		
					政策的根拠	当初目標等の達成状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切性を適切に把握している	他援と割分の措置	支置役担	政策的根拠	当初目標等の達成状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
国交58	中部国際空港整備準備金	事後	有		※		●	●	※		○						○
国交59	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●			○	○	○	○			
国交60	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有		※	※	※	●			○	○	○	○			
国交61	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	※	●			○	○	○	○			
国交62	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	※	●			○	○	○	○			
国交63	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※		●				○		○			
環境省																	
環境01	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	新設	有			—	—	●				—	—	○			
環境02	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設	新設	有			—	—	●	※			—	—	○	○		
環境03	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○		
環境04	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長	延長	有		●	※	●	●	●		○	○	○				
環境05	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—					—	—				
環境06	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※	○	—	—	○	○	○	
環境07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆	※		※	※			○		○	○			
環境08	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆	※	※	※	※			○	○	○	○			
環境09	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※		—	—				○
環境10	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有		●	●	●	●	●		○						
環境11	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		●	●	●	●	●		○						
防衛省																	
防衛01	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	有	☆													
防衛02	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆													

2 点検結果表

<点検結果表の見方>

1. 「制度名」
各評価書に記載されている租特の名称を記載している。
2. 「税目」
評価の対象となった当該租特の税目を記載している。
3. 「区分」
[新設] は租特の新設要望に係る評価、[拡充] は租特の拡充要望に係る評価、[延長] は租特の延長要望に係る評価、[事後] は期限の定めのない租特に対する評価を表す。
4. 「評価の実施状況」
各点検項目について、2から4の区分を設けており、該当する区分を「■」で示している。
5. 「課題」
[○] 印：各点検項目において、数値が示されていない、分析内容が妥当でない、又は、論理的でないといった課題（疑問点・問題点等）があることを表す。
[※] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したことを表す。
[◎] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題の一部が解消したことを表す。なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題について記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。
6. 「① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け」
[明らかな]：租特により実現しようとする政策目的の根拠・政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされていることを表す。
[明らかなでない]：当該根拠・位置付けが明らかにされていないことを表す。
7. 「② 所期の目標が達成していない状況」
[達成されていない]：所期の目標について、いまだ達成されていないことが説明されていることを表す。
[達成されている]：所期の目標について、既に達成されていることが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該状況について説明されていないことを表す。
8. 「③ 達成目標及び測定指標」
[定量化]：租特により達成しようとする目標に係る定量的な測定指標が設定されていることを表す。
[定性的記述]：当該目標に係る定性的な測定指標が設定されていることを表す。
[説明なし]：当該目標に係る測定指標が説明されていないことを表す。

9. 「④ 適用数等の実績把握」
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。
[定量化(根拠なし)]：適用数等は定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
[定性的記述]：適用数等が定性的に把握されていることを表す。
[把握なし]：適用数等が評価書において把握されていないことを表す。
10. 「⑤ 僅少・偏りのない状況」
[説明あり]：租特の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っていないかが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
11. 「⑥ 適用数等の将来予測」
[定量化]：適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。
[定量化(根拠なし)]：適用数等が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
[定性的記述]：適用数等が定性的に予測されていることを表す。
[予測なし]：適用数等が評価書において予測されていないことを表す。
12. 「⑦ 減収額の実績把握」
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
[把握なし]：減収額が評価書において把握されていないことを表す。
13. 「⑧ 減収額の将来予測」
[定量化]：減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
[予測なし]：減収額が評価書において予測されていないことを表す。
14. 「⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握」
[把握あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が把握されていることを表す。
[把握なし]：当該効果・状況について把握されていないことを表す。
15. 「⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測」
[予測あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が予測されていることを表す。
[予測なし]：当該効果・状況について予測されていないことを表す。
16. 「⑪ 税収減是認の効果の実績確認」
[説明あり]：税収減を是認するような効果が確認されていると説明されていることを表す。
[説明なし]：当該効果が確認されていないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。

17. 「⑫ 税収減是認の効果の将来見込み」
[説明あり]：税収減を是認するような効果が見込まれると説明されていることを表す。
[説明なし]：当該効果が見込まれないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。
18. 「⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性」
[説明あり]：補助金や規制など様々な政策手段がある中で、租特の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
19. 「⑭ 他の政策手段との役割分担」
[他の政策手段はない]：同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないことを表す。
[説明あり]：他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担が説明されていることを表す。
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
20. 「【課題の説明】」
各点検項目における評価の課題について、各府省からの補足説明も踏まえて記載している。
21. 「<点検結果表の別紙>」
各点検項目について、各府省からの補足説明等の内容を記載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
内閣02	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
内閣03	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
内閣04	特定収入に係る消費税制上の所要の措置
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長
内閣06	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設
内閣07	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設
内閣08	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和
内閣09	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長
内閣10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充
内閣11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設
内閣12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
内閣13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
内閣14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
内閣15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
内閣16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
内閣17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
内閣18	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設
内閣19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
内閣20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
内閣21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充
内閣22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
内閣23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
内閣24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
内閣25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
内閣26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、企業再生税制について、平成22年度3社、23年度2社、24年度5社、登録免許税について、平成22年度2社、23年度6社、24年度1社と把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される支援対象の過去の実績から想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、25年3月の機構法改正により新たな業務方法が追加されていることなどから、特例措置の一部拡充を要望するもの。
法改正により、新規業務も加えた上での今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。（なお、昨年度の税制改正要望時の目標と今回の目標は同じ）
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
・ 企業再生税制の旧機構2件、当機構4件及び登録免許税の旧機構7件の件数については、あくまでも本租税特別措置が認められていれば適用することができたであろう件数である。現在のところ、本租税特別措置は認められていないため、本スキームに係る過去の実績はない。
・ これまでの租税特別措置の適用実績は以下のとおりである。
（企業再生税制）平成22年度：3社（16,136百万円）
23年度：2社（5,512百万円）
24年度：5社（62,939百万円）
（登録免許税）平成22年度：2社（11百万円）
23年度：6社（21百万円）
24年度：1社（1百万円）
・ 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わり得るものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、所期においても本租税特別措置に係る適用数等の想定は行っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
総支援件数を年間21件と試算しており、
・ 企業再生税制の各年度の適用見込件数は、 $21 \text{ 件} \times 57.1\% = 11 \text{ 件}$
・ 登録免許税に係る措置の各年度の適用見込件数は、 $21 \text{ 件} \times 25.0\% = 5 \text{ 件}$
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充 (国18)(法人税・義・登録免許税・外) (地17)(法人住民税・事業税・義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	1. 企業再生税制の適用の拡大 平成25年3月の機構法改正により、地域経済活性化支援機構(以下、「当機構」という。)が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制の対象とすること(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項)。 2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大 現状当機構に認められている登録免許税の非課税措置の適用要件については、当機構が債権買取により担保権を移転した場合に限定されているが、以下の場合にも適用要件を拡大すること(地域経済活性化支援機構法第60条)。 ① 債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の移転 ② (担保権の移転ではない)債権買取もしくは債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の抹消・再設定又は新規貸付による担保権の新規設定
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1. 企業再生税制 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成21年度:本措置の拡充を要望し認められた。 ・平成25年度:企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の改組に伴い、当機構においても引き続きその対象とすること及び適用要件の緩和を要望し認められた。 2. 登録免許税の非課税措置 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成25年度:旧機構の改組に伴い、当機構においても引き続き非課税措置を認めること及び適用範囲の拡充を要望し認められた。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な

		企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例及び登録免許税の非課税措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、今回更に法改正による業務の拡充に併せて税制上の措置を拡充することにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。 このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 1. 企業再生税制について 上記「要望の内容1.」の機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は58件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者調整のみのニーズがあったと想定される件数

	<p>旧機構:2件(7.1%)、当機構:4件(57.1%) ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計 : 110件</p> <p>④ ③×57.1%(※②より)=58件 (注)ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない。</p> <p>2. 登録免許税の減免または軽減について 上記「要望の内容2.」の①及び②に該当するスキームの見込み件数は25件以上</p> <p>【算出方法】 ① 旧機構において本スキームに該当した件数 : 7件(25.0%) ※今回の税制改正要望が認められた場合、本スキームの活用が大幅に増加することが見込まれる ② 今後、当機構で見込まれる支援決定件数 : 100.8件(※上記1.③より) ③ ②×25.0%(※①より)=25件</p>
②: 減収額	<p>再生支援対象事業者の規模や財務状況により、債務免除益や資産評価損益、期限切れ欠損金の金額は大きく異なるほか、担保に供している不動産等の数も異なることから、減収見込み額を算出することは困難。</p>
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 税制上の所要の措置を講ずることにより、企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	府省名	内閣府
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/> 〇
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし ※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし 〇
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし 〇
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし 〇
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし 〇
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※

「〇」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、企業再生税制や登録免許税の減免等、他の政策手段の効果や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成23年度から25年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、期限が切れる当該措置を当機構が業務終了により解散するまで（最長で34年度まで）延長するもの。
よって、今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当然に前回の目標と一致しており、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。
- ④⑥ 適用数等の実績把握及び将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 本件にかかる特例措置の要望事項は、「法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の延長」であり、これまでも年度ごとに特例措置を適用している（法人事業税の資本割という性格上、毎年度1回適用される）。
 - ・ 地方税法に基づき把握される情報により、地方税法附則第9条を根拠に18,129,800千円の適用を確認している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
毎年度1回適用されるものであるため、所期の想定とかい離していない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 過去の減収額は、平成23年度：15百万円、24年度：2百万円、25年度：19百万円。平成24年度の減収額については、個別支援先に対する貸付金・保証が株式に切り替わったため、減収額が小さくなっている。
 - ・ 各年度とも、資本割に係る特例措置がなかった場合における資本金額に税率を乗じて算定した額から、資本金の額を20億円とする特例措置を講じて算定した額を差し引き、算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長 (地22)(法人事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(当機構の業務完了により解散するまでの期間(最長34年度まで))を要望するもの(地方税法第72条の12第1項第1号、地方税法附則第9条第11項)。
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、平成21年4月1日から旧機構の業務完了期限である26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、現行の特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 今回の要望は、実質的に1回目の延長要望である。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた当該特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、その適用は平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限られている。今回延長の措置を講ずることにより、当機構において、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。 《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。

		このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数の増加 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		8 有効性等 ① 適用数等 今後、当機構で見込まれる支援件数は約101件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計:110件
	② 減収額	各年度44百万円の見込み。 【算出方法】 ① 特例措置適用前 資本金額 23,084,800,000円×税率(東京都)0.21%=48,478,080円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円×税率(東京都)0.21%=4,200,000円 ③ ①-②=44,278,080円

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置を講ずることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（負債を早期かつ確実に返済する）の実現状況の将来予測について、定性的に「関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- 本租税特別措置の目標値及び達成時期は、コンセッション期間の終了時において、関空の整備に要した費用に係る債務が0になることである。
 なお、コンセッション期間については、コンセッション契約（早ければ平成26年度中に締結予定）において確定される。
 - 測定指標については、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設 (国25)(法人税:義) (地25)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識する。
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室 (国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室が主要望部局となる共同要望)
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	関空・伊丹（以下「両空港」）に係る運営権の設定期間中
7	① 必要性等 ② 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業の早期事業化を実現させ、「今後10年間で2～3兆円の公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」の普及に弾みをつけることで、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。 ・関空を運営していた関西国際空港株式会社は、同空港の海上建設により多額の事業費を要したこと等の理由から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、4千メートル級の滑走路を2本有し、完全24時間運用という関空本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することが困難な状況となっていた。 ・こうしたことから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を目的として、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「経営統合法」）に基づき、新関西会社の下で、平成24年7月1日に関空と収益性に優れた伊丹との経営統合が行われた。 ・上記目的を達成するため、経営統合法では、両空港に係る公共施設等運営権の設定（以下「コンセッション」）を適時かつ適切な条件で実施することを新関西会社の責務として定めている。 ・このため、同社は、LCC（格安航空会社）の拠点化等による旅客ネ

【新設/延長・拡充】

	<p>ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等の取組を積極的に進めており、これにより両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととしている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）</p> <p>国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。</p> <p>○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。 <p>③社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。 ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増
--	--

	<p>大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>④国土交通省成長戦略会議報告書（平成22年5月17日）（抜粋）</p> <p>関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹（大阪国際空港）の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p> <p>⑤PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）</p> <p>3 目標及び具体的取組</p> <p>民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。</p> <p>(1)公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円</p> <p>公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）は、空港、上下水道、道路をはじめとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である。一定の運営リスクを民間事業者に移転するとともに、将来の利用料金収入やコスト削減等を踏まえた公共施設等運営権対価を徴収することにより、施設の建設に要した費用等の回収が可能となる。本類型の事業を推進するため、以下の取組を推進する。</p> <p><具体的取組></p> <p>○ 空港、上下水道事業における公共施設等運営権制度の積極的導入</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】</p> <p>5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑥民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）</p>
③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッション（公共施設等運営権の設定）を行い、負債を早期かつ確実に返済する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 コンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済により、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 ・将来推計 新関空会社の中期経営計画（平成24年10月26日公表）では、早ければ平成26年度にも公共施設等運営権の設定を行うこととしており、これにより、運営権者が新関空会社に支払う対価について、適用されることが見込まれる。
		② 減収額 ・将来推計 — ※コンセッション対価等が現時点で見通せないため、減収額は不明。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度) 本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となり、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度) 本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となることから、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～30年度) 公共施設等運営権の設定に係る対価について、合理的な期間配分方法ではなく、一括で益金認識されることにより、設定当初時の法人税の課税額が多額に上ることが見込まれることから、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が難しくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 公共施設等運営権は、管理者(新関空会社)による ・継続的な支配・管理があること、 ・途中で残存事業期間分に相当する運営権対価の返還義務が生じうること、 という法的性質を有することから、運営権の対価についても、受取時に一括で益金認識するのではなく、存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識することが合理的であり妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割 政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。 一方、本措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を目的とするものである。

		分担	ため、役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力を担う相当性	本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力を担う相当性がある。
10	有識者の見解	—	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定収入に係る消費税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、適用数の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用者数の見込みについて、適切な算定根拠に基づき、適用者数を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
特定非営利活動促進法上、個別法人が作成・開示すべき財務情報では、個別法人の消費税の特定収入及び控除対象仕入税額等の把握はできないことから、現時点では、本租税特別措置による影響を把握することは困難である。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③<税込減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入税額控除からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、他の政策手段による解決・補完を図ることは適当ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定収入に係る消費税制上の所要の措置 (国1)(消費税:外) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	消費税の仕入税額控除の特例について、特定非営利活動法人の課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする事で、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>共助によって支え合う社会の実現のためには、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展が必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日 閣議決定）第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1) 特色を活かした地域づくり (都市再生・まちづくり、地域活性化等)</p> <p>地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。</p> <p>・特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）（目的）第1条</p> <p>「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑧市民活動の促進</p>

【内閣04】

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、特定非営利活動法人の活動環境が整備される。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）数の増加。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人の活動基盤が整備されることで、特定非営利活動が活発化する。
8	有効性等	① 適用数等	特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）
		② 減収額	・ 個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点（平成 25 年 5 月末）において、約 48,000 の特定非営利活動法人が誕生しており、東日本大震災における復興支援活動をはじめとする特定非営利活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、特定非営利活動が活発化することが見込まれる。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕入控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。 ・ 寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を特定非営利活動法人に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・ 助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・ 特定収入に係る仕入税額控除の特例についての所要の措置は、消費税法上の規定の改正要望であるため、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	・ 当該要望は、消費税（国税）に係るものである。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における計画の目標達成状況、各特区における新規施設投資額、各特区内における企業の新規立地件数等）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせる手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 前回要望時である制度創設時には、目標及びその達成状況を、「規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。」としていたところ。
- これ以降、総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、初期の目標が達成される段階にない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 過去の実績については、平成23年度での適用実績はなかった。
- 平成23年度の租特透明化法に基づく実態調査結果は次のとおり。
- ・租税特別措置法の条項（特別償却又は投資税額控除）42の11、68の15（所得控除）60の2、68の63の2
 - ・適用件数（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 - ・適用額（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
- なお、平成23年度については、適用件数が0であるため、地方税法に基づき把握される情報を用いることは困難である。
- 平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人の適用があった。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 所期の想定では、国際戦略総合特区5特区において計25法人の適用があると仮定していた。
- 平成24年度の適用実績については、国際戦略総合特区の7特区中5特区において、27法人に適用されているため偏りはないと考える。また、適用実績のない2特区を含め、全ての特区におけるアンケート調査によると、特区事業の取組も徐々に進んできており、今後更なる活用を希望していると回答があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、過去の実績（平成24年度）との推計数値の乖離については、総合特区制度は23年に創設されたものであり、税制上の優遇措置の適用件数は今後増加することが見込まれるため、乖離が生じている。
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「(①特別償却又は投資税額控除は)平成25年度70法人、平成26年度70法人」等と推計しているが、これは各特区へのアンケート等の結果に基づくものである。

【内閣05】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果については、前述④を参照。
平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人、減収額22.1億円と算出。

設備等の取得価額及び特償実施額又は税額控除実施額は、自治体からのヒアリング値を引用している。

（特別償却による減収額）	362百万円
・建物及びその附属設備等	49百万円
・機械・装置	313百万円
（税額控除による減収額）	1,852百万円
・建物及びその附属設備等	1,154百万円
・機械・装置	698百万円
平成24年度減収額＝362百万円＋1,852百万円＝2,214百万円	

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「①特別償却又は投資税額控除は平成25年度59.5億円、平成26年度59.5億円」等と推計しているが、これは各特区へのアンケート結果等に基づく適用法人数及びこれまでの取得価額等の実績額から算出した。

過去の実績（平成24年度）との推計数値の乖離については、総合特区制度は23年に創設されたものであり、税制上の優遇措置の適用件数は今後増加することが見込まれるため、乖離が生じている。

本租税特別措置等の減収額の将来推計は以下のとおり算出

○26条（特別償却・投資税額控除）

- ・1法人当たりの取得価額：平成24年度の実績から算出
機械装置277,308（千円）、建物等571,077（千円）、器具備品39,063（千円）
- ・特別償却と投資税額控除の適用割合 1/2
- ・適用法人数：各特区へのアンケートから算出 70法人
- ・1法人当たりの減収額（単位：千円）
特別償却＝取得価額×償却割合（50%・25%）×法人税率（25.5%）
機械装置：35,357、器具備品：4,980、建物等：36,406
投資税額控除＝取得価額×控除割合（15%・8%）×法人税率（25.5%）
機械装置：41,596、器具備品5,859、建物等45,687
- ・計算式（単位：百万円）
76,743（特償を適用した場合の1法人の減収額）×0.5（適用割合）×70（適用法人）＝2,686
93,142（税額控除を適用した場合の1法人の減収額）×0.5（適用割合）×70（適用法人）
＝3,260
- ・合計 5,950百万円

○27条（所得控除）（単位：百万円）

- ・課税所得：20,247
289,242（百万円）1法人当たりの課税所得×適用法人数：70法人
- ・所得控除率40%
- ・法人税率25.5%
- ・計算式

課税の特例がない場合の法人税額：20,247×25.5%＝5,163

課税の特例がある場合の法人税額：20,247×40%×25.5%＝3,098

減収額：5,163－3,098＝2,065

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除、法人実効税率の低減のための所得控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長 (国11)(法人税:義) (地9)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p><現行制度の概要> ①特別償却又は投資税額控除 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50%（建物等25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可） ・設備等取得の期間：法人指定の日から平成26年3月31日まで</p> <p>②所得控除 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。 ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 ・主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施</p> <p><要望内容> ①特別償却又は投資税額控除 イ. 延長 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の15において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>②所得控除 イ. 延長 総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第60条の2及び第68条の63の2において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>ロ. 事業の専ら要件の緩和 総合特別区域法第27条及び同施行規則第18条に定められている、法人が実施する事業を特定事業に限定する要件を緩和する。</p> <p>ハ. 区域の専ら要件の緩和</p>

	<p>総合特別区域法第27条及び同施行規則第18条に定められている、法人が実施する事業の区域及び法人が有する施設の区域の限定を緩和する。</p> <p>二. 本税制を活用するための規制の特例措置の範囲拡大 総合特別区域法第2条2項2号ロ及び同施行規則第2条に定められている、規制の特例措置の範囲の限定を緩和し、法附則第3条の訓令又は通達に関する措置も対象とする。</p> <p>ホ. 所得控除率の引き上げ 租税特別措置法第60条の2第1項に定められている、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得控除率を、現行の百分の二十から引き上げる。</p> <p>③統括事業を実施する法人の要件緩和 イ. 特定多国籍企業による研究開発等の促進に関する特別措置法（以下「アジア拠点化法」）に合わせた要件緩和 総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、統括事業に常時使用する従業員の年間給与の合計額の初年度及び最終年度の見込み額を、現行のそれぞれ8千万円以上、1.5億円以上から、アジア拠点化法並びの7千万円以上、1.3億円以上に緩和する。 また、5億円以上の出資要件における出資先の範囲を、現行から、アジア拠点化法並びに緩和する。</p> <p>ロ. 資本金額及び出資要件の緩和 総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、1億円の資本金要件を撤廃し、また5億円以上の出資要件を5千万円に緩和する。</p>						
3	担当部局						
4	評価実施時期						
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯						
6	適用又は延長期間						
7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1361 922 1480 1123">① 政策目的及びその根拠</td> <td data-bbox="1480 922 2101 1123"> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 （産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1123 1480 1251">② 政策体系における政策目的の位置付け</td> <td data-bbox="1480 1123 2101 1251"> <p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1251 1480 1348">③ 達成目標及び測定指標</td> <td data-bbox="1480 1251 2101 1348"> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> </td> </tr> </table>	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 （産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。）</p>	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p>	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p>
① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 （産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。）</p>						
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p>						
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p>						

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>活用実績</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成24年度（実績） 27 法人 平成25年度（見込） 70 法人 平成26年度（見込） 70 法人</p> <p>②所得控除</p> <p>平成24年度（実績） 適用なし 平成25年度（見込） 適用なし 平成26年度（見込） 70 法人</p>
		<p>② 減収額</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成24年度減収額（実績） 22.1 億円 平成25年度減収額（見込） 59.5 億円 平成26年度減収額（見込） 59.5 億円</p> <p>②所得控除</p> <p>平成24年度減収額（実績） なし 平成25年度減収額（見込） なし 平成26年度減収額（見込） 20.6 億円</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成26年度）</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成26年度）</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成24年度～平成26年度）</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24年度～平成26年度）</p> <p>平成24年度における指定法人数が27法人で、それに対する総設備取得額が271億円だった。租税特別措置がなければこれらの設備投資を想定することができなかったため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における、ベンチャーファンドからベンチャー企業への出資額等の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、効果の説明について、本租税特別措置等がどの程度寄与するか明らかでないため（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において計8社の適用があるものと仮定している。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において3.83億円と推計している。
減収額は、次のとおり算出しており、適用件数及びファンド組成の諸元に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。
- 減収額＝ファンド組成数（A）×ファンド総額（B）×国内企業投資割合（C）
×黒字企業申告割合（D）×法人税率（E）
- ・（A）ファンド組成数（件）：「2012年設立ベンチャーファンド集計結果」による
2（件）＝11（2012国内での設立ファンド数）×20%（関西圏の経済規模割合）
 - ・（B）ファンド総額（億円）：「2012年ベンチャーキャピタル等投資動向調査」による
40億円（≒38.6億円）※1件当たりの平均ファンド総額
 - ・（C）国内企業投資割合（%）＝100%－（個人出資比率＋公共出資比率＋海外出資比率）
75（%）＝100－（9.8%＋6.3%＋10.5%）
 - ・（D）黒字企業申告割合：平成23事務年度法人税等の申告（課税）実績の概要（国税庁）
25（%）≒25.2%
 - ・（E）法人税率：25.5%
- 減収額＝2件×40億円×75%×25%×25.5%＝3.83億円／年
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本提案が実施された場合、法人からの出資が促進されることにより、大阪・関西圏の経済規模に見合ったファンド組成が進むと考えられるため、特区内で総額40億円のファンド2件の組成が想定される。
そのうち、実際に企業への投資に用いられるのは、管理費用を除いたファンド総額の75%（独立行政法人中小企業基盤整備機構「起業支援ファンド出資事業の主な要件」より）であり、2件×40億円／件×75%＝60億円である。
また、ファンドの投資先企業の割合は、おおむねIT関連25%、バイオ関連20%、エネルギー関連35%、サービス関連20%（「2012年ベンチャーキャピタル等投資動向調査 ベンチャーキャピタル等ファンド状況調査」II-14 ベンチャーエンタープライズセンター）である。
そこで、ファンドからの企業への投資額60億円に前述の比率を乗じ、IT関連に15億円、バイオ関連に12億円、エネルギー関連に21億円、サービス関連に投資されるとして、平成17年大阪府産業連関表を用いて、誘発される生産額、粗付加価値額、労働量及び税収額の増を算定した結果は以下のとおりである。

最終需要額 （百万円）	生産誘発額 （百万円）	粗付加価値誘発額 （百万円）	雇用者誘発数 （人）	税収 （百万円）
6,000	8,196.60	4,560.21	513	840.8

税収増は8.41億円となり、減税額を大きく上回る。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
国際戦略総合特区における我が国の産業競争力強化に資する事業の実施にあたり、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。具体的には、補助金の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題があることに加え、ベンチャー企業に出資する法人に対して直接インセンティブを付与することが困難である。一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができ、ベンチャー企業に出資する法人に対して直接インセンティブを付与することができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であるとする。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。
このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。
一方、本税制措置は、ベンチャー企業に出資する法人に対して税制上のインセンティブを付与することにより、民間企業の資金をベンチャー企業に流れるようにするためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設 (国2)(法人税:義) (地1)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	ベンチャー企業への重要な資金供給源となるベンチャーファンドへの投資を促進するため、一定の要件を満たし、かつ特区内に登記されているベンチャーファンドへ投資した法人に対し、投資額に関して損金算入を可能とすることでベンチャー企業への投資を促進し、ベンチャー企業の振興を図る。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区内における、ベンチャーファンドからベンチャー企業への出資額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等 8法人の適用があると想定。 なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。

	②: 減収額	平年度の減収額は3.83億円
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性をもちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本要望の実現により、生産額、粗付加価値額、労働量の増加により8.41億円の増収が見込まれるため、減収見込み額3.83億円を上回る。
	9: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 民間企業からベンチャー企業への資金の流れを太くするには、民間企業がベンチャーファンドへの投資を行う際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考ええる。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業の新規立地件数）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、効果の説明について、本租税特別措置等がどの程度寄与するか明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において計63社の適用があるものと仮定している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において7.65億円と推計している。

減収額は、次のとおり算出しており、地方税軽減額に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。

○減収額＝1年当たりの地方税軽減額（A）×法人税率（B）

- ・（A）地方税軽減額（円／年）＝府税額（C）＋市税額（D）：特区調査による
 $3,000 \text{ (百万円/年)} = \{8,939 \text{ (百万円/10年)} + 21,006 \text{ (百万円/10年)}\} \div 10 \text{ (年)}$
- ・（B）法人税率：25.5%
- ・（C）府税額（円）＝法人事業税＋法人府民税＋不動産取得税
 $8,939 \text{ (百万円/10年)} = 2,572 + 675 + 5,692$
- ・（D）市税額（円）＝固定資産税＋法人市民税＋事業所税
 $21,006 \text{ (百万円/10年)} = 17,485 + 609 + 2,912$

○減収額＝ $3,000 \times 25.5\% = 7.65 \text{ 億円/年}$

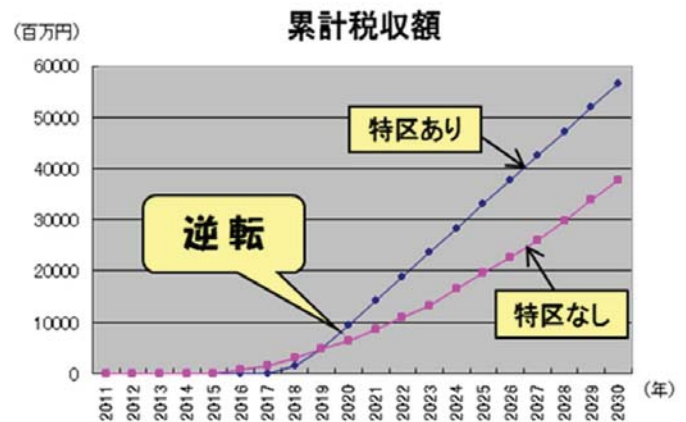
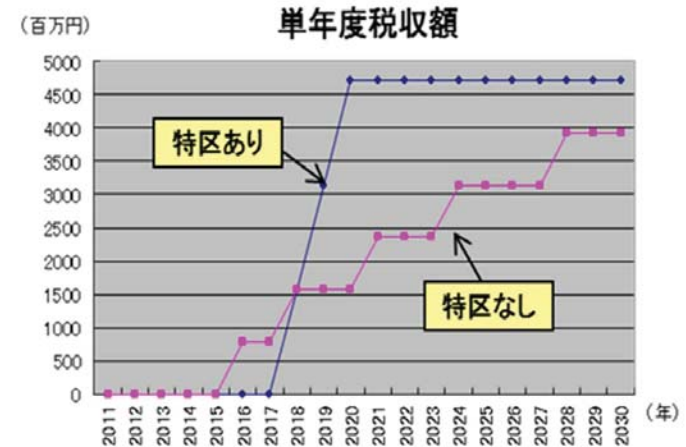
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成24年8月の粗い試算に基づくと、進出企業を約60社と想定した場合、地方税の減税見込額（37年度まで）は、約300億円に対して、想定される効果（直接的なもの。平成28年度までの合計）は、

- ・投資金額（建物・設備） 約2,800億円、
- ・雇用者数 約13,000人、
- ・製造品等出荷額（年間） 約2,700億円

と試算している。

税収に関しても、初期の法人税を免除することで一時的に「得べかりし税収」は失うが、立地による税収効果の前倒しにより、中長期的には税収減を上回る効果が見込まれる。



累計税収額で見ると、「特区あり」は「特区なし」を9年後に逆転する。
 (※夢洲先行開発地域(50ha)において、20年間で立地するところを特区効果で3年間で立地すると仮定。法人税は立地後5年間免除。立地後、3年間は赤字を想定。)

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し

【内閣07】

総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域が独自で地方税を免除した場合に法人税負担を軽減させることで、地方税免除の効果を最大限発揮させ、企業の設備投資等を促すためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設 (国3)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) 【新設】延長・拡充	
2	要望の内容	現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	63社の適用があると想定。 なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額	平年度の減収額は7.65億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 本要望の実現により、平成27年度までに60社以上の企業進出を見込んでおり、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することにより、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業の新規立地件数）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を萎縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進することが期待される」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金などの政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、そ

の分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、各年度、1特区につき3法人、国際戦略総合特区7特区では計21法人の適用があるものと想定している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、各年度126百万円と推計している。

減収額は、次のとおり算出しており、適用件数及びファンド組成の諸元に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。

国税庁の平成23年度会社標本調査により、資本金1億円超の欠損法人のうち製造業に属する法人の繰越欠損金控除額は、平成21年度から23年度までの3年間の平均をとると、1法人当たり117.3百万円となる。

平成23年度までは繰越欠損の控除限度は所得の100%であったことから、繰越欠損控除対象の課税所得は117.3百万円と推計できる。

1特区につき3法人の適用があると想定すると、国際戦略総合特区7特区では、計21法人の適用が見込まれることから、国際戦略総合特区全体での欠損金控除前課税所得は、

$117.3 \text{ 百万円} \times 21 \text{ 法人} = 2,463.3 \text{ 百万円}$ と推計できる。

現状では、欠損金の80%は控除されるものの20%が課税対象となることから、本特例措置により差分の20%が課税されなくなるため、

$2,463.3 \text{ 百万円} \times 20\% \times 25.5\% \text{ (法人税率)} = 126 \text{ 百万円}$ が減収額となる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は欠損金が生じている企業に対し法人税の負担を軽減させることで、国際競争力の強化に不可欠な事業を促進させることができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和 (国4)(法人税:義) (地3)(法人住民税、事業税:義) 〔新設・延長・拡充〕
2	要望の内容	欠損金の繰越控除制度における控除前所得の金額の100分の80相当額と定められている控除限度額について、一定の要件を満たす法人に対しては控除前所得の金額の100分の100相当額に上限緩和する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦ 総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 国際戦略総合特区の7特区において、3法人/特区の適用があると想定。 なお、具体的にはつくば国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額 1.26億円

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を萎縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進することが期待される。	
		9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 欠損金の繰越控除が適用されない20%分について補助金を交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまうため、租税措置を講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性 総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。		
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業への出資額の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 23 年度の制度創設時以降実績はない」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定からみて、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、定性的に「10 特区において適用した場合、特区における取組が進むことで特区計画の目標達成に寄与し、地域を活性化させることにつながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、所期の目標が達成される段階にない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績はないものの、平成25年5月に各指定自治体に対して行ったアンケートから、26年度及び27年度において、100人の適用を見込んでいる。

適用件数の算定に当たっては、本特例措置と類似しているエンジェル税制の実績を活用している。エンジェル税制の実績から、1社当たり集まる個人投資額は約1,700万円（2010～2011年度で延べ95社に対し16億6,500万円の投資）、1人当たりの投資額は167万円であることから、1社に対し10人からの投資があると推計できる。

また、指定自治体に対して行ったアンケート結果等を踏まえると、活用が見込まれる特区数が10であることから、地域活性化総合特区全体で100人の投資家が見込まれる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

1人当たりの平均年収は、約586万円と推計できる。

※ 勤労者世帯1世帯当たりの平均年収は、691万円である。（「平成24年家計調査報告（貯蓄・負債編）」（総務省））

※ 1世帯当たりの平均就業人員数は、1.18人とする。（「労働力調査月報（2013年6月版）」（総務省））

※ これにより、勤労者世帯1人当たりの平均年収は、約586万円と推計できる。

※ 1人当たりの投資額は、エンジェル税制の実績から、167万円とする。

上記に基づき試算すると、次のとおりとなり、1人当たり約21万3000円の減収となる。

ア) 特例措置を適用する場合

1人当たり年収額（円）	5,860,000
1人当たり投資額	1,670,000
給与所得控除	1,712,000
総所得金額	4,148,000
基礎控除	380,000
出資に係る所得控除 （次のa)又はb)のうち少ない額）	1,657,200
a) 投資額-2,000円	1,668,000

イ) 特例措置を適用しない場合

1人当たり年収額（円）	5,860,000
1人当たり投資額	1,670,000
給与所得控除	1,712,000
総所得金額	4,148,000
基礎控除	380,000

b) 総所得金額の40%-2,000円	1,657,200		
課税所得	2,110,800	課税所得	3,768,000
所得税率	10%	所得税率	20%
控除額	97,500	控除額	427,500
所得税額	113,580	所得税額	326,100

地域活性化総合特区全体で毎年100人の利用を見込んでいることから、平成26年度及び27年度の減収見込額は2,100万円の減収額となる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

個人投資家に対して直接インセンティブを付与することが困難な補助金等他の政策手段と比較して、個人投資家に対して直接インセンティブを付与することができる本特例措置は相当であると考える。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域の課題解決に取り組む中小企業に対し個人の志ある資金を集中させることで、中小企業の資金調達を容易にし、中小企業が増資を行いやすくなることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長 (国12)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】	
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>総合特別区域法第55条に基づき、地域活性化総合特区内で、社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除額:取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・会社指定の期限:平成26年3月31日 ・適用期間:会社指定の日から3年間 <p><要望内容></p> <p>租税特別措置法第41条の19において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p>	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象事業の追加)	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>6. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区内における企業への出資額の増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度の制度創設以降実績はない。</p> <p>平成25年度以降については、地域活性化総合特区全体で10社において適用があると想定。</p> <p>1社あたり10人からの投資と考え年間100人の適用を見込む。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度減収額(実績) なし</p> <p>平成25年度減収額(見込) 0</p> <p>平成26年度減収額(見込) 21百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>平成23年12月に第1次指定として地域活性化総合特区が指定されてから、平成24年度までの実績はなかった。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>10の地域活性化総合特区において活用を検討しているものの、現時点では実施していないため、目標は未達成である。</p> <p>10特区において適用した場合、特区における取組が進むことで特区計画の目標達成に寄与し、地域を活性化させることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>今後の活用を検討している10特区において、計画の目標値を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>所得税の軽減措置を呼び水として中小企業が資金を調達しやすくなることにより、中小企業における民間投資が活発となり、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業における資金確保を促進させるには、個人が中小企業に対し投資をする際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考え。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別計画目標の進展及び各特区内における新規設備投資額の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、「2特区において、機械・装置に対する設備投資額が年間31.8億円、建物等に対する設備投資額が年間88億円になることが見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 前回要望時である制度創設時には、目標及びその達成状況を、「規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。」としていたところ。
 これ以降、総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、初期の目標が達成される段階にない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 過去の実績については、国際戦略総合特区における実績として、平成23年度での適用実績はなかった。
 平成23年度の租特透明化法に基づく実態調査結果は次のとおり。
 ・租税特別措置法の条項（特別償却又は投資税額控除）42の11、68の15
 （所得控除）60の2、68の63の2
 ・適用件数（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 ・適用額（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 なお、平成23年度については、適用件数が0であるため、地方税法に基づき把握される情報を用いることは困難である。
 また、平成24年度については、各特区のヒアリング調査により27法人の適用があった。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 国際戦略特区における所期の想定としては、5特区において計25法人の適用があると仮定していた。
 平成24年度の適用実績については、国際戦略総合特区の7特区中5特区において、27法人に適用されているため偏りはないと考える。また、適用実績のない2特区を含め、全ての特区におけるアンケート調査によると、特区事業の取組みも徐々に進んできており、今後更なる活用を希望していると回答があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度2特区において計31社の適用があるものと仮定している。

【内閣10】

将来推計の「過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定」としていることについて、さがみロボット産業特区において、数値目標であるロボット関連事業所の集積割合を2.64%から2.80%への引き上げを達成するために必要となる企業誘致の件数として算出している。

なお、今回の拡充においては、成長分野に限って対象分野を設定するため、2特区以外の活用は非常に少ないと見込んでいる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果については、前述④を参照。

平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人、減収額22.1億円と算出。

設備等の取得価額及び特償実施額又は税額控除実施額は、自治体からのヒアリング値を引用している。

（特別償却による減収額） 362百万円

・建物及びその附属設備等 49百万円

・機械・装置 313百万円

（税額控除による減収額） 1,852百万円

・建物及びその附属設備等 1,154百万円

・機械・装置 698百万円

平成24年度減収額＝362百万円＋1,852百万円＝2,214百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度2特区において計10.75億円と推計している。

設備等の取得価額は自治体からのヒアリング値を引用しており、

・建物及びその附属設備 88.23億円

・機械・装置 31.76億円 と設定。

このうち、特別償却及び投資税額控除を適用する割合を50%ずつと想定する。

特別償却における、償却限度額は、機械等の50%、建物等25%の組み合わせとし、減収額は、「新設設備投資額（機械等）」×50%＋「新設設備投資額（建物等）」×25%×税率25.5%で推計する。

・減収額①＝（15.88×50%＋44.115×25%）×25.5%＝4.84億円

投資税額控除における、控除限度額は、機械等の15%、建物等の8%の組み合わせとし、減収額は、「新設設備投資額（機械等）」×15%＋「新設設備投資額（建物等）」×8%で推計する。

・減収額②＝（15.88×15%＋44.115×8%）＝5.91億円

上記より、減収額＝減収額①＋減収額②＝10.75億円と推計した。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し

総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域活性化総合特区内における民間事業者が設備投資をする際に法人税の軽減措置を設けるものであり、それにより設備投資を促進させ、ロボット関連産業や外国人観光関連産業の拠点形成を進めるためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充 (国9)(法人税:義) (地7)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却(①、②については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制)をロボット関連事業及び観光関連事業等に限定し地域活性化総合特区においても導入する。 ①、②特別償却・投資税額控除 ■特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%(建物等については25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。 ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。また、同一事業年度においては、所得控除制度と選択適用とする。 ■対象とする設備等 ・認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物 ・取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの 機械・装置:2,000万円以上 器具・備品:1,000万円以上 建物・附属設備・構築物:1億円以
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象事業の追加)
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等 ①:政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持

		続的發展を図る。)
	②:政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別計画目標の進展 ・各特区内における新規設備投資額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等 ①:適用数等	31法人の適用があると想定。 なお、具体的には次の2特区から要望あり。 ア) さがみロボット産業特区 企業数:28社 ※過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定 ①大企業 6社 ②中小企業 22社 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数:3社
	②:減収額	10.75億円
	③:効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 地域活性化の事業に取り組んでいる企業が設備投資する際に法人税の軽減を受けることで民間投資を促進させ、自立的・持続的な経済成長に寄与することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 上記2特区において、機械・装置に対する設備投資額が年間31.8億円、建物等に対する設備投資額が年間88億円になることが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 租税特別措置が失われれば、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

【内閣10】

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度) 法人税の軽減措置を呼び水として、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資を喚起し民間設備投資の促進を図るためには、財源の制約のある財政措置ではなく、特別償却又は投資税額控除の租税措置を講じることが最も適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展、各特区における免税対象品の売上高の増加及び訪日外国人旅行者数の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本租税特別措置等の効果の説明中の「特区における想定」の根拠が明らかでなく（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、また、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について3特区で「年間301万人の適用があると想定」と記載されているが、本租税特別措置等の対象範囲は3特区以外にも及ぶことが考えられるため、適用件数の実態についてより詳細な分析を行う必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「毎年度3特区において計12.1億円」としているが（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）、当該試算が原単位となる適用数等の将来推計の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、定性的に「外国人旅行者向けの消費税免税制度を見直すことで、外国人旅行者の利便性向上が図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度3特区において計12.1億円と推計している。
 減収額は、次のとおり算出しており、対象者数及び1人当り対象品目消費額に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。
- 消費税減収額＝対象者数（A）×係数（B）×対象品目消費額（C）×消費税率（D）
- ・（A）対象者数（人／年）：各特区調査（H24実績値）
 2,514（千人／年）＝845（京都）＋1,581（りんくう）＋88（九州）
 - ・（B）係数：日本再興戦略による外国人旅行者数増加効果を見込むもの。
 119.5（％）＝1,000（万人）〔2013年目標〕÷837（万人）〔2012年実績〕
 - ・（C）対象品目消費額（円／人）：各特区調査
 8,053（円／人）＝15,600（京都）＋4,230（りんくう）＋4,260（九州）
 - ・（D）消費税率：5％
- 消費税減収額＝2,514,000×119.5％×8,053×5％＝12.1億円／年
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 本提案が実施された場合、各特区における外国人観光客の消費が促進されることが想定される。
 具体的には、新たに免税対象となる商品のお得感の醸成による消費の底上げ効果（A）、各特区の特産品が国外へ持ち出されることによるリピート率向上を含むインバウンド波及効果（B）が期待される。
- （A）：外国人観光客1人当たりの平均お土産購入予算（C）×対象者数（D）
 ×お土産購入予算に占める新たに免税対象となる商品の割合（E）
 ×免税効果によるお土産の消費割合（F）
- （B）：（C）×（D）×免税効果による特区への観光客増加率（G）
- （C）：特区における消費動向調査より39,000円と推計。
 （D）：特区調査及び日本再興戦略による外国人旅行者数増加効果を見込み300.5万人と推計。
 （E）：平成24年訪日外国人消費動向調査（観光庁）を基に25％と推計。
 （F）：特区における想定より10％と推計。
 （G）：特区における想定より1％と推計。
- 上記より、
 （A）＝39,000円×3,005千人×25／100×10／100＝2,930百万円／年
 （B）＝39,000円×3,005千人×1／100＝1,172百万円／年
 よって、2,930（百万円／年）＋1,172（百万円／年）＝4,102（百万円／年）となる。
 以上のことから、41億円の波及効果が期待でき、減収額を上回る。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

【内閣11】

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、外国人が日本国内でお土産を購入した際に消費税を免除し、その手続きを簡素化することで外国人観光客の利便性を向上させ、外国人観光客の増大を図るものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設 (国5)(消費税:外) 【新設・延長・拡充】	
2	要望の内容	外国人旅行者向け消費税免税制度について、①免税対象品目の拡大、②免税手続の簡素化を検討する。	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における免税対象品の売上高の増加 ・訪日外国人旅行者数の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	年間301万人の適用があると想定。 なお、具体的には次の3特区から要望あり。 ア)京都市地域活性化総合特区 1,010,000件/年 イ)国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000件/年 ウ)九州アジア観光アイランド特区 105,000件/年

		② 減収額	12.1 億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 免税対象品目の拡大や免税手続の簡素化、免税許可制度の緩和を行うことにより外国人観光客の利便性を向上させ、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に定められている「外国人旅行者の滞在環境の改善」を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 外国人旅行者向けの消費税免税制度を見直すことで、外国人旅行者の利便性向上が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、2017 年までに、実現すべき成果目標として、「民間投資の活性化」が定められている。また、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されているが、当該目標を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 外国人観光客の購入率の高い品目が免税対象となることにより、購入比率・購入額が増加する。また、免税手続きや免税要件の緩和により、外国人観光客に対する利便性の向上が図られ、リピート率向上による効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、日本国内で消費をしない物品を購入した外国人観光客を対象とする租税措置を求めるものであるため、補助金や他の支援措置では実現させることができない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした計画の割合）は、調査の設計内容の如何によって地方公共団体の判断が異なり、また、目標の達成度合いの判断基準は地方公共団体ごとに異なる可能性がある。このため、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である。他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本税制については、前回要望時（平成24年度税制改正要望時）には「特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例」として法人税を対象とする要望だったところ、当時の関係当局との折衝等の結果、所得税を対象とする税制として24年の地域再生法の改正とともに設立されたものである。
そのため、所期の目標は、提出した評価書にある「我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする」のとおりであり、その達成状況は「特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である」としている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本税制は、平成24年の地域再生法の改正に伴い設立されたものであり、事業実施期間が短かったため、実績が確保できなかったものと考ええる。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成26年度～28年度の減収見込額の推計
- 個人投資家による投資額
特定地域再生計画を行う株式会社1社当たりに対する投資額を、エンジェル税制の実績（2010～2011年度で95社に対して16億6,500億円の投資）を参考に推計
1,665百万円/95社≒17百万円（17.5263…）
このうち、個人投資家による投資額がこの半分になると想定（8.5百万円）
 - 税率
金融商品取引業者等を通じた上場株式以外の譲渡にかかる所得税 15%
 - 減収見込額
平成26年度予算概算要求において、特定地域再生事業費補助金の積算に当たり、12地区において当該補助金が用いられる前提で計算していることから、本推計においても26年度には12の特定地域再生計画が認定されることとし、その半数において地方公共団体の確認を受ける社がそれぞれ一つあるものとする。
なお、取得に要した金額全てが控除の対象となり、譲渡損失が発生しないものとして推計。
平成27年度及び28年度に関しては、新規に認定される社が同様に6社あると想定
平成26年～28年度分 $(8.5 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 計画} \times 1 \text{ 社}) \times 15\% \approx 7.65 \text{ 百万円}$
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
上記⑥参照。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例 (国13)(所得税:外) (地11)(個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。 地方公共団体は、株式会社が行う特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣からの認定を受ける。認定された地域再生計画の要件に該当する旨を地方公共団体が確認し、確認を受けた株式会社への個人投資家からの出資に際して、下記の税制上の特例措置を講ずる。 ① 投資時点 当該出資の投資額を税額の計算の基となる他の株式譲渡益から控除 ② 当該出資により取得した株式の売却等による損失が発生した場合 損失を翌年以降3年間にわたって税額の計算の基となる株式譲渡益から控除
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度創設
6	適用又は延長期間	平成26年から平成28年まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講ずることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。 《政策目的の根拠》 平成24年9月5日に地域再生法の一部が改正され、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度として、特定地域再生制度が創設された。 骨太方針2013では、「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性広報の点から支援する」とされている。 以上のことより、地域の特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑥特定地域再生計画の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人投資家の特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進され、各株式会社の経営基盤が強化され、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決への推進が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	現在までの実績なし 平成26年度適用数(見込み):地方公共団体の確認を受けた特定政策課題の解決に資する事業を行う6社に対し投資を行った個人投資家 平成27年度及び28年度適用数(見込み):同上
		② 減収額	平成26年度:7.65百万円 平成27年度:7.65百万円 平成28年度:7.65百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、本特例措置による効果・達成目標の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 個人投資家による特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進されないため、民間事業者による取組が拡がらず、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する者の活動が活発になっていかないことが想定される。	

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。</p> <p>また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、特定政策課題の解決に資する取組への地域における自主的・自発的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。</p> <p>特定地域再生事業費補助金 当該補助金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に交付される特定地域再生計画策定費 ・地方公共団体、公共的団体、営利を目的としないNPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に交付される特定地域再生計画推進事業 <p>の二つから構成されるものであり、本特例措置とは、支援対象が異なっているものである。</p> <p>特定地域再生計画は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域数を平成27年度までに18地域）は、内閣府や国土交通省による予算上の支援（補助事業）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「現時点で把握している計画作成見込み」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数（年度別及び個人、法人別）の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らない。

首都直下地震等における被害想定を踏まえ、その社会的責任の観点から、テナントや従業者等の建物関係者以外の者に対する防災上の貢献に関する民間事業者の意識が高まっていることを受け、民間事業者の意識を後押ししていくことが、不足する待避施設の電源確保に資する高額な非常用発電設備等を整備する上で重要であると考えており、そのためには金銭面において、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と都市安全確保事業による支援を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設 (国27)(法人税:義)(所得税:外) (地26)(法人住民税、事業税:義) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の3(都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞り等者の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに34地域とする。(現在1地域)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用見込件数) 平成26年度:18件(うち個人1件、法人17件) 平成27年度:16件(うち個人1件、法人15件) 現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成26年度及び平成27年度の見込件数を推計した。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性が大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定地域及び都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取付または整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府:平成26年度要求予定額 国費 1.0 億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省:平成26年度要求予定額 国費 4.3 億円】</p> <p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 なお、本租税特別措置は大規模地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したもの数）は、改正水防法により浸水防止計画の策定が義務付けられているため、租税特別措置等の有無にかかわらず増加するものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに把握されていないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用者数の将来（平成26～28年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
政策目的については、以下の閣議決定に必要性が位置付けられている。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第Ⅱ.一.5. 立地競争力の更なる強化
 - ④都市の競争力の向上
 - …防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
 - 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第2章5.（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組
 - …「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。
 - 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）
 - 第3章2. 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
 - 1-3（2）水害に強い地域づくり
 - ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設 (国28)(法人税:義) (地27)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外) (新設・延長・拡充)
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>《政策目的の根拠》 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 15 条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置) 第 15 条の 2(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第 15 条の 4(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 等</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 28 年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることによって、水防法に基づく浸水想定区域内における地下街等及び大規模工場等による浸水防止計画の作成等浸水防止の取組が促進され、人命を守ることや、都市機能・経済活動の継続性の確保に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 <将来の推計> 平成 26~28 年度における適用者数 地下街等: 873箇所 大規模工場等: 30箇所
		② 減収額 平成 26 年度 - 平成 27 年度 - 平成 28 年度 -
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 止水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的に設備投資を行っていく性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③（バリアフリー改修促進のための税制措置の達成目標について）

本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の適用期間を超えて平成32年度末と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。

・（全ての測定指標について）

本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①耐震改修促進のための税制措置については、建築物の耐震化率、②省エネ改修促進のための税制措置については、設備投資水準、③バリアフリー改修促進のための税制措置については、不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けない測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税込減を具体的に予測することは難しく、税込減は認効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 ・ 耐震改修促進に関する予算上の措置として「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金）及び「耐震対策緊急促進事業」があり、これらは建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。
 ・ 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。
 ・ バリアフリー改修促進に関する予算上の措置として「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金）があり、これは市街地内において移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものに対して、本税制は、広く建築物全体を対象として、所有者等のキャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (国29)(法人税:義、所得税:外) (地28)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外) 〔新設・延長・拡充〕
2	要望の内容	① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。 ② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。 ③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降2.5倍）して

		<p>いる家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。</p> <p>○地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 10. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成27年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成32年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等 —
		② 減収額 —

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。 省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。 また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、予算や税制上の各種支援等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 23 年度 3 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に適用に偏りが無いことについて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況について、定性的に「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「17.8 百万円」とされているが、過去の実績（平成 23 年度）の数値（200 百万円）と将来の推計値がかい離しているため、過去の実績の分析を踏まえて将来推計を行った上でかい離が生じる場合には、その理由を説明することが必要である。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況の将来予測について、「平成 23 年度において 5,745ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成 28 年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 本措置は平成 23 年度に延長されたものであり、当時の達成目標は「延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。」と設定されていた。住生活基本計画（平成 18 年 9 月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた 8,000ha については概ね半減（平成 22 年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成 32 年におおむね解消するという住生活基本計画（平成 23 年 3 月閣議決定）の目標を達成する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
 - 適用額：200 百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成 23 年度においては、同事業に基づき、事業用資産として保有床を取得する法人が少なかったため、適用の実績が僅少であった。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用対象と見込まれる買換資産の譲渡価額を防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出し、その額から概算取得費により得た取得費を減じ、これに繰延割合及び税率を乗じることにより算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 評価書において記載した「地区外」の地区とは、防災街区整備事業が実施される地区を示している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (国32)(法人税:義、所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成26年3月31日)を3年間延長する。(租税特別措置法第65条の7、第65条の9)
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までにおおむね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p>

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成28年度までに平成23年度と比べて概ね半減。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。
8	有効性等	<p>① 適用数等 平成23年度:3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。</p> <p>② 減収額 圧縮額:200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 圧縮額:17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23~28年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進地区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~28年度) 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（駅の耐震化率、路線の耐震化率）は、「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けにくい測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 28 年度末までに、駅の耐震化率が 95%、路線の耐震化率が 94%」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、その根拠を明らかにした上で、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明することが必要である。

- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設 (国30)(法人税:義) (地29)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。 ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号)</p> <p>(耐震補強の実施) 第三条 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>

		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を93%とする。(平成24年度末における駅の耐震化率は85%、路線の耐震化率は89%である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>今後の見込 平成26年度 約30事業者 平成27年度 約30事業者 平成28年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)</p>
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されることが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が93%となる見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。</p>

【内閣17】

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、交付金による公共事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される」とされているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設 （国31）（法人税：義） （地30）（法人住民税、事業税：義）
		【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。 （特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※） ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） ※技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）
3	担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。 このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄）</p>

			「6」大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）の増加及び国際物流拠点産業の雇用者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離れている場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成20年度から24年度にかけての国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数を説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに

関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	1件	1社	6893千円
税額控除	2件	2社	6230千円
所得控除	0件	0社	0円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

前回要望時の想定では、平成23年度中の国会において、沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込んでいた。

※国際物流拠点産業集積地域…那覇空港、那覇港周辺地域、中城湾港等を想定。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定との乖離は特段みられないものの、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定は前述④記載のとおり。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には前述④のとおり、適用実績があったとされている。

【内閣19】

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度20百万円であり、平成24年度の減収額は約16百万円であったため、大きなかい離はみられない。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	6559千円	4701千円	6487千円	7109千円	15613千円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、企業数は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、沖縄の国際物流拠点化や国際物流拠点産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度30百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに260社の立地、5400人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充 (国19)(法人税:義、所得税:外) (地18)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○国際物流拠点産業集積地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加等 ・対象事業に「航空機整備業」を追加等。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成10年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで

<p>7 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十二条 主務大臣は、(略)、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。 2～5 略</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～4項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) 2 沖縄振興の方向</p>
---------------	---

	<p>(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3)国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成33年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5400人とする。 ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期 については、同法の期限と合わせ、平成33年度とした。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)の増加 ・国際物流拠点産業の雇用者数の増加</p>
--	--

		<p>※国際物流拠点産業の新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、国際物流拠点産業集積地域は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、国際物流拠点産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄への国際物流拠点産業の集積等は、沖縄における産業及び貿易の振興、沖縄における民間主導の自立型経済の構築等に寄与するものである。</p>																																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>3184千円</td> <td>0円</td> <td>16111千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>5532千円</td> <td>7109千円</td> <td>11505千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の実績値。</p> <p>※今後、平年度で所得控除53百万円、投資税額控除17百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>なお、本制度は、指定地域に立地する国際物流拠点産業に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	所得控除	適用件数	2件	0件	1件	控除額	3184千円	0円	16111千円	投資税額控除	適用件数	3件	3件	1件	控除額	5532千円	7109千円	11505千円	特別償却	適用件数	0件	0件	0件	償却額	0円	0円	0円
		平成22年度	平成23年度	平成24年度																														
所得控除	適用件数	2件	0件	1件																														
	控除額	3184千円	0円	16111千円																														
投資税額控除	適用件数	3件	3件	1件																														
	控除額	5532千円	7109千円	11505千円																														
特別償却	適用件数	0件	0件	0件																														
	償却額	0円	0円	0円																														

	② 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>6487千円</td> <td>7109千円</td> <td>15613千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度30百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	6487千円	7109千円	15613千円										
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																	
減収額	6487千円	7109千円	15613千円																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>沖縄では、那覇空港における国際貨物取扱量が平成20年度の約2千トンから平成24年度の約14万トンへ増加するなど、国際物流拠点の形成が進んでいる状況。また、国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数もそれぞれ平成20年度の39社、627人から平成24年度の50社、699人へ増加しており、国際物流拠点産業のリーディング産業化に向けた動きも進んでいる。</p> <p>しかしながら、沖縄における自立型経済の構築に向けては、高付加価値型のものづくり産業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の立地等をより一層促進していくことが重要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>(過去5年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>39社</td> <td>37社</td> <td>40社</td> <td>47社</td> <td>50社</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>627人</td> <td>634人</td> <td>653人</td> <td>663人</td> <td>699人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>前所要望時(平成23年度)の目標:概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を目指す。</p> <p>※平成23年度の政策評価等での指摘を踏まえ、本年度より、達成目標を企業数及び雇用者数に変更。</p> <p>上述の通り、国際物流拠点産業集積地域における企業数・雇用者数はともに増加している状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間に所得控除7件、投資税額控除9件の活用があったことから、租税特別措置等による効果は一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>高付加価値型のものづくり産業等の国際物流拠点産業の集積が進まず、沖縄における国際物流拠点産業の集積、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	企業数	39社	37社	40社	47社	50社	雇用者数	627人	634人	653人	663人	699人
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度															
企業数	39社	37社	40社	47社	50社															
雇用者数	627人	634人	653人	663人	699人															

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>本制度の前身である自由貿易地域及び特別自由貿易地域(～平成23年度)を含め、平成20年度から平成24年度までに、指定地域における立地企業数(累計)は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、一定の成果が認められることから、本租税特別措置は是認すべきものと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多種多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成23年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（情報通信関連企業数の増加及び情報通信産業就業者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度の情報通信関連企業数及び情報通信産業就業者数について説明しつつ、「相当程度の成果を得ていると判断される」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- [将来の見込み]
- 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
税額控除	5件	5件	293,258千円
所得控除	1件	1件	2,303千円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みは下記のとおりであり、平成24年度には一定の適用があったことから、かい離はないと考えられる。

（前回要望時の見込み）

平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。

※情報通信産業特別地区…那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村等を想定。

情報通信産業振興地域…情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村等を想定。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は④参照。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、情報通信産業特別地区として那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村が、情報通信産業振興地域として情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村が指定され、平成24年度には、投資税額控除2件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

【内閣20】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度428百万円であり、24年度の減収額は約286百万円であったため、見込みより減少しているが、20年9月のリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等の影響があるものと分析。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	248百万円	271百万円	259百万円	259百万円	286百万円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、進出企業数は194社から263社へ、雇用者数は16,317人から23,741人へ増加しており、沖縄の情報通信関連産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑩ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度360百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに440社の立地、4.2万人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 (国20)(法人税:義) (地19)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

		<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興地域の指定)</p> <p>第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。</p> <p>2～5項 略</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)</p> <p>第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事</p>
--	--	---

		<p>務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の進出数を平成 33 年度までに 440 社とする。(平成 24 年度:263 社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成 33 年度までに 4.2 万人雇用とする。(平成 24 年度:23,741 人) <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加 <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を決定することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14～24年度 累計26件 <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259百万円</td> <td>259百万円</td> <td>286百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除45百万円程度、投資税額控除940百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>		H22年度	H23年度	H24年度	所得控除	適用件数	0件	0件	0件	控除額	0円	0円	0円	投資税額控除	適用件数	2件	2件	2件	控除額	259百万円	259百万円	286百万円
	H22年度	H23年度	H24年度																					
所得控除	適用件数	0件	0件	0件																				
	控除額	0円	0円	0円																				
投資税額控除	適用件数	2件	2件	2件																				
	控除額	259百万円	259百万円	286百万円																				
	減収額	<p>② 減収額</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14～24年度 累計26件 <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259百万円</td> <td>259百万円</td> <td>286百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額12百万円程度、投資税額控除による減収額940百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22年度	H23年度	H24年度	減収額	259百万円	259百万円	286百万円														
	H22年度	H23年度	H24年度																					
減収額	259百万円	259百万円	286百万円																					

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標等</p> <p>平成23年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は237社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391億円(平成12年度) → 3,482億円(平成23年度) ○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 23,741人(平成24年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 263社(平成24年度)
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期:平成 23 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（金融特区進出企業数の増加及び金融特区進出企業雇用者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成 20 年度から 24 年度の金融特区進出企業数及び金融特区進出企業雇用者数について説明しつつ、「企業誘致効果は一定程度あったと考えられる」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要

がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
投資税額控除	1件	1件	451千円
所得控除	0件	0件	0円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時には、平成23年度中の国会において、沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出されることを見込んでいた。

※「金融業務特別地区」…名護市

上記の前回要望時の見込みとおり、金融業務特別地区として、名護市が（改めて）指定され、平成24年度には、新たに2社が金融特区へ立地している。ただし、平成24年度の適用実績は、所得控除・投資税額控除ともに0であることから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定は前述（④参照）記載のとおり。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、名護市が引き続き金融業務特別地区となり、平成24年度には、新たに2社が金融特区へ立地している。ただし、平成24年度の適用実績は、所得控除・投資税額控除ともに0であることから、想定外に僅少な状況である。今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には前述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは「平年度3百万円」であったが、24年度の減収額は0円であった。今後、企業による制度の活用を促進するとともに、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

【内閣21】

なお、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑪ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	0円	199円	10772千円	9078千円	0円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、企業数は9社から15社へ、雇用者数は291人から490人へ増加しており、金融業及び金融関連業の集積や雇用創出、産業振興等は一定程度実現していることから、租税減免は是認すべきと考えられる。

⑫ 租税減免の効果の将来見込み（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに30社の立地、770人の雇用者数が達成されれば、租税減免は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充 (国10)(法人税:義、所得税:外) (地8)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○金融業務特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○金融業務特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成14年度 ・金融業務特別地区 創設 ○平成19年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長 ○平成24年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業及び金融関連業(以下、金融業等)は、島嶼県である沖縄の地理的特殊性を克服し得る産業であり、沖縄における産業振興や雇用創出等の面で高いポテンシャルを有していると考えられる。

	<p>このため、金融業等の集積を促進することで、産業振興や雇用創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十四 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。</p> <p>第五節 金融業務特別地区 (金融業務特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 主務大臣は、(略)、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(金融業務特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(5)金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p>
--	---

	<p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>12 その他の基本的な事項</p> <p>(3)北部振興</p> <p>県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数を平成33年度までに30社とする。 ・金融特区進出企業雇用者数を平成33年度までに770人とする。 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数の増加 ・金融特区進出企業雇用者数の増加 <p>※金融特区における新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、金融特区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、金融業等を集積させるためのものであり、企業はそれらの措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が金融特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄への金融業等の集積等は、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	(過去3年間の実績)																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>541千円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>10610千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は平年度で所得控除0.5百万円、投資税額控除5百万円程度の適用を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本制度は、特区に立地する金融業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	所得控除	適用件数	1件	0件	0件	控除額	541千円	0円	0円	投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件	控除額	10610千円	9078千円	0円
			平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
所得控除	適用件数	1件	0件	0件																					
	控除額	541千円	0円	0円																					
投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件																					
	控除額	10610千円	9078千円	0円																					
② 減収額	(過去3年間の実績)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>10772千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で5百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	10772千円	9078千円	0円															
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
減収額	10772千円	9078千円	0円																						
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)	<p>金融特区においては、平成24年度時点で15社の金融業等が立地し、490人の雇用を生んでいることから、一定程度の成果があったと考えられるものの、自立型経済の構築に向けては、より一層の企業立地や雇用創出が必要な状況であり、一層の振興が求められているところ。</p>																							

		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>(過去5年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>9社</td> <td>11社</td> <td>13社</td> <td>14社</td> <td>15社</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>291人</td> <td>430人</td> <td>550人</td> <td>478人</td> <td>490人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標:平成28年度までに、金融業及び金融関連産業の集積(20社)、新たな雇用者の増加(600人)の達成</p> <p>過去5年間の実績では、金融特区における企業数・雇用者数は、目標達成に向け、ともに増加してきている状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間の間に所得控除2件、投資税額控除3件の活用があったことから、租税特別措置等による企業誘致効果は一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>金融業等の集積や雇用創出が進まず、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>平成20年度から平成24年度までの5年間に、区内の立地企業は9社から15社へ、当該企業の雇用者数も291人から490人へ増加しており、一定の成果が認められることから、税収減を是認できる効果があったと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	企業数	9社	11社	13社	14社	15社	雇用者数	291人	430人	550人	478人	490人
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度														
		企業数	9社	11社	13社	14社	15社														
雇用者数	291人	430人	550人	478人	490人																
9	相当性	<p>金融業等は、他の業種と比較しても、ビジネス環境の変化が速い業種であるため、各企業には、当該環境の変化に応じた機動的な設備投資等が求められる。従って、そうした金融業等へ効果的にインセンティブを与え、金融特区への立地や設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で利用可能な税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、金融特区制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、金融業等の集積や雇用促進、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる</p>																			

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期：平成 23 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（沖縄県の製造品出荷額等の増加）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離れている場合には、かき離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成22年度の沖縄における製造品出荷額等について説明しつつ、「租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	3件	3社	50877千円
税額控除	16件	16社	341057千円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みとしては、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。自身の産業高度化地域の適用実績等を踏まえても、当該数値は当初の見込みどおりと考えられる。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の見込みは、前述④記載のとおり、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的かつ多く活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは506百万円であったが、24年度の減収額は233百万円であった。これは、当時の要望内容のいくつかが実現されなかったこと、平成24年度が制度創設初年度であったこと等に起因するものと考えられる。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

【内閣22】

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	215485 円	283704 円	229039 千円	328961 千円	232968 円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

工業統計調査等によれば、平成20年から23年の間に、沖縄県の製造品出荷額等は、1.00倍となっている（下図参照）。これは、世界的な不況等の影響で全国と同数値が0.85倍に落ち込んでいることや、沖縄県の島しょ性・歴史等を踏まえれば、一定の成果が上がっている状況といえ、税収減を是認する効果があったと考えられる。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	2011/2008
全国	3,355,788 億円	2,652,590 億円	2,891,077 億円	2,849,688 億円	0.85 倍
沖縄県	6,043 億円	5,481 億円	5,655 億円	6,047 億円	1.00 倍

出典：2010年までの値は「工業統計調査」、2011年の値は「経済センサス活動調査」

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

今後は、平年度280百万円程度の減収額を見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年までに製造品出荷額等が1.5倍となり、製造業等の発展が実現されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充 (国21)(法人税:義、所得税:外) (地20)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○産業高度化・事業革新促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象資産の追加 ・対象資産に「研究開発用の器具・備品」を追加。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成14年度 ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

	<p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域 三 略 3～7 略</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高</p>
--	--

	<p>度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4)産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成24年比で1.4倍へ増加させる。 ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 (データ(工業統計調査)の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした) ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・沖縄県の製造品出荷額等の増加 ※「製造品出荷額等」は経済産業省の工業統計調査の数値を使用。</p>
--	--

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の優位性・潜在性を活用した産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図ることは、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>223258千円</td> <td>328961千円</td> <td>227817千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>19270千円</td> <td>0円</td> <td>17170千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「産業高度化地域」の実績値。 ※「適用件数」については、認定された実施計画単位で計算しているが、1法人が複数の認定を受けている事例もあることから、法人数とは一致しない。 ※今後、平年度で投資税額控除275百万円、特別償却21百万円程度の適用を見込む。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本地域制度は、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件	控除額	223258千円	328961千円	227817千円	特別償却	適用件数	1件	0件	1件	償却額	19270千円	0円	17170千円
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																					
投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件																				
	控除額	223258千円	328961千円	227817千円																				
特別償却	適用件数	1件	0件	1件																				
	償却額	19270千円	0円	17170千円																				
	②: 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>229039千円</td> <td>328961千円</td> <td>232968千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で280百万円程度の減収額を見込む。 ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	229039千円	328961千円	232968千円														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																					
減収額	229039千円	328961千円	232968千円																					
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>沖縄では、バイオベンチャー企業が、平成24年に平成14年比で3倍近く増加しており、また、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の立地や企業との共同研究等の動きもみられるなど、沖縄の地域資源を生かしたイノベーション創出に資する環境が整いつつある。他方で、県内総生産に占める製造業の割合は未だ4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況。</p>																						

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標:沖縄県の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。 ※上記目標設定後に沖縄県により作成された沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)において、同出荷額を1.4倍とする目標が設定されたことから、今回要望より当該目標への修正を行った。</p> <p>最新の工業統計調査(平成22年実績)によれば、沖縄における製造品出荷額等は、平成14年比で0.99倍となっている。ただし、これは世界的な同時不況によるものであると予想され、平成20年には1.06倍となっているなど、トレンドとしては一定程度の増加が見られる。また、平成14年度から平成24年度までに、租税特別措置は投資税額控除176件、特別償却36件の活用があったことから、租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、県内総生産に占める製造業の割合は4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は未だ脆弱な状況であることから、今後も、租税特別措置等による一層の振興が必要な状況。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H29)</p> <p>本土から遠隔にあること等の産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性から、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積・発展、設備投資や研究開発等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>平成14年度から平成24年度までに、投資税額控除は176件、特別償却は36件の活用があり、この間、沖縄県の地域資源等を活用したバイオベンチャー企業数が3倍近くに増加していることなどから、当該税制措置は沖縄県における自立型経済の発展に寄与しており、是認すべきものと考えられる。また、近年では、こうしたバイオベンチャー企業に加え、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の集積も進んでおり、今後、沖縄県の優位性・潜在性を活かしたイノベーションがより期待されることから、将来においても、本税制措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>産業高度化・事業革新促進地域においては、機械修理業、デザイン業、商品検査業等、多様な業種を産業高度化・事業革新促進事業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資等を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本地域制度においては、事業認定等のスキームを通じて、沖縄にお</p>

		ける産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成23年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度の沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客1人当たりの平均滞在日数及び観光客1人当たりの県内消費額を記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

■平成24年度税制改正要望時の達成目標

平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000万円、平均滞在日数4.28日の達成。

（次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%（対平成22年度実績比）を目指すものとして、算出されたもの。

・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日

■平成24年度の実績（沖縄県統計資料）

- ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人）
- ・観光収入：3,997億円
- ・観光客1人当たりの平均滞在日数：3.75日
- ・観光客1人当たりの県内消費額：67,459円

上記目標の達成がなされていない主な理由として、海外旅行地との競合や夏場の繁忙期に来襲した台風、尖閣諸島関連の影響等により伸び悩んでいるものと考えられる。

沖縄県において観光産業は県外受取の約2割を占める基幹産業であるところ、県内の観光関連事業者の約9割は中小企業であるため、観光事業に対する設備投資を行うことが難しいのが現状。

本制度の課税特例措置における要件緩和により、中小観光関連産業にも設備投資によるインセンティブを付与し、小規模であっても沖縄観光の魅力を向上させる自然・文化体験型観光関連施設、ボトム期の底上げも期待される温泉保養施設等の新設・増設を促すことにより、社会情勢や気象変化といった外的要因の影響があったとしても、上記目標の達成に寄与する産業体制を構築できるものと考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

《地方税（法人住民税）の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：582千円

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：附則第23、292

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定では、1年間に5施設の新設・増設を見込んでいた。

平成24年度に公布施行された沖縄振興特別措置法により創設された本地域制度は、制度運用から間もなく、沖縄県内の観光関連事業者にとって課税特例措置の適用の要件が厳しいものとなっているため、適用実績が少ない状況となっているが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

《法人税の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：3,364千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：42の9、68の13

《地方税（法人住民税）の適用実績》

上述④記載のとおり。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本地域制度に係る法人税の課税特例措置は、減価償却資産の取得価額が5,000万円超の規模の事業につき、事業年度の法人税額から当該減価償却資産の取得価額に規定の控除率を乗じて算出した金額の合計額を控除するもの。（租税特別措置法第42条の9及び同法第68条の13を参照。）

よって、法人税の減収額が本地域制度における国税の課税特例適用額となるものである。

なお、今般の税制改正要望については、事項要求とした上で、要望内容の詳細は今後検討していくこととしているため、現時点において要望事項として決定している法人税及び法人住民税のみ減収額の算定をすることとした。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成10～24年度における国税（法人税）・地方税（法人住民税）の減収額は下記のとおり。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
法人税	0千円	0千円	0千円	5,260千円	161,385千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	910千円	27,920千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法人税	2,518千円	0千円	0千円	0千円	0千円
法人住民税	436千円	0千円	0千円	0千円	0千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人税	0千円	0千円	0千円	3,364千円	0千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	582千円	0千円

（沖縄県による企業アンケート調査、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」より）

【内閣23】

同期間中に、入域観光客数は422万人から592万人へ、観光収入は3,527億円から3,997億円へ、観光客1人当たりの平均滞在日数は3.76日から3.75日へ、観光消費額は83,578円から67,459円へ増加しており、沖縄県の観光振興は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、課税特例措置により、平成33年度までに入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、観光客1人当たりの平均滞在日数5日、観光消費額100,000円が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄振興一括交付金によっても企業による設備投資を促すことは可能であるが、補助金等にみられるような、自己資金による設備投資ではないことに起因する過剰投資や無駄使い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もある。

課税特例措置を設けることにより、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、上記のようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄県における民間主導の自律的経済の構築に資することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国22)(法人税:義) (地21)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	【特例措置の内容】 (1) 国税 ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2) 地方税 ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (沖縄振興計画) 第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。 (略) 二 産業の振興に関する事項 第三章 産業振興のための特別措置 (観光振興計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3~8 (略) (課税の特例) (課税の特例) 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
--	---

	<p>2 (略) ■沖縄振興基本方針(抄) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一體的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策:11「沖縄政策の推進」 施策:①「沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度の沖縄県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円 ※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。 なお、沖縄県においては、沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖縄県の統計資料において公表している。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖縄県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		② 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設=1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額 ・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度) 平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料) ・入域観光客数:592 万人(うち外国人観光客数:38 万人) ・観光収入:3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国14)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外)</p> <p>(地12)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。</p> <p>○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定子ども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当</p> <p>担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111</p> <p>担当補佐 坂本 眞一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501</p> <p>担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>幼保連携型認定こども園の増加数</p>	

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>															
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成22年4月	532	241	平成23年4月	762	406	平成24年4月	909	486	平成25年4月	1099	594
			認定こども園の数	うち幼保連携型の数														
平成22年4月	532	241																
平成23年4月	762	406																
平成24年4月	909	486																
平成25年4月	1099	594																
	② 減収額		<p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p>															
	③ 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の参入・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p>															
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>															
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国15)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地13)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111 担当補佐 坂本 真一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501 担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>

6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、 ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) (目的) 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 12. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③子ども・子育て支援の総合的推進</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p>

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定こども園の増加数																																		
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。																																		
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】 近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>②: 減収額</p> <p>—</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) 認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) 非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>		認定件数	類型別の内訳				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	H22.4.1	532	241	180	86	25	H23.4.1	762	406	225	100	31	H24.4.1	909	486	272	121	30	H25.4.1	1099	594	317	155	33
	認定件数	類型別の内訳																																		
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型																															
H22.4.1	532	241	180	86	25																															
H23.4.1	762	406	225	100	31																															
H24.4.1	909	486	272	121	30																															
H25.4.1	1099	594	317	155	33																															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国16)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地14)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111 担当補佐 坂本 真一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501 担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>-</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>-</p>

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育てで家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。
		② 減収額	—

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》	事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると思われる。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》	—
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》	非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化
金融02	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
金融03	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
金融04	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
金融05	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
金融06	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
金融07	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
金融08	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
金融09	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社債的受益権の発行額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

【将来の見込み】

- 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 - また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合

には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないため、目標は達成されていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないため、適用実績はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用実績はないが、本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないという事情によるものであり、想定外に僅少ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	日本版スクーク、すなわち資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権(以下「社債的受益権」という。)について時限的に講じられている以下の措置を恒久化すること。 1. 信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税。 2. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)の非課税。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例(租税特別措置法第5条の3)及び特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税の特例(租税特別措置法第83条の3)が新設された。 平成25年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例は3年間期限が延長された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略-Japan is back-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋) 「アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア No.1 の金融・資本市場の構築を目指す。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1 市場インフラの構築のための制度・環境整備
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社債的受益権の発行額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないと考えられる。

8	有効性等	①: 適用数等	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家及び金利の支払が禁止されているイスラム発行体、並びにこれらの主体との間で資金調達・運用を行いたい我が国の発行体及び投資家によって活用されることが見込まれる。
		②: 減収額	-
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 我が国の金融・資本市場は、イスラム・マネーを全く呼び込めていない状況である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 平成23年11月の本措置の施行を受けて、証券保管振替機構において業務取扱要領が整備され、平成24年4月1日から施行されたところ、当該施行により日本版スクークが実務上発行可能となってから未だ1年4ヶ月しか経過しておらず、潜在的な発行体及び投資家のいずれにおいても、発行及び投資への地ならしは未だ完了していないため、発行実績は上がっていないところである。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないため、イスラム・マネーを呼び込むことはできないと考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	振替社債等の利子の課税の特例(租税特別措置法5条の3)と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために設置された、大臣政務官を座長とする金融税制研究会(平成22年5月から7月にかけて開催)において、イスラム債の配当を利子並みに扱うなどの対応策を講じるべきといった、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘されている。	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月
----	--------------------	-------------

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報と把握されている適用数等がかい離している場合は、その原因を分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
- 政策目的の位置付けは、保険業法第1条「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」の目的規定に沿った次の各条項に基づいている。同法第116条においては「保険会社は毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」とされており、積立勘定に属する保険契約の責任準備金は保険業法施行規則第70条第1項第3号及び第4項に基づき計算されることとなる。
- 具体的な責任準備金の算出方法については同法第4条第2項第4号の「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載され、保険会社の免許取得時（同法第4条）や新たな保険商品を開発する際に認可が必要（同法第123条）となる。当該算出方法書の審査基準である同法第5条第4号ハに基づく同規則第12条第1号において「契約者価額（同規則第10条第3号に規定）の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。」となっており、これらの規定に基づき、積立保険を引受けている各損害保険会社は同第30条の3（株式会社は同規則第63条で準用）によって積立勘定を設置しているものである。
- 積立勘定の設置目的は「公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産をその他の財産と分別して運用するため」であり、各損害保険会社はこの規定の主旨に従い、積立勘定を管理運用しているものの、保険会社の業務運営とは関係のない外部要因である課税方法が負債利子控除制度の目的を逸脱した不合理なものになれば、結果的に契約者への公正かつ衡平な満期返戻金等の支払に支障が生じるため、現行の取扱いを継続するよう損害保険業界は要望しており、その具体的な要望内容も課税目的の主旨から租税特別措置ではなく法人税法本則で恒久的に措置すべきであるとしている。
- 当庁としても損害保険業界の要望は課税制度の適正化を保ち、保険契約者への適正な保険金給付を確保し、保険契約者の保護を図るという保険業法の目的に合致した内容であり、保険契約者が安心して金融サービスを受けられる環境整備を図るといった政策目的にも合致していることから継続的に省庁要望として取り上げているところである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 本措置により適正な課税ベースを確保するという政策目標は達成されており、結果として保険契約者に給付すべき適正な保険金等の額である積立保険に係る払戻積立金及び契約者配当準備金の合計額は平成24年度末で6.6兆円となっている。しかしながら、本措置は本来的には恒久化を措置すべき性質のものであり、引き続き措置の延長を要望するものである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 平成20年度から24年度までの適用件数は下記のとおりである。
- | | |
|------------------|------------------|
| 20年度（国内12社、外国3社） | 21年度（国内13社、外国3社） |
| 22年度（国内11社、外国3社） | 23年度（国内10社、外国3社） |

24年度（国内11社、外国3社）
（日本損害保険協会 算定）

「租特透明化法に基づく適用実態調査の結果に関する報告」
措置名：損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
根拠条文：67条の7、68条の104
適用件数：23件 適用総額1,116億円

本調査は平成23年度までの単年度調査であり、定量的に正確な分析を行うために20年度から継続した適用総額の集計を行っている日本損害保険協会算定の計数を使用した。

なお、前回要望時（平成21年度税制改正要望）は、適用実績等の予測を行っていない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 適用会社数は上記④のとおりであるが、所期の想定（国内損保会社の適用社数、適用割合及び国内損保会社数）については、制度開始当初の平成14年度に積立保険を引き受けていた14社、56%（25社中）と想定しており、その後の適用社数等の推移については、20年度12社、46%（26社中）、21年度13社、48%（27社中）、22年度11社、42%（26社中）、23年度10社、38%（26社中）、24年度11社、42%（26社中）であり、適用社数が想定外に僅少、又は想定外に偏っていないことは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 分析対象期間分の適用数については、積立保険を引き受けている損害保険会社が対象であるが、国内損保会社の適用社数は本措置導入の平成14年度の14社から24年度11社（合併を含む）とあまり変わっていないことから、これを踏まえると、今後も新たな算入あるいは撤退の動きはないものと想定されることから、大きな変化は生じないと推測される。なお、適用額（日本損害保険協会算定の特別利子）は取扱会社がほぼ変わらない中、平成20年度から5年間で毎年50億円程度減少していることから、24年度の1,435億円から同程度減少すると見込まれる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 減収見込みについては、日本損害保険協会算定の減収額を記載しており、計算式等については別紙のとおりである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 上記⑥で記載のとおり適用数が大きく変わることがないと見込まれるため、別紙により算定した平成24年度減収額の実績とほぼ変わらない額（30億円前後）と推測される。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 上記②で記載のとおり本措置により適正な課税ベースを確保するという政策目標は達成しており、その効果として平成24年度末で払戻積立金等（6.6兆円）が積み立てられている（推移は事前評価書8-②のとおり）。
- また、上記⑥で記載のとおり将来も適用社数が大きく変わることがないと見込まれる中、本措置による効果も事前評価書8-③記載の平成24年度払戻積立金等（約6兆円程度）の責任準備金に対する割合（40%）から大きく変わることはないと思込まれる。

【金融02】

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

過去の減収額は平成20年度50.4億円、21年度47.9億円、22年度34.6億円、23年度37.9億円、24年度31億円である。

減収に対する効果として、当該減収額によって契約者に給付すべき適正な金額を表す保険等払戻積立金等の積立状況及び責任準備金に対する割合は、平成20年度8.3兆円（42%）、21年度7.8兆円（42%）、22年度7.3兆円（41%）、23年度7兆円（42%）、24年6.6兆円（40%）となっている。

これにより国民の資産形成に寄与するとともに将来保険金等が支払われる際の税収（一時所得）の確保にもつながっている。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

上記⑧及び⑩で記載のとおり将来は税収減としては30億円前後、効果としての払戻積立金等の積立状況及び責任準備金に対する割合は6兆円（40%）程度と推計される。

これにより国民の資産形成に寄与するとともに将来保険金等が支払われる際の税収（一時所得）の確保にもつながると見込まれる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、課税ベースの適正化のため恒久化すべき税制上の措置を税特別措置法により対応しているものであり、補助金や規制等の手段で解決すべきものではない。

別紙

日本損害保険協会算出

特別利子減収額の推移

単位：億円

	減収額		
		法人税	法人住民税
20年度実績	△ 50	△ 41	△ 8
21年度実績	△ 47	△ 39	△ 8
22年度実績	△ 34	△ 28	△ 5
23年度実績	△ 37	△ 31	△ 6
24年度実績	△ 31	△ 26	△ 4

【減収額の計算根拠】

「(1)特別利子の租税措置が延長されなかった場合の『受取配当等の益金不算入額』」から、「(2)平成24年度の『受取配当等の益金不算入額』」を控除し（詳細は以下のとおり）、減収する所得額を計算。当該減収所得額に損保協会加盟会社の全社実効税率を乗じて「減収額」を算出した。

- (1) 損保協会加盟会社の平成24年度申告書「受取配当等の益金不算入に関する明細書 別表8（1）（以下「別表8（1）」という。）」5欄および8欄を次の数値に置き換え、それ以外の1欄～13欄の集計値を算出し、当該集計値より特別利子の租税措置が延長されなかった場合の「受取配当等の益金不算入額」を算出した。

- ・別表8（1）5欄の「特別利子の額」を0に置き換え（特別利子が認められなくなることから。）
- ・別表8（1）8欄の「総資産価額」を「総資産価額」+「特別利子の元本の負債額等」に置き換え（特別利子制度が認められなくなる場合、積立勘定を株式等で運用している勘定と合算して総資産とするため。）

- (2) 損保協会加盟会社の平成24年度申告書「別表8（1）」1欄～13欄の集計値を算出し、当該集計値より「受取配当等の益金不算入額」を算出した。

※別表8（1）については、損害保険会社各社が税務当局へ提出している申告書類である。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表八(一)

平成二十三年六月三十日以後終了事業年度分

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額(36の計)	1	円	完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額(36の計)	15	円		
受取配当等の額(39の計)	2		受取配当等の額(39の計)	16			
当期に支払う負債利子等の額	3		当期に支払う負債利子等の額	17			
連結法人に支払う負債利子等の額	4		特別利子の額	18			
特別利子の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額(別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	19			
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額(別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6		差引金(17 - 18 - 19)	20			
差引金(3) - (4) - (5) - (6)	7		平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	21			
総資産価額(32の計)	8		同上の各事業年度の関係法人株式会社等に係る負債利子等の額の合計額	22			
期末関係法人株式会社等の帳簿価額(33の計)	9		負債利子控除割合(21 / 22) (小数点以下3位未満切捨)	23			
受取配当等の額から(7)×(9)控除する負債利子等の額	10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額(20 × 23)	24	円		
受取配当等の額(43の計)	11		受取配当等の額(43の計)	25			
期末その他株式等の帳簿価額(34の計) + (35の計)	12		②1の各事業年度のその他株式会社等に係る負債利子等の額の合計額	26			
受取配当等の額から(7)×(12)控除する負債利子等の額	13		負債利子控除割合(26 / 27) (小数点以下3位未満切捨)	27			
受取配当等の益金不算入額(1) + (2) - (10) + (11) - (13) × 50%	14		受取配当等の額から控除する負債利子等の額(20 × 27)	28			
受取配当等の益金不算入額(1) + (2) - (10) + (11) - (13) × 50%	14		受取配当等の益金不算入額(15) + (16) - (24) + (25) - (28) × 50%	29			
当年度実績による場合の総資産価額等の計算							
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額(30) - (31)	期末関係法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額(株式及び出資等)	受取配当等の額	受取配当等の益金不算入額
	30	31	32	33	34	35	35
前期末現在額	円	円	円	円	円	円	円
当期末現在額							
計							
受取配当等の額の明細							
完全子法人株式会社等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額			
				36	円		
計							
関係法人株式会社等	法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額(37) - (38)
					37	38	39
					円	円	円
計							
その他株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地(証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)	受取配当等の額(その収入額×100.50又は25 / 100)		左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額	
			40		41	42	43
					円	円	円
計							

法 0301-0801

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外 (国税8)(法人税:義) (地方税8)(法人住民税:義)
2	要望の内容	損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子については、他の支払利子と異なり、運用対象資産について内閣総理大臣の認可を受けた事業方法書において株式以外とするよう明確に限定していることから、株式の取得に充てられた負債の利子でないことは明らかである。 負債利子控除の対象外であった特定利子制度が平成14年度に廃止された際に、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子については負債利子控除を要するものではないという考えから、引き続き特別利子として従前の特定利子と同様に負債利子控除の対象外とすることが認められており、その取り扱いの延長を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度税制改正において連結納税制度導入に伴い、その財源措置として特定利子制度が廃止されたが、当初経過措置2年間、その後2回の租税特別措置5年間の期限延長により特別利子として廃止前と同様の取扱いが認められている。
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子について、適正な課税ペースとすることにより公平な商品性を確保し、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を図る。 《政策目的の根拠》 損害保険会社は、公正かつ衡平な契約者配当を行うために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定(「積立勘定」という。)を設けることができる。積立勘定に属する財産は、他の積立勘定又は積立勘定以外の勘定に属する財産と経理を区分し、かつ、これを特に設けた帳簿に記載しなければならない。(保険業法施行規則第30条の3)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>

御注意

2 1

「31」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記載に係る積立金の額を含めます。
「41」欄は、証券投資信託公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。の収益の分配については、「40」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の100%、50%、100%(1-1)又は25%(1-4)に相当する金額を記載します。

		け																											
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子について、特別利子として取り扱い、負債利子控除の対象から除外し、課税ベースの適切性を確保する。また、積立保険は他の金融商品で代替することが難しいことから、不公平な課税ベースとならないことにより、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>払戻積立金等の推移</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により適正な課税ベースとなり、契約者配当の原資となる税引き後運用益が減少せず、公平な商品性が確保され利用者が安心して金融サービスを受けるための環境整備に寄与している。</p>																										
8	有効性等	① 適用数等	<p>14社(国内損保会社11社、外国損保会社3社) ※外国損保会社3社の積立保険の取扱いは少額なため、政策目標の達成状況や適用実績、適用効果に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。</p>																										
		② 減収額	<p>本措置における特別利子及び減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">特別利子</th> <th colspan="2">減収額</th> </tr> <tr> <th>(国税)</th> <th>(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,726億円</td> <td>50.4億円</td> <td>41.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,669億円</td> <td>47.9億円</td> <td>39.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,603億円</td> <td>34.6億円</td> <td>28.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,532億円</td> <td>37.9億円</td> <td>31.5億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,435億円</td> <td>31.0億円</td> <td>26.1億円</td> </tr> </tbody> </table>		特別利子	減収額		(国税)	(地方税)	平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円	平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円	平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円	平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円	平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円
	特別利子	減収額																											
		(国税)	(地方税)																										
平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円																										
平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円																										
平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円																										
平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円																										
平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円																										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>措置がとられていることにより、課税ベースの適正化が図られている。但し、本措置は本来的には恒久化を措置すべき性質のものである。 損害保険会社における責任準備金のうち積立保険に係る払戻積立金及び契約者配当準備金の合計額は約6.6兆円となっており、責任準備金全体に占める割合も、4割と高い割合で推移している。</p> <p>払戻積立金等(責任準備金に対する割合)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>払戻積立金等</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>83,025億円</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>78,792億円</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>73,988億円</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>70,707億円</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>66,176億円</td> <td>40.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～24年度)</p>		払戻積立金等	割合	平成20年度	83,025億円	42.6%	平成21年度	78,792億円	41.6%	平成22年度	73,988億円	40.6%	平成23年度	70,707億円	41.8%	平成24年度	66,176億円	40.4%								
	払戻積立金等	割合																											
平成20年度	83,025億円	42.6%																											
平成21年度	78,792億円	41.6%																											
平成22年度	73,988億円	40.6%																											
平成23年度	70,707億円	41.8%																											
平成24年度	66,176億円	40.4%																											

			<p>積立勘定に係る支払利息(特別利子)は1,435億円となっており、当該利子が負債利子から控除されていることにより、課税ベースの適正化が図られ、予定利率や契約者配当金が適正となることにより商品の公平性が確保されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>平成20年度に比べて減少傾向ではあるもの、元受保険料に占める積立保険料の割合は6.2%と利用者からのニーズは依然として高い。こうした中、延長されず特別利子が認められなかった場合、課税額は31億円(24年度)増えることとなり、他の商品への代替が難しい中、本商品のみ不公平な運用結果となることから、利用者に不利益を及ぼすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>積立保険は、低金利の状況下にあるため、販売が伸び悩んでいるものの商品の特性から他の金融商品で代替することは難しい。このため、損害保険会社の元受保険料の6%程度を占め、また、払戻積立金等は約6.6兆円で総資産の約1/4となっているなど利用者からのニーズは高い水準を保っている。</p> <p>○元受保険料に占める割合 単位:億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元受保険料</th> <th>積立保険料</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>79,801</td> <td>6,763</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>77,837</td> <td>5,903</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>77,478</td> <td>5,728</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>79,922</td> <td>5,760</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>81,922</td> <td>5,091</td> <td>6.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資産に占める割合 単位:億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総資産</th> <th>払戻積立金等</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>299,411</td> <td>83,025</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>314,955</td> <td>78,792</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>296,733</td> <td>73,988</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>279,958</td> <td>70,707</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>284,597</td> <td>66,176</td> <td>23.3</td> </tr> </tbody> </table>		元受保険料	積立保険料	割合(%)	平成20年度	79,801	6,763	8.5	平成21年度	77,837	5,903	7.6	平成22年度	77,478	5,728	7.4	平成23年度	79,922	5,760	7.2	平成24年度	81,922	5,091	6.2		総資産	払戻積立金等	割合(%)	平成20年度	299,411	83,025	27.7	平成21年度	314,955	78,792	25.0	平成22年度	296,733	73,988	24.9	平成23年度	279,958	70,707	25.3	平成24年度	284,597	66,176	23.3
	元受保険料	積立保険料	割合(%)																																																
平成20年度	79,801	6,763	8.5																																																
平成21年度	77,837	5,903	7.6																																																
平成22年度	77,478	5,728	7.4																																																
平成23年度	79,922	5,760	7.2																																																
平成24年度	81,922	5,091	6.2																																																
	総資産	払戻積立金等	割合(%)																																																
平成20年度	299,411	83,025	27.7																																																
平成21年度	314,955	78,792	25.0																																																
平成22年度	296,733	73,988	24.9																																																
平成23年度	279,958	70,707	25.3																																																
平成24年度	284,597	66,176	23.3																																																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>損害保険会社の積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定のうち株式等以外の運用に制限された積立勘定」から支払われる利子については、他の支払利子と異なり、運用対象資産を株式以外とするよう明確に限定していることから、株式の取得に充てられた負債の利子でないことが明らかである。</p> <p>したがって、当該利子を特別利子として取り扱い負債利子控除の対象から除外することにより適正な課税ベースとなり、利用者が安心して金融サービスを受けるための環境が整備されることから本措置は妥当である。</p>																																																

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 前回要望時の目標は、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、金融システムを安定させることである。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用総額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「承継銀行等に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第2項）における法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）210,120百万円を適用額として活用している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「承継銀行等に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第2項）における課税標準（資本金等の額）210,120百万円を適用額として活用している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率
 10,000百万円×0.21%=21百万円
 10,000百万円：資本金等の額（12,000百万円）－特例措置適用後の課税標準（2,000百万円）
 0.21%：東京都適用税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 (地方税15)(法人事業税：義)
2	要望の内容	承継銀行及び協定銀行（以下「承継銀行等」という。）については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみならず資本割の特例措置が講ぜられており、引き続き当該措置の延長（当分の間）を要望する。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。
6	適用又は延長期間	当分の間の延長とする
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序の維持を目的とするものである。 ----- 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担の軽減を受

			<p>け、平時より安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に1.2億円(資本金等の額(21.2億円)-課税標準(20億円)である。 なお、承継銀行については平成25年8月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。</p> <p>【協定銀行】 平成16年度から平成23年度までは整理回収機構が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に2,100億円(資本金等の額(2,120億円)-課税標準(20億円)である。平成24年度についての適用総額は100億円(資本金等の額(120億円)-課税標準(20億円)(※)である。 将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、適用総額は100億円となる見込み。なお、適用総額について、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(2,000億円)の減資を行ったことに伴い、2,120億円から減額されたもの。</p>												
		② 減収額	<table border="0"> <tr> <td>【承継銀行】</td> <td>【協定銀行】</td> </tr> <tr> <td>平成20年度 0.2百万円</td> <td>平成21年度 319百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 0.2百万円</td> <td>平成22年度 320百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 0.2百万円</td> <td>平成23年度 323百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成24年度 20百万円※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成25年度 21百万円※</td> </tr> </table> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。 協定銀行は、将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、減収額も21百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(2,000億円)の減資を行ったことに伴い、2,120億円から減額されたもの。</p>	【承継銀行】	【協定銀行】	平成20年度 0.2百万円	平成21年度 319百万円	平成21年度 0.2百万円	平成22年度 320百万円	平成22年度 0.2百万円	平成23年度 323百万円		平成24年度 20百万円※		平成25年度 21百万円※
		【承継銀行】	【協定銀行】												
平成20年度 0.2百万円	平成21年度 319百万円														
平成21年度 0.2百万円	平成22年度 320百万円														
平成22年度 0.2百万円	平成23年度 323百万円														
	平成24年度 20百万円※														
	平成25年度 21百万円※														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例を受けることで平時より安定的な財産基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担軽減により、安定的な財産的基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。</p>														

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 特別措置が延長されず課税された場合、金融機関破綻時において税負担のため財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理を行うための態勢が維持できず、預金者保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 承継銀行等については、資本割の特例による税負担軽減(21百万円)により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。 本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。 なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段(補助金の交付や規制)により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>承継銀行等に対する事業税に係る資本割の税負担軽減の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定性に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 前回要望時の目標は、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保することである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用総額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第3項）及び法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）27,478,679千円を適用額として用いた。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 上記④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第3項）及び法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）27,478,679千円を適用額として用いた。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率
 $27,478 \text{ 百万円} \times 0.21\% \text{ ※} = 57 \text{ 百万円}$
 $27,478 \text{ 百万円} : \text{資本金等の額} (28,478 \text{ 百万円}) - \text{特例措置適用後の課税標準} 1,000 \text{ 百万円}$
 $0.21\% : \text{東京都適用税率}$
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 機構は、銀行等が保有する株式等の処分を補完するセーフティネットとしての高い公共性を有する唯一の機関であり、税負担による機構の安定的な業務運営基盤の確保への課題の対応のためには、本租税特別措置によることが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長 (地方税16)(法人事業税:義)
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする資本割の特例措置が講ぜられており、当該措置の当分の間の延長を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成16年度 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 創設 ・平成21年度 5年間の延長
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。

8	有効性等	① 適用数等	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても、機構のみが適用対象となる。
		② 減収額	本特例措置の創設以降、減収額は毎年度 57 百万円であり、今後においても、毎年度同額の減収が見込まれる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。</p> <p>その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、機構は毎年度57百万円の税負担が軽減され、安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤の確保に影響することが考えられ、その結果、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、毎年度 57 百万円の税収減が見込まれるものの、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認するような効果があるといえる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>このような業務は、機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。</p> <p>その結果、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われ、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることは、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>	

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（投資法人による合併実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、

分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
前回要望時の目標は、投資法人の圧縮記帳の適用実績。改正法は、平成25年4月以降開始事業年度が対象であるため、まだ適用は0件である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用金額は244,749百万円であり、また、相当多数の投資家に保有されており、適用に偏りがあるとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る導管性要件等の見直し (国税 20) (法人税:義) (地方税 14) (法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。また、投資法人同士の合併により「正ののれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正ののれん償却額に係る法人税等相当額を控除する(拡充)。
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が生まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要」 「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」 日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等」 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行

		われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第 1 条)この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人による合併実績 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、投資法人等における税務上の安定性を強化や、投資法人間において合併が行うことができる環境等を整備することが不可欠である。
8	有効性等	① 適用数等 上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。 ② 減収額 - ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) リーマン・ショック等を乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) 投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 投資法人等における税務上の不安定さが残り、また、投資法人間における合併が制約されることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。投資法人等の課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の安定性等の問題であるため、補助金で対応することは適当でなく、税による手当てを行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、企業再生税制や登録免許税の減免等、他の政策手段の効果や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成23年度から25年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値を示して説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、期限が切れる当該措置を当機構が業務終了により解散するまで（最長で34年度まで）延長するもの。
よって、今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当然に前回の目標と一致しており、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。
- ④⑥ 適用数等の実績把握及び将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 本件にかかる特例措置の要望事項は、「法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の延長」であり、これまでも年度ごとに特例措置を適用している（法人事業税の資本割という性格上、毎年度1回適用される）。
 - ・ 地方税法に基づき把握される情報により、地方税法附則第9条を根拠に18,129,800千円の適用を確認している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
毎年度1回適用されるものであるため、所期の想定とかい離していない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 過去の減収額は、平成23年度：15百万円、24年度：2百万円、25年度：19百万円。平成24年度の減収額については、個別支援先に対する貸付金・保証が株式に切り替わったため、減収額が小さくなっている。
 - ・ 各年度とも、資本割に係る特例措置がなかった場合における資本金額に税率を乗じて算定した額から、資本金の額を20億円とする特例措置を講じて算定した額を差し引き、算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長 (地 21)(法人事業税) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(当機構の業務完了により解散するまでの期間(最長34年度まで))を要望するもの(地方税法第72条の12第1項第1号、地方税法附則第9条第11項)。
3	担当部局	金融庁 監督局総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、平成21年4月1日から旧機構の業務完了期限である26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 今回の要望は、実質的に1回目の延長要望である。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた当該特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、その適用は平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限られている。今回延長の措置を講じることにより、当機構において、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。 《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。

		このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当機構による再生支援(決定)件数の増加 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 今後、当機構で見込まれる支援件数は約101件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計: 110件
	② 減収額	各年度44百万円の見込み。 【算出方法】 ① 特例措置適用前 資本金額 23,084,800,000円×税率(東京都)0.21%=48,478,080円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円×税率(東京都)0.21%= 4,200,000円

		③ ①-②=44,278,080 円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置を講ずることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	府省名	金融庁
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、企業再生税制について、平成22年度3社、23年度2社、24年度5社、登録免許税について、22年度2社、23年度6社、24年度1社と把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される支援対象の過去の実績から想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、25年3月の機構法改正により新たな業務方法が追加されていることなどから、特例措置の一部拡充を要望するもの。
法改正により、新規業務も加えた上での今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。（なお、昨年度の税制改正要望時の目標と今回の目標は同じ）
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
・ 企業再生税制の旧機構2件、当機構4件及び登録免許税の旧機構7件の件数については、あくまでも本租税特別措置が認められていれば適用することができたであろう件数である。現在のところ、本租税特別措置は認められていないため、本スキームに係る過去の実績はない。
・ これまでの租税特別措置の適用実績は以下のとおりである。
（企業再生税制）平成22年度：3社（16,136百万円）
23年度：2社（5,512百万円）
24年度：5社（62,939百万円）
（登録免許税）平成22年度：2社（11百万円）
23年度：6社（21百万円）
24年度：1社（1百万円）
・ 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わり得るものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、所期においても本租税特別措置に係る適用数等の想定は行っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
総支援件数を年間21件と試算しており、
・ 企業再生税制の各年度の適用見込件数は、21件×57.1%＝11件
・ 登録免許税に係る措置の各年度の適用見込件数は、21件×25.0%＝5件
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充 (国 21) (法人税:義、登録免許税:外) (地 18) (法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	1. 企業再生税制の適用の拡大 平成25年3月の機構法改正により、地域経済活性化支援機構(以下、「当機構」という。)が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制の対象とすること(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項)。 2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大 現状当機構に認められている登録免許税の非課税措置の適用要件については、当機構が債権買取により担保権を移転した場合に限定されているが、以下の場合にも適用要件を拡大すること(地域経済活性化支援機構法第60条)。 ① 債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の移転 ② (担保権の移転ではない)債権買取もしくは債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の抹消・再設定又は新規貸付による担保権の新規設定
3	担当部局	金融庁 監督局総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1. 企業再生税制 ・ 平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・ 平成21年度:本措置の拡充を要望し認められた。 ・ 平成25年度:企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の改組に伴い、当機構においても引き続きその対象とすること及び適用要件の緩和を要望し認められた。 2. 登録免許税の非課税措置 ・ 平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・ 平成25年度:旧機構の改組に伴い、当機構においても引き続き非課税措置を認めること及び適用範囲の拡充を要望し認められた。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な

		企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例及び登録免許税の非課税措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、今回更に法改正による業務の拡充に併せて税制上の措置を拡充することにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。 このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当機構による再生支援(決定)件数の増加 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 1. 企業再生税制について 上記「要望の内容1.」の機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は58件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者調整のみ

	<p>のニーズがあったと想定される件数 旧機構:2件(7.1%)、当機構:4件(57.1%) ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6 公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計 : 110件</p> <p>④ ③×57.1%(※②より)=58件 (注)ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない。</p> <p>2. 登録免許税の減免または軽減について 上記「要望の内容2.」の①及び②に該当するスキームの見込み件数は25件以上</p> <p>【算出方法】 ① 旧機構において本スキームに該当した件数 : 7件(25.0%) ※今回の税制改正要望が認められた場合、本スキームの活用が大幅に増加することが見込まれる ② 今後、当機構で見込まれる支援決定件数 : 100.8件(※上記1.③より) ③ ②×25.0%(※①より)=25件</p>
③ 減収額	再生支援対象事業者の規模や財務状況により、債務免除益や資産評価損益、期限切れ欠損金の金額は大きく異なるほか、担保に供している不動産等の数も異なることから、減収見込み額を算出することは困難。
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 税制上の所要の措置を講ずることにより、企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数（加入者数）の将来予測は以下のとおり（過去の実績を基に回帰分析により、以下のとおり将来予測）。

厚生年金基金

平成 24 年度末	560 件（426 万人）
平成 25 年度末	546 件（405 万人）（推計値）
平成 26 年度末	533 件（392 万人）（推計値）

確定給付企業年金

平成 24 年度末	14,695 件（796 万人）
平成 25 年度末	16,266 件（879 万人）（推計値）
平成 26 年度末	17,931 件（931 万人）（推計値）

確定拠出年金（企業型）

平成 24 年度末	4,247 件（439 万人）
平成 25 年度末	4,565 件（468 万人）（推計値）
平成 26 年度末	4,808 件（491 万人）（推計値）

確定拠出年金（個人型）

平成 24 年度末	16 万人
平成 25 年度末	17 万人（推計値）
平成 26 年度末	19 万人（推計値）

勤労者財産形成給付金

平成 24 年度末	1,417 件（26.5 万人）
平成 25 年度末	1,374 件（25.9 万人）（推計値）
平成 26 年度末	1,324 件（25.2 万人）（推計値）

勤労者財産形成基金

平成 24 年度末	37 件（0.8 万人）
平成 25 年度末	34 件（0.7 万人）（推計値）
平成 26 年度末	32 件（0.7 万人）（推計値）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算定根拠は以下のとおり。適用数（加入者数）については過去の実績を基に回帰分析により、将来予測を行っている。

平成 25 年 3 月末時点の各制度の積立金額

①厚生年金基金（平成 25 年 3 月末）	: 28,889,200 百万円
②確定給付企業年金（平成 25 年 3 月末）	: 50,025,900 百万円
③確定拠出年金（平成 25 年 3 月末）	: 7,450,000 百万円
④財形給付金（平成 25 年 3 月末）	: 42,757 百万円
⑤財形基金（平成 25 年 3 月末）	: 405 百万円
①・②：「企業年金の受託概況（信託協会、生保協会、J A 共済連）」	
③～⑤：厚生労働省調べ	

①に課税対象額割合 0.051%（※1）を掛けて、1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）を掛ける。

②～⑤の合計に 1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）を掛ける。（※2）

※1 平成 23 年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の 3.23 倍以上ある基金は 6 基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4 基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成 24 年 3 月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の 1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることはできるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 (国税 23) (法人税:義) (地方税 17) (法人住民税:義)
2	要望の内容	企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	《創設年度》 平成 11 年度(2年間の課税凍結) 《過去の改正経緯》 平成 13 年度(課税凍結を2年間延長) 平成 15 年度(課税凍結を2年間延長) 平成 17 年度(課税凍結を3年間延長) 平成 20 年度(課税凍結を3年間延長) 平成 23 年度(課税凍結を3年間延長)
6	適用又は延長期間	(特別法人税を撤廃し)恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。 《政策目的の根拠》 <確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)> (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)> (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等の運用時における課税を廃止し、適正な年金額の確保を図るとともに、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数及び積立金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定が図られ、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>主な企業年金等の積立金額</p> <p>厚生年金基金(平成 25 年 3 月末) 288,892 億円 確定給付企業年金(平成 25 年 3 月末) 500,259 億円 確定拠出年金(平成 25 年 3 月末) 74,500 億円</p>
		② 減収額	<p>国 税: ▲5,753 億円(厚生労働省試算) 地方税: ▲995 億円(厚生労働省試算)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -) 平成 11 年度から特例により特別法人税の課税が凍結されており、一時的に運用時における課税はなされていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -) 特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の運用時における課税が主要国並に非課税となり、年金資産の維持・安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 設定困難) 現在凍結されている特別法人税が復活した場合、低金利の状況の中、企業年金等の積立金の元本自体が既存するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 設定困難) 企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定と適正な年金額の確保が図られるものであり、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（損害保険会社における異常危険準備金残高等）は、自然災害の影響等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「24年度の異常危険準備残高は4,074億円（含む有税902億円）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
政策目的の位置付けは、保険業法第1条「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」の目的規定に沿った同法第116条「保険会社は毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」に基づくものである。
当該原子力保険と地震保険に係る異常危険準備金については、当該保険事故が発生した際にはその保険金支払額が膨大なものになることは東日本大震災の状況から見ても明らかであり、いつ起こるか予測できない将来の事故発生時のために、契約者から収受した保険料はできるだけ早期かつできるだけ多く積立てを行っていく必要があることは誰の目から見ても明らかである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
原子力保険（昭和36年）及び地震保険（昭和41年）については、租特創設当初から恒久措置として、事後評価書7-①記載の政策目標達成のため異常危険準備金を積み立てており、保険内容が巨大リスクを担保するものであることから、積立の上限は設定されていない。原子力保険は毎期の収入保険料の50%を積み立てており、異常危険準備金残高（無税）は456億円（平成24年度）となっているが、原子力災害における原子力賠償責任法で定める賠償措置額1,200億円をみると十分な額とはいえない。
地震保険は、事後評価書2-②における方法により積み立てているが、東日本大震災等の影響もあり、異常危険準備金残高は3,172億円にとどまっている。現在の民間の責任限度額は、東日本大震災等の影響もあり、1地震当たり2,405億円となっているが、連続して巨大地震が発生する事態となれば残高は不十分である。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
適切な測定指標を設定する必要があるとの指摘については、原子力保険、地震保険ともに保険業法、地震保険に関する法律にも当該保険契約が巨大リスクを担保するものであり、その発生確率も予測が容易でないこと等により異常危険準備金の上限額は定められていない。
このようなことから各年度における異常危険準備金残高以外に測定指標を設定することは困難であると考えられる。なお、外部要因（自然災害）の影響度について、地震保険は東日本大震災の影響で平成23年度の発生保険金は5,316億円となっており、事後評価書8-③記載の準備金残高を減少させるなど大きな影響を受けているが、原子力保険は、福島第一原子力発電所の事故が天災により免責となっているため影響を受けていない。
なお、他に考えられる測定指標として、1回の地震により支払われる民間保険会社の支払限度額に対する積立割合があり、その推移は、平成22年度末59%（7,067億円/11,987億円）、23年度末40%（2,891億円/7,244億円）、24年度末65%（3,172億円/4,880億円）となっている。

原子力保険については、上記②で記載のとおり、原子力災害における原子力賠償責任法で定める賠償措置額1,200億円（変動しない）に対する異常危険準備金（無税）は、平成22年度37%（446億円/1,200億円）、23年度末38%（457億円/1,200億円）、24年度38%（456億円/1,200億円）となっている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成23年度 租特透明化法に基づく適用件数（16件）、金額（633億円）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
損害保険会社数は平成25年3月末時点で53社（国内30社、外国23社）であり、そのうち34社が適用社数である。また、過去の日本損害保険協会が把握している国内損保会社の適用状況（5年毎）は、平成9年度原子力31社、地震32社（加盟33社中）、14年度原子力20社、地震21社（加盟25社中）、19年度原子力17社、地震20社（加盟26社中）であることから、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことは明らかである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額については、日本損害保険協会算定の減収額を記載しており、計算式等については別紙のとおりである。
「租特透明化法に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告」
措置名：原子力又は地震保険に係る異常危険準備金
根拠条文：57条の6、68条の56
適用件数：16件、適用総額：633億円
本調査の適用総額は、異常危険準備金（無税）の積立額であるため、法人税・法人住民税率を掛けると633億円×0.3（法人税）+633億円×0.3×0.2034（法人住民税）=228億円となり、日本損害保険協会算定の平成23年度減収額（別紙）と一致する。また、本調査は平成23年度のみ単年度調査であるが、下記⑩で記載のとおり東日本大震災発生により異常危険準備金を大幅に取り崩して益金算入したことによる増収額を考慮しておらず、定量的に正確な分析を行うために継続した適用総額の集計を行っている日本損害保険協会の計数を使用した。
なお、損保各社の課税状況から法人住民税実効税率（0.2034）を算定しているため、標準税率から算定している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の計数は使用していない。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
政策目標の達成に向けた実現状況は上記②及び③で記載のとおりである。税収減額については、事後評価書8-②で記載のとおり過去3年間で約670億円（地震・原子力）であるが、東日本大震災発生により異常危険準備金を大幅に取り崩して益金に算入したことによる増収額は過去3年間で約2,477億円となっており、大幅に税収減が緩和されている。このため、損金算入による税収減は一時的であることから、税収減を是認する効果は十分に確認されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【金融09】

将来の予測が不可能な地震・原子力災害に際し、円滑かつ確実に保険金を支払うためには、無税による積立てを行うことによって支払原資を確保し、災害発生時に保険金支払いによって災害復興に寄与することとなる。単年度措置される補助金等の政策手段と比べて当該措置が最も適している。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他に当該政策目的達成のための保険会社への補助金等の支援措置や義務付けは無い。

別紙

日本損害保険協会算出

原子力保険・地震保険の異常危険準備金減収・増収額の推移

単位：億円

	原子力保険			地震保険			計	
	A	法人税	法人住民税	B	法人税	法人住民税	A+B	
減収額	22年度実績	△ 13	△ 11	△ 2	△ 241	△ 201	△ 40	△ 254
	23年度実績	△ 14	△ 12	△ 2	△ 214	△ 178	△ 36	△ 228
	24年度実績	△ 10	△ 9	△ 1	△ 178	△ 151	△ 27	△ 188
	3年間 計	△ 37	△ 32	△ 5	△ 633	△ 530	△ 103	△ 670

	原子力保険			地震保険			計	
	A	法人税	法人住民税	B	法人税	法人住民税	A+B	
増収額	22年度実績	8	7	1	641	533	108	649
	23年度実績	9	8	1	1,721	1,430	291	1,730
	24年度実績	11	10	1	87	74	13	98
	3年間 計	28	25	3	2,449	2,037	412	2,477

【減収・増収額の計算根拠】

損保協会加盟会社の各決算実績から、以下の減収・増収する所得額を計算。
当該所得額に損保協会加盟会社の全社実効税率を乗じて「減収額」及び「増収額」を算出した。

- ・原子力保険
減収所得額＝△無税繰入額
増収所得額＝無税取崩額＋洗替額
- ・地震保険（10年洗替制度はない）
減収所得額＝△無税繰入額
増収所得額＝無税取崩額

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
2	租税特別措置等の内容	<p>損害保険会社が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、原子力保険に係る原子力災害損失又は地震保険に係る地震災害損失に備えるために、当期の正味収入保険料を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額を損金算入する。</p> <p>この準備金は、原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該損失の額を取り崩して益金に算入する。</p> <p>※積立限度額： ①原子力保険：当期の正味収入保険料の50% ②地震保険：保険業法の規定により積み立てる責任準備金から地震保険に係る資産の運用益相当額に次に掲げる異常危険準備金累積割合に応じた係数を乗じた金額を控除した金額 ※異常危険準備金累積割合が25%以下の場合：10%、25%超50%以下の場合：20%、50%超75%以下の場合：50%、75%超100%以下の場合：70%、100%超の場合：100%</p> <p>※異常危険準備金累積割合：$\frac{\text{異常危険準備金累積額}}{\text{責任限度額}}$</p>
3	担当当局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 原子力保険 昭和36年度 地震保険 昭和41年度
6	適用期間	恒久
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払い原資（経営の健全性）を確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎期決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第116条等）
		②：政策体系における政策目的の位置付け II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

8	有効性等	③：達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の異常危険準備金残高を確保することにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金残高等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により損害保険会社の経営の健全性を確保し、原子力災害・地震災害においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる。																						
		①：適用数等	原子力保険：24法人（国内：15法人、外国9法人） 地震保険：13法人（国内11法人、外国2法人） （外国損保会社の取扱いは少額なため、税込減額、異常危険準備金に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。）																						
		②：減収額	本措置による税込減額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">原子力保険</th> <th colspan="2">地震保険</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>▲11億円 (7億円)</td> <td>▲2億円 (1億円)</td> <td>▲201億円 (533億円)</td> <td>▲40億円 (108億円)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>▲12億円 (8億円)</td> <td>▲2億円 (1億円)</td> <td>▲178億円 (1,430億円)</td> <td>▲36億円 (291億円)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>▲9億円 (10億円)</td> <td>▲1億円 (1億円)</td> <td>▲151億円 (74億円)</td> <td>▲27億円 (13億円)</td> </tr> </tbody> </table> ※カッコ内は益金算入における税込増額	年度	原子力保険		地震保険		国税	地方税	国税	地方税	平成22年度	▲11億円 (7億円)	▲2億円 (1億円)	▲201億円 (533億円)	▲40億円 (108億円)	平成23年度	▲12億円 (8億円)	▲2億円 (1億円)	▲178億円 (1,430億円)	▲36億円 (291億円)	平成24年度	▲9億円 (10億円)	▲1億円 (1億円)
年度	原子力保険		地震保険																						
	国税	地方税	国税	地方税																					
平成22年度	▲11億円 (7億円)	▲2億円 (1億円)	▲201億円 (533億円)	▲40億円 (108億円)																					
平成23年度	▲12億円 (8億円)	▲2億円 (1億円)	▲178億円 (1,430億円)	▲36億円 (291億円)																					
平成24年度	▲9億円 (10億円)	▲1億円 (1億円)	▲151億円 (74億円)	▲27億円 (13億円)																					
		③：効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成24年度） 正味支払保険金 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>4億円</td> <td>6,938億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4億円</td> <td>316億円</td> </tr> </tbody> </table> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成24年度） 原子力保険については、直近で大きな支払実績はないものの（注）、地震保険同様、1事故についての支払いが巨額となる可能性があるため、他の損害保険の異常危険準備金とは異なった大幅な積立を認める必要がある。 地震保険については、22年度の異常危険準備金残高が8,570億円（含む有税1,503億円）となっていたが、東日本大震災に関する取崩等により、24年度の異常危険準備金残高は4,074億円（含む有税902億円）となっている。 （注）福島第1原子力発電所の事故は天災による事故であったことから免責されている。		原子力保険	地震保険	平成22年度	2億円	10億円	平成23年度	4億円	6,938億円	平成24年度	4億円	316億円										
			原子力保険	地震保険																					
		平成22年度	2億円	10億円																					
平成23年度	4億円	6,938億円																							
平成24年度	4億円	316億円																							
異常危険準備金残高（無税）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>446億円</td> <td>7,067億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>457億円</td> <td>2,891億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>456億円</td> <td>3,172億円</td> </tr> </tbody> </table>		原子力保険	地震保険	平成22年度	446億円	7,067億円	平成23年度	457億円	2,891億円	平成24年度	456億円	3,172億円												
	原子力保険	地震保険																							
平成22年度	446億円	7,067億円																							
平成23年度	457億円	2,891億円																							
平成24年度	456億円	3,172億円																							

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>原子力保険は、24年度の正味収入保険料が55億円であるが、それだけでは一旦原子力事故が発生した際には、十分な支払いができないことは明らかであり、民間保険会社が同保険の引き受けを行うために、異常危険準備金制度は必須の制度と考えられる。</p> <p>地震保険についても、異常危険準備金を積み立てることにより、平成22年度の東日本大震災等の巨大災害が発生した際にも地震保険金支払が円滑かつ確実に行われており、準備金積立時における一定的な税収減を上回る大きな効果があった。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年経過した原子力保険の異常危険準備金は益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑かつ確実に家計や一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>原子力保険・地震保険の異常危険準備金の積立額について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立にかかる最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる災害に対し、被災地での生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
復興02	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
復興03	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
復興04	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
復興05	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時）の想定が示されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
測定指標に関する目標値（目標水準）は、復興産業集積区域において設備投資を行う事業者（平成26年度：約280件、27年度：約230件）、達成時期は、27年度末とする。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の指定を受けた事業者は、平成24年度で法人844件、個人19件であり、想定外に僅少ではない。
また、平成25年6月末時点で、被災5県110市町村に分布しており、偏りも生じていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の法人事業者の直近の1ヶ月当たり平均指定件数は、40件（復興庁調べ）。
復興特区法第37条の法人事業者の直近の指定件数の対前年増減率は、80%（復興庁調べ）。
これらを基に平成26年度における法人事業者の指定件数を試算すると273件となり、同様に個人事業者を試算すると、平成26年度の指定件数は9件となる（福島県は、既に平成28年3月までの即時償却が認められているため除外）。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥による適用数試算、復興特区法第37条の1件当たり平均設備投資見込み額1,090百万円（復興庁調べ）、設備投資見込総額に占める機械又は装置割合58%（復興庁調べ）を基に、県別に法人事業者による機械又は装置の設備投資見込み額を試算すると計202,138百万円、同様に個人事業者を試算すると133百万円。
機械又は装置の設備投資見込み額に利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案21%、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額3,031百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると2百万円となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成24年度844件（法人）、19件（個人）の事業者の指定により、約6千億円の設備投資が見込まれており、投資が促進され、ひいては、雇用機会の確保に寄与しており、税収減は是認される効果であると思慮される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため、減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成26年度には約280件の指定により、約30億円の減収に対して約2千億円の設備投資、27年度には約230件の指定により、約20億円の減収に対して約16百億円の設備投資を見込

んでおり、ひいては雇用機会の確保の促進につながると見込んでおり、税収減は是認される効果であると思慮される。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した復興推進計画に定める復興産業集積区域内で、対象となる復興推進事業について、地方公共団体へ指定申請し、指定を受けることにより利用でき、新規立地だけでなく既存事業者も利用することができるものである。

いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長 (国税：1)(法人税：義)(所得税：外) (地方税：2)(法人住民税：義、法人事業税：義)(個人事業税：外)
2	要望の内容	○ 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長を要望する。 現行制度は、平成26年3月31日までが即時償却の適用期限となっており、その後平成28年3月31日までは、50%の特別償却となっている。 この即時償却の適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。
3	担当部局	復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、雇用機会の確保に資する事業用設備の投資を促進する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系 施策(1)復興特区制度に係る施策の推進

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加															
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興産業集積区域においてなされた法第37条に基づく指定の件数															
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 復興産業集積区域において、設備投資が促進されることにより、被災者の雇用機会の確保に資することができる。															
8	有効性等	① 適用数等 ＜実績＞ 復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>844件</td> <td>19件</td> </tr> </table> ＜見込＞ <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>273件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>218件</td> <td>7件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成24年度	844件	19件		法人	個人	平成26年度	273件	9件	平成27年度	218件	7件
			法人	個人													
	平成24年度	844件	19件														
	法人	個人															
平成26年度	273件	9件															
平成27年度	218件	7件															
② 減収額 ＜過去の実績＞ 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 ＜将来の推計＞ (単位:百万円) 平成26年度 国税 ▲ 3,033 地方税 ▲ 1,523 平成27年度 国税 ▲ 2,407 地方税 ▲ 1,209																	
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度) 即時償却の適用期限が2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業者による設備投資の意欲を増やし、復興産業集積区域における雇用機会の確保に資する事業用設備の投資の促進に大きく寄与する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 平成24年度に復興産業集積区域において、特区法第37条の指定を受けた事業所は、8①のとおり、法人844件、個人19件である。 即時償却の期限を2年間延長することにより、今後事業を再開する事業者や新規に進出する事業者による設備投資の促進が図られることにより、平成26年度には約280件、平成27年度には約230件の指定を見込んでいる。																

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度)</p> <p>延長が認められず特別償却の割合が50%になると、復興産業集積区域への設備投資の意欲が落ち、法第37条に基づく指定件数が予測を下回り設備投資も落ち込み、ひいては政策目的である雇用機会の確保へ与える効果も減少することとなる。</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年～平成27年)</p> <p>本措置は、復興産業集積区域において設備投資を促進することにより、被災地における雇用機会の確保を目的としており、雇用機会の確保を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、被災地における設備投資を促進する政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らしても必要最小限である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促す必要がある。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>被災地地方公共団体においては、復興産業集積区域への設備投資の増加を通じて、雇用機会の確保につながる効果がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数）は、東日本大震災復興交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について、定性的に「被災者の居住の安定がいち早く図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたとあろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、平成25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（岩手県住生活基本計画及び宮城県復興住宅計画より）と比較すると、目標は達成できていない。

達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

今回要望（期限延長）の測定指標に関する目標値（目標水準）は、4年間（平成29年度末まで）で本特例の適用戸数124戸（岩手県及び宮城県）である。本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されるものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、したがって他の政策手段の効果を受ける可能性は少ないと考えられるため、本特例の適用戸数は適切な効果測定指標であると考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

本特例の適用件数については、復興推進計画の認定実績（地方公共団体で作成し復興庁にて認定）、事業者の指定実績（事業者が申請し地方公共団体にて指定）により把握できるが、復興推進計画の認定は、平成25年3月の石巻市のみであり、25年8月、事業者の指定実績はなしのため、適用戸数はなしである。平成25年度の109戸の適用見込みは復興推進計画を認定済みの石巻市にヒアリングしたもの。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年8月、適用戸数はなしであるが、原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。平成25年度に石巻市で109戸が、それ以後の4年間（29年度末まで）で124戸（岩手県及び宮城県）の適用戸数が見込まれるため、創設時には被災各県においての住宅供給目標量等が定まっていなかったものの、仮に震災全壊戸数に借家割合、本制度の適用が見込まれる割合、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した適用戸数231戸と比較して、想定外に僅少ではない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積等の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の戸数を推計した（4年間で124戸。年間31戸）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に25年度までに新規着工した件数を試算する。

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2554-1557=987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものと見なしている）

これに法人税を支払うことが出来る黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

現在までの適用戸数はなしであるため、減収額もなしである。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、本制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した（年間30.3百万円。うち国税26.5百万円、地方税3.8百万円）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と平成26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に平成25年度までに新規着工した件数を試算する。

【復興02】

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

- よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、 $2554 - 1557 = 987$ 戸となる。（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものとみなしている）

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等を掛ければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

この戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県・宮城県の平均）、特別償却率、税率等を乗じれば、特別償却については、法人税については年間で4.6百万円、所得税については15.2百万円の減収となる。

また、税額控除率を乗じれば、税額控除については、法人税については年間で6.4百万円、所得税については26.7百万円の減収となる。

対象戸数の半数が特別償却を、残り半数が税額控除を選択したと仮定すると、年間当たり合計で26.5百万円（法人税5.5百万円、所得税21.0百万円）となる。

また、法人税の減収額に税率を乗じれば、法人住民税は年間で1.0百万円、法人事業税は0.9百万円の減収となる。所得税の減収額に税率を乗じれば、個人事業税は1.9百万円となる。

したがって、年間当たり合計で3.8百万円（法人住民税1.0百万円、事業税2.8百万円）となる。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしであり、税収減もなしである。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望により税収減の対象となる期間は、平成29年度末までであり、また、本特例適用の対象者は、住宅に大きな被害を生じた地域の被災者である。減収額の見込みは、延長期間合計で、国税で106百万円、地方税で15.2百万円である。これらのことから、措置の適用期間、適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に大きく貢献するものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されたものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、規制的手段により解決が図られるものでもない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長) (国税2)(法人税:義、所得税:外) (地方税3)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人が、復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる特例の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	復興庁復興特区班、国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生じる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日) 5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり ④被災者の居住の安定確保 (i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。 なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。
		8 有効性等

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23~29 年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	府省名	復興庁
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時である平成23年度の制度創設時には、本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が設定されていなかったもの。

- ③ 達成目標及び測定指標（評価書中7③「達成目標及び測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置等の達成目標に係る測定指標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数」としていることから、本租税特別措置が実現した場合の適用数（平成26年度24者、27年度24者）に加え、本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数（平成26年度3者、27年度3者）を考慮し、達成目標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数が、平成27年度末までに54者となること」とする。

なお、「本租税特別措置が実現した場合の適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現した場合に、増加的に生じることが推定される適用数であり、「本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数である。したがって、租税特別措置等は測定指標に直結しており、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、達成目標に対する適用数を調べることで事後検証が可能であり、達成目標として設定した「54者」は、目標値として適切なものであると考えられる。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時に、所期の想定を設けていなかったものであるが、特定復興産業集積区域へ立地する新設法人のみに適用される点で、他の復興特区税制における措置と比べ、適用数が相当程度限定的になることが制度上想定されており、十分に活用が図られているとまではいえないことから税制改正要望を行うものの、想定外に僅少となっているものではない。また、実績をみる限り、適用される法人についての偏りはみられない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数は、以下のとおり予測。

工場立地動向調査（経済産業省）より、特定復興産業集積区域を設定している被災5県での平成24年における立地件数は、158件。被災県との意見交換により、このうちの2割程度の31件が沿岸地域への新設法人の立地と推定できる。

被災5県の中には、特定復興産業集積区域を設定していない市町村もあることから、31件からその分だけ除し、単年度において24件が特定復興産業集積区域への新設法人の立地と推計でき、この数だけ復興特区法第40条の指定を受ける法人があると見込まれる（内訳：A県1者、B県5者、C県6者、D県8者、E県4者）。

現行制度上、指定を受ける期限が平成27年度末であることから、26年度及び27年度のそれぞれにおいて、同じ数の法人が指定を受けると推定し、適用数を26年度24者、27年度24者と予測した。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法の適用対象外の措置のため、実態の減収額を把握できていないもの。

なお、平成24年度の適用件数2者について、下記⑧から、5県平均の1者当たりの減収額を約0.94百万円と推計していることから、適用件数が2者の場合、これに2を乗じた約1.88百万円となるという推計をすることができる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、以下のとおり予測。

国税庁資料に、都道府県別の法人数及びこれらの法人の合計所得金額データがあり、当該データから、被災5県における県ごとの法人1者当たりの所得金額を推計（A県4.89百万円、B県6.13百万円、C県7.44百万円、D県6.00百万円、E県6.61百万円）。

この所得金額に法人税率を乗じるに当たり、国税庁資料から、資本金1億円未満の法人が98.4%、資本金1億円以上の法人が1.6%あるとされており、前者の割合で税率15%、後者の割合で税率25%が適用されることとし、計算上、被災5県における県ごとの法人1者当たりに課税される法人税の額、すなわち1者当たりの減収額を推計（A県0.74百万円、B県0.93百万円、C県1.13百万円、D県0.91百万円、E県1.00百万円。5県平均0.94百万円）。

適用数に1者当たり減収額を乗じることで、年度当たりの減収額を算出できるが、1者当たりの減収額は、上述のとおり県ごとに多寡があり、また、単年度の適用数24者の内訳も、上記⑥のとおり県で一定ではないことから、県ごとの減収額に県ごとの適用数を乗じることで、適用数24者に対する単年度の減収額を、以下のとおり推計。

A県：0.74×1=0.74

B県：0.93×5=4.65

C県：1.13×6=6.78

D県：0.91×8=7.28

E県：1.00×4=4.00

0.74+4.65+6.78+7.28+4.00=23.45より、23.45百万円と推計した。

なお、指定を受けた法人が5年間、本租税特別措置を受けられるものであるところ、平成27年度から平成30年度までは、26年度に指定を受けた24者及び27年度に指定を受けた24者それぞれについて減収が生じる期間となることから、減収額は2倍となり、23.45×2=46.9より、当該期間の各年度の減収額を46.9百万円と推計した。

- ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握

③で述べたとおり、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数が3者であるところ、実績として現行の要件のもとで2者が指定を受けており、達成目標と考えられる状況がある程度実現しているものと見ることができる。

- ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測

【復興03】

③で述べたとおり、達成目標と測定指標は、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、目標がどの程度、本租税特別措置によって達成されるかについて、適切に説明されているものと考えられる。

⑪ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の実績（推計）は、上記⑦のとおり、1.88百万円であり、この程度の減収額で、目標の目安と考えられる状況がある程度実現しており、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与していることから、租税減免を是認するような効果があると考えられる。

⑫ 租税減免の効果の将来見込み（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みは、適用件数24者に対し、単年度で23.45百万円であり、達成目標の実現状況の将来予測は、本租税特別措置により約89%達成されることとなり、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与することが見込まれることから、租税減免を是認するような効果が十分見込まれると考えられる。

⑬ 租税の特典をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

企業の新設を増加させ、雇用等に著しい被害のあった地域における雇用機会の確保に寄与するための手段であることから、規制により政策目的が実現するものではない。また、立上げ当初で経営の安定しない新設法人の税負担を5年間軽減するという新規立地促進税制の制度趣旨に鑑み、毎年度の課税後に毎年度の補助金等で応分の支援をするより、課税されないよう措置を講ずる方が、趣旨にかなった直接的な支援となり、かつ、法人の事務負担の観点からも、合理的なものとなる。

よって本租税特別措置等の手段の方が、他の政策手段と比して必要かつ適切なものであるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和 (国税:3)(法人税:義) (地方税:4)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	被災地における投資・雇用を促進させるため、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)第40条に基づく税制上の特例措置(いわゆる「新規立地促進税制」)の適用を受けるための要件を緩和する。 具体的には、以下のとおり。 ○ 再投資等準備金の積立て期間において、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への事務所等の設置を認める。 ○ 再投資等準備金を用いた再投資について、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への再投資も即時償却の対象とする。 ○ 上記により設置が認められる事務所等における従業員の数は、一定以下とする。
3	担当部局	復興庁復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成23年度 改正経緯:なし
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日までに復興特別区域法第40条に基づく指定を受けた法人に対して適用
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の新設を増加させ、もって震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における更なる雇用機会の確保に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興特区法第40条第1項に規定する復興産業集積区域(特定復興産業集積区域)における新規立地新設法人の増加
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規立地促進税制が活用され、企業の新設及び投資・雇用の促進されることにより、企業の収益が拡大し、安定的な収益が確保されることをもって、再投資終了後も、被災地における継続的な雇用の維持・確保に大きく寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	(過去の実績) 平成24年度・・・適用件数:2者 平成25年度・・・適用件数:1者(平成25年6月末日現在) (将来の推計) 平成26年度・・・適用件数:24者 平成27年度・・・適用件数:24者
	② 減収額	(過去の実績) 平成24年度の適用件数に係る減収額・・・租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 (将来の推計) 平成26年度・・・▲23.45百万円 平成27年度・・・▲46.9百万円 平成28年度・・・▲46.9百万円 平成29年度・・・▲46.9百万円 平成30年度・・・▲46.9百万円 平成31年度・・・▲23.45百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域以外の区域での活動の余地が拡大することにより、新規立地促進税制を活用しようとする企業が増加し、実際に新規立地促進税制を活用した再投資が増加することで、当該法人が所在する津波被災区域等における投資・雇用の促進に大きく寄与する。 これまでは、法人の本店がある特定復興産業集積区域内での活動に限られており、その範囲内で投資・雇用の生み出されていたが、上記のとおり活動の自由度が増すことで、そのインパクトはより大きなものとなる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 平成24年度に特定復興産業集積区域において、復興特区法第40条に基づく指定を受けた法人は、2者である(平成25年6月末日までにさらに1者指定)。新規立地促進税制の要件を緩和することにより、特定復興産業集積区域に立地する新規立地新設企業が増加し、平成26年度及び平成27年において、それぞれ24件の指定を見込んでいる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域内のみにしか事務所等を設置できず、そのような範囲内で事業活動が完結する法人しか新規立地促進税制の適用を受けられないことから、現状から指定の大きな伸びは見込めず、投資・雇用に及ぼす効果は限定的となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人が雇用する従業員の人数や給与支給額に関する要件は維持しており、小規模の法人には適用されないことから、投資・雇用に相当程度大きな影響を及ぼす法人にピンポイントで適用させることができる。 また、個人事業者には適用がないこと、今回緩和しようとする事務所等には、人員規模に関する制限を設けること、等により、無限定な減収の拡大を助長することはない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	復興特区法に基づく、投資促進税制として、37条から39条までの措置があるが、これらは既存の企業がその活動を維持していく場合にも活用される税制であるところ、新規立地促進税制は津波被災区域等へ新たに立地する企業であって、一定以上の投資・雇用が見込まれるものに限って適用されるものであり、想定される適用対象・適用場が相当程度異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（被災地において完全復旧した事業所数）は、復興特区支援利子補給金制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、本租税特別措置等が適用される事業所数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り

支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段として、利子補給制度、津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等があるとしているが、本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されていない（＜点検結果表の別紙＞⑭参照）ため、役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本制度は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（いわゆる「震災特例法」）に基づく措置であり、租税透明化法の適用対象外であるため、当該調査に基づく適用状況の把握はなされていない。また、本制度の手続は税務署で完結しており、実績を把握するには、別途改めて調査を行う必要があるが、税務当局に過大な負担を要するため、ただちに把握は困難である。
しかしながら、本制度は、被災事業者に広く偏りなく利用されることを想定しているため、事業者規模・業種等により適用を制限することはないことから、実績が僅少になることや、偏りが生じることなく、広く利用されていると推測される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
⑧により試算した法人による設備投資対象額は101,593百万円。
平成24年度の復興特区法第37条の指定実績の平成24年度～26年度の設備投資見込み額の中央値の平均は126百万円。
これらを基に試算すると、平成26年度の法人事業者の適用見込件数は807件となり、個人事業者を同様に試算すると18件。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
・ 東日本大震災による製造業の資本ストック被害額（平成23年5月日本政策投資銀行）は1,637十億円。
投資額の前産業／製造業比率（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、2.7。
平成24年度末の未復旧事業所率（復旧済み、廃業を除外）（宮城県被災商工業者営業状況調査）は、内陸部2%、沿岸部19%。
復旧による未復旧事業所対前年減少率（平成24年、25年宮城県被災商工業者営業状況調査から計算）は、内陸部12%、沿岸部84%。
これらを基に、平成26年3月時点での未復旧資産ストック額を県別に試算すると、計429,531百万円。
・ 特別償却の対象となる資産の割合（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、0.584。
本制度を利用すると見込まれる事業者割合（平成25年宮城県被災商工業者営業状況調査を基に試算）0.81。
これらを未復旧資産ストック額と併せて、平成26年度設備投資見込み額を試算すると、101,593百万円。
・ 設備投資見込み額に、利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案0.079、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額573百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると0百万円となる。

【復興04】

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、事業者における被災代替資産等の取得における負担軽減により、資産取得を促進するものであり、いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保はまだまだ十分とはいえないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長 (国税：5)(法人税：義)(所得税：外)																				
2	要望の内容	<p>○ 被災代替資産等の特別償却は、平成28年3月31日までに被災代替資産等の取得などをして事業の用に供した場合には、特別償却が適用される。平成26年3月31日までに取得等した場合は、平成26年4月1日以降に取得等した場合に比べ、特別償却の割合が1.5倍に引き上げられている。</p> <p>この特別償却の割合の引き上げの適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減価償却資産の種類</th> <th rowspan="2">取得等の時期</th> <th colspan="2">特別償却割合</th> </tr> <tr> <th>中小企業者等</th> <th>その他法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>18%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>36%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>24%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合		中小企業者等	その他法人	建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%	～平成28年3月31日	12%	10%	機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%	～平成28年3月31日	24%	20%
減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合																				
		中小企業者等	その他法人																			
建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%																			
	～平成28年3月31日	12%	10%																			
機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%																			
	～平成28年3月31日	24%	20%																			
3	担当部局	復興特区班																				
4	評価実施時期	平成25年8月																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし																				
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)																				
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な被災事業者の施設・設備の復旧及び事業の本格再開は終了したとは言えないことから、本制度により、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開を促進する。</p>																				

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 									
	② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系 施策(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進((1)~(3)に掲げるものを除く。)									
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加									
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 被災地において完全復旧した事業所数									
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災地において、被災代替資産等の取得等が促進されることにより、被災事業者の設備の復旧・事業の本格再開に資することができる。									
8	有効性等	① 適用数等 <p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><見込></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成26年度	807件	18件	平成27年度	807件	18件
			法人	個人							
平成26年度	807件	18件									
平成27年度	807件	18件									
	② 減収額 <p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><将来の推計> (単位:百万円)</p> <p>平成26年度 ▲573</p> <p>平成27年度 ▲573</p>										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年)</p> <p>特別償却の割合の引き上げが2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業所の再開を図ろうとする事業者による被災代替資産等の取得等への意欲を増やし、被災地における被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開の促進に大きく寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年)</p> <p>本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。</p>									

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度)</p> <p>被災事業者が、事業再開、継続をするためには被災代替資産等を取得する必要があり、資金繰り支援の効果がある特別償却の割合の引き上げによるインセンティブやその効果は大きいと考えられる。特別償却の割合の引き上げの延長が認められないと、被災代替資産等の取得等が減り、未だ遅れている事業所の再開の促進に支障を来すことになる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年~平成27年)</p> <p>本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税收の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 <p>特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 <p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な事業の再開、完全復旧は未だ終了しているとは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の被災代替資産等の取得等を促す必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性 <p>被災地方公共団体においては、被災地における被災代替資産等の取得等による事業再開・完全復旧を通じて、産業の回復、暮らしの再生が確保される効果がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて平成32年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間賃貸住宅の新築着工戸数）について、本特例措置の対象となるのは、優良賃貸住宅であるため、例えば、優良賃貸住宅の新規着工件数等、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況について「岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について「今後も被災者の住宅の確保に資することができる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月））と比較すると、目標は達成できていない。

達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
岩手県及び宮城県の作成した住宅復興プランによると、平成32年までに必要な民間賃貸住宅の供給量は22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月））である。そこから、24年度の実績値（建築着工統計）と25年度分の推計（平成24年度実績値を引いた戸数を残りの年数の8で割った戸数）を除くと、16,180戸となり、この戸数について現時点での達成目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。
適用件数の過去の実績及び減収額の実績の算定根拠については、以下のとおり。

平成24年1月～25年3月までに新規着工した件数は、建築着工統計によれば1,360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1,088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。

これらに1戸当たりの平均建設費（13.33百万円）（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を掛ければ、適用実績は16.9百万円、適用戸数は393戸と試算される。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の具体的な目標・想定を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表

（平成25年3月）と比較すると、目標は達成できていないが、現在の供給ペースを維持すると仮定した場合、供給目標量を目標年度までにかろうじて達成できる状況であり、想定外に僅少とはいえない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
④のとおり、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

適用件数の将来予測については、岩手県及び宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）及び宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した。具体的な方法は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3,500戸。

宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57,000戸。

福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を基にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3,146戸（うち耐用年数35年以上は2,544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に25年度までに新規着工した件数を試算すると、④のとおり、合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2,554-1,557=987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものが無いものとみなしている）

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は158戸となる。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

減収額の実績の算定根拠については、④のとおり。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥の戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を乗じれば、法人税については延長4年間で8百万円、所得税については26.2百万円の減収となる。

割増償却は5年間続くため、延長4年目においての新規対象の割増償却終了まで含めると8年間分の減収となる。

したがって、年間当たり合計で4.3百万円（法人税1百万円、所得税3.3百万円）となる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【復興05】

租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、正確な減収額を把握することが困難である。

そのため、適用実績については建築着工統計（H24. 1～H25. 3 国土交通省）に基づく新築住宅着工戸数のうち、本税制の適用対象となる構造・床面積を満たしている戸数を推計し、それに基づいて平均的な建設費を基に減収額を算定しており、その結果より、税収減を是認する効果があると考えている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

新築の民間賃貸住宅の着工戸数に対して、税制適用対象となる被災地の優良賃貸住宅に絞ってその効果を測定した結果、岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、かつ依然として民間賃貸住宅の供給量は資材・人員不足、宅地造成の遅れ等から不足していることから、需要は大きく、今後も同様の効果が見込まれ、減収見込額を是認できると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等と比較すると、政策目的達成手段として少ない負担で効果を上げており、相当性があると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長(延長) (国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	東日本大震災により相当な被害を受けた地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域内において、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築した場合の、当該被災者向け賃貸住宅の専用部分に係る所得税・法人税の割増償却制度(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課、復興庁復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日)</p> <p>5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>(i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全ての被災地域が住宅の必要供給量を設定しているわけではないため、定量的な測定指標を示すことは困難。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。	
8 有効性等	① 適用数等	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):218戸 (見込み) 平成25年度:175戸 平成26年度:40戸 平成27年度:40戸 平成28年度:40戸 平成29年度:40戸 ※実績は、建築着工統計調査により推計。 ※見込みは、新築着工のペース、現時点で判明している被災地における必要戸数から推計。 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例によって面積が広く質の高い住宅供給が促進されていることから、適用されうる対象からみて想定外に僅少ではないものと考えられる。 また、本特例は、住宅を賃貸する事業者一般(個人・法人)を対象としており、特定の者に偏っているものではない。	
		② 減収額	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):9.4百万円 (見込み) 平成25年度:7.5百万円 平成26年度:4.3百万円 平成27年度:4.3百万円 平成28年度:4.3百万円 平成29年度:4.3百万円 ※本特例の要件を満たす戸数に、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められることから、今後も被災者の住宅の確保に資することができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25~29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~29年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段としての確かかつ必要最小限である。 東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
	10 有識者の見解		-
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例
総務03	研究開発法人への寄附に係る税制措置
総務04	中小企業投資促進税制の拡充
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
総務07	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長
総務08	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
総務09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
総務10	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（(1) ①予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等、②予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等（2）緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi利用放送システムを新たに導入した事業者数等）は、補助金等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（放送施設の災害対策の強化、災害放送の迅速・正確な実施）の実現状況の将来予測について、「(1) 放送施設の災害対策の強化①約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等②予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等（2）災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
達成目標の達成時期は、本租税特別措置等の適用期間終了時の平成27年度末である。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
民間放送事業者の適用件数の見込みは、民間放送事業者全社（192社）に対するアンケート調査（平成25年8月実施）において租税特別措置等の要望があった社数である。
年度ごとの適用件数の見込みは、本租税特別措置等の適用期間である平成26年度及び27年度いづれも77社（154社の半数）を見込んでいる。
W i - F i 利用放送を行う者の適用件数の見込みは、自主放送を行うCATV事業者（約500社）及び大規模施設の管理者（約500社）のそれぞれ1割程度（計103社）である。
割合については、CATV事業者に対するアンケート調査（平成25年8月実施）において、現に自ら設備を設置して公衆無線LANサービスを提供していると回答があった割合（32.9%）に、自主放送を行うCATV事業者のうち地方自治体と災害放送協定の締結を行っているものの割合（43%）を乗じた結果（14.1%）に基づくものである。
年度ごとの適用件数の見込みは、上記103社を2年間で分けたもの（平成26年度51社、平成27年度52社）としている。
- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
民間放送事業者に係る平成26年度の減収額の見込みの算定に用いた数値、計算式及びその根拠は以下のとおり（平成27年度も同じ）。
投資見込額 3,068 百万円 × 黒字社率 0.7 × 初年度特別償却率 0.3 × 法人税率 0.2805
※ 投資見込額は前出のアンケート調査等により、黒字社率は平成23年度の放送事業者の事業収支報告により算出。
W i - F i 利用放送を行う者に係る平成26年度の減収額の見込みの算定に用いた数値、計算式及びその根拠は以下のとおり（平成27年度も同じ）。
投資見込額 5,156 百万円 × 黒字社率 0.8 × 初年度特別償却率 0.3 × 法人税率 0.2805
※ 投資見込額（施設の規模に応じた設備の必要数 × 単価）は、公衆無線LANサービスを展開している事業者や関連設備を販売している事業者へのヒアリング等により、黒字社率はCATV事業者の黒字社率により算出
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本租税特別措置等は、取得価額の特別償却による投資初年度の法人税負担の軽減（課税の繰延べ）により、投資初年度の設備投資負担を軽減するものである。（投資初年度の減収額の見込みは、528百万円（本租税特別措置等の適用期間2年間で1,056百万円）である。）

本租税特別措置等の創設により、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策が早期に実現され（達成目標が達成され）、災害時における国民の生命・財産のより確実な確保が見込まれるため、投資初年度の法人税負担の軽減は是認できるものと考えられる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
東日本大震災の経験を踏まえ放送施設の安全・信頼性基準を見直し、放送事業者は既に当該基準に対応済みであるが、当該基準は最低限の基準であり、放送事業者の災害対策の取組には差がある。また、本租税特別措置等の対象設備は、導入によって新たな利益を生み出すものではなく、災害時を中心に利用されるものであるため、事業者による積極的な設備投資が期待しづらいものである。
本租税特別措置等は、課税の繰延べによって、投資初年度の設備投資負担を軽減し、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策が促進されることが見込まれ、災害時における国民の生命・財産のより確実な確保という政策目的に効果がある。アンケート調査の結果からも本租税特別措置等の活用が見込まれる。
補助金と比較した場合、予算の制約を受けず、負担を等しく公平に軽減することができる。また、課税の繰延べであるので、最終的な国の負担が相対的に少ない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
⑬に記載のとおり、放送施設の安全・信頼性基準により最低限の水準を確保するとともに、本租税特別措置法等により、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策を促進する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間放送事業者等による予備放送設備、災害放送設備等の整備に対して、特別償却の措置を適用する。 1 民間放送事業者 (1)対象設備 ① 予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備及び付帯設備) ② 災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備及び付帯設備) ③ 公共情報コモンズ関連設備(サーバ及び付帯設備) (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設 2 Wi-Fi 利用放送を行う者(CATV事業者、大規模施設管理者等)(当該放送を電気通信事業者が設置する電気通信設備を利用して行う場合における当該電気通信事業者を含む。) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき放送を行う者に限る。 (1)対象設備 Wi-Fi 利用放送設備(サーバ、Wi-Fi アクセスポイント、非常用電源設備、デジタルサイネージ及び付帯設備) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき対象者が放送を行うために利用する設備に限る。 (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設
3	担当部局	情報流通行政局 地上放送課、地域通信振興課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 一方で、東日本大震災では、テレビ・ラジオの送信所における商用電源の供給停止や設備損壊による放送停波、海岸沿いに立地するAM送信所の津波被害が生じており、予備送信設備や予備電源設備の整備、海岸沿いや河川

			沿いに設置されることが多いAM送信所の津波・洪水対策が課題となっている。 加えて、あらゆる情報伝達手段が失われた東日本大震災の経験から、新たな技術を含む多様な手段による情報伝達が求められており、緊急地震速報の高速化、緊急警報放送の一層の普及、自治体が発信する避難指示等の迅速・正確な伝達等についても、災害時の被害軽減に向けた課題となっている。 総務省では、本年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応について検討を重ねてきた。本年7月の取りまとめでは、国として、①予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、②災害対策としての送信所の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実、④公共情報コモンズの活用等を推進すべきとの提言がなされたところである。 また、後述《政策目的の根拠》のとおり、防災・減災に向けた取組について閣議決定等がなされている。 首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけではなく、災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。 加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。 そこで、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等を行なう放送事業者等に対し、設備の取得に係る税制の特例措置を適用することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることとする。
			《政策目的の根拠》 ① 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定) 老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。 ② 経済財政諮問会議 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) (3)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組 政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行い、国土強靱化推進に向けた当面の対応で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、対応方策を具体化し、その推進を加速する。 ③ 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議 国土の強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について(平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定) 別紙 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」

		<p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設(ラジオ送信所など)及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>「電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」</p> <p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>別添1 プログラムの施策及び今後の対応方針</p> <p>1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 (上記のとおり)</p> <p>4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (上記のとおり)</p> <p>4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害関連情報の一元的集約・共有や民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供、多様なメディア(防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等)を活用した情報の一括配信、公共情報 commons の活用、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>○国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図るとともに、地域全体の災害対策を着実に推進する。特に、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備を整備する。</p> <p>④ 産業競争力会議 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進</p> <p>⑤ IT総合戦略本部 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築 「新たなIT戦略の工程表」 (2)世界一安全で災害に強い社会の実現 ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 【短期(2013年度～2015年度)】 ○防災情報インフラ構築 ・耐災害性の高い強靱な通信・放送ネットワークの構築や災害関連</p>
--	--	--

		<p>情報の一元的集約・共有機能や多様なメディアへの一括配信機能を持つシステム導入を促進【総務省】</p> <p>⑥ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」 「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表) 第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。 ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。 ラジオによる自治体情報の提供にあたっては、災害関連の情報ははじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報 commons」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していくことが必要である。 <p>等</p> <p>⑦ 放送施設の安全・信頼性に係る技術基準 ○放送法施行規則 (予備機器等)</p> <p>第104条 番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。))及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。))の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。))の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。</p> <p>(停電対策)</p> <p>第109条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく自家発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。</p> <p>(屋外設備)</p> <p>第112条 屋外に設置する空中線(給電線を含む。))及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。))は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けけないものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 3. 放送分野における利用環境の整備</p>
--	--	--

		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等</p> <p>② 予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムを新たに導入した事業者等数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等の達成目標は、このように課題となっている災害対策に係る設備整備の目標であり、その実現は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るという政策目的に寄与する。</p>
		8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)民間放送事業者 154社</p> <p>(2)Wi-Fi 利用放送を行う者 103者(CATV事業者:50社、大規模施設管理者:53者)</p> <p>② 減収額</p> <p>▲528 百万円</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させることを通じて、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整</p>

				<p>備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本制度が導入されなかった場合、事業者における取り組みが遅れ、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、国民に対し、生命・財産の安全確保に必要な情報が届かず、被害が拡大することが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本件特例措置の創設により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備放送設備、災害放送設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・財産の安全確保、国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待される</p> <p>また、放送を通じた地域経済の活性化や地域の耐災害性の向上等が期待できる。</p> <p>さらに、本件特例措置の創設による減収効果により、更なる投資が喚起され、災害対策の早期実現が期待される。</p>
				9

			育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「雇用増加人数」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）の実現状況について、「直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ…今後、本制度の活用が期待できる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握される情報はあくまで、各条文の各号の実績であり、本特例措置は各号の一部であるため、用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
経済情勢等の低迷もあり、近年では実績が低調となっている。
また、本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではないことから、適用に偏りはない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
④と同じ。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 国税3（法人税：義）
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長：3年間 繰延べ率：譲渡益の80%
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度：適用期限の5年延長 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度：適用期限の5年延長 平成18年度：適用期限の5年延長 平成22年度：過疎法の延長 平成23年度：適用期限の3年延長 平成24年度：過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用増大のため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」

			租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号 「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号) II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなり、本特例により条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致、施設の増設等を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。
8	有効性等	① 適用数等	【過去の適用件数(H20～H24)】 平成20年度 0件 平成21年度 0件 平成22年度 1件 平成23年度 0件 平成24年度 0件
		② 減収額	平成22年度 0.1百万円 平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円

		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。</p> <p>しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ、たとえば、巨大地震の発生が懸念される中、過疎地域外の海岸部の施設を過疎地域内の中山間地域へ移転する計画もあり、また、自然エネルギー等の関連企業が進出するケースも出てくる見通しであり、今後、本制度の活用が期待できる。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大、施設の増設等が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>		
		9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。
				②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。
				③	地方公共団体が協力する相	なし

		当性	
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

減収見込額積算根拠

(22年度推計)	適用件数	1件
	減収見込み額	0.1百万円

(計算根拠)

○ 減収見込み額 (譲渡価格 \geq 取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

$$= (\text{①取得額 (A)} - \text{②圧縮額 (E)}) \times \text{法人税率 (30\%)}$$
$$= (2\text{百万円} - 1.52\text{百万円}) \times 0.30$$
$$= 0.144\text{百万円}$$

① 取得額 (A)

$$= 2\text{百万円}$$

② 圧縮額 (E)

$$= \text{取得額 (A)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)}$$
$$= 2\text{百万円} \times 0.95 \times 0.80$$
$$= 1.52\text{百万円}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	総務省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		※	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 2,768 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$b \ [\{ (35,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (35,600 - 2,000) \times 0.05 \}] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c \ [\{ (49,100 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (49,100 - 2,000) \times 0.1 \}] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d \ [\{ (66,400 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (66,400 - 2,000) \times 0.2 \}] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e \ [\{ (85,000 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (85,000 - 2,000) \times 0.23 \}] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f \ [\{ (124,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (124,600 - 2,000) \times 0.33 \}] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g \ [\{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税)法人税、所得税、(地方税)法人住民税、事業税 (国税7)(法人税:義、所得税:外)(地方税8)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)</p>

			<p>などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p>
	②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>なお、現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、<u>現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</u></p>
	③	<p>達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p>
8	有効性等	①	適用数等 —

		②	<p>減収額</p> <p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52</p> <p>(単位: 百万円)</p>
		③	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p>
	9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充	府省名	総務省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実績を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。

①設備投資対キャッシュフロー比率の向上

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

②設備投資実施企業割合の向上

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

③生産・営業用設備D I

設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D I が±5ポイント程度の水準を維持する。

達成状況：平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断D I も6.5%から5.8%へ改善の動きがみられるが、未だ目標には達していない状況。

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断D I も適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性がみられる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。実際、平成25年度中小企業庁委託調査における本租税特別措置利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は85.8%と、中小企業全体の48.9%（いずれも平成22年度～24年度の平均値）を大きく上回っており、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

また、本租税特別措置により約4割の中小企業が設備投資の後押しをしていることから、設備投資実施企業割合の下支え又は押上げにつながっていることを把握する指標として適切である。

さらに、本租税特別措置により設備を取得した場合、設備の不足感は解消されることとなり、適正な水準に近づくこととなるため、生産・営業用設備D I の改善につながるものとなる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（適用者数の推計）

平成20年度 40,880社（35,173社÷0.860※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資企業数の伸び率

平成21年度 35,173社（35,684社÷1.015※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資企業数の伸び率

平成22年度 35,684社（36,734社÷1.029※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資企業数の伸び率

平成24年度 37,469社（36,734社×1.020※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正事前評価書においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、事前評価書に記載したとおり、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他
割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%

（出典）「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

【総務04】

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率（0.952）を乗じて推計。

（適用者数の推計）

平成26年度 38,982社

平成27年度 39,762社

※平成23年度の適用者数に、19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率（1.020）を乗じて推計。

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は、財務省作成の「19（31）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額である。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税36億円、事業税96億円、市町村民税88億円、地方法人特別税78億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は平年度ベースの減収見込み額である。

本租税特別措置の拡充にかかる減収額については、204億円と推計しており、算定根拠は別紙に記載。

⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認・将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成25年度中小企業庁委託調査では、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合は42.2%であることから、約4割の中小企業の投資判断の後押しをしていると推計している。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値は0.68（「減価償却制度の見直しの影響について」（第一生命経済研究所（2006））から、約7割と推計している。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

別紙

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084百万円
(2)(3) 関連	減収額推計	12,305百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア（取得価額120万円以上）
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具（取得価額合計120万円以上）
ソフトウェア + 機械装置（取得価額合計160万円以上）
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具（取得価額120万円以上）
機械装置（取得価額160万円以上）

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084百万円

○120万円以上のソフトウェア投資額・・・177,507百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○特別償却適用額 177,507百万円×55.0%（特償利用割合※）
= 97,629百万円

○税額控除適用額 177,507百万円×45.0%（税控利用割合※）
= 79,878百万円

※平成23年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○特別償却に係る減収額
97,629百万円×50%（特別償却割合増加分※1）×50%（利益法人割合※2）
×23%（税率※3）=5,614百万円・・・(A)

※1ソフトウェアについて、耐用年数5年、初年度普通償却率を20%として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税10・地方税11(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>現行の措置に加えて、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 <p>する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末までとする。</p> <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8^ト以上→3.5^ト以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル</p>

			<p>複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p>
6	適用又は延長期間		平成27年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用を推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p>	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>
	達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p>

			上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数 平成23年度 36,734社</p> <p>(出典) 「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																									
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%																									
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																									
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																									
		② 減収額	<p>○減収額 ▲514億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3.7万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成24年度)</p> <p>平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断DIも6.5%から5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。</p>																												

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。

年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		
	I	年間 平均値	年間 平均値	年間 平均値	年間 平均値	年間 平均値	
18年	I	62.2	66.6	32.1	31.3	0	0.5
	II	65.4		30.9		1	
	III	67.5		30.8		1	
	IV	71.3		31.2		0	
19年	I	75.4	71.8	30.6	28.3	▲1	0.5
	II	71.6		30.3		0	
	III	69.9		26.9		2	
	IV	70.3		25.3		1	
20年	I	71	70.8	26.2	25.0	2	5
	II	71.8		25		4	
	III	71.9		26		5	
	IV	68.4		22.8		9	
21年	I	64.8	58.8	19.1	19.6	18	18.5
	II	62.2		19.5		20	
	III	55.8		19		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	53.1	21.4	23.6	13	10.5
	II	51.1		23.3		12	
	III	55.1		24.4		9	
	IV	55.2		25.1		8	
23年	I	51.0	49.5	25.2	23.5	7	6.5
	II	51.7		22.8		8	
	III	47.6		23.1		6	
	IV	47.5		23		5	
24年	I	46.2	45.0	25.6	27.6	5	5.8
	II	44.4		28.2		6	
	III	45.3		28.3		6	
	IV	43.8		28.4		6	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～25年度)</p> <p>我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)</p> <p>このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減取(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果としては、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。</p> <p>(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のイ</p>

			<p>ンセンティブを付与するものとなる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。
- 総額型（中小企業）
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。
- 高水準型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。
- 総額型（中小企業）
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【総務05】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成27年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円 (平成23年度実績額) は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

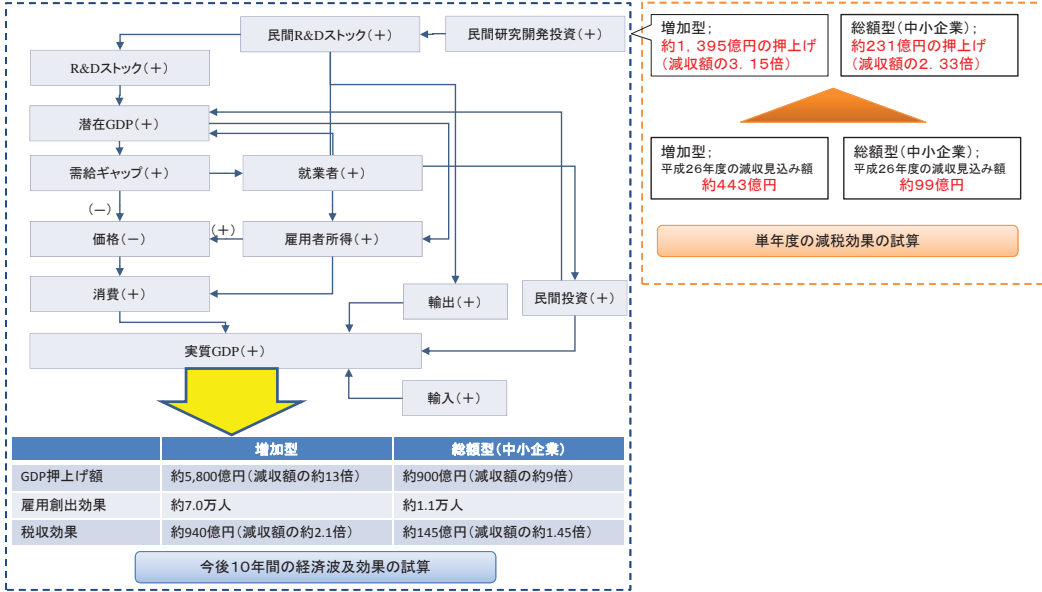
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額)×100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税9)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

		②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとこの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とすることとする。」</p>
		③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	①	<p>適用数等</p> <p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>＜増加型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>＜高水準型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計(平成26年度) ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度</p>

				<p>・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>1,993</td><td>1,311</td></tr> <tr><td>食料品</td><td>144</td><td>97</td></tr> <tr><td>化学</td><td>261</td><td>135</td></tr> <tr><td>窯業等</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>金属</td><td>110</td><td>82</td></tr> <tr><td>機械</td><td>137</td><td>82</td></tr> <tr><td>産業用電気機械</td><td>124</td><td>93</td></tr> <tr><td>輸送用機械</td><td>87</td><td>30</td></tr> <tr><td>理化学機械</td><td>52</td><td>39</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>374</td><td>271</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>248</td><td>187</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>242</td><td>183</td></tr> <tr><td>その他</td><td>178</td><td>95</td></tr> </tbody> </table> <p>【うち増加型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>1,866</td><td>1,228</td></tr> <tr><td>食料品</td><td>143</td><td>96</td></tr> <tr><td>化学</td><td>234</td><td>127</td></tr> <tr><td>窯業等</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>金属</td><td>108</td><td>80</td></tr> <tr><td>機械</td><td>131</td><td>79</td></tr> <tr><td>産業用電気機械</td><td>116</td><td>88</td></tr> <tr><td>輸送用機械</td><td>83</td><td>29</td></tr> <tr><td>理化学機械</td><td>46</td><td>34</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>359</td><td>261</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>239</td><td>181</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>205</td><td>153</td></tr> <tr><td>その他</td><td>166</td><td>83</td></tr> </tbody> </table> <p>【うち高水準型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>127</td><td>83</td></tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187	サービス業	242	183	その他	178	95		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,866	1,228	食料品	143	96	化学	234	127	窯業等	36	17	金属	108	80	機械	131	79	産業用電気機械	116	88	輸送用機械	83	29	理化学機械	46	34	その他製造業	359	261	卸売業	239	181	サービス業	205	153	その他	166	83		適用企業数	うち中小企業数	総計	127	83
	適用企業数	うち中小企業数																																																																																												
総計	1,993	1,311																																																																																												
食料品	144	97																																																																																												
化学	261	135																																																																																												
窯業等	36	17																																																																																												
金属	110	82																																																																																												
機械	137	82																																																																																												
産業用電気機械	124	93																																																																																												
輸送用機械	87	30																																																																																												
理化学機械	52	39																																																																																												
その他製造業	374	271																																																																																												
卸売業	248	187																																																																																												
サービス業	242	183																																																																																												
その他	178	95																																																																																												
	適用企業数	うち中小企業数																																																																																												
総計	1,866	1,228																																																																																												
食料品	143	96																																																																																												
化学	234	127																																																																																												
窯業等	36	17																																																																																												
金属	108	80																																																																																												
機械	131	79																																																																																												
産業用電気機械	116	88																																																																																												
輸送用機械	83	29																																																																																												
理化学機械	46	34																																																																																												
その他製造業	359	261																																																																																												
卸売業	239	181																																																																																												
サービス業	205	153																																																																																												
その他	166	83																																																																																												
	適用企業数	うち中小企業数																																																																																												
総計	127	83																																																																																												

				食料品	1	1																													
				化学	27	8																													
				窯業等	0	0																													
				金属	2	2																													
				機械	6	3																													
				産業用電気機械	8	5																													
				輸送用機械	4	1																													
				理化学機械	6	5																													
				その他製造業	15	10																													
				卸売業	9	6																													
				サービス業	37	30																													
				その他	12	12																													
				(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)																															
②	減収額	<p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下)) <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業> 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円(12億円) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(11億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(1億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>																																	
③	効果・達成目標の実現状況	<p><政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> </tbody> </table>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80			
	2006	2007	2008	2009	2010																														
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																														
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																														
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																														
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																														

				フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
				イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
				中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
				ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
				*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)					
				<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。					
				<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値					
				○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)					
					2006	2007	2008	2009	2010
				韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
				日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
				アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
				ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
				フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
				イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
				中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
				ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
				*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)					
				また、中小企業においては、リーマンショック以降業績の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。					
				なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。					
				○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。					
				○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。					

		<p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>
		<p><租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響> リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p>
		<p><税収減を是認するような効果の有無> 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p>

			<p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	総務省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名	影響額
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

【総務06】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$17,724 \times 17.3\% = 3,066$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$21,789 \times 17.3\% = 3,769$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$33,066 \times 17.3\% = 5,720$
	増加型	1,360／事業年度	$57,790 \times 17.3\% = 9,998$
	高水準型	127／事業年度	$12,562 \times 17.3\% = 2,173$
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$34,058 \times 17.3\% = 5,892$
	増加型	1,360／事業年度	$59,524 \times 17.3\% = 10,298$
	高水準型	127／事業年度	$12,939 \times 17.3\% = 2,238$
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$35,080 \times 17.3\% = 6,069$
	増加型	1,360／事業年度	$61,310 \times 17.3\% = 10,607$
	高水準型	127／事業年度	$13,327 \times 17.3\% = 2,306$

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

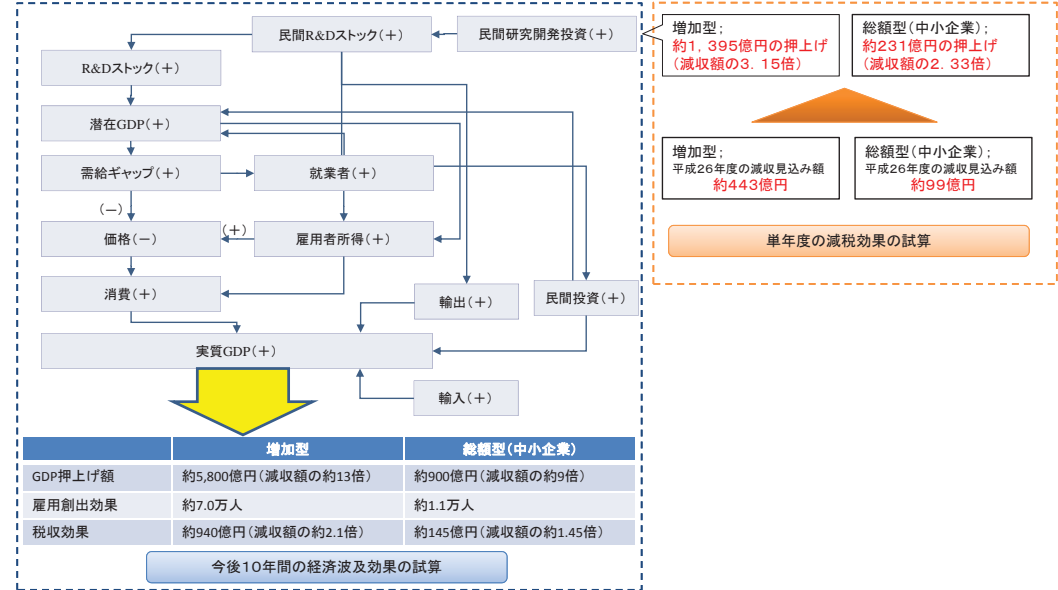
	回帰分析結果			
$\Delta \ln RD_{it}$	$\Delta \ln Y_{it}$	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

- 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差

8	有効性等	① 適用数等	<p>はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効果につながる。</p> <p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="479 699 831 927"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
	平成23年度																		
機械製造業	11.2%																		
化学工業	16.5%																		
輸送用機械器具製造業	5.7%																		
食料品製造業	10.1%																		
電気機械器具製造業	8.4%																		
卸売業	19.0%																		
サービス業	14.9%																		

	② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法)</p> <p>「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	-------	--

		<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																			
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																			
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																			
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																			
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																			
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																			
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																			
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																			
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																			

		<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p>																																																						
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																			
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																			
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																			
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																			
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																			
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																			
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																			
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																			
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																			

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ 増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長 高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために、新たに測定指標（用地あい路率）を設定すると説明されているが（＜点検結果表の別紙＞③参照）、他の租税特別措置（換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [将来の見込み]
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

要望時における達成目標は、

- ・用地あい路率の縮減 3.10%

としていたところ、平成21年度から23年度までにおける用地あい路率の推移（実数）は、2.98%（H21）、2.70%（H22）、2.70%（H23）となっており、21年度要望時における目標値は達成されたものの、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要であることから、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

③ 達成目標及び当該目標（評価書中8③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

効果・達成目標を設定する。

用地あい路率（※）の縮減 2.63%（平成26年度～平成30年度の目標値）

※ 用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。

用地あい路率については、租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できないものの、用地買収時の地権者に対するインセンティブとして租税特別措置による影響は大きいことから、評価にあたって適切な指標であると考え。なお、本租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因を排除した指標を設定するためには、本租税特別措置の有無による効果の検証として、地方公共団体を通じた地権者に対するアンケート等により当該特例の有無による契約の可否等を調査する。

⑫ 税収減は認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

土地譲渡益に係る法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない（平成10年以降課税停止中）。

<分析対象期間平成21年～30年>

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うに当たっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長（国税12）（法人税：義）
2	要望の内容	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に係る課税の特例措置について、土地開発公社にかかる部分における税率（軽減税率）の適用期限（現行：平成25年12月31日）を5年間延長する。 （関係条文） 租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和54年度：創設 昭和60年度：適用期限の3年延長 平成62年度：適用期限の3年延長 平成2年度：適用期限の1年延長 平成3年度：適用期限の5年延長 平成8年度：適用期限の5年延長 平成13年度：適用期限の3年延長 平成16年度：適用期限の5年延長 平成21年度：適用期限の5年延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経済・社会情勢の変化により、今後、宅地の量的拡大の必要性が次第に低下していく中で、住宅・宅地の質的な向上への要求がより高まっている。</p> <p>このため、より良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得に関して税制上の誘因を与えることで、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）第1条）</p> <p>地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる（同法第10条）。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)																		
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 土地開発公社が長期保有土地を取得する実績が考えられるが、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施するものであるため、数値により目標を提示することは困難。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援し、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給の促進に寄与する。																		
8	有効性等	① 適用数等	【過去の適用件数(H22~H24)】 ○ 法人がする譲渡(件・百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>477</td> <td>397</td> <td>302</td> <td>243</td> <td>148</td> </tr> </table> <p>H22~H24の数値は特例の対象となる譲渡について市町村への悉皆調査の結果(当室集計)。 H25、H26はH22~H24の数値からの推計値。 ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はない。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果を推計した値である。 直近3年間で減少傾向であるためH25、26の推計値が少なく出ているが、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施されることから必ずしも僅少とはいえない。 また、適用土地開発公社は、岩手県、宮城県、山形県、石川県、富山県、静岡県、千葉県、東京都、長野県、大阪府、広島県、大分県、宮崎県など全国にわたり広範に活用されていることから偏りがあるものではない。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	件数	13	8	7	3	1	金額	477	397	302	243	148
	H22	H23	H24	H25	H26																
件数	13	8	7	3	1																
金額	477	397	302	243	148																
		② 減収額	22年度 ▲23.9百万円 23年度 ▲19.9百万円 24年度 ▲15.1百万円 25年度見込 ▲12.2百万円 26年度見込 ▲7.4百万円 積算根拠: 長期保有地の譲渡金額×5%(特例により適用除外となる追加課税率) ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はな																		

			い。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果の推計値。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 23年度は落ち込んだものの、概ね3,000百万円程度の土地開発公社による宅地開発のための土地取得の実績があり、地域の秩序ある整備に向けた宅地開発が進んでいる。 18年度: 2,925百万円 19年度: 3,793百万円 20年度: 3,289百万円 21年度: 3,594百万円 22年度: 2,271百万円 23年度: 688百万円 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置は、優良な宅地開発に供しうる土地の供給者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が極めて重要な判断要素となっており、延長されない場合、各地方公共団体の住宅整備計画が円滑に進まないおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置により、良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得が円滑に進み、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を通じて地域の秩序ある整備が促進される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地の譲渡・取得に際しては、当該譲渡・取得について課税されることとなるが、課税の負担を軽減し土地開発公社の土地取得に関して税制上の誘因を与えることは、より良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得を円滑に進め、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を促進するという政策目的を達成するために的確かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援するものであるため。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	府省名	総務省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パソコン利用割合）は、中小企業投資促進税制等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「個人事業主 平成 24 年：30.9%（対前年比+2.7ポイント）、法人 平成 24 年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す」と説明されているが、租税特別措置等の目標値及び達成時期が説明されることとなり、本租税特別措置等の効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。

達成状況：中小企業におけるパソコン利用状況は、本租税特別措置による効果等により、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

【従業員20名未満の企業におけるパソコン利用状況】

- ・個人事業主 平成24年：30.8%（対前年比+2.7ポイント）
- ・法人 平成24年：70.0%（対前々年比+5.1ポイント）

（出典）

個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省）

法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成23年は未実施）

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23年度租特適用実態報告書」）より、損金算入額 234,741,916千円 適用法人数 424,751社。

各年度の適用法人数の推計

H22年度 (424,751社÷約2,347億円) × 1,805億円※ = 326,662社

H24年度 (424,751社÷約2,347億円) × 2,843億円※ = 514,515社

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正での見込み適用事業者数は23年度231,341社であり、想定よりも適用事業者が多い。

また、下記のとおり、適用についても業種による偏りはない。

○ 少額減価償却資産の特例の利用業種

業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業
割合 (%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	
割合 (%)	6.0	4.8	32.5	4.5	

（出典）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙のとおり。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

258億円は、財務省作成の「19(31)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額238億円（平年度ベース）に、「19(32)「租税特別措置の増減収額試算」における所得税の減収額の20億円（平年度ベース）を加えたものである。また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税35億円、事業税113億円、市町村民税87億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙のとおり。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析

（重回帰分析結果）

$LN(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076 LN(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20 LN(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47 \text{ダミー-農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ダミー-建設業} - 0.02$

【総務08】

ダミー製造業-0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83
 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R² = 0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約56万円(法人税の減収額:238億円÷424,751社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

⑫ 税収減は認の効果の将来見込み(評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。

(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析

(重回帰分析結果)

$LN(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076LN(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20LN(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47$ ダミー農林水産業* +0.26 ダミー鉱業 +0.24 ダミー建設業 -0.02
 ダミー製造業 -0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83
 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R² = 0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約40万円(減収見込みの試算額:199億円÷488,274社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○平成25年度、26年度、27年度推計

(1) 国税

① 損金算入額の推計

H25年度 2,843億円*¹ (H24年度) × (100% - 5.1%*²) = 2,698億円

H26・27年度 2,698億円 (H25年度と同様とする。)

*¹平成24年度財務省減収額試算

*²日銀短観(H25年度計画)における中小企業(全産業)のソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の前年度比(%)

② 適用法人数の推計

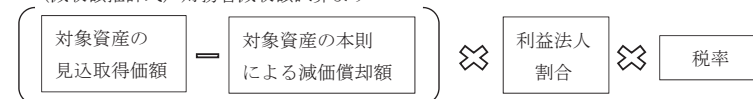
H25年度 (424,751社 ÷ 約2,347億円) *³ × 2,698億円 = 488,274社

H26・27年度 488,274社

*³平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③ 減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25年度、26年度、27年度減収額

(2,698億円 - 971億円*¹) × 50%*² × 23%*³ = 199億円

*¹2,698億円 × 36% (平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合: 1,024億円 / 2,843億円 = 36%) = 971億円

*²平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合

*³平成24年度財務省減収額試算における税率

(2) 地方税

H25年度

・法人住民税の減収額

199億円 × 17.3% = 3,442,700,000円

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税(所得割)の減収額

(2,698億円 - 971億円) × 50% × 5.3% = 4,576,550,000円

(特例による所得の減収額) (外形法人の税率)

・ 地方法人特別税の減収額
 4,576,550,000 円 × 81% = 3,707,005,500 円
(法人事業税(所得割)の減収額) (外形外法人の税率)

・ 合計
 3,442,700,000 円 + 4,576,550,000 円 + 3,707,005,500 円 = **11,726,255,500 円**

H26・27年度 H25年度と同様とする。 約 117 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (国税11・地方税12(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して</p>

			<p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることにより、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数</p> <p>平成 23 年度 424,751 社</p> <p>○損算入額</p> <p>平成 23 年度 2,347 億円</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																				
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																				
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																					
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																					
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>▲258 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																						

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 4 月~平成 26 年 3 月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20% (※)増加する。</p> <p>(※)平成 25 年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成 24 年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076LN(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20LN(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47$ ダミー-農林水産業 $+0.26$ ダミー-鉱業 $+0.24$ ダミー-建設業 -0.02 ダミー-製造業 -0.53 ダミー-情報通信業 $^{**} - 0.33$ ダミー-運輸業 $+0.76$ ダミー-卸売業・小売業 $^{**} + 0.83$ ダミー-不動産業 $^{**} - 0.23$ ダミー-飲食・宿泊業 -0.43 ダミー-医療、福祉業 -0.39 ダミー-その他サービス業 ** (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正R²=0.389</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果がみられているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞ ・個人事業主 平成 24 年:30.9%(対前年比+2.7ポイント) ・法人 平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2ポイント) (出典) 個人事業主:平成 23、24 年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成 23 年は未実施)</p> <p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% 法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月~平成 28 年 3 月) 今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー-農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ダミー-建設業} - 0.02 \text{ダミー-製造業} - 0.53 \text{ダミー-情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー-運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー-卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー-不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー-飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー-医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミー-その他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正$R^2 = 0.389$</p>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	520	28.5	75.1																
22	164	27.6	64.9																
24	243	30.8	70.0																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>																
10	有識者の見解		—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月																

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。

また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件、百万円)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1
減収額	2.5	1.5	5.5	4

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【総務09】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の通減に寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 国税13（法人税：義・所得税：外）
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】（法人税・所得税） 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度（取得価額500万円超、機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%）の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成13年度 適用期限の3年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超） 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超） 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外） 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か

			<p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>25年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上(平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数)</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		② 減収額	<p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率</p> <p>※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>	

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H25～26年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税には関係しない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	府省名	総務省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（情報通信関連企業数の増加及び情報通信産業就業者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度の情報通信関連企業数及び情報通信産業就業者数について説明しつつ、「相当程度の成果を得ていると判断される」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
税額控除	5件	5件	293,258千円
所得控除	1件	1件	2,303千円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みは下記のとおりであり、平成24年度には一定の適用があったことから、かい離はないと考えられる。

（前回要望時の見込み）

平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。

※情報通信産業特別地区…那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村等を想定。

情報通信産業振興地域…情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村等を想定。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は④参照。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、情報通信産業特別地区として那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村が、情報通信産業振興地域として情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村が指定され、平成24年度には、投資税額控除2件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

【総務10】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度428百万円であり、24年度の減収額は約286百万円であったため、見込みより減少しているが、20年9月のリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等の影響があるものと分析。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	248百万円	271百万円	259百万円	259百万円	286百万円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、進出企業数は194社から263社へ、雇用者数は16,317人から23,741人へ増加しており、沖縄の情報通信関連産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度360百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに440社の立地、4.2万人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 【新設・延長・拡充】 (国税8)(法人税:義)(地方税9)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(1)国税 ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

		<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興地域の指定) 第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。</p> <p>2～5項 略</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p>
--	--	---

		<p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用への推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・情報通信関連企業の進出数を平成33年度までに440社とする。(平成24年度:263社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成33年度までに4.2万人雇用とする。(平成24年度:23,741人)</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加</p> <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを</p>
--	--	---

			<p>与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>※平成 24 年度の実績は、企業数 263 社、雇用者数 23741 人。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																							
8	有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除 45 百万円程度、投資税額控除 940 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>			H22 年度	H23 年度	H24 年度	所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件	控除額	0 円	0 円	0 円	投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円
		H22 年度	H23 年度	H24 年度																						
所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件																						
	控除額	0 円	0 円	0 円																						
投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件																						
	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																						
		② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額 12 百万円程度、投資税額控除による減収額 940 百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円															
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																							
減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p>																							

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 前回要望時(平成 23 年度)の目標等 平成 23 年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は 237 社であり、平成 23 年度目標の 200 社を達成している。 また、進出企業による雇用者数が 20,212 人に達している。一方で、平成 23 年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は 33,700 人であるのに対して平成 22 年度時点での県内実績は 25,339 人となっている。しかし、現在の数値目標が平成 20 年 3 月に 22,400 人から上方修正された目標であり、かつ、同年 9 月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391 億円(平成 12 年度) → 3,482 億円(平成 23 年度) ○雇用者数の増加 8,600 人(平成 12 年度) → 23,741 人(平成 24 年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54 社(平成 14 年 7 月末) → 263 社(平成 24 年度)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第 31 条 課税の特例等)に明示されているものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成 23 年度

財務省

番号	制度名
財務省	
財務01	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長
財務02	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
財務03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長	府省名	財務省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長(国税5)(法人税:義)、(地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護のために税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)の延長を要望する。なお、同税については、平成26年3月末まで課税停止措置が講じられている。
3	担当部局	財務省大臣官房総合政策課(政策推進室)
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	恒久措置または3年間(平成28年度末まで)の延長とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)(法人税法の一部改正) 第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 附則第二十条第四項に次のただし書を加える。 ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。 一 当該契約に係る退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者(第二項第一号口の信託の受益者をいう。)、保険金受取人(同項第二号口の保険金受取人をいう。次号において同じ。))又は共済金受取人(同項第三号口の共済金受取人をいう。次号において同じ。))となっていること。 二 当該契約を締結していた事業主のその営む事業の廃止その他これに類する事由によって当該契約に係る保険金受取人又は共済金受取人が当該事業主が有していた当該契約に係る契約者の地位を承継していること。 三 確定給付企業年金法第二条第二項(定義)に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所(当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の事業主が締結していること。 (参考) 平成二十三年度税制改正大綱(平成二十二年十二月二十六日閣議決定)</p>

		〔国税・地方税共通〕 9. 検討事項 (3)平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成22年度評価時に設定した目標「勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る」は、本租税特別措置等による積立金に対する特別法人税の課税停止措置により、達成されていると考えられる。 適格退職年金契約は、平成24年3月末に他の企業年金への移行期間が満了したが、一定の要件が生じているもの(閉鎖型適格退職年金契約)については引き続き存続している(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第三条)。 この閉鎖型適格退職年金契約については、受給権保護の観点から、受給者が存在しなくなるまで、税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 閉鎖型適格退職年金契約の受給者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《適用者数》 本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに、適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。</p> <p>適用者数は、以下のとおり。 平成23年度末:175件(794人) 平成24年末:165件(746人)(推計) 平成25年末:145件(658人)(推計) 平成26年末:132件(599人)(推計) 平成27年末:118件(537人)(推計)</p>

		<p>平成 28 年末:104 件(472 人)(推計)</p> <p>※平成 29 年末以降の適用者数については、別紙のとおり。 ※平成 24 年3月末時点の適用者数に残存率(平成 23 年9月評価時のもの)を乗じ算出。 ※残存率計算方法は別紙のとおり。 ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がないため、活用できない。</p>
②	減収額	<p>≪減収見込額≫</p> <p>平成 24 年:39.1 百万円(国税:33.4 百万円、地方税:5.8 百万円) 平成 25 年:34.5 百万円(国税:29.4 百万円、地方税:5.1 百万円) 平成 26 年:31.4 百万円(国税:26.8 百万円、地方税:4.6 百万円) 平成 27 年:28.1 百万円(国税:24.0 百万円、地方税:4.2 百万円) 平成 28 年:24.7 百万円(国税:21.1 百万円、地方税:3.6 百万円)</p> <p>※平成 29 年以降の減収見込額については、別添のとおり。 ※平成 24 年3月末時点の減収見込額に残存率(平成 23 年9月評価時のもの)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。 ※残存率計算方法は別紙のとおり。 《算出方法》 資産額 × 1% × 残存率 = 減収見込額(国税) 資産額 × 0.173% × 残存率 = 減収見込額(地方税) ※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)の課税がなされると仮定。 ※閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、3,549 百万円(平成 24 年3月末時点)。 ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がないため、活用できない。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間) 受給権保護の観点から、閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間、運用時の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間) 過去の実績については、平成 23 年度末時点で 175 件 794 人、平成 24 年末までに 165 件 746 人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。 将来については、適用件数、適用者数ともに漸減するものの、運用時の税</p>

			<p>制優遇措置を閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間継続することにより、安定した老後の所得確保を図るという達成目標を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間) 現在のような低金利な運用状況下(2013 年8月 13 日時点の長期金利は 0.74%。直近の 10 年間でも 1.2%前後で変動)で、特別法人税 1.173%が課税された場合、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保が図れなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間) 過去の実績については、上記②のとおり、国税、地方税ともに減収が認められるが、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた(適用数等は上記①のとおり)。 将来については、適用件数、適用者数の漸減に伴い、減収額も漸減するものの、運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。よって、本措置による税収減は是認されるべきものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことで、適格退職年金契約の積立金の確保が図られ、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保に資することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月	

閉鎖型適格退職年金について

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成24年3月末	100.0	175	794	41.6	35.5	6.1
平成24年(3月末~12月末)	94.0	165	746	39.1	33.4	5.8
平成25年	82.9	145	658	34.5	29.4	5.1
平成26年	75.4	132	599	31.4	26.8	4.6
平成27年	67.6	118	537	28.1	24.0	4.2
平成28年	59.4	104	472	24.7	21.1	3.6
平成29年	52.5	92	417	21.9	18.6	3.2
平成30年	43.3	76	344	18.0	15.4	2.7
平成31年	34.1	60	271	14.2	12.1	2.1
平成32年	24.3	43	193	10.1	8.6	1.5
平成33年	20.6	36	164	8.6	7.3	1.3
平成34年	15.5	27	123	6.5	5.5	1.0
平成35年	13.6	24	108	5.7	4.8	0.8
平成36年	8.9	16	71	3.7	3.2	0.5
平成37年	7.0	12	56	2.9	2.5	0.4
平成38年	5.0	9	40	2.1	1.8	0.3
平成39年	4.6	8	37	1.9	1.6	0.3
平成40年	3.7	6	29	1.5	1.3	0.2
平成41年	1.1	2	9	0.5	0.4	0.1
平成42年	0.7	1	6	0.3	0.2	0.0
平成43年	0.5	1	4	0.2	0.2	0.0
平成44年	0.1	0	1	0.0	0.0	0.0
平成45年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※ 暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。

※ 平成24年3月末時点の減収見込み額(国税及び地方税)の算出過程は、別添のとおり。

※ 年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※ 平成24年3月末時点の適用件数等(業界団体調)に残存率(平成23年9月評価時のもの)を乗じ算出。
なお、平成23年9月評価時の残存率の計算方法は以下のとおり。

※ 残存率計算方法

○ 確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)

○ 保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付有期年金

残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※ 平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。

※ 平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。

適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは
課税停止措置の延長要望における減収見込み額について

<減収見込み額：国税(平成24年3月末)>

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$3,549 \text{ 百万円} \times 1\% = \underline{35.49 \text{ 百万円}}$$

※ 3,549百万円は、平成24年3月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額
(厚生労働省調)である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、35.49百万円。

<減収見込み額：地方税(平成24年3月末)>

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$3,549 \text{ 百万円} \times 0.173\% = \underline{6.14 \text{ 百万円}}$$

※ 3,549百万円は、平成24年3月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額
(厚生労働省調)である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、6.14百万円。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	府省名	財務省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標が設定されているが、本租税特別措置等の効果をより適切に把握できる測定指標が設定可能と考えられる。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時は、目標の設定を行っていない。

なお、引き続き租税特別措置等を実施する必要性については、以下のとおり。

承継銀行等は、通常の預金取扱金融機関とは異なり、破綻金融機関の業務の引継ぎ・維持・継続、不良債権等の買取・回収業務を中核とした代替困難な公的機能を担っており、安定的な収入は見込めない。このため、将来的な予期せぬ金融機関破綻処理時においても安定的な財産的基盤の下で当該機能を維持・継続することを可能とすべく資本金を確保しているところ。特例措置が認められない場合、課税負担により資本金が減少し、金融破綻発生時に上記承継銀行等の機能を果たすことが困難となるおそれがある。

このため、承継銀行等の税負担を軽減し、安定的な財産的基盤を確保することが不可欠であることから、引き続き特例措置の延長を講ずることが必要である。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要などころ、協定銀行については、本特例措置により、平成23年度までは約320百万円、24年度以降は21百万円の税負担が軽減され、協定銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

承継銀行についても、本特例措置により、平成16～22年度までは約0.2百万円の税負担が軽減され、承継銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要などころ、協定銀行については、本特例措置により、平成23年度までは約320百万円、24年度以降は21百万円の税負担が軽減され、協定銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標の実現が見込まれる。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要などころ、協定銀行については、平成24年度までの各年度において税負担が軽減されたこと（23年度320百万円、24年度以降21百万円）で、協定銀行の経費負担を減らすことにより安定的な財産的基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

承継銀行についても、平成16～22年度までの各年度において約0.2百万円の税負担が軽減されたことで、承継銀行の経費負担を減らすことにより安定的な財産的基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要などころ、今後の各年度において協定銀行においては21百万円の税負担を軽減することにより、協定銀行の経費負担を減らすことができ、これにより平時より安定的な財産的基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図ることができるため、税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 (地方税5)(法人事業税:義)
2	要望の内容	承継銀行及び協定銀行(以下「承継銀行等」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置が講ぜられており、引き続き当該措置の延長(当分の間)を要望する。
3	担当部局	財務省大臣官房信用機構課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望(5年間) 平成21年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望(5年間) ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。
6	適用又は延長期間	当分の間、延長を希望
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税負担の軽減により承継銀行等の安定的な財産的基盤を確保することにより、預金等定額保護下における、円滑な破綻処理等のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序を維持することを目的としている。 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産的基盤を確保することを通じた円滑な破綻処理等のための態勢整備を図ることを目標としている。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 円滑な破綻処理を行うための安定的な財産的基盤の確保 なお、将来的な破綻処理について見込みを出すことは困難なため、測定指標を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例による税負担の軽減を受け、平時より安定的な財産的基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に120,000千円(資本金等の額(2,120,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円))である。 なお、承継銀行については平成25年8月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性はある。</p> <p>【協定銀行】 これまでは整理回収機構が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に210,000,000千円(資本金等の額(212,000,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円))である。平成24年度についての適用総額は10,000,000千円(資本金等の額(12,000,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円*))である。 将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、適用総額は10,000,000千円となる見込み。なお、適用総額について、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。</p> <p>※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(200,000,000千円)の減資を行ったことに伴い212,000,000千円から減額されたもの。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第2項「承継銀行等に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)210,120,000千円を活用している。</p>
		② 減収額	<p>【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円</p> <p>【協定銀行】 平成21年度 319百万円 平成22年度 320百万円 平成23年度 323百万円 平成24年度 20百万円※ 平成25年度 21百万円※</p> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。 協定銀行は、将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、減収額も21百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(200,000,000千円)の減資を行ったことに伴い、212,000,000千円から減額されたもの。</p> <p>(積算根拠) 10,000,000千円×0.21%=21,000千円</p> <p>※ 平成23年度の減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第2項「承継銀行等に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)210,120,000千円を活用している。</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例により税負担軽減により、安定的な財産の基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。なお、金融機関の規模や特性等により要望内容の実現状況は異なるため、実現状況を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 特例措置が延長されず課税された場合、金融機関破綻時において税負担のため財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理を行うための態勢が維持できず、預金者保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 承継銀行等については、課税標準の特例による税負担軽減により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> <p>なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段(補助金の交付や規制)により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	承継銀行等に対する事業税に係る資本割の税負担軽減の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定性に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	府省名	財務省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標が設定されているが、本租税特別措置等の効果をより適切に把握できる測定指標が設定可能と考えられる。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時は、目標の設定は行っていない。

なお、引き続き租税特別措置等を実施する必要性については、以下のとおり。

機構は、株式保有制限の導入に伴う銀行等の株式処分により、信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有しており、最終的な国民負担の極小化の要請から、多額の拠出金を有する必要がある。また、拠出金は、機構の運営経費に充てるための資金である当初拠出金及び機構が特別株式買取を行うに当たって機構に損失が生じた場合の補填財源として会員（銀行等）に納付させた売却時拠出金であり、通常の会社の資本金とは性格が異なるものである。

このため、機構の買取業務等を円滑に図り、機構の解散時における国民負担を極力回避するためには税負担を軽減し、安定的な業務運営基盤を確保することが不可欠なことから、引き続き現行の特例措置を講ずることが必要である。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、各年度で57百万円の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、各年度57百万円の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与し、達成目標の実現が見込まれる。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、平成25年度までの各年度において57百万円の税負担が軽減されたことで、機構の経費負担を減らすことができ、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有する機構の安定的な業務運営基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、今後の各年度において57百万円の税負担を軽減することにより、機構の経費

負担を減らすことができ、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有する機構の安定的な業務運営基盤の確保を図るという達成目標を実現することができるため、税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 (地方税6)(法人事業税:義)
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられており、当該措置の延長(当分の間)を要望する。
3	担当当局	財務省大臣官房信用機構課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置 創設 平成21年度 5年間の延長
6	適用又は延長期間	当分の間の延長とする
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4-2 :金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めるための安定的な業務運営基盤の確保。 なお、達成目標の性格上、指標をもって定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。

8	有効性等	① 適用数等 本特例措置は、平成16年度から平成25年度まで機構が適用を受けている。平成25年度までの適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円)-特例適用後課税標準(10億円))である。 将来的にも機構のみが適用を受ける見込みであり、適用総額は274.8億円となる見込み。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。
		② 減収額 ○減収額 平成16年度から平成25年度まで各年度57百万円 ○減収見込み額 平成26年度以降、平年度57百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円 × 0.21%※ = 57,705千円 ※東京都適用税率 ※ 減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本特例措置が講じられることにより、機構は平成16年度から平成25年度の各年度で57百万円の税負担が軽減され、安定的な業務運営基盤の確保が図られている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤確保に影響することが考えられ、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により税負担が軽減されることで、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能の十全なる発揮が図られていることから、税収減を是認するような効果があるといえる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものであり、当該業務は機構のみが担っている。</p> <p>本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き、租税特別措置によることが妥当であり、他の政策手段により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構が銀行等の保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することで、金融システムの安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
文科02	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
文科03	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
文科04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
文科05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
文科06	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置
文科07	研究開発法人への寄附に係る税制措置
文科08	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国11)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外)</p> <p>(地11)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。</p> <p>○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定子ども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:初等中等教育局幼児教育課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>
7	<p>必要性等</p> <p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p>

	<p>・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) (目的) 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-9 幼児教育の振興 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 幼保連携型認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。 【参考】 近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成22年4月	532	241	平成23年4月	762	406	平成24年4月	909	486	平成25年4月	1099	594
		認定こども園の数	うち幼保連携型の数														
	平成22年4月	532	241														
平成23年4月	762	406															
平成24年4月	909	486															
平成25年4月	1099	594															
② 減収額	<p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p>																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) 幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) 非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。</p>																
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言</p>															

		える。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じる必要がある。
	③ 地方公共団体が協力する相応性	本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="radio"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="radio"/> 予測なし	<input type="radio"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="radio"/> 予測なし		<input type="radio"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		<input type="radio"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国12)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地12)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:初等中等教育局幼児教育課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p> <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>		認定件数	類型別の内訳				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	H22.4.1	532	241	180	86	25	H23.4.1	762	406	225	100	31	H24.4.1	909	486	272	121	30	H25.4.1	1099	594	317	155	33
			認定件数			類型別の内訳																															
				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型																														
H22.4.1	532	241	180	86	25																																
H23.4.1	762	406	225	100	31																																
H24.4.1	909	486	272	121	30																																
H25.4.1	1099	594	317	155	33																																
② 減収額	—																																				
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>																																				

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p> <p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。</p> <p>本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国13)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地13)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容 ○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。 ○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。
3	担当:初等中等教育局幼児教育課
4	評価実施時期 平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 -
6	適用又は延長期間 -
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多

		<p>くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>待機児童解消は喫緊の課題であり、現在実施している待機児童解消加速化プランにおいても、小規模保育事業については、重要な柱として支援を行っていくこととしており、税制措置を踏まえ、参入・移行を促進していくが必要。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくことが強く期待される。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【文科04】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

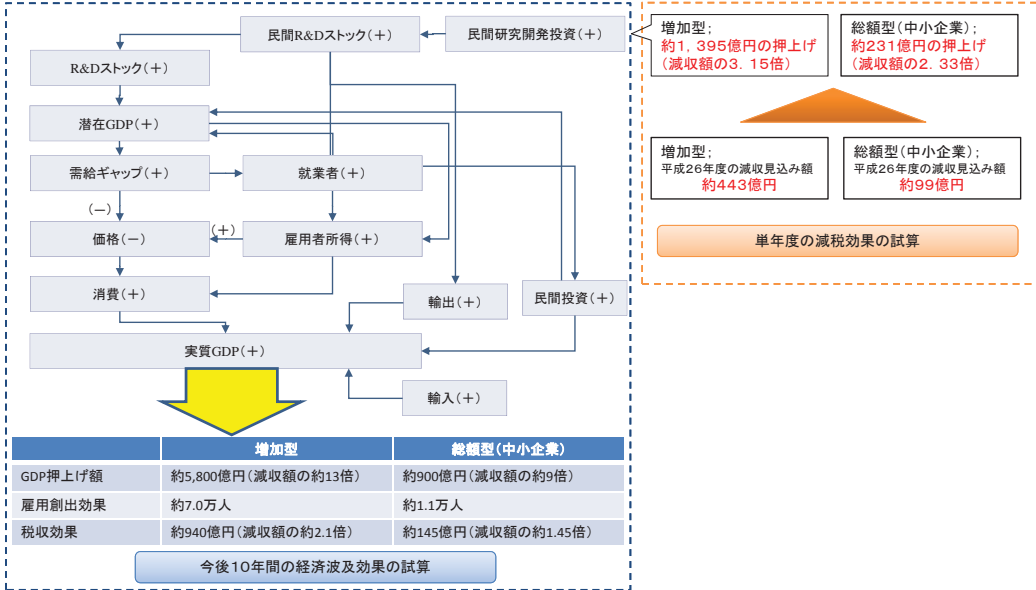
*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税15)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを</p>

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



増加型: 約1,395億円の押し上げ (減収額の3.15倍)

総額型(中小企業): 約231億円の押し上げ (減収額の2.33倍)

増加型: 平成26年度の減収見込み額 約443億円

総額型(中小企業): 平成26年度の減収見込み額 約99億円

単年度の減税効果の試算

		目指すこととする。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標 7-3 科学技術システム改革の先導
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。
8 有効性等	① 適用数等	○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ＜増加型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。 ＜高水準型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。 ○将来推計(平成26年度) ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度 (平成25年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算) ○利用業種

平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0

		金属	2	2																																																	
		機械	6	3																																																	
		産業用電気機械	8	5																																																	
		輸送用機械	4	1																																																	
		理化学機械	6	5																																																	
		その他製造業	15	10																																																	
		卸売業	9	6																																																	
		サービス業	37	30																																																	
		その他	12	12																																																	
		(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)																																																			
②: 減収額	○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下)) <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業> 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円(12億円) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」) <増加型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(11億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) <高水準型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(1億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算)																																																				
③: 効果・達成目標の実現状況	<政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 ○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> </tbody> </table>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76				
	2006	2007	2008	2009	2010																																																
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																

	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)					
	<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。					
	<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値					
	○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)					
		2006	2007	2008	2009	2010
	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)					
	また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。					
	なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。					
	○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。					
	○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。					
	<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究					

	<p>開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>
	<p>〈租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〉 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p>
	<p>〈税収減を是認するような効果の有無〉 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開</p>

			<p>発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	文部科学省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

【文科05】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することによりアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$17,724 \times 17.3\% = 3,066$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$21,789 \times 17.3\% = 3,769$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$33,066 \times 17.3\% = 5,720$
	増加型	1,360／事業年度	$57,790 \times 17.3\% = 9,998$
	高水準型	127／事業年度	$12,562 \times 17.3\% = 2,173$
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$34,058 \times 17.3\% = 5,892$
	増加型	1,360／事業年度	$59,524 \times 17.3\% = 10,298$
	高水準型	127／事業年度	$12,939 \times 17.3\% = 2,238$
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$35,080 \times 17.3\% = 6,069$
	増加型	1,360／事業年度	$61,310 \times 17.3\% = 10,607$
	高水準型	127／事業年度	$13,327 \times 17.3\% = 2,306$

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

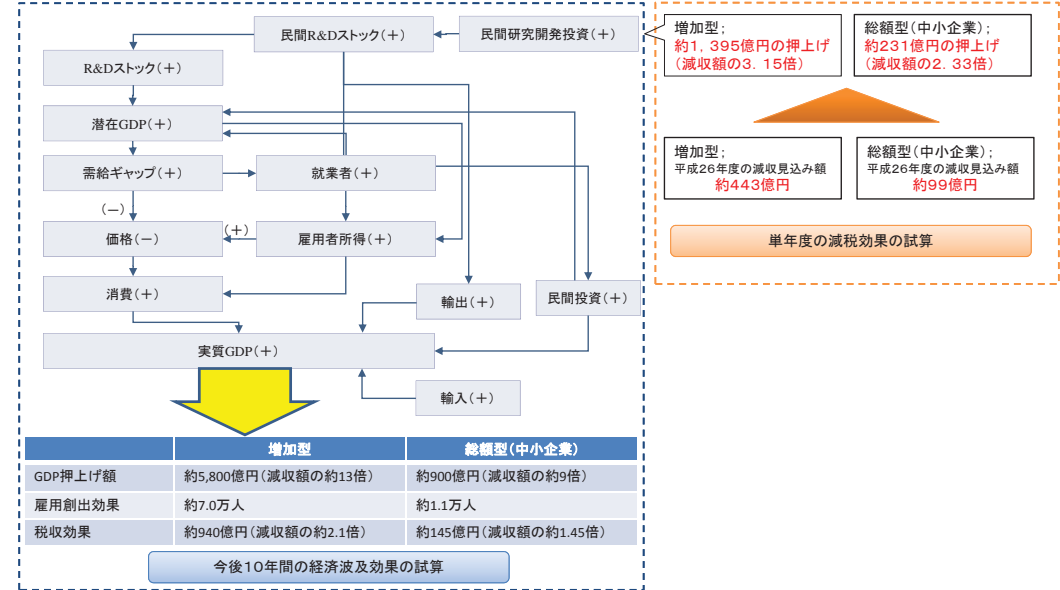
	回帰分析結果			
$\Delta \tau_{it}$	$\Delta \ln Y_{it}$	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押上げ効果等を算出できる。



増加型:
約1,395億円の押上げ
(減収額の3.15倍)

総額型(中小企業):
約231億円の押上げ
(減収額の2.33倍)

増加型:
平成26年度の減収見込み額
約443億円

総額型(中小企業):
平成26年度の減収見込み額
約99億円

単年度の減税効果の試算

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税16)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) (平成29年度末まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ (平成28年度末まで)
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ (2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目標とする。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながることも研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。
8	有効性等	① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績

平成19年度 5,747/事業年度
 平成20年度 4,657/事業年度
 平成21年度 4,411/事業年度
 平成22年度 5,313/事業年度
 平成23年度 5,290/事業年度
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】
 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

	平成23年度
機械製造業	11.2%
化学工業	16.5%
輸送用機械器具製造業	5.7%
食料品製造業	10.1%
電気機械器具製造業	8.4%
卸売業	19.0%
サービス業	14.9%

【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】
 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。

② 減収額

1. 減収額について
 ○地方税における減収額
 減収額実績
 平成19年度 29億円
 平成20年度 43億円
 平成21年度 23億円
 平成22年度 30億円
 平成23年度 40億円
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
 平成19年度 6,269億円(167億円)
 平成20年度 2,881億円(246億円)
 平成21年度 2,565億円(131億円)
 平成22年度 3,726億円(174億円)
 平成23年度 3,395億円(234億円)
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型・高水準型における減収額
 減収額実績
 平成20年度 2.4億円
 平成21年度 1.0億円
 平成22年度 1.7億円
 平成23年度 2.1億円

(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
 平成20年度 178億円(14億円)
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)
 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について
 ○国税及び地方税における中小企業利用実績

	<p>平成19年度 5,747/事業年度 平成20年度 4,657/事業年度 平成21年度 4,411/事業年度 平成22年度 5,313/事業年度 平成23年度 5,290/事業年度</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228/事業年度</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83/事業年度</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経済産業省企業アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)うち地方税分25億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（日本人留学生の数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。）の実現状況の将来予測について、定性的に「経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、正確な推計は困難であるが、当該租税特別措置により、法人及び個人からの寄附金額の増大につながり、当該制度の支援対象者の拡大、ひいては日本人の海外留学者数の増加につながると考えられる。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 経済的情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、適用件数の正確な将来推計の算出は困難であるが、少なくとも個人からの寄附については、平成26年度寄附件数として試算した1,364件と想定される。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 平成27年度以降についても26年度と同様の減収見込みを想定している。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、正確な推計は困難であるが、当該租税特別措置により、法人及び個人からの寄附金額の増大につながり、当該制度の支援対象者の拡大、ひいては日本人の海外留学者数の増加につながると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 海外留学支援制度は、官民が一体となって支援するものであり、これにより社会全体として海外留学を支援すること、さらに、グローバル人材に対する企業ニーズ、そのための海外留学の必要性を学生等に示すこととなり、日本人の海外留学の促進につながるものと考えている。
 このように官民が一体となった支援制度を実施するにあたっては、民間からの多様で幅広い方面からの寄附が必要であることから、民間寄附促進のためには当該税制措置以外の政策手段は想定しがたく、必要不可欠な施策である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 (国税3)(法人税:義務、所得税:外) (地方税1)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、以下の2点を措置する。 ①法人からの寄附に係る指定寄附金化 ②個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入
3	担当部局	高等教育局学生・留学生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度
6	適用又は延長期間	平成26年度以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本人学生の海外留学については、2004年をピークに減少傾向にあるが、社会や経済がグローバル化し、日本企業等が世界に展開している中、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することは喫緊の課題である。一方で、海外留学における阻害要因の一つとして、留学費用等の経済的負担の問題が挙げられている。</p> <p>この留学費用等の経済的負担を軽減するためには、奨学金制度の充実が必要不可欠であり、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」においても「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」としている。</p> <p>以上を踏まえ、日本人の海外留学促進のため、国費による支援のみでなく、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得するため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附を行い、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくり、日本人の海外留学の促進、グローバル人材の育成を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>⑦グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <p>世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。</p> <p>○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与</p> <p>・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 4 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 4 - 1 国際交流の推進	
		③ 達成目標及び測定指標	
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グローバル人材の育成を図るため、日本人の海外留学促進の必要性が高まっている一方、昨今の政府の厳しい財務状況を鑑みると、国費による支援には限界がある。 そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり、さらに、より多くの日本人学生を海外に留学させるために十分な規模の寄附金額を確保する必要があることから、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることが必要不可欠である。	
8 有効性等	① 適用数等	調整中	
		② 減収額	平成26年度 ▲90百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成32年度) 法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることによって、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり日本人学生の海外留学の促進を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成26年度～平成32年度) 日本人学生の海外留学を促進することにより、グローバル化した社会で活躍する人材の育成を図る。2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成26年度～平成32年度) 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人への倍増が困難となる。

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	より多くの日本人学生を海外に留学させるためには十分な規模の寄附金額を確保する必要があり、そのためにも、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置に伴う減収見込み額の試算について【所得税】

【考え方】

国税庁の申告所得税標準調査結果(平成23年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人当たり寄附額(推計)(万円)	表2の対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計)=寄附金控除額/人数+2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195万円以下	5%
(い)	195万円超~330万円以下	10%-97,500円
(う)	330万円超~695万円以下	20%-427,500円
(え)	695万円超~900万円以下	23%-636,000円
(お)	900万円超~1,800万円以下	33%-1,536,000円
(か)	1,800万円超	40%-2,796,000円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に(表2参照)、所得控除方式と税額控除方式(2,000円を超える寄附について40%控除)による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額-所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$\begin{aligned}
 b & \{[(35,600 - 2,000) \times 0.4] - [(35,600 - 2,000) \times 0.05]\} = \underline{11,760 \text{ 円}} \\
 c & \{[(49,100 - 2,000) \times 0.4] - [(49,100 - 2,000) \times 0.1]\} = \underline{14,130 \text{ 円}} \\
 d & \{[(66,400 - 2,000) \times 0.4] - [(66,400 - 2,000) \times 0.2]\} = \underline{12,880 \text{ 円}} \\
 e & \{[(85,000 - 2,000) \times 0.4] - [(85,000 - 2,000) \times 0.23]\} = \underline{14,110 \text{ 円}} \\
 f & \{[(124,600 - 2,000) \times 0.4] - [(124,600 - 2,000) \times 0.33]\} = \underline{8,582 \text{ 円}} \\
 g & \{[(506,200 - 2,000) \times 0.4] - [(506,200 - 2,000) \times 0.4]\} = \underline{0 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

※gは、差額0円

要項事項ごとに予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込み額を算出する。

(独) 日本学生支援機構への個人寄附者数

(独) 日本学生支援機構への個人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 1,140件

24年度実績 1,300件

平均年間増加件数: (1,300 - 1,140) / 5年 = 32件

26年度個人寄附金件数推算: 24年度実績 + 25年度増加分 + 26年度増加分
1,300 + 32 + 32 = 1,364件

a → 所得税非課税のため算出しない

b (1,364人 × 22.4%) × 11,760円 = 3,593,103円

c (1,364人 × 18.3%) × 14,130円 = 3,527,018円

d (1,364人 × 15.6%) × 12,880円 = 2,740,658円

e (500人 × 6.1%) × 14,110円 = 1,174,008円

f (500人 × 16.1%) × 8,582円 = 1,884,642円

g → 減収が発生しないため算出しない

b ~ e を合計した 12,919,429円 ≒ 13百万円が減収見込額となる。

(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置に伴う

減収見込額の試算について

【法人税、法人住民税、事業税】

【考え方】

- ・全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み
過去の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 23 年度分）に基づき試算。
- 本年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第 2 期教育振興基本計画」において「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」と提言しており、これを実現するためには、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得する必要がある。
- そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度に対する法人からの寄附について、全額損金算入可能な指摘寄附金とすることにより、寄附の促進を図り、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくる。現在、経済団体及び関係企業に対し、随時寄附のお願いをしているところ。
- 東京オリンピック招致に係る経済団体からの寄附金額が約 1 6 億円程度であることから、海外留学支援制度に係る法人からの初年度寄附についても同額の 1 6 億円と想定。
- また、個人寄附については、(独)日本学生支援機構に対する個人からの過去 5 年間の平均寄附額（96,140,012円）を参考に、1 億円と想定し、海外留学支援制度への初年度寄附総額としては 1 7 億円を想定。

以上より、指定寄附金化による法人からの年間寄附額は、1,600 百万円と想定。

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、のうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{14.6 \%}$$

これを基に、減収見込額を算定する。

$$\text{法人税} \quad 1,600 \text{ 百万円} \times 14.6 \% \times 25.5 \% (\text{税率}) \asymp \underline{60 \text{ 百万円}}$$

$$\text{法人住民税} \quad 60 \text{ 百万円} \times 17.3 \% (\text{標準税率}) \asymp \underline{10 \text{ 百万円}}$$

$$\text{事業税} \quad 1,600 \text{ 百万円} \times 14.6 \% \times 8.4 \% (\text{標準税率}) \asymp \underline{20 \text{ 百万円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
文部科学省の平成25年度政策評価体系において、政策目標7「科学技術・学術政策の総合的な推進」の施策目標7-3「科学技術システム改革の先導」を達成するために有効な施策である。また、平成25年度政策目標8「基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備」及び9「科学技術の戦略的重点化」における研究開発法人の活動に密接に関連した施策目標の達成にも貢献するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減と

なるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税10)(法人税:義、所得税:外)(地方税10)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	科学技術・学術政策局政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資

		金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直すこととしている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。 ①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。 ②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。 ③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
8	有効性等	① 適用数等 — ② 減収額 37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52 (単位: 百万円)

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

- 指定寄附金化に伴う減収見込額
155百万円（国税：103百万円、地方税：52百万円）
- 税額控除の導入に伴う減収見込額
131百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み
研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(法人寄附金見込額)
 $1,384,004 \text{千円} \times 2 = 2,768,008 \text{千円} \text{ (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)
 $104,960 \text{百万} \div 716,799 \text{百万円} \times 100 = 14.6\%$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

(研究開発法人37法人分の減収見込額)

法人税	2,768百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1百万円</u>
法人住民税	103.1百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8百万円</u>
事業税	2,768百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9百万円</u>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条)</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 —</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 23 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数（人）	割合（％）	寄附金控除額 （百万円）	1人当たり寄附額（推計） （万円）	表2の 対応
(a)	0～150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	～300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	～500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	～800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	～1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	～2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額（推計）＝寄附金控除額/人数＋2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超～330 万円以下	10%－97,500 円
(う)	330 万円超～695 万円以下	20%－427,500 円
(え)	695 万円超～900 万円以下	23%－636,000 円
(お)	900 万円超～1,800 万円以下	33%－1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40%－2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表 2 参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額－所得控除額）＝各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a→所得税非課税と想定

$$b \ [\{ (35,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (35,600 - 2,000) \times 0.05 \}] = \underline{11,760 \text{ 円}}$$

$$c \ [\{ (49,100 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (49,100 - 2,000) \times 0.1 \}] = \underline{14,130 \text{ 円}}$$

$$d \ [\{ (66,400 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (66,400 - 2,000) \times 0.2 \}] = \underline{12,880 \text{ 円}}$$

$$e \ [\{ (85,000 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (85,000 - 2,000) \times 0.23 \}] = \underline{14,110 \text{ 円}}$$

$$f \ [\{ (124,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (124,600 - 2,000) \times 0.33 \}] = \underline{8,582 \text{ 円}}$$

$$g \ [\{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{0 \text{ 円}}$$

※g は、差額 0 円

過去 3 年間の文科省所管の 10 対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成 24 年度実績：2,496 件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5 倍に寄附件数が増加すると仮定して 37 法人分の予想寄附者数を算出し、<表 1>の寄附者数の分布に当てはめ、1 人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853 人

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \ (13,853 \text{ 人} \times 22.4\%) \times 11,760 \text{ 円} = 36,492,127 \text{ 円}$$

$$c \ (13,853 \text{ 人} \times 18.3\%) \times 14,130 \text{ 円} = 35,820,949 \text{ 円}$$

$$d \ (13,853 \text{ 人} \times 15.6\%) \times 12,880 \text{ 円} = 27,834,556 \text{ 円}$$

$$e \ (13,853 \text{ 人} \times 6.1\%) \times 14,110 \text{ 円} = 11,923,416 \text{ 円}$$

$$f \ (13,853 \text{ 人} \times 16.1\%) \times 8,582 \text{ 円} = 19,140,718 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

b～e を合計した 131,211,766 円 ≒ 131 百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（文化法人への寄附金による事業の実施状況及び毎年度設定される予算額に計上される寄附金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである（＜点検結果表の別紙＞③参照）。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（文化法人が行う事業の実施、一層の充実）の実現状況の将来予測について、「文化法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）
第2 文化芸術振興に関する重点施策
1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～
重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援
文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。
これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
【重点的に取り組むべき施策】
◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
本租税特別措置は、文化法人が行う活動に対する寄附を対象としたものであり、特定の事業の達成のみを目的に要望しているものではない。
また、文化法人の活動の特性の一つとして、文化法人が主催する展覧会や公演等は、その企画が毎回異なるため、入場者数や必要な費用等も毎年度変化したり、文化財や美術作品の購入や修理は所有者の都合等により突発的に発生したりすることから、法人の予算の内容は毎年度変動する。
さらに、一般に、民間からの文化芸術への寄附や支援は、その時の経済状況等に大きく影響される。
以上のことから、本租税特別措置等においては、現時点で定量的な達成目標を設定することは困難である。しかし、毎年度の事業予算は、事業内容やそれに必要な自己収入額等を踏まえ策定され、寄附金額についても自己収入の一部として計上されることから、これを測定指標として設定し、事業年度終了後にその効果を検証する。
加えて、毎年度業務実績評価において、寄附金が充てられた事業の評価を確認することによりその効果を確認する。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
文化法人の寄附が拡充等されることにより、展示・公演・調査研究等における財政的課題の解消等が実現でき、具体的に事業年度予算にも反映されることから、文化法人における公演・展示等の充実、調査研究の促進などのほかに、国家レベルでの文化交流における連携、国内の公私立文化施設の中核的存在としての指導や連携など、我が国のナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与するという、政策目的も達成できる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
文化法人に対する本租税特別措置により、展覧会や公演、調査研究等の事業の充実によるナショナルセンターとしての機能強化による法人への直接的な効果の他に、展覧会や公演の充実による来場者の増や、収蔵品修理による公私立美術館等への収蔵品貸出の促進及び地方美術館等の活性化など、様々な形で我が国の文化芸術の振興が期待できる。これらの効果は、文化法人における展覧会や公演等の企画内容が毎年度異なることなどから、減収額との単純な比較は困難である。
しかし、上記のような短期的視点の効果に加えて、本租税特別措置による国民の文化芸術への意識の変化や、公私立美術館等の活動の充実など長期的視点による効果も期待できることから、減収額相当以上の効果があると考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
文化法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」の規程に基づき運営費交付金が交付されているが、年々縮減されている。
また、独立行政法人については、自己収入の確保も求められており、文化法人では入場料収入等による収入の確保に努めており、法人のインセンティブの一つとして整理されている。
このうち展覧会や公演の入場料収入は、当該展覧会や公演の経費に充てることを目的としており、加えてその収入額は、展覧会や公演の企画内容等によって左右される場合があるため、常に確実な収入額を確保できるとは限らない。
このほか、文化法人が自己収入等の増大を図る他の手段として、施設利用収入、助成団体からの助成が想定される。
施設利用収入については、法人の活動に支障のない範囲での貸与により収入が得られるものであり、文化法人は自ら積極的に事業を展開していく必要があることから、大幅な収入増を見込むことは困難である。
助成団体からの助成については、当該団体の助成目的に該当する事業のみを対象とするものであり、助成による活動は法人の政策目的に寄与するものの、文化法人が行う事業の一部に限定される。
しかし、寄附金は、その確保が経済状況等にも左右されるが、文化法人が特定の事業に対し寄附の募集をするなど、募集方法等を工夫することで、緊急性の高い事業などを確実に実施できる。
また、上記のような募集をすることにより、国民から日頃見ることが困難な文化法人の事業の一部が見えるようになることから、国民の文化法人への関心や文化法人の経営に参加している意識の向上等の効果も期待でき、ひいては、我が国の文化芸術への寄附の醸成にも寄与するものである。

【文科08】

寄附金の寄附対象は、文化法人が行う事業を対象としていることから、寄附金の獲得には寄附者が文化法人の様々な事業に理解されていることが前提となる。

このため、文化法人では、展覧会・公演の企画の充実、イヤホンガイドなど鑑賞者の利便性向上、新聞記事掲載や一般雑誌とのタイアップ、スマートフォンやSNSの活用など広報発信事業の強化、映画ロケなどへの施設開放など、入場料等自己収入の増大の施策を進めており、これにより、国民に文化法人の様々な事業について理解を得ることができる。

つまり、寄附金の増大を図る他の政策手段は間接的にしかない。

また、寄附金の増大を図るための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置の手段をとることが妥当である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

文化法人は、独立行政法人通則法第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」と規定されている。これについては、主に法人における経常的費用や計画的に実施される事業などに対して措置されている。

一方、文化法人への寄附については、地方の美術館等に収蔵品を貸し出すために発生した修理や、海外に流出のおそれがある美術品の購入など、突発的又は緊急性の高い活動や、更に充実を図るべき活動等に対し充てていくものと考えている。

また、文化法人が自己収入等の増大を図りナショナルセンターとしてふさわしい事業を展開するためには、寄附金の他に、入場料収入、施設利用収入のほか、助成団体からの助成による自己収入等の確保が想定される。

入場料収入については、主に展覧会や公演に係る費用等に充てるものであるが、その収入は限界がある。施設利用収入については、主に法人の施設維持管理等に充てられるが、法人の活動に支障のない範囲での貸与に限られるため大幅な増加は困難である。

助成団体からの助成については、当該団体の助成目的に該当する事業のみを対象とするものであり、助成による活動は法人の政策目的に寄与するものの、文化法人が行う事業の一部に限定される。

以上のように、文化法人の自己収入における役割分担はあるものの、寄附金の増大を図る直接的な政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 (国税5)(法人税:義、所得税:外) (地方税2)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会(以下、「文化法人」という。)が行う活動に対する寄附について、 ①個人からの寄附について、税額控除と所得控除との選択制度を導入する ②民間企業等からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」とする ため、税制上の所要の措置を講ずる。 また、法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
3	担当部局	文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>文化法人について、寄附金等の自己収入の増大を図ることにより、展示・公演・調査研究等の事業に必要な資金の拡充がなされ、ナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>文化法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術の振興を図ることを目的に設置されており、我が国のナショナルセンターとしても、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。</p> <p>また、文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。</p> <p>一方、文化法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会や公演を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動しているが、運営費交付金は効率化の観点から毎年削減され、文化法人が開催する展覧会や公演の入場料収入等多様な収入により、自己収入を毎年増額することが求められている。</p> <p>加えて、文化法人では、独法化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきたが、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>このような厳しい財政事情において、文化法人がナショナルセンタ</p>

		<p>一として引き続き事業を実施し、新たに国内外の美術館等との連携などの事業に取り組むためには、入場料収入などの自己収入の拡充を図ることにより、自立的な事業活動を促進していくことが必要である。</p> <p>また、自民党政務調査会・文化伝統調査会における『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言』においても、「公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。」と明示されている。</p> <p>以上のことから、文化法人がナショナルセンターとしてふさわしい事業を実施し、国内外の文化芸術を牽引していくために、運営費交付金の確実な措置はもとより、民間の活力を活かす一環として、個人や民間企業等から寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>なお、文化法人への寄附税制要望は、我が国の文化芸術への寄附文化の醸成を促進する観点からも有効な政策であると期待できる。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策目標 13 文化による心豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化法人が行う事業の実施、一層の充実。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 文化法人への寄附金による事業の実施状況。(事業によってその事業規模や寄附金必要額が異なるため、事業実施件数などの定量的指標を設置することは困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 文化法人への寄附金が一層確保できることにより、法人の事業実施の促進や充実がなされる。</p> <p>これにより、ナショナルセンターとしてふさわしい事業が行われ、その効果は法人自身だけでなく、国内外の文化芸術団体等へも波及することから、文化芸術の振興や文化財の保存及び活用の充実に寄与することができる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税(平年度) 681件 地方税(平年度) 181件</p>
		④ 減収額	<p>国税(平年度) 16百万円 地方税(平年度) 6百万円</p>
		⑤ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 文化法人への寄附について拡充等がされた場合、自己収入や運営費交付金だけでは賄いきれない事業等に充てられることとなる。</p> <p>これらの寄附については、例えば、所蔵作品の緊急修理や海外へ流出の恐れがある美術作品や文化財などの購入、文化財の調査研究に必要な研究機器の導入、伝統芸能や現代舞台芸術の公演や人材養成等、具体的な寄附の募集目的を明示し、民間からの寄附を促進すると同時に、寄附により事業を一層充実させることができる。</p>

			<p>これにより、展覧会の充実や、所蔵作品の国内外美術館等への貸与、文化財の調査における修理技術等の新たな発見、伝統芸能の後継者の確実な確保、現代舞台芸術の実演家の養成など、文化法人の事業の充実が図られる。併せて、国民への鑑賞貴会の拡充、国内外に存在する我が国の文化財の修理等の促進、伝統芸能や現代舞台芸術の発信など、国内外へ様々な効果をもたらし、ナショナルセンターとしての役割を一層担うことが期待される。</p> <p>ただし、文化芸術における様々な効果の出現には、相当の時間を要することから、短期間での効果測定は困難である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 文化法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる。</p> <p>なお、文化法人においては、毎年入場料等の自己収入予算の増額が求められているが、事業の性格からこの対応についても限界となっており、今後も現在の事業規模を確保していくためには、寄附金収入も重要な財源となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 文化法人における自己収入の一部を確保することが困難となり、事業内容の一部省略や延長となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 文化法人への寄附を促進する措置をとることにより、ナショナルセンターとしての充実の他に、国民や民間企業等に対して、寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できる。</p> <p>また、寄附文化の醸成が促進されることにより、今まで文化芸術に興味がなかった国民や民間団体が、寄附をきっかけに、新たに文化芸術活動への参加や寄附など、文化芸術活動に関連する消費活動の活性化が図られることから、税収減以上の効果が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>文化法人への寄附を促進することにより、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。</p>
		⑥ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の文化芸術への寄附文化の醸成が促進されることによって、民間企業等が、文化法人への寄附を通じて、地域への文化芸術関係団体等へのメセナ活動への積極的な関与が期待され、地域の文化芸術団体の活性化や地方公共団体の文化芸術施策の充実等が期待できる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

「(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置」における適用数及び減収額算定根拠

【所得税】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算。（表1参照）<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人あたり 寄付額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0～150万円	36,026	8.4	1,012	3.01	—
(b)	～300万円	95,454	22.4	3,203	3.56	(あ)
(c)	～500万円	78,214	18.3	3,686	4.91	(い)
(d)	～800万円	66,400	15.6	4,279	6.64	(う)
(e)	～1,000万円	26,083	6.1	2,165	8.50	(え)
(f)	～2,000万円	68,766	16.1	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出。<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195万円以下	5%
(い)	195万円超～330万円以下	10%－97,500円
(う)	330万円超～695万円以下	20%－427,500円
(え)	695万円超～900万円以下	23%－636,000円
(お)	900万円超～1,800万円以下	33%－1,536,000円
(か)	1,800万円超	40%－2,796,000円

(算出式)：(税額控除額－所得控除額)＝各所得階層1人当たりの減収見込額

- a → 所得税非課税と想定
 b $\{[(35,600-2,000) \times 0.4] - \{(35,600-2,000) \times 0.05\}\} = 11,760円$
 c $\{[(49,100-2,000) \times 0.4] - \{(49,100-2,000) \times 0.1\}\} = 14,130円$
 d $\{[(66,400-2,000) \times 0.4] - \{(66,400-2,000) \times 0.2\}\} = 12,880円$
 e $\{[(85,000-2,000) \times 0.4] - \{(85,000-2,000) \times 0.23\}\} = 14,110円$
 f $\{[(124,600-2,000) \times 0.4] - \{(124,600-2,000) \times 0.33\}\} = 8,582円$
 g $\{[(506,200-2,000) \times 0.4] - \{(506,200-2,000) \times 0.4\}\} = 0円$
 ※gは、差額0円

3. 要望事項ごとに予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額をかけて合計し、減収見込み額を算出。

文化法人の個人寄附者数

文化法人への個人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 202件

24年度実績 394件

平均年間増加件数：(394－202)／5年＝38.4件

26年度個人寄附者数推算：24年度実績＋25年度増加分＋26年度増加分×1.5

$$394 + 38.4 + 38.4 \times 1.5 \approx \underline{500人} \dots (A)$$

a → 所得税非課税のため算出しない

b (500人×22.4%)×11,760円＝1,317,120円

c (500人×18.3%)×14,130円＝1,292,895円

d (500人×15.6%)×12,880円＝1,004,640円

e (500人×6.1%)×14,110円＝430,355円

f (500人×16.1%)×8,582円＝690,851円

g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 4,735,861円≒5百万円が減収見込み額となる。……(B)

<参考>

税制改正により寄附件数が年間伸率の1.5倍になる根拠

「文化に関する世論調査」(H21年11月内閣府調査)より

個人による寄附経験者(H21)：168人(N(1853人)×9.1%)……①

税制優遇措置の必要と感じている人数：402名(N(1853人)×21.7%)……②

①のうち、寄附をしなかった人数：234人(②－①)……③

①のうち税制優遇を受ける人数：131人(①×78.5%)……④

③のうち税制優遇を受ける人数：183人(③×78.5%)……⑤

※78.5%の根拠

申告所得税標本調査結果(平成23年度国税庁調査)より納税者の所得階級のうち、減収効果が得られると推算した所得階級(151万円以上2000万円未満)の割合

税制優遇措置による寄附件数(推算)

131人＋183人＝314人(④＋⑤)……⑥

税制優遇措置による寄附件数の伸率

314人÷131人＝2.4倍(⑥÷④)……⑦

当該調査による「寄附を促進するための改善事項」には他の改善事項への回答もあることを勘案し、⑦は最大値として捉え、1.5倍程度の伸び率として推算

【法人税】

全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

1. 過去の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算。

指定寄附金化により、年間寄付額が文化法人への寄付金実績額（5カ年平均）（150百万円）の2倍に増加すると想定。

$$150\text{百万円} \times 2 = 300\text{百万円}$$

2. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は695,651百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960\text{百万} \div 716,799\text{百万円} \times 100 = \underline{14.6\%}$$

3. 以上から、減収見込額を算定。

法人税 $300\text{百万円} \times 14.6\% \times 25.5\%$ （税率） \approx 11百万円・・・(C)

法人住民税 $11\text{百万円} \times 17.3\%$ （標準税率） \approx 2百万円・・・(D)

事業税 $300\text{百万円} \times 14.6\% \times 8.4\%$ （標準税率） \approx 4百万円・・・(E)

4. 文化法人の法人寄付者数

文化法人への法人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 123件

24年度実績 159件

平均年間増加件数： $(159 - 123) \div 5\text{年} = 7.2\text{件}$

26年度個人寄附件数推算： $24\text{年度実績} + 25\text{年度増加分} + 26\text{年度増加分} \times 2$

$$159 + 7.2 + 7.2 \times 2 \approx \underline{181\text{件}} \dots \dots (F)$$

<参考>

税制改正により寄附金額、寄附件数が2倍になる根拠

「文化芸術活動に対する民間寄附の実態調査報告書（2009年度）」（社）企業メセナ協議会より

（社）企業メセナ協議会に助成認定制度を利用できる寄附金の下限金額の引き下げ（10万円→5万円）による寄附金額の変化

下限額変更前 2003年度 33,554万円

〃 変更後 2004年度 56,305万円

2005年度 66,758万円

2005年度実績が寄附金額のピークであることから、2003年度における2005年度の寄附金額の伸率

$$66,758\text{万円} \div 33,554\text{万円} = 1.9895 \approx \underline{2.0\text{倍}}$$

【適用数、減収額】

適用数（国税）： (A) + (F) = 681件

（地方税）： (F) = 181件

減収額（国税）： (B) + (C) = 16百万円

（地方税）： (D) + (E) = 6百万円

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
厚労02	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し
厚労03	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等
厚労05	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労06	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等
厚労07	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充
厚労08	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労09	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
厚労10	交際費課税の見直し
厚労11	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
厚労12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
厚労13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
厚労14	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
厚労15	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
厚労16	中小企業投資促進税制
厚労17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
厚労18	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
厚労19	社会保険診療報酬の所得計算の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
医療法の一部を改正する法律（昭和60年法律第109号）附則第4条に「政府は、地域における適正な医療を確保するために医療機関が果たしている社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るための必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、法令への位置付けは明らかである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
持分なし医療法人への移行期間については、事前評価書に記載したとおり、3年間としており、この期間が経過した時点で、達成されかどうかの検証は可能である。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本特定措置の適用を受けて、持分なし医療法人への移行が行われた数を測定指標とすることによって、本特例措置の創設による政策効果を測ることは可能であり、事前評価書に記載されている減収額を是認するような効果も見込まれると考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
本租税特別措置については、出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税及び相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与税についての猶予及び免除の特例措置である。
融資については、移行に賛同しない出資者の払戻しの多寡により、保有する流動資産では足りずに一時的に現金不足が生じる場合に対する貸付けであり、また、補助については出資者から出資持分放棄の同意を得る等の困難な手続を支援するコンサルタントに係る経費への財政支援であり、本租税措置と他の政策手段との役割分担は明確である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国1)(相続税、贈与税:義)
2	要望の内容	<p>持分あり医療法人のうち、期限（最長3年間）を定めて持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間中は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>（2）相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間中は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分なし医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期等について）</p> <p>残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分なし医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 持分あり医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。 《政策目的の根拠》 医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成 18 年に医療法を改正し、平成 19 年 4 月以降は持分あり医療法人の設立を禁止し、持分なし医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付け。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標 1) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること ③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 持分あり医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分なし医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する 移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人について、持分なし医療法人へ移行し、医業を継続することを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分あり医療法人の 47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.7%が、本要望措置を活用し、持分なし医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分なし医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分なし医療法人への移行が実現するものと考えられる。 ※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。

有効性等	①: 適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分あり医療法人のうち約 300 法人が持分なし医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分なし医療法人への移行期間中に投資者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。
	②: 減収額	平年度 174 百万円(算定根拠別紙)
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) 平成 24 年度における持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行数は 50 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を進める必要がある。 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分なし医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分なし医療法人への移行が実現するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分あり医療法人のうち年間 100 法人程度が持分なし医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) 持分あり医療法人において持分なし医療法人への移行を検討している途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分なし医療法人への移行が進まないことになる。 また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分なし医療法人への移行が進まないことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおよそ 10 法人であるが、本要望措置により、持分あり医療法人のうち年間 100 法人程度が持分なし医療法人へ移行し、

			地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分なし医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p> <p>出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行するための移行計画を策定し、都道府県知事がこれを認定する仕組みを医療法に位置づけるとともに、本要望措置以外に、福祉医療機構からの融資、移行に伴う事務手続き等に対する移行支援事業補助金の予算要求を行い、税制、融資、補助の三位一体の支援策により持分なし医療法人への移行促進を図る。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

医業継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

【適用対象見込数】

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数	持分あり医療法人数	42,245
	うち一人医師医療法人数	35,589
	上記以外	6,656

※ 平成24年3月31日現在（厚生労働省医政局指導課調べ）

・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」（平成23年4月 日本医師会・四病院団体実施）（以下「調査」という。）によると、病院を経営する持分あり医療法人（以下「病院経営医療法人」という。）及び診療所を経営する持分あり医療法人（以下「診療所経営医療法人」という。）のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ33.8%、5.1%。

・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人（一人医師医療法人を除く）とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人（一人医師医療法人）として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人	6,656 法人×33.8%=2,250 法人	
診療所経営医療法人	35,589 法人×5.1%=1,815 法人	計 4,065 法人

○持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。

・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人については、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。

・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で7.2%、診療所経営医療法人で5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人	2,250 法人×7.2%=162 法人	
診療所経営医療法人	1,815 法人×5.6%=102 法人	計 264 法人

○本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で5人、診療所経営医療法人で3人であるので、死亡率（9.9/1000：平成24年人口動態統計）から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人	162 法人×5人×9.9/1000≒8 法人	
診療所経営医療法人	102 法人×3人×9.9/1000≒3 法人	計 11 法人

※なお、同一年度に2人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

【減収見込額試算】

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人	172,400,000 円
診療所経営医療法人	39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数)×出資者一人当たり純資産額×相続税平均税率(11.2%)(※)とすると

※「税務統計（相続税関係）（平成23年度）」（国税庁）から、納付税額(12,516 億円/課税価格(107,468 億円)=11.6%)

病院経営医療法人	8 人×172,400,000 円×11.6%≒160 百万円	
診療所経営医療法人	3 人×39,812,799 円×11.6%≒14 百万円	合計 174 百万円

【持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数】

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

- ・減収見込み額試算により、
持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・162 法人
持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 264 法人・・・①

○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人数

- ・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人／85 法人＝24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人 $(2,250-162) \times 24.7\% = 516$ 法人
診療所経営医療法人 $(1,815-102) \times 24.7\% = 423$ 法人 計 939 法人

- ・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数 516 法人 \times 平均出資者数 5 人 \times 死亡率 $9.9/1000 \div 26$ 法人
診療所経営医療法人数 423 法人 \times 平均出資者数 3 人 \times 死亡率 $9.9/1000 \div 13$ 法人
計 39 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数 (①+②) 264 法人+ 39 法人= 303 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

- ・移行検討の定款変更を行った法人は、3年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年1/3ずつが移行する仮定すると 303 法人 $\div 3 = 101$ 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、
1年以下 77 法人 1年超2年以下 46 法人 2年超3年以下 12 法人 3年超 8 法人

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の根拠法令等が明らかにされていないため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを示す必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数）は、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）の実現状況の将来予測について、定性的に「一括課税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し (国2)(法人税:義) (地3)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。 救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する。 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数

8	有効性等	①: 適用数等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。
		②: 減収額 救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、社会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設することにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 一括納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～) 一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	消費税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置 (国 税 21)(消費税:外) (地方税 23)(地方消費税:外)
2	要望の内容	平成23年度の税制改正において消費税の仕入税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。 ※ 身体障害者用物品の非課税措置：消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1において、社会政策的配慮から消費税非課税と規定されている。対象となる範囲については、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定することとされており、具体的には、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）において、計51品目が指定されている。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の生活を支援すること。 ----- 《政策目的の根拠》 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第1条 この法律は、……身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会作りづくりを推進すること。 施策大目標1 必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
		1 - 1

			障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>福祉車両等について、十分かつ低価格な流通を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の地域における安定した暮らしを確保することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での市場規模(福祉用具としての市場規模であり、身体障害者用物品以外の物品も含む。)は7,735億円(平成5年度)から1兆1,955億円(平成23年度)へと拡大しているものの、1兆2,823億円(平成18年度)のピークから、近年縮小傾向であることを踏まえると、事業の継続が困難となる事業者が生じることにより、必要な福祉車両等の低価格での流通の確保が困難となり、障害者等の地域における安定した暮らしを確保できなくなる等のおそれがある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>事業者が福祉車両等に関する事業を縮小する等のおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>事業者が事業を縮小する等により福祉車両等の十分かつ低価格な流通が確保できない場合、身体障害者等が生活上必要不可欠な物品を入手することができなくなり、自立した生活を送ることができなくなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（質の高い雇用の確保）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（質の高い雇いを確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 [将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（質の高い雇いを確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

制度創設時は雇用者増加数 17 万人と見込んでいたが、適用実績は約 7 万人程度にとどまる見通しとなっている。所期の想定と比較すると下回るものの、想定外に僅少ではない。

適用業種は、サービス業 49.1%、小売業 9.7%、運輸通信交易業 6.7%と各業種で適用されており、また資本金階級別でも各階級において当該制度が利用されている実績から、本税制は適用に偏りがないといえる。

業種別適用件数及び適用額

	件数	適用額(千円)
農林水産業	5	1,313
鉱業	0	0
建設業	97	54,695
製造業	201	331,827
卸売業	105	122,259
小売業	101	199,634
料理工飲食旅館業	34	56,493
金融保険業	23	44,273
不動産業	27	53,998
運輸通信公益事業	77	137,931
サービス業	604	1,009,807
その他	39	42,630
計	1,313	2,054,866

資本金階級別適用件数及び適用額

	件数	適用額(千円)
1,000 万円以下	732	540,100
3,000 万円以下	270	331,621
5,000 万円以下	136	248,642
1 億円以下	102	412,815
3 億円以下	31	152,557
5 億円以下	20	106,701
10億円以下	9	57,122
100億円以下	11	138,505
100億円超	2	66,800
計	1,313	2,054,866

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成 26 年度と同程度の適用を見込んでいる。

適用件数（推計）

平成 27 年度 6,732 件

平成 28 年度 6,732 件

減収額・適用額（推計）

平成 27 年度 国税 10,051 百万円 地方税 1,429 百万円

平成 28 年度 国税 10,051 百万円 地方税 1,429 百万円

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

当課実施のアンケート調査によると、企業は以下の 2 タイプに分かれた。

税制積極タイプ：税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響があった企業
（当初の採用予定人数より多く採用した等）

35.6%

無関係タイプ：税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響がなかった企業
（ももとの採用予定人数を採用）

61.9%

上記 2 タイプの 1 企業当たりの雇用者増加数を比較したところ、税制積極タイプは平均 15.6 人であるのに対し、無関係タイプは平均 14.4 人であった。本制度によって、事業主の雇用に対するインセンティブが高められたといえる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。

（「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等 (国税11)(法人税:義 所得税:外) (地方税14)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。 ・特例措置の内容 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(以下「雇用促進税制」という。)の措置について、適用期限を3年間延長する。また、本税制が一層活用され雇用の促進が図られるよう事業主等の要件緩和要望について検討し、所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充 ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げる イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間 (個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。今後の日本の成長を担う分野の産業の企業や若年者を雇用する企業を支援し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保することを目的とする。 平成25年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。 平成25年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していく

		<p>ことが必要である。また、事業主等の要件緩和要望について検討し、本税制が一層活用され雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定) [抜粋] I. 基本的な考え方 2. 経済対策の基本的視点 (第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現 「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。 具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。 II. 「3段階」の対応について ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2)雇用促進等のためにも企業減税 ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。</p> <p>○「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) [抜粋] 第3章 具体的施策 II. 成長による富の創出 5. 人材育成・雇用対策 厳しい雇用情勢を踏まえ、失業者の成長分野への人材移動を支援するなどの雇用対策を講じるとともに、若年者の職業訓練の促進等による人材育成策の強化、女性の活躍促進、教育再生の推進に向けた学校の教育研究基盤の整備等に取り組む。 ・企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置 <税制></p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」 	

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者（雇用保険一般被保険者）の数 ※ 本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数（雇用保険一般被保険者数）により判断することとしている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用件数（推計値） 平成23年度 4,544件 平成24年度 4,467件 平成25年度 6,120件 平成26年度 6,732件 （別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告（実績値） ○計画数 平成23年度（受付）30,061件（達成）8,056件 平成24年度（受付）29,555件（達成）2,438件 ※ 平成25年度（受付）14,396件 ※</p> <p>○雇用者増加数 平成23年度（受付）209,614人（達成）82,723人 平成24年度（受付）200,715人（達成）35,789人 ※ 平成25年度（受付）111,132人 ※</p> <p>※平成25年8月末時点の速報値であり、年度合計ではない。 ※雇用促進の実績については、毎月受付・達成状況報告件数を下記URLにて公表している。 ・平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_07_leaf.pdf ・平成24年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_03_leaf.pdf ・平成25年度雇用促進計画受付件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_08_leaf.pdf</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>減収額（推計値） 平成23年度 国税7,111百万円 地方税918百万円 平成24年度 国税6,991百万円 地方税902百万円</p>

		<p>平成25年度 国税9,051百万円 地方税1,256百万円 平成26年度 国税10,051百万円 地方税1,429百万円 （別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 本税制の適用となる雇用者数は、以下のとおり見込まれる。 平成23年度 67,706人 平成24年度 66,558人 平成25年度 82,620人 平成26年度 90,882人</p> <p>※ 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数（雇用保険一般被保険者数）により判断することとしている。（別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数は雇用保険に新たに加入する者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度達成されたものと判断する。 平成23年度の目標雇用者増加数が制度創設時の目標年間17万人には達しない見込みであることから、平成25年度税制改正の際に拡充を要望を行った。 なお、本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。 そのため、平成25年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成26年4月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となるため、平成25年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。</p> <p>（参考）平成25年度税制改正においては、以下のとおり拡充を要望。 ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げる。 イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。 拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 平成25年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。</p>

減収見込額等の推計

		<p>雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善しており、また平成 25 年度における雇用促進計画の受付件数も増加傾向にあることから、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。</p>																					
		<p>(件数) ハローワークに提出された雇用促進計画</p> <table border="1"> <caption>ハローワークに提出された雇用促進計画 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>H24 (件数)</th> <th>H25 (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>	月	H24 (件数)	H25 (件数)	1月	4,000	5,000	2月	1,000	1,000	3月	1,500	2,000	4月	6,500	8,500	5月	1,500	2,500	6月	2,000	2,500
月	H24 (件数)	H25 (件数)																					
1月	4,000	5,000																					
2月	1,000	1,000																					
3月	1,500	2,000																					
4月	6,500	8,500																					
5月	1,500	2,500																					
6月	2,000	2,500																					
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保することができる。</p>																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業、及び若年者雇用を進める企業に対して、雇用負担の軽減が新規採用に効果的である。雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。 一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。</p>																					
10	有識者の見解	—																					
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月																					

租特透明化法等による調査報告書における適用実績

適用件数 : 1,313 件

税額控除額 : (国税) 2,054,866 千円 (地方税) 265,240 千円

(※) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値より。

(※) 租特透明化法の調査対象企業は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。従って、事業年度が平成 23 年 4 月 1 日開始の企業のみが対象となる。

適用件数

ハローワークにおいて達成状況報告を受理し、雇用増加数などの要件を満たした件数は、平成 23 年 4 月事業年度開始分では 2,330 件であることから、56.4% (=1,313/2,330) が実際に税制控除を適用された件数と推計。

よって、各年度における適用件数は以下の通り推測される。

平成 23 年度

平成 23 年度達成報告件数 : 8,056 件

8,056 件 × 56.4% = 4,544 件

平成 24 年度

平成 24 年度達成報告件数 (推計) :

平成 24 年度受付件数 29,555 件 × 達成率 26.8% (※1) = 7,921 件

7,921 件 × 56.4% = 4,467 件

平成 25 年度

平成 25 年度受付件数 (推計) :

29,555 件 × 1.37 倍 (※2) = 40,490 件

平成 25 年度達成状況報告件数 (推計) :

40,490 件 × 達成率 26.8% = 10,851 件

10,851 件 × 56.4% = 6,120 件

平成 26 年度

6,120 件 × 1.1 倍 (※3) = 6,732 件

(※1) 平均達成率 (平成 23 度平均)

8,056 件 ÷ 30,061 件 = 26.8%

(※2) 雇用促進計画の受付件数の年次比較 (4~5 月事業年度開始分。平成 25 年 8 月末時点)

平成 25 年度計画数 ÷ 平成 24 年度計画数 = 10,885 件 ÷ 7,957 件 = 1.37 倍

(※3) 雇用促進計画の受付件数は、平成 25 年度は税制改正直後であることから前年度比で 1.37 倍増加しているが、平成 26 年度には増加幅は縮小し 1.1 倍程度になると仮定する。

➤ 雇用者増加数

適用件数に、適用企業1社当たりの平均雇用増加数14.9人^{※4}を乗ずることで、雇用者増加数を推計する。

$$\text{平成23年度} \\ 4,544 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{67,706 \text{ 人}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 4,467 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{66,558 \text{ 人}}$$

$$\text{平成25年度} \\ 6,120 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人} (\text{※5}) = \underline{82,620 \text{ 人}}$$

$$\text{平成26年度} \\ 6,732 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人} = \underline{90,882 \text{ 人}}$$

(※4) 当課にて、平成24年度に雇用促進計画を提出した企業のうち、アンケート実施期間(平成25年6月21日)までに達成状況報告を提出した企業を対象(提出予定も含む。個人事業主は除く)としたアンケート調査を実施。このうちの税制の適用を受けた企業1社当たりの平均雇用増加数。

(※5) 雇用促進計画1件あたりの目標雇用者増加数(4月~6月受付分)が、平成24年度計画は8.5人(83,304人/9,808件)、平成25年度計画は7.7人(103,281人/13,328件)であることを考慮し、平均雇用者増加数は14.9人 \times 7.7人 \div 8.5人=13.5人とする。

➤ 減収見込額

租特透明化法等による調査報告書における適用実績を元に、1法人あたりの平均税額控除額を算出し、各年度における見込適用法人数に乘じることで減収見込額を推計する。

○国税

$$\text{平成23年度} \\ 2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{7,111,432 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{6,990,926 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成25年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度20億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に20億円を加算する。} \\ (7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} \\ = \underline{9,051,179 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成26年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度30億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に30億円を加算する。} \\ (7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} \\ = \underline{10,051,179 \text{ 千円}}$$

○地方税

$$\text{平成23年度} \\ 265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{917,936 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{902,382 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成25年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度20億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の} \\ \text{17.3\%を乗じた額を加算する。} \\ (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,256,159 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成26年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度30億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の} \\ \text{17.3\%を乗じた額を加算する。} \\ (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,429,159 \text{ 千円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間企業における障害者の実雇用率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率2.0%の達成）の実現状況について、「平成24年に当該税制を利用した企業において雇用している障害者数の推計2,213人のうち助成金を受給した企業を除いても1,477人の障害者が雇用されていると推計しており、目標の達成に寄与しているものと考えている」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率2.0%の達成）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
障害者雇用促進法第43条及び46条は以下のとおり。
（一般事業主の雇用義務等）
第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。
（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
雇用率2.0%は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、2020年までの目標としているところであり、助成金及び税制等あらゆる手段を講じて取り組んで行く必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
昨年度は平成24年度の適用件数を38事業所と見込んでいたところであり、それと同等の数であった。なお、租特透明化法に基づく適用実態調査によると、平成23年度の適用件数は45事業所である。
当該税制優遇は、事業主に障害者の雇用割合が50%以上等の要件を課しており、相当程度対象を絞っていることから、想定外に僅少であるとはいえないと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
過去の実績は毎年30事業所前後となっており、平成26～28年度の適用件数については、少なくとも25年度の見込みと同程度になると考えている。また、適用額についても、租特透明化法に基づく実績（396百万円）と同程度になると考えている。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
過去の減収額の実績は、毎年10百万円前後となっており、平成26～28年度の減収見込額については、少なくとも25年度の見込み（12百万円）程度になると考えている。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
平成24年に当該税制を利用した企業において雇用している障害者数の推計2,213人のうち助成金を受給した企業を除いても1,477人の障害者が雇用されていると推計しており、目標の達成に寄与しているものと考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
当該税制優遇は、事業主に障害者の雇用割合が50%以上等の要件を課しており、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて障害者雇用に積極的な事業主を更に支援することを目的に措置しているものである。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
まずは雇用率達成指導や障害者雇用納付金制度等の助成金などにより、雇用を進め、更に高いレベルにある事業主（障害者の雇用割合が50%以上等）について税制優遇を行い、雇用の促進を図るという役割分担をしているところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (国税12) (法人税:義 所得税:外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が50%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る) のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>〔要望の内容〕</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成26年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を3年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成25年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	3年間の延長
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成24年6月現在1.69%と前年比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率2.0%まで達していないため、障害者雇用者数がさらに伸びることが必要である。</p> <p>本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)
		基本目標Ⅳ: 意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること。 施策目標3: 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1: 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ: 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1: 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2: 障害者の雇用を促進すること
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法定雇用率2.0%の達成
8 有効性等	①: 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成24年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.69%であり、前年の1.65%から0.04ポイント伸びたところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
		○ 平成25年度(見込み) 32事業所 機械等505件、建物等204件 ○ 平成24年度 35事業所 機械等595件、建物等228件 ○ 平成23年度 28事業所 機械等415件、建物等180件 ※租特透明化法に基づく適用実態調査結果 適用件数 45事業所 適用総額 396百万円(割増償却額)
		②: 減収額 平成25年度(見込み): 12百万円 平成24年度: 14百万円 平成23年度: 10百万円
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成24年6月1日) 平成24年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.69%であり、前年の1.65%から0.04ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて4.4%(約1万6千人)増加し、約38.2万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡

		<p>大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与したものと云える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.4%(約 1 万 6 千人)増加し、約 38.2 万人となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、当該特別措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の伸びが鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況が厳しく、設備投資を行う場合にはその年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特別措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。 その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが</p>

		<p>難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。 そこで当該税制上の特別措置を全国一律に適用させることにより、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
10	有識者の見解	<p>平成 25 年 3 月に出示された労働政策審議会意見書において、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに当たっては、企業に対する大幅な支援策の充実を進めつつ実施することが必要とされており、引き続き設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度

24年度・25年度適用実績推計方法

I 24年度適用実績

- 当該税制優遇措置の申請の添付書類に用いられることがある「障害者等雇用状況証明」を申請した事業所は47事業所に対し、当該税制の適用の有無、機械建物の適用件数、特別償却限度額、法人税率についてアンケート調査を実施（19事業所から回答）
- そのうち14事業所について税の優遇措置の適用があった。

【アンケート回答のあった14事業所の実績】

- 機械建物の適用件数は、以下のとおりであった。
- ・機械等238件 建物等91件…①
- 減税額は、アンケート回答で把握した各事業所の特別償却限度額と各事業所の法人税率により計算した結果、
- ・減税額5,625千円…②

【未回答28事業所に係る実績の推計】

- 未回答の28事業所について、以下の方法により適用事業所数を推計
- ・回答のあった19事業所のうち、適用有が14事業所、適用無が5事業所であったことを踏まえ未回答の28事業所のうち適用があったものを以下のとおり推計。
： $28 \times 14 / 19 = 21$ 事業所…③
- 税の優遇措置の適用があった14事業所の機械建物の適用件数 減税額の平均はそれぞれ
- ・適用件数
： 機械等 約17件 建物等 約7件…④
 - ・減税額 約402千円…⑤
- 以上を踏まえ、21事業所の適用件数、減税額をそれぞれ以下のとおり推計
- ・④×21事業所で機械等が357件、建物等が137件…⑥
 - ・⑤×21事業所で減税額が8,438千円…⑦

【適用実績推計】

- 以上から全体の適用実績を以下のとおり推計
- 14（アンケートから把握した適用事業所数）＋③＝適用事業数が35事業所
- ①＋⑥＝機械等が595件、建物等が228件
- ②＋⑦＝減税額14,063千円（14百万円）

II 25年度適用実績

- 上記Iと同様の方法で算出した23年度適用実績は
- ： 28事業所 機械等415件 建物等180件 減税額10百万円
- 25年度の適用見込みは23年度と24年度の実績の平均とした。
- ・25年度適用見込み
適用事業所数：(28事業所＋35事業所) ÷ 2 = 32事業所
機械等：(415件＋595件) ÷ 2 = 505件
建物等：(180件＋228件) ÷ 2 = 204件
減税額：(10百万円＋14百万円) ÷ 2 = 12百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成23年度しか把握されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注1 本要望に係る延長部分以外について、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

※平成 24 年度の減収額は、現時点では算定困難

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）において、平成 26 年度までに「くるみん」取得企業数を 2,000 社とされている。平成 25 年 6 月末で 1,588 社となっており、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大するため、本税制上の優遇措置は必要である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
平成 24 年度適用数（推計）：22 件
次世代法認定企業数の増加率： $252 \div 204 \times 100 = 123.52 \approx 124\%$
 $18 \text{（平成 23 年度実績）} \times 124\% = 22.32 \approx 22$
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の創設時、具体的な想定件数を算出していないため、比較することが困難。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
<次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却の適用期限の 1 年間延長>
平成 26 年度 適用見込み件数：33 件
（次世代法認定企業数）
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月末までの次世代法認定企業増加数 204 社
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末までの次世代法認定企業増加数 252 社
増加率： $252 \div 204 \times 100 = 123.52 \approx 124\%$
平成 23 年度適用件数：18 件
平成 24 年度適用件数（見込み） $18 \text{ 件} \times 124\% = 22.32 \approx 22 \text{ 件}$
平成 25 年度適用件数（見込み） $22 \text{ 件} \times 124\% = 27.28 \approx 27 \text{ 件}$
平成 26 年度適用件数（見込み） $27 \text{ 件} \times 124\% = 33.48 \approx 33 \text{ 件}$
※適用額の将来推計については、現時点では算定困難
<次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置>
本租税特別措置等の具体的内容については現在検討中であるため、将来推計は困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
平成 23 年度減収額：6 億 6,244 万 800 円
（算出根拠）
割増償却の適用額 平成 23 年度：22 億 813 万 6,000 円
法人税率 平成 23 年度：30%
（減収額計算式）
 $2,208,136,000 \times 0.3 = 662,440,800$

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の具体的内容については現在検討中であるため、将来推計は困難。

- ④ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

育児・介護休業法には育児休業を取得する権利が規定されているが、実際の育児休業取得率は、女性 83.6%、男性 1.89%であり、更なる取得促進を行う必要があるところ、くるみん認定の認定基準には、「男性の育児休業取得者 1 人以上」、「女性の育児休業取得率 70%以上」という要件があり、本税制優遇措置によりくるみん取得を促進することで、育児休業取得率を向上させることができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等 (国税15)(所得税:外 法人税:義) (地方税17)(個人住民税:外 法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。 また、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 雇用均等政策課 労働基準局 労働条件政策課
4	評価実施時期	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年4月1日から平成25年3月31日
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年度創設
6	適用又は延長期間	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却の延長期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日 ・次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の適用期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 企業における働き続けながら子育てしやすい環境を整備するためには、次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の普及啓発を進め、「くるみん」取得企業を増加させることが有効である。その手法として税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与し、「くるみん」の取得を促すことにより、女性の活躍を一層促進する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化 (2)女性の力の最大限の發揮 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与...を進める。 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第Ⅱ 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 2. 雇用制度改革・人材力の強化 ④女性の活躍推進 ○女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 ・企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実...を進める。 ・我が国の若者・女性の活躍推進のための提言(平成25年5月19日若者・女性活躍推進フォーラム) Ⅲ. 女性の活躍推進のための提言 【直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策】 1. 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 (1)企業に対する助成金制度による支援等の充実 ① 助成金制度や税制上の措置の活用を通じ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業を支援する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを生み育てることを等を可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等を推進すること。</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数を平成25年6月末1588社から2000社(平成26年度末)に引き上げる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>割増償却の適用件数 平成 23 年度: 18 件(連結法人含む)</p> <p>資料出所: 財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」</p>
		減収額	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>割増償却の適用額 平成 23 年度: 2,208,136 千円</p> <p>資料出所: 財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>(分析対象期間: 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)</p> <p>割増償却制度により、保育所を含む建物を取得、新築・増改築した場合に、割増償却を可能にし、くるみん取得を促進する。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対し、税制上の優遇措置を講じることで、両立支援による経済的な負担を軽減し、くるみん取得を促進する。</p> <p>これにより、企業における働き続けながら子育てしやすい環境整備が促進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>平成 26 年度末までに、次世代法認定マーク取得数を 2000 社にすることを掲げているが、平成 25 年 6 月時点では 1588 社であり、上述した税制上の優遇措置の効果により、2000 社が達成されると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>(分析対象期間: 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)</p> <p>くるみん取得についてのインセンティブが失われ、くるみん取得が増加しないと考えられ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援を促進する社会的取組が後退し、今後の日本経済の活性化が損なわれるおそれがある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブについては、「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」等に記載されており、政府全体として取り組むべき喫緊の課題である。</p> <p>本税制優遇措置によりくるみん取得を促進することで、働き続けながら子育てしやすい環境が整備されることで女性の継続就業率が増加し、「日本再興戦略」等で提言されている女性の活躍が推進されることで、日本経済の活性化につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>くるみん認定制度は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではないため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>育児・介護休業法には育児休業を取得する権利が想定されているが、実際の育児休業取得率は、女性 83.6%、男性 1.89%であり、くるみんの取得により、さらなる普及啓発を行う必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法第 7 条においては、地方公共団体は次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされている。</p>
10	有識者の見解		<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	所得税、住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

〔過去の実績〕

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

〔将来の見込み〕

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財経の契約者数）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標（資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る）の実現状況について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本件要望は、昭和57年度及び63年度の制度創設時に定められた規定の拡充を初めて要望するものであるため、本件要望の「前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況」は記載できない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本件要望は、昭和57年度及び63年度の制度創設時に定められた規定の拡充を初めて要望するものであるため、本租特に係る所期の想定は存在しないが、評価書の別紙に記載のとおり、平成24年度における非課税財形の契約件数は290万件であり、想定外に僅少であるとは考えていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去5年間の実績に基づき、本件要望が適用された場合の減収額（国税）について、評価書と同様の考え方により、以下のとおり試算した。

（地方税の税率は5%であるため、地方税の減収額はこの1/3の額となる）

本件要望の適用対象となる者 × 課税対象利子額 × 税率

- ・（平成20年） 727（人） × （20,624（円） × 15%） = 2,249,338（円）
- ・（平成21年） 764（人） × （21,234（円） × 15%） = 2,433,340（円）
- ・（平成22年） 808（人） × （19,567（円） × 15%） = 2,371,480（円）
- ・（平成23年） 869（人） × （14,661（円） × 15%） = 1,910,931（円）
- ・（平成24年） 859（人） × （ 8,887（円） × 15%） = 1,145,047（円）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充 (国 税 16) : (所得税 : 外) (地方税 18) : (住民税 (利子割) : 外)
2	要望の内容	育児休業及び育児休業に準じる休業（以下「育児休業等」という。）を取得する勤労者の財産形成に向けた自助努力の継続を促進し、併せて勤労者が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間（現行最長2年）を、子が3歳に達するまで育児休業等を取得する場合を限度に延長できるよう、税制上所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年:財産形成年金貯蓄制度の創設 昭和63年:財産形成住宅貯蓄制度の創設
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主の協力のもと、賃金からの定期的な天引きにより、長期にわたり預貯金の預入等を行うことを基本としている。少子・高齢化の進展の中で、社会経済情勢の変化に即応し、安定した勤労者生活の実現を図るためには、勤労者の自助努力を基本に、これを支援する仕組みを引き続き整備充実することが必要である。</p> <p>財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「非課税財形」という。）においては、元本及び利子の合計額が550万円を超えない場合、その利子等に対する非課税措置が講じられているが、預入が2年を超えて中断された場合、当該非課税措置は適用されないこととなっている。</p> <p>しかし、育児休業等期間中は賃金が支払われないことから、定期的な預入を行うことができず、預入が中断されたものとみなされるため、育児休業等の取得によって当該中断期間が2年を超えた場合、利子等に対する非課税措置は適用されない。</p> <p>育児休業等の取得については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「女性の活躍推進」の観点から、「子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかける」とこととされている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、勤労者財産形成貯蓄制度においても、育児休業等の取得によって不利益を被ることがないよう、取得促進に向けた環境整備を行うことが重要である。</p> <p>したがって、勤労者の財産形成に向けた自助努力を妨げることなく、また育児休業等の取得促進が図られるよう、措置を講ずる必要がある。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進法（昭和46年6月1日法律第92号）抄 第三節 財産形成についての国の支援 第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税（都民税を含む。）の課税について特別の措置を講ずる。 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）抄 <ul style="list-style-type: none"> 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ④女性の活躍推進 <ul style="list-style-type: none"> ○女性のライフステージに対応した活躍支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること 施策中目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2年以上の育児休業等を取得する勤労者（1.6万人（推計）。推計方法は別紙参照）について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>2年以上の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者数（現行制度上、育児休業等の取得によって非課税財形を継続できなくなる者）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が非課税財形を継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって課税扱いとなる事を懸念して同貯蓄制度を利用していなかった勤労者への普及が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 887人（推計） ※推計方法については別紙参照。</p> <p>② 減収額 2.3百万円（国 税）（推計） 0.8百万円（地方税）（推計） ※推計方法については別紙参照。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度） 平成23年度における育児休業等の取得者は、26.6万人であるが、2年以上の育休を取得した勤労者は1.6万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約者は869人と推計される。</p>

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>育児休業取得者数 (人) (A)</th> <th>2年以上の育児休業 取得率(%) (B)</th> <th>2年以上の育児休業 取得者数(人) (C)=(A)×(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間労働者</td> <td>224,834</td> <td>3.2%</td> <td>7,195</td> </tr> <tr> <td>国家公務員</td> <td>4,002</td> <td>12.1%</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>地方公務員</td> <td>36,730</td> <td>22.1%</td> <td>8,117</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>265,566</td> <td>—</td> <td>15,796</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 869人(2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財形の契約者数) =15,796(2年以上の育児休業等取得者数)×(3,001千件/54,820千人) (非課税財形契約率(非課税財形契約件数/雇用量))</p> <p>この869人は、育児休業期間中は賃金が生じないため、非課税財形への預入を行えないことから、非課税措置の適用を継続して受けることができないため、勤労者財産形成貯蓄制度において、育児休業等の取得によって不利益を被ることがない環境が整備されているとはいえない状況である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度） 平成23年度における育児休業等の取得者のうち、育児休業期間が2年未満の勤労者は25万人と見込まれ、このうち非課税財形の契約者は約1.4万人と推計される。</p> <p>○ 249,770人(2年未満の育児休業等取得者) =265,566(育児休業等取得者)－15,796(2年以上の育児休業等取得者)</p> <p>○ 13,673人(2年未満の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者) =249,770(2年未満の育児休業等取得者)×3,001/54,820(非課税財形契約率(非課税財形契約件数/雇用量))</p> <p>この1.4万人については、育児休業を取った場合でも、職場復帰後に預入を再開することで非課税財形を継続して保有することができるが、本要望の措置が実施された場合、2年を超え子が3歳に達するまで育児休業等を取得する勤労者も非課税財形を継続できるようになり、より幅広い層で資産の形成に向けた自助努力を支援するという政策目的を果たすことが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年度） 育児休業を取得する勤労者数は増加を続けており、法定を上回る育児休業等を取得可能としている事業所の割合も、増加を続けている。勤労者にとっては、自己の望む期間、育児休業を取得できる環境が整備されつつある。しかしながら、非課税財形を契約している勤労者が2年以上の育児休業を取得しようとした際、現行制度ではそれまで積み立ててきた非課税財形を継続できなくなることにより、勤労者の自助努力に対する国の支援が途切れることとなる。このため、育児休業の取得・勤労者の財産形成の双方にとっての阻害要因となっている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度） 本要望の措置が実施された場合、育児休業等の取得期間は3年を超えない者が99%（※）であることから、殆どの勤労者が従来から契約していた非課税財形を利用して財産形成を継続することが可能となり、勤労者生活の安定が図られ、併せて育児休業の取得促進に向けた環境整備につながる。 ※厚生労働省雇用量等・児童家庭局「雇用量等基本調査」より</p>		育児休業取得者数 (人) (A)	2年以上の育児休業 取得率(%) (B)	2年以上の育児休業 取得者数(人) (C)=(A)×(B)	民間労働者	224,834	3.2%	7,195	国家公務員	4,002	12.1%	484	地方公務員	36,730	22.1%	8,117	計	265,566	—	15,796
	育児休業取得者数 (人) (A)	2年以上の育児休業 取得率(%) (B)	2年以上の育児休業 取得者数(人) (C)=(A)×(B)																			
民間労働者	224,834	3.2%	7,195																			
国家公務員	4,002	12.1%	484																			
地方公務員	36,730	22.1%	8,117																			
計	265,566	—	15,796																			

○財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う
預入中断期間の特例措置の拡充に係る減収額見込

平成25年8月
厚生労働省労働基準局勤労者生活課

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本要望は、勤労者財産形成促進制度を利用する勤労者が長期の育児休業等を取得する際の制度上のデメリットを解消することで、勤労者の財産形成に向けた自助努力を支援し、併せて育児休業等の取得に向けた環境整備を図るものであり、政策手段として有効な措置である。</p> <p>また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」によれば、2年以上の育児休業等を取得することができる事業所は増加しており、平成22年度には500人以上の事業所で約30%、5人以上の事業所においても10%を超えており、本要望の必要性は増している。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援策又は義務付けはない。</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者の財産形成を事業主及び国が協力して支援する制度であり、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第8条において、国は課税について特別の措置を講ずることとされている。</p> <p>勤労者に対し、育児休業取得後も非課税財形を継続して活用できるよう支援するためには、租税特別措置が引き続き適用されるよう措置する以外の政策手段で代替することはできない。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本要望の措置が実施されることにより、勤労者生活の安定・充実ははかられることは、生活の安定と安心につながり、地域経済の活性化につながるものである。併せて、育児休業取得に向けた環境の整備が図られることとなり、地域における労働力人口の減少に歯止めを掛けることにつながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

・減収額の積算に係る前提条件

○現行制度

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)は預入が2年行われなかった場合、最後の預入日から2年が経過した日以降に支払われる利子等について、課税扱いとなる。

なお、解約した場合は、過去5年に生じた利子等について、遡及して利子等に課税。

(租税特別措置法第4条の2第9項、第4条の3第10項、同法施行令第2条の13第1項の規定による)

○算定に当たっての条件

預入中断から2年経過に伴う非課税から課税への移行により、解約するものと仮定。

(預貯金はそのまま課税で保持できるものもあるが、保険商品は約款上強制的に解約となるため)

○減収額の考え方

新たに非課税対象となる者 × 課税対象利子額(5年分) × 税率(国税15%、地方税5%)

※利子額は、非課税財形において最大シェア(契約件数の36.5%)を有する労働金庫の預金金利を使用

(新たに非課税対象となる者の算出)

非課税財形を保有する勤労者で、2年を超える育児休業を取得する者(H)

= (D,E,F) 育児休業の取得者数(平成24年度実績)

× (B/A) 非課税財形の普及率(平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:①

× (G,H,I) 2年を超える育休の取得率(平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:②

(課税対象利子額の算出)

(育児休業取得年齢層の非課税財形貯蓄残高 × 利率)の各年度分の和(N)

= (c) 非課税財形の平均貯蓄残高

× (d) 39歳以下の勤労者世帯が保有する貯蓄額及び全年齢平均の貯蓄額の比

× (f) 利率 …遡及課税対象利子額の算出表:①

Σ 上記計算式で示した額の各年度の和 …遡及課税対象利子額の算出表:②

・減収額の積算

(初年度、平年度共通)

・2年以上の育児休業を取得する勤労者数:

(D, E, F)の育児休業取得者(平成25年度推計) × (G, H, I)の2年以上の育児休業取得率(平成25年度推計)

(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%) = **16,733** 人

・2年以上の育児休業を取得する勤労者のうち、非課税財形の契約者数:

2年以上の育児休業を取得する勤労者(平成25年度推計) × (C) 非課税財形の普及率(平成25年度推計)

5.3% × [(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%)] = **887** 人

・減収額(国税): 所得税(利子所得) 15%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 15%(税率)

887人 × (16,995円 × 15%) = **2,260,963** 円

・減収額(地方税): 道府県民税(利子割) 5%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 5%(税率)

887人 × (16,995円 × 5%) = **753,950** 円

(新たに非課税対象となる者の算出表:①)

年度	雇用者数 (千人) (A)	非課税財形 の契約件数 (千件) (B)	非課税財形 の普及率 (%) (C)=(B)/(A)	育児休業取得者		
				民間労働者 (人) (D)	国家公務員 (人) (E)	地方公務員 (人) (F)
平成20年度	54,820	3,297	6.0%	166,661	3,365	35,231
平成21年度	55,090	3,185	5.8%	183,542	3,300	35,806
平成22年度	54,980	3,093	5.6%	206,036	3,594	36,349
平成23年度	54,820	3,001	5.5%	224,834	4,002	36,730
平成24年度	55,210	2,900	5.3%	237,383	4,002	36,730
平成25年度(推計)	55,210	2,900	5.3%	251,527	4,129	37,030

(新たに非課税対象となる者の算出表:②)

年度	2年超の育児取得率			2年超の育児取得により解約となる者(H)			社 員 (人)
	民間労働者 (%) (G)	国家公務員 (%) (H)	地方公務員 (%) (I)	民間労働者 (人) (J)	国家公務員 (人) (K)	地方公務員 (人) (L)	
平成20年度	3.2%	11.1%	18.2%	320	22	385	727
平成21年度	3.2%	10.5%	19.4%	341	20	403	764
平成22年度	3.2%	11.0%	20.5%	369	22	417	808
平成23年度	3.2%	12.1%	22.1%	396	27	446	869
平成24年度	3.2%	12.1%	22.1%	403	26	430	859
平成25年度(推計)	3.2%	12.1%	22.1%	427	26	434	887

※(A)は、総務省統計局「労働力調査」による各年度の3月分(季節調整済)。

(B)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

(C)は、育児休業給付初回受給者数(厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」)による。□

(D)、(H)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(E)、(I)は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(G)は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究」(平成23年度)による。

(課税対象利子額の算出表:①)

	非課税財形 契約件数 (千件) (a)	非課税財形 貯蓄残高 (百万円) (b)	非課税財形 平均貯蓄残 高 (円) (c)=(b/a)	育児休業等 取得年齢層 の貯蓄残高と 全年齢平均と の比 (d)	育児休業取 得年齢層の 非課税財形 貯蓄残高 (円) (e)=(c)×(d)	年度末における 非課税財形の利 子率(%) (※労働金庫、 スーパードラ マ5年定期) (f)	利子額(円) (g)=(e)×(f)
平成17年3月	3,926	7,506,117	1,911,899	0.513	980,804	0.12%	1,177
平成18年3月	3,755	7,272,390	1,936,722	0.573	1,109,742	0.25%	2,774
平成19年3月	3,580	7,052,262	1,969,906	0.503	990,863	0.57%	5,648
平成20年3月	3,426	6,831,218	1,993,934	0.509	1,014,912	0.62%	6,292
平成21年3月	3,297	6,575,957	1,994,527	0.565	1,126,908	0.42%	4,733
平成22年3月	3,184	6,348,005	1,993,720	0.498	992,873	0.18%	1,787
平成23年3月	3,093	6,137,741	1,984,397	0.507	1,006,089	0.11%	1,107
平成24年3月	3,001	5,924,104	1,974,043	0.537	1,060,061	0.07%	742
平成25年3月	2,900	5,698,077	1,964,854	0.527	1,035,478	0.05%	518

(遍及課税対象利子額の算出表:②)

(単位:円)

解約年度	解約 1年前分の 利子額 (e)×(f)=(I)	解約 2年前分の 利子額 (e)×(f)=(J)	解約 3年前分の 利子額 (e)×(f)=(K)	解約 4年前分の 利子額 (e)×(f)=(L)	解約 5年前分の 利子額 (e)×(f)=(M)	課税対象 利子額 計 (N)=(I~Mの計)
平成20年度	4,733	6,292	5,648	2,774	1,177	20,624
平成21年度	1,787	4,733	6,292	5,648	2,774	21,234
平成22年度	1,107	1,787	4,733	6,292	5,648	19,567
平成23年度	742	1,107	1,787	4,733	6,292	14,661
平成24年度	518	742	1,107	1,787	4,733	8,887
5力年平均	1,777	2,932	3,913	4,247	4,125	16,995

※(a)~(c)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

※(d)は、総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」から厚生労働省労働基準局において推計。

※(f)は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課調べ。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（活性炭素吸着回収装置備を含むドライクリーニング機導入割合）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等は、平成22年度16件、23年度10件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成22年度及び23年度しか把握されていないため適用件数の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）の実現状況について、定性的に本税制措置により設備投資が行われていると説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が分析対象期間の年度ごとに把握されていないため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、本政策税制により政策的にインセンティブを講ずることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当と説明されているが、補助金等、他の政策手段を新たに講ずることも考えられるため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
【別紙】のとおり。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時の達成目標は、「健康被害及び環境保全の防止のため、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機を導入する」であるが、活性炭吸着回収装置の導入割合は着実に増加しており、引き続き、健康被害及び環境汚染の防止の観点から、本政策税制措置を講ずる必要がある。
- <活性炭吸着回収装置の導入割合>
- | | |
|--------|-------|
| 平成18年度 | 63.0% |
| 平成20年度 | 67.3% |
| 平成22年度 | 68.7% |
| 平成24年度 | 73.0% |

【別紙】

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抜粋）

附則

（指定物質抑制基準）

9 環境大臣は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）

附則

（指定物質）

3 法附則第九項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ベンゼン
- 二 トリクロロエチレン
- 三 テトラクロロエチレン

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

○土壌汚染対策法施行令（平成十四年法律第五十三号）

（特定有害物質）

第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
二十一 ふっ素及びその化合物

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	（国税18）（所得税：外・法人税：義）公害防止用設備に係る特例措置の延長
2	要望の内容	公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却の特例措置を2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（平成26年度～平成27年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入（買替えを含む）促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第21号
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる。												
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機導入割合												
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、活性炭吸着回収装置を含まないドライクリーニング機が依然として設置されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。 健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。												
8 有効性等	① 適用数等	○テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(適用者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>54台</td> <td>16台</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>34台</td> <td>10台</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」		(出荷台数)	(適用台数)	(適用者数)	平成22年度	54台	16台	16	平成23年度	34台	10台	10
	(出荷台数)	(適用台数)	(適用者数)											
平成22年度	54台	16台	16											
平成23年度	34台	10台	10											
	② 減収額	(減収額) 26年度(推計) 281万円												
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) 原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から												

		必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) 中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。 したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向 性		—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成23年9月

要望項目：公害防止用設備に係る特例措置の延長

[減税見込額] 税目：所得税・法人税

$$\begin{array}{rcl} \text{(設備取得額)} & & \text{(特別償却)} & & \text{(損金売上額)} \\ 53,142\text{万円} & \times & 8\% & = & 4,251\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(損金売上額)} & & \text{(黒字企業割合)} & & \text{(適用法人税率)} \\ 4,251\text{万円} & \times & 30\% & \times & 22\% & = & 281\text{万円} \end{array}$$

[減税見込額] 281万円

※設備取得額

$$\begin{array}{rcl} \text{(平均単価)} & & \text{(出荷台数)※1} & & \text{(設備取得額)} \\ 1,563\text{万円} & \times & 34\text{台} & = & 53,142\text{万円} \end{array}$$

※ 平成23年度機械出荷統計(日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
過去5年間の仮に特別法人税が課税されていたとしたら、その額は合計で約3兆円になるが、その間企業年金等の加入者数は1,387万人から1,704万人に増加した。将来にわたって運用時に課税されないという見込みがあれば、更なる普及が見込まれる。
（※）過去の企業年金等の加入者数の増加については、特別法人税の課税凍結に加えて、平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金から企業年金への移行などの増加要因もある。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることができるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 (国税23 法人税:義) (地方税25 法人住民税:義)
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間の課税凍結)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p><確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標ⅠX: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-3: 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標1-4: 企業年金等の適正な運営を図ること</p> <p>基本目標Ⅲ: ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策大目標4: 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-2: 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
	①: 適用数等	<p>厚生年金基金</p> <p>平成20年度末 617件(466万人)</p> <p>平成21年度末 608件(456万人)</p> <p>平成22年度末 595件(447万人)</p> <p>平成23年度末 577件(437万人)</p> <p>平成24年度末 560件(426万人)</p> <p>平成25年度末 546件(405万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 533件(392万人)(推計値)</p> <p>確定給付企業年金</p> <p>平成20年度末 5,006件(570万人)</p> <p>平成21年度末 7,407件(647万人)</p> <p>平成22年度末 10,044件(727万人)</p> <p>平成23年度末 14,989件(801万人)</p> <p>平成24年度末 14,695件(796万人)</p> <p>平成25年度末 16,226件(879万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 17,931件(931万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(企業型)</p> <p>平成20年度末 3,043件(311万人)</p> <p>平成21年度末 3,301件(340万人)</p> <p>平成22年度末 3,705件(371万人)</p>

		<p>平成23年度末 4,135件(422万人)</p> <p>平成24年度末 4,247件(439万人)</p> <p>平成25年度末 4,565件(468万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 4,808件(491万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(個人型)</p> <p>平成20年度末 10万人</p> <p>平成21年度末 11万人</p> <p>平成22年度末 12万人</p> <p>平成23年度末 14万人</p> <p>平成24年度末 16万人</p> <p>平成25年度末 17万人(推計値)</p> <p>平成26年度末 19万人(推計値)</p> <p>勤労者財産形成給付金</p> <p>平成20年度末 1,686件(29.6万人)</p> <p>平成21年度末 1,595件(28.7万人)</p> <p>平成22年度末 1,520件(28.4万人)</p> <p>平成23年度末 1,486件(27.6万人)</p> <p>平成24年度末 1,417件(26.5万人)</p> <p>平成25年度末 1,374件(25.9万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 1,324件(25.2万人)(推計値)</p> <p>勤労者財産形成基金</p> <p>平成20年度末 49件(1.3万人)</p> <p>平成21年度末 42件(0.9万人)</p> <p>平成22年度末 40件(0.8万人)</p> <p>平成23年度末 39件(0.8万人)</p> <p>平成24年度末 37件(0.8万人)</p> <p>平成25年度末 34件(0.7万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 32件(0.7万人)(推計値)</p> <p>※推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における将来の数値を推計している。</p>
②: 減収額	減収見込み額	<p>674,872百万円(国税:575,338百万円、地方税:99,534百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>平成25年3月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成25年3月末) :28,889,200百万円</p> <p>②確定給付企業年金(平成25年3月末) :50,025,900百万円</p> <p>③確定拠出年金(平成25年3月末) :7,450,000百万円</p> <p>④財形給付金(平成25年3月末) :42,757百万円</p> <p>⑤財形基金(平成25年3月末) :405百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA共済連)」</p> <p>③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合0.051%(※1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。</p>

	<p>②～⑤の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。(※2)</p> <p>※1 平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。</p> <p>※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、事業主や勤労者等における課税への不安感を取り除くことができる。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業年金等の加入者数が増加(※)しており、着実に制度の健全な育成を図っている。 <p><企業年金等の加入者数></p> <p>平成20年度末 1,387万人 平成21年度末 1,487万人 平成22年度末 1,586万人 平成23年度末 1,702万人 平成24年度末 1,704万人 平成25年度末 1,796万人(推計) 平成26年度末 1,859万人(推計)</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。 <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2013年8月13日時点の長期金利は0.74%。直近の10年間でも1.2%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約6割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定拠出年金は平成13年度、確定給付企業年金は平成14年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実も、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成22年8月

退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃に伴う
減税見込額について

1. 算定に当たっての基本的考え方

○ 厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、財形給付金、財形基金について、直近の積立金額に関して、特別法人税撤廃に伴う減税見込額を算出する。

2. 算定に当たっての前提

(1) 厚生年金基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 28,889,200百万円

(2) 確定給付企業年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 50,025,900百万円

(3) 確定拠出年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 7,450,000百万円

(4) 財形給付金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 42,757百万円

(5) 財形基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 405百万円

(参考) 適格退職年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 2,666百万円

※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況(信託協会・生保協会・JA 共済連)」より。

※ 確定拠出年金、財形給付金、財形基金の積立金は、厚生労働省調べ。

3. 減税見込額(国税)

(1) 厚生年金基金

平成 23 年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の 3.23 倍以上ある基金は 6 基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4 基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成 24 年 3 月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

平成 24 年度決算は、当分の間でないので、平成 25 年 3 月末時点の積立金額に、当該割合を掛けて、算出することとする。

$$28,889,200\text{百万円} \times 0.051\% \times 1\% = \underline{147\text{百万円}}$$

(2) 確定給付企業年金

$$50,025,900\text{百万円} \times 1\% = \underline{500,259\text{百万円}}$$

※ 確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の 1% に満たず、また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

(3) 確定拠出年金

$$7,450,000\text{百万円} \times 1\% = \underline{74,500\text{百万円}}$$

(4) 財形給付金

$$42,757\text{百万円} \times 1\% = \underline{428\text{百万円}}$$

(5) 財形基金

$$405\text{百万円} \times 1\% = \underline{4\text{百万円}}$$

合計 575,338百万円

(参考) 適格退職年金

$$2,666\text{百万円} \times 1\% = \underline{27\text{百万円}}$$

適用見込み数の推計方法について

(要望事項：企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃)

4. 減税見込額(地方税)

(1) 厚生年金基金

平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

平成24年度決算は、当分の間でないので、平成25年3月末時点の積立金額に、当該割合を掛けて、算出することとする。

$$28,889,200\text{百万円} \times 0.051\% \times 0.173\% = \underline{25\text{百万円}}$$

(2) 確定給付企業年金

$$50,025,900\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{86,545\text{百万円}}$$

※ 確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の1%に満たず、また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

(3) 確定拠出年金

$$7,450,000\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{12,889\text{百万円}}$$

(4) 財形給付金

$$42,757\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{74\text{百万円}}$$

(5) 財形基金

$$405\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{1\text{百万円}}$$

合計 99,534百万円

(参考) 適格退職年金

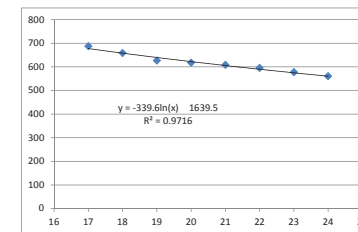
$$2,666\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{5\text{百万円}}$$

推計値は、過去の実績値に基づき、回帰分析を行った結果、推計式を導出した上で、当該推計式における平成25年末の数値を推計している。

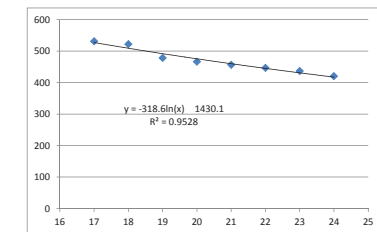
○厚生年金基金

平成17年度末	687件 (531万人)
平成18年度末	658件 (522万人)
平成19年度末	626件 (478万人)
平成20年度末	617件 (466万人)
平成21年度末	608件 (456万人)
平成22年度末	595件 (447万人)
平成23年度末	577件 (437万人)
平成24年度末	560件 (426万人)
平成25年度末	546件 (405万人) (推計値)

【基金数】



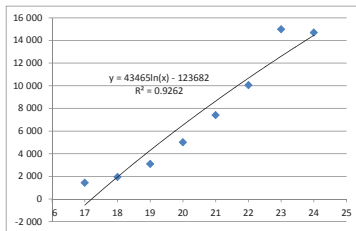
【加入員数】



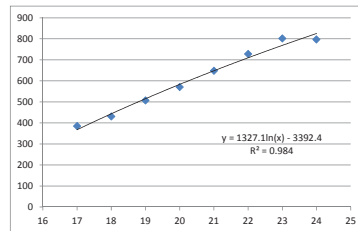
○確定給付企業年金

平成17年度末	1,430件 (384万人)
平成18年度末	1,940件 (430万人)
平成19年度末	3,098件 (506万人)
平成20年度末	5,006件 (570万人)
平成21年度末	7,407件 (647万人)
平成22年度末	10,044件 (727万人)
平成23年度末	14,989件 (801万人)
平成24年度末	14,695件 (796万人)
平成25年度末	16,226件 (879万人) (推計値)

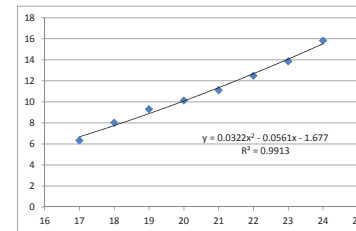
【件数】



【加入者数】



【加入者数】



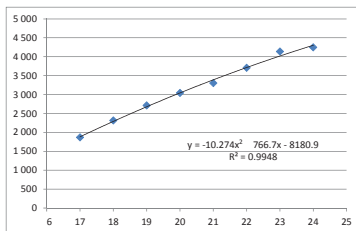
○確定拠出年金（企業型）

平成17年度末	1,866件（173万人）
平成18年度末	2,313件（219万人）
平成19年度末	2,710件（271万人）
平成20年度末	3,043件（311万人）
平成21年度末	3,301件（340万人）
平成22年度末	3,705件（371万人）
平成23年度末	4,135件（422万人）
平成24年度末	4,247件（439万人）
平成25年度末	4,565件（468万人）（推計値）

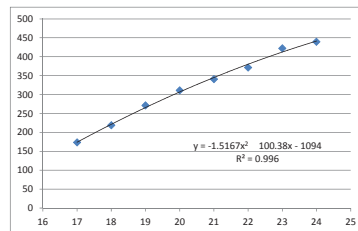
○勤労者財産形成給付金

平成17年度末	1,846件（32.8万人）
平成18年度末	1,796件（31.8万人）
平成19年度末	1,742件（30.5万人）
平成20年度末	1,686件（29.6万人）
平成21年度末	1,595件（28.6万人）
平成22年度末	1,520件（28.4万人）
平成23年度末	1,486件（27.6万人）
平成24年度末	1,417件（26.5万人）
平成25年度末	1,374件（25.9万人）（推計値）

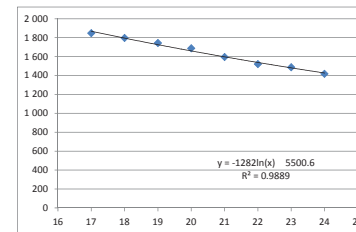
【件数】



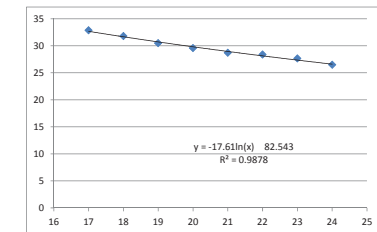
【加入者数】



【件数】



【加入者数】



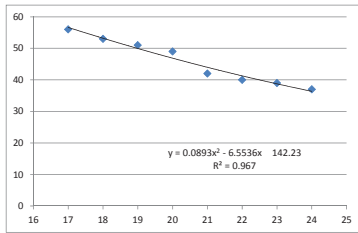
○確定拠出年金（個人型）

平成17年度末	6万人
平成18年度末	8万人
平成19年度末	9万人
平成20年度末	10万人
平成21年度末	11万人
平成22年度末	12万人
平成23年度末	14万人
平成24年度末	16万人
平成25年度末	17万人（推計値）

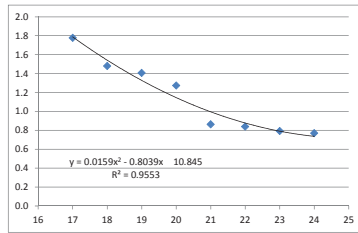
○勤労者財産形成基金

平成17年度末	56件（1.8万人）
平成18年度末	53件（1.5万人）
平成19年度末	51件（1.4万人）
平成20年度末	49件（1.3万人）
平成21年度末	42件（0.9万人）
平成22年度末	40件（0.8万人）
平成23年度末	39件（0.8万人）
平成24年度末	37件（0.8万人）
平成25年度末	34件（0.7万人）（推計値）

【件数】



【加入者数】



(以上)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費課税の見直し	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人事業税・法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成19年度1,697,062百万円、平成20年度1,614,455百万円、平成21年度1,808,468百万円、平成22年度1,760,028百万円、平成23年度1,726,708百万円」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される損金算入額の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

 - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要

がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、「法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す」であるが、足下の経済情勢はアベノミクスの効果により、一部で持ち直しの動きがみられるものの、依然として予断を許さない状況で推移している。こうした先行き不透明な経済情勢を脱し、着実かつ本格的な成長軌道に乗せるためには、法人企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要喚起につながる本税制措置の議論を加速させる必要である。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

国税庁「会社標本調査」による過去の実績値により推計した。具体的には、中小法人と同様に800万円までの損金算入（100%）を認める場合、約400億円の減収が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

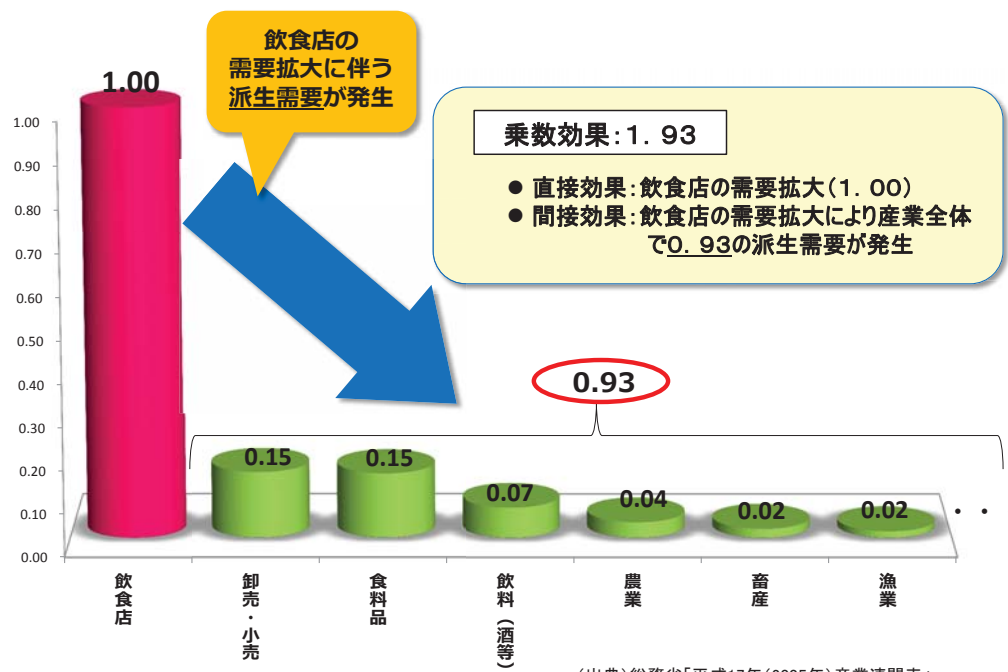
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の見直し (国税17・地方税19(自動連動))(法人税:義、法人事業税・法人住民税:義)																																															
2	要望の内容	交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。																																															
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																															
4	評価実施時期	平成25年8月																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																															
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																															
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																															
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%																																															
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%																																															
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで (平成26年度～平成27年度)																																															

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費については、1990年代初頭の約6兆円から3兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネスに必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。</p> <p>なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第108条において、平成25年度中に、交際費等の課税の在り方について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することとし、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DⅠの改善を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>業況判断DⅠの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DⅠ」「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DⅠ」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる</p> <p>② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○損金算入額（適用金額）</p> <p>平成19年度 1,697,062百万円 平成20年度 1,614,455百万円 平成21年度 1,808,468百万円 平成22年度 1,760,028百万円 平成23年度 1,726,708百万円</p> <p>（出典）国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>日銀短観による全産業の業況判断DIは▲2（平成25年6月）、中小企業の業況判断DIは▲17.7（平成25年4～6月期）となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。</p> <p>（出所）日本銀行「日銀短観（平成25年6月調査）」 中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費課税の中小企業の特例措置により、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化に寄与しており、今般、本措置が拡充・延長されなかった場合には、経済を支える企業の活力が削がれることとなる。この際、今後の消費税の動向を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等の影響にも考慮が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金1億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直すことで、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑化・活性化を図る。また、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることににより、マクロ経済への効果が期待できる。このため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書（平成24年7月とりまとめ公表）』において、</p> <p>（1） 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>（2） 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡</p> <p>に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	評価結果の反映の方向性	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

飲食店における消費拡大によって期待される経済波及効果



(出典)総務省「平成17年(2005年)産業連関表」

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

厚生労働省の政策体系における政策目的の位置付けは以下のとおり。

（基本目標Ⅰ）

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（施設大目標8）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

（施策目標Ⅰ－8－1）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。
- 総額型（中小企業）
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。
- 高水準型上乗せ措置

【厚労11】

平成 25 年度経済産業省アンケート調査結果及び平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成 26 年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成 26 年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成 27 年及び 28 年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成 27 年度及び 28 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26 年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3% 増加する見込みであることから、27 年度見込みについては 26 年度見込みの 103% に相当する額、28 年度見込みについては 27 年度見込みの 103% に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成 27 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

「会社標本調査」（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf>）（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf>）及び「租税特別措置の適用実態調査」（http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf）については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。

（総額型部分（中小含む））284,793 百万円×2.33 倍＝663,568 百万円

- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円（平成 23 年度実績額）は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

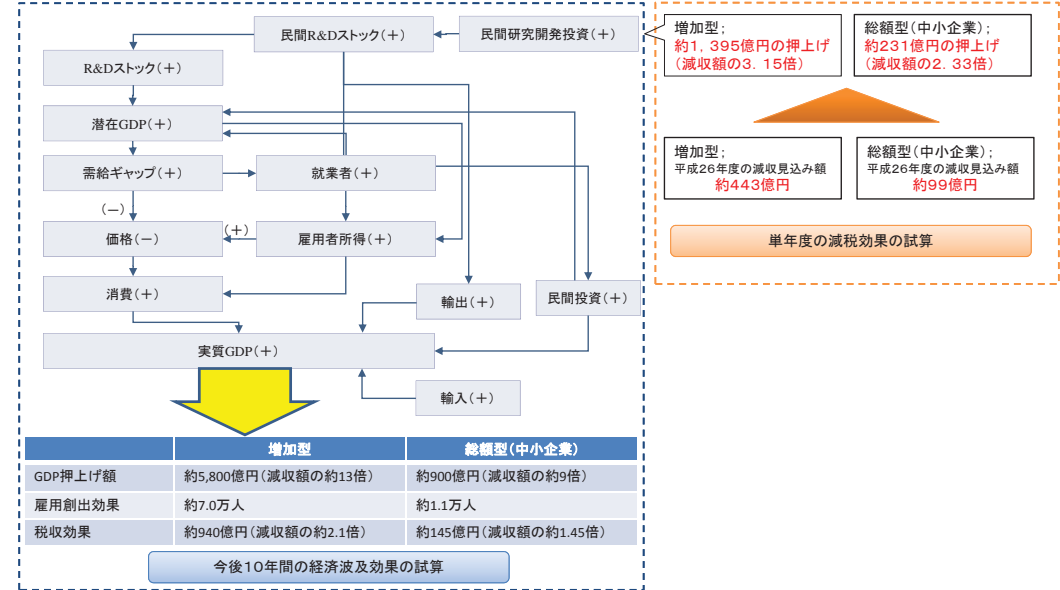
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	① 上乗せ措置の恒久化 ② 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ③ 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○上乗せ措置の延長(期限なし) ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 ○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
 ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

<高水準型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
 ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

○将来推計(平成26年度)

- ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度
- ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度
- ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度
- ・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度
 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17

金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額

○減収額実績(うち中小企業分(資本金1億円以下))
 <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円(12億円)
 (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(11億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<高水準型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(1億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

	○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)																																																																																																												
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>《今後の達成予測》 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																																																																								
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																																																																								
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																																																																								
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																																																																								
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																																																																								
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																																																																								
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																																																																								
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																																																																								
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																																																																								
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																																																																								
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																																																																								
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																																																																								
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																																																																								
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																																																																								
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																																																																								
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																																																																								

	<p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究開発投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%以上を目指すこととする。</p> <p>《今後の達成予測》 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p>
--	---

		<p>○上乗せ措置の恒久化 上乗せ措置(高水準型・増加型)についても、その恒久化によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 税込減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③ 税込減効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら</p>

			ら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園に対する税制上の所要の措置 (国26)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地28)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) (新設・延長・拡充)
2	要望の内容 ○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。 ○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定子ども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。
3	担当部局 ○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課
4	評価実施時期 平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 —
6	適用又は延長期間 —
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機

		<p>児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>幼保連携型認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼</p>

			<p>児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>															
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成22年4月	532	241	平成23年4月	762	406	平成24年4月	909	486	平成25年4月	1099	594
	認定こども園の数	うち幼保連携型の数																
平成22年4月	532	241																
平成23年4月	762	406																
平成24年4月	909	486																
平成25年4月	1099	594																
		② 減収額	<p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p>															
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>《税制減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。</p>															

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="radio"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="radio"/> 予測なし	<input type="radio"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="radio"/> 予測なし		<input type="radio"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		<input type="radio"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="radio"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国27)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地29)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>

7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定こども園の増加数</p>	

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》																																		
			認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。																																		
8	有効性等	①: 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>		認定件数	類型別の内訳				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	H22.4.1	532	241	180	86	25	H23.4.1	762	406	225	100	31	H24.4.1	909	486	272	121	30	H25.4.1	1099	594	317	155	33
			認定件数			類型別の内訳																															
				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型																														
H22.4.1	532	241	180	86	25																																
H23.4.1	762	406	225	100	31																																
H24.4.1	909	486	272	121	30																																
H25.4.1	1099	594	317	155	33																																
	②: 減収額		—																																		
	③: 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>																																		

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国28)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地30)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。 ○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。
3	担当部局	○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	① 政策目的及びその 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつ

		根拠	<p>ながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。</p>

		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>待機児童解消は喫緊の課題であり、現在実施している待機児童解消加速化プランにおいても、小規模保育事業については、重要な柱として支援を行っていくこととしており、税制措置を踏まえ、参入・移行を促進していくが必要。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくこ</p>

			とが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パソコン利用割合）は、中小企業投資促進税制等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用額及び減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「個人事業主 平成24年：30.9%（対前年比+2.7ポイント）、法人 平成24年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成28年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す」と説明されているが、租税特別措置等の目標値及び達成時期が説明されるにとどまり、本租税特別措置等の効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用の20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。

達成状況：中小企業におけるパソコン利用状況は、本租税特別措置による効果等により、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

【従業員20名未満の企業におけるパソコン利用状況】

- ・個人事業主 平成24年：30.8%（対前年比+2.7ポイント）
- ・法人 平成24年：70.0%（対前々年比+5.1ポイント）

（出典）

個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省）

法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成23年は未実施）

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正での見込み適用事業者数は23年度231,341社であり、想定よりも適用事業者が多い。

また、下記のとおり、適用についても業種による偏りはない。

○ 少額減価償却資産の特例の利用業種

業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業
割合（%）	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	
割合（%）	6.0	4.8	32.5	4.5	

（出典）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）別紙のとおり。

【厚労15】

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙のとおり。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・回帰分析による定量分析
少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析
（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076 LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20 LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^* + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正 $R^2=0.389$

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合（100%減少した場合）には、売上高は20%減少することとなる（0.2%×100%）。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上げは375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる（375万円×14.8人（平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数））こととなる。1社当たりの減収額は、約56万円（法人税の減収額：238億円÷424,751社）であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・回帰分析による定量分析
少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析
（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076 LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20 LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02$

$-0.53 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^* + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正 $R^2=0.389$

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合（100%減少した場合）には、売上高は20%減少することとなる（0.2%×100%）。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上げは375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる（375万円×14.8人（平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数））こととなる。1社当たりの減収額は、約40万円（減収見込みの試算額：199億円÷488,274社）であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○平成 25 年度、26 年度、27 年度推計

(1) 国税

①損金算入額の推計

H25 年度 2,843 億円^{※1} (H24 年度) × (100% - 5.1%^{※2}) = 2,698 億円

H26・27 年度 2,698 億円 (H25 年度と同様とする。)

※1 平成 24 年度財務省減収額試算

※2 日銀短観 (H25 年度計画) における中小企業 (全産業) のソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額) の前年度比 (%)

②適用法人数の推計

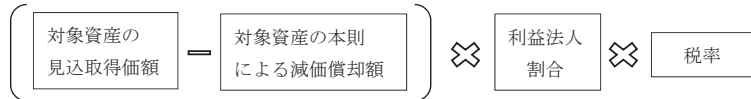
H25 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) [※] × 2,698 億円 = 488,274 社

H26・27 年度 488,274 社

※ 平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25 年度、26 年度、27 年度減収額

(2,698 億円 - 971 億円^{※1}) × 50%^{※2} × 23%^{※3} = 199 億円

※1. 2,698 億円 × 36% (平成 24 年度財務省減収額試算における減価償却費割合: 1,024 億円 / 2,843 億円 = 36%) = 971 億円

※2. 平成 24 年度財務省減収額試算における利益法人割合

※3. 平成 24 年度財務省減収額試算における税率

(2) 地方税

H25 年度

・法人住民税の減収額

199 億円 × 17.3% = 3,442,700,000 円

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税 (所得割) の減収額

(2,698 億円 - 971 億円) × 50% × 5.3% = 4,576,550,000 円

(特例による所得の減収額) (外形外法人の税率)

・地方法人特別税の減収額

4,576,550,000 円 × 81% = 3,707,005,500 円

(法人事業税 (所得割) の減収額) (外形外法人の税率)

・合計

3,442,700,000 円 + 4,576,550,000 円 + 3,707,005,500 円 = 11,726,255,500 円

H26・27 年度 H25 年度と同様とする。 約 117 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税31・地方税37(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して

		は、平成28年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成28年度に実施する中小企業庁の委託調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。																																				
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施する委託調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合																																				
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。																																				
8	有効性等	①: 適用数等 ○適用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>808,963社</td> <td>121,583者</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>501,304社</td> <td>107,279者</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>326,662社</td> <td>107,279者</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>424,751社</td> <td>118,722者</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>514,515社</td> <td>143,396者</td> </tr> </tbody> </table> ○損金算入額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,470億円</td> <td>340億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,770億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,805億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,347億円</td> <td>332億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2,843億円</td> <td>401億円</td> </tr> </tbody> </table> (出典) ○法人の適用者数及び損金算入額 ・平成23年度 H23年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省) ・平成23年度以外の年度 H23年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(経済産業省)、財務省減収額試算により経済産業省試算		法人	個人	平成20年度	808,963社	121,583者	平成21年度	501,304社	107,279者	平成22年度	326,662社	107,279者	平成23年度	424,751社	118,722者	平成24年度	514,515社	143,396者		法人	個人	平成20年度	4,470億円	340億円	平成21年度	2,770億円	300億円	平成22年度	1,805億円	300億円	平成23年度	2,347億円	332億円	平成24年度	2,843億円	401億円
	法人	個人																																				
平成20年度	808,963社	121,583者																																				
平成21年度	501,304社	107,279者																																				
平成22年度	326,662社	107,279者																																				
平成23年度	424,751社	118,722者																																				
平成24年度	514,515社	143,396者																																				
	法人	個人																																				
平成20年度	4,470億円	340億円																																				
平成21年度	2,770億円	300億円																																				
平成22年度	1,805億円	300億円																																				
平成23年度	2,347億円	332億円																																				
平成24年度	2,843億円	401億円																																				

	<p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </table> <p>(出典) H23 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省)</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																		
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																		
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																			
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																			
② 減収額	<p>○減収額</p> <p>法人+個人</p> <p>平成 20 年度 ▲520 億円 平成 21 年度 ▲290 億円 平成 22 年度 ▲164 億円 平成 23 年度 ▲268 億円 平成 24 年度 ▲243 億円</p> <p>(出典) 財務省試算</p>																						
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20%増加する。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p> <p>・経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20%押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5%押し上げている(20%×少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4%=6.5%)。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 平成 24 年:30.9%(対前年比+2.7 ポイント) ・法人 平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント) <p>(出典) 個人事業主:H23、24 「個人企業経済調査」により経済産業省試算(総務省) 法人:中小企業庁委託調査による試算</p>																						

		<p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20%増加する。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p> <p>・経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20%押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5%押し上げている(20%×少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4%=6.5%)。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)											
22	164	27.6	64.9											
24	243	30.8	70.0											
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>												
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>												

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置により、中小企業の事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○適用者数の推計

(1) 法人

①平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23 年度租特適用実態報告書」）より、

損金算入額 234,741,916 千円

適用法人数 424,751 社

②各年度の適用法人数の推計

H19 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,350 億円[※] = 787,246 社

H20 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,470 億円[※] = 808,963 社

H21 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,770 億円[※] = 501,304 社

H22 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 1,805 億円[※] = 326,662 社

H24 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,843 億円[※] = 514,515 社

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

(2) 個人事業主

①個人事業主の損金算入額の法人の損金算入額に対する割合（H22 年度中小企業実態基本調査）

法人：123,531 百万円 ÷ 199,978 社 = 617,723 円

個人：27,441 百万円 ÷ 87,785 者 = 312,593 円

∴ 312,593 円 ÷ 617,723 円 = 50.6%

②法人 1 社あたり損金算入額（H23 年度租特適用実態報告書）

234,741,916 千円（損金算入額） ÷ 424,751 社 = 552,658 円

③①、②より、個人事業主 1 者あたり損金算入額の推計

552,658 円 × 50.6% = 279,645 円

④各年度の適用者数の推計

H19 年度 330 億円[※] ÷ 279,645 円 = 118,007 者

H20 年度 340 億円[※] ÷ 279,645 円 = 121,583 者

H21 年度 300 億円[※] ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H22 年度 300 億円[※] ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H24 年度 401 億円[※] ÷ 279,645 円 = 143,396 者

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

⑤H23 年度の見込取得価額の推計

・ H24 年度の個人事業主の見込取得価額の割合

401 億円 / (2,843 億円 + 401 億円) = 0.124

・H23年度の個人の見込取得価額の推計（H24年度の割合0.124を仮定する）

$$\textcircled{X} / (2,347 \text{ 億円} + \textcircled{X}) = 0.124 \quad \therefore \textcircled{X} = 332 \text{ 億円}$$

⑥H23年度の適用者数の推計

$$\text{H23年度} \quad 332 \text{ 億円} \div 279,645 \text{ 円} = 118,722 \text{ 者}$$

○平成25年度、平成26年度推計

(1) 法人

①損金算入額の推計

$$\text{H25年度} \quad 2,843 \text{ 億円 (H24年度)} \times (100\% - 5.1\%^{**}) = 2,698 \text{ 億円}$$

$$\text{H26年度} \quad 2,698 \text{ 億円 (H25年度と同様とする。)}$$

※日銀短観（H25年度計画）における中小企業（全産業）のソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の前年度比（%）

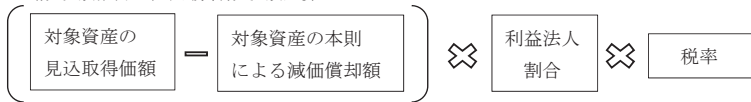
②適用法人数の推計

$$\text{H25年度} \quad (424,751 \text{ 社} \div \text{約} 2,347 \text{ 億円}) \times 2,698 \text{ 億円} = 488,274 \text{ 社}$$

$$\text{H26年度} \quad 488,274 \text{ 社}$$

③減収額の推計

（減収額推計式）財務省減収額試算より



H25年度、H26年度減収額

$$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}^{**1}) \times 50\%^{**2} \times 23\%^{**3} = 199 \text{ 億円}$$

※1. 2,698 億円 \times 36%（平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合：1,024 億円 / 2,843 億円 = 36%） = 971 億円

※2. 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合

※3. 平成24年度財務省減収額試算における税率

(2) 個人事業主

①損金算入額の推計

$$\text{H25年度} \quad 401 \text{ 億円 (H24年度)} \times (100\% - 5.1\%^{**}) = 381 \text{ 億円}$$

$$\text{H26年度} \quad 381 \text{ 億円 (H25年度と同様とする。)}$$

※日銀短観（H25年度計画）における中小企業（全産業）のソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の前年度比（%）

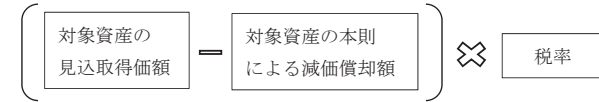
②適用者数の推計

$$\text{H25年度} \quad 381 \text{ 億円} \div 279,645 \text{ 円} = 136,244 \text{ 者}$$

$$\text{H26年度} \quad 136,244 \text{ 者}$$

③減収額の推計

（減収額推計式）財務省減収額試算より



H25年度、H26年度減収額

$$(381 \text{ 億円} - 107 \text{ 億円}^{**1}) \times 11.6\%^{**2} = 32 \text{ 億円}$$

※1. 381 億円 \times 28%（平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合：112 億円 / 401 億円 = 28%） = 107 億円

※2. 平成24年度財務省減収額試算における税率

○地方税の計算

H25年度

法人

・法人住民税の減収額

$$199 \text{ 億円} \times 17.3\% = 3,442,700,000 \text{ 円}$$

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税（所得割）の減収額

$$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}) \times 50\% \times 5.3\% = 4,576,550,000 \text{ 円}$$

(特例による所得の減収額) (外形外法人の税率)

・地方法人特別税の減収額

$$4,576,550,000 \text{ 円} \times 81\% = 3,707,005,500 \text{ 円}$$

(法人事業税（所得割）の厳守額) (外形外法人の税率)

・合計

$$3,442,700,000 \text{ 円} + 4,576,550,000 \text{ 円} + 3,707,005,500 \text{ 円} = 11,726,255,500 \text{ 円}$$

H26年度 H25年度と同様とする。 約117億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報と、平成 23 年度における減収額の見込み（減収額試算 1,322 億円）がかい離している場合は、その原因を分析し、説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。

①設備投資対キャッシュフロー比率の向上

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

②設備投資実施企業割合の向上

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

③生産・営業用設備D I

設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D Iが±5ポイント程度の水準を維持する。

達成状況：平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断D Iも6.5%から5.8%へ改善の動きがみられるが、未だ目標には達していない状況。

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断D Iも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性がみられる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。実際、平成25年度中小企業庁委託調査における本租税特別措置利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は85.8%と、中小企業全体の48.9%（いずれも平成22年度～24年度の平均値）を大きく上回っており、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

また、本租税特別措置により約4割の中小企業が設備投資の後押しをしていることから、設備投資実施企業割合の下支え又は押上げにつながっていることを把握する指標として適切である。

さらに、本租税特別措置により設備を取得した場合、設備の不足感は解消されることとなり、適正な水準に近づくこととなるため、生産・営業用設備D Iの改善につながることとなる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正事前評価書においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、事前評価書に記載したとおり、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%

（出典）「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※ 平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率（0.952）を乗じて推計。

（適用者数の推計）

【厚労16】

平成 26 年度 38,982 社

平成 27 年度 39,762 社

※ 平成 23 年度の適用者数に、平成 19 年度から平成 22 年度における設備投資企業数の平均伸び率 (1.020) を乗じて推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

514 億円は、財務省作成の「19 (31) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成 23 年度) を基に試算した減収額 (実績推計)」における法人税の減収額である。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税 36 億円、事業税 96 億円、市町村民税 88 億円、地方法人特別税 78 億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

514 億円は平年度ベースの減収見込み額である。

本租税特別措置の拡充分にかかる減収額については、204 億円と推計しており、算定根拠は別紙に記載。

⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認・将来見込み (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 25 年度中小企業庁委託調査では、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合は 42.2% であることから、約 4 割の中小企業の投資判断の後押しをしていると推計している。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値は 0.68 (「減価償却制度の見直しの影響について」(第一生命経済研究所 (2006)) から、約 7 割と推計している。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084 百万円
(2) (3) 関連	減収額推計	12,305 百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389 百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア (取得価額 120 万円以上)
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具 (取得価額合計 120 万円以上)
ソフトウェア + 機械装置 (取得価額合計 160 万円以上)
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具 (取得価額 120 万円以上)
機械装置 (取得価額 160 万円以上)

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084 百万円

○ 120 万円以上のソフトウェア投資額・・・ 177,507 百万円
(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○ 特別償却適用額 177,507 百万円 × 55.0% (特償利用割合※)
= 97,629 百万円

○ 税額控除適用額 177,507 百万円 × 45.0% (税控利用割合※)
= 79,878 百万円

※平成 23 年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○ 特別償却に係る減収額
97,629 百万円 × 50% (特別償却割合増加分※1) × 50% (利益法人割合※2)
× 23% (税率※3) = 5,614 百万円・・・(A)

※1 ソフトウェアについて、耐用年数 5 年、初年度普通償却率を 20% として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制 (国税30・地方税33(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人事業税・法人住民税:義)
2	要望の内容	以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乘せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 (一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。) ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)

		平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用を推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。 また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能とな	

		り、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																												
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数) 平成20年度 40,440社 平成21年度 35,136社 平成22年度 35,653社 平成23年度 36,734社 平成24年度 37,469社 (将来の推計) 平成25年度 38,218社 平成26年度 38,982社 平成27年度 39,762社</p> <p>※ 平成20年度～平成22年度の適用者数については、下記のとおり算出。 (平成22年度) $36,734 \text{ 人} (\text{平成23年度の適用者数}) \times 0.97 (\text{平成23年度を基準とした際の比率})$ (平成21年度) $35,653 \text{ 人} (\text{平成22年度の適用者数}) \times 0.99 (\text{平成22年度を基準とした際の比率})$ (平成20年度) $35,136 \text{ 人} (\text{平成21年度の適用者数}) \times 1.14 (\text{平成21年度を基準とした際の比率})$ 平成23年度は租税特別措置の適用実態調査における適用者数。 平成24～27年度は、平成23年度の適用者数×1.02(中小企業実態基本調査の平成19年度～平成22年度の設備投資企業数の伸び率の平均)で試算。</p> <p>平成23年度租税特別措置の適用実態調査によると、本特例の利用中小法人は約3万7千人であり、幅広く使われていることが伺える。 ・特別償却利用法人: 21,114 法人 ・税額控除利用法人: 15,620 法人</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況を見ても、業種に偏りなく利用されている。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>②: 減収額</p> <p>(過去5年間の減収額試算) 平成20年度 2,560 億円 平成21年度 2,500 億円 平成22年度 1,288 億円 平成23年度 1,322 億円 平成24年度 1,473 億円</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																								
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%																								
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																								
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																								

		(将来の推計) 平成25年度 514 億円																																																																						
		(出典) 平成20年度～平成25年度 : 財務省による試算																																																																						
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度) 本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3.7万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。 8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成24年度) 平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断DIも6.5%から5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。</p>																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断DI</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>年間</th> <th>32.1</th> <th>年間</th> <th>0</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>II</td> <td>65.4</td> <td>30.9</td> <td>31.3</td> <td>1</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>67.5</td> <td>30.8</td> <td></td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>71.3</td> <td>31.2</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>66.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">19年</td> <td>I</td> <td>75.4</td> <td>30.6</td> <td>28.3</td> <td>▲1</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.6</td> <td>30.3</td> <td></td> <td>0</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>69.9</td> <td>26.9</td> <td></td> <td>2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>70.3</td> <td>25.3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平均値</td> <td>71.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		I	年間	32.1	年間	0	年間	18年	II	65.4	30.9	31.3	1	年間	III	67.5	30.8		1	0.5	IV	71.3	31.2		0		平均値	66.6					19年	I	75.4	30.6	28.3	▲1	年間	II	71.6	30.3		0	年間	III	69.9	26.9		2	0.5	IV	70.3	25.3		1				平均値	71.8			
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率			設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI																																																																		
	I	年間	32.1	年間	0	年間																																																																		
18年	II	65.4	30.9	31.3	1	年間																																																																		
	III	67.5	30.8		1	0.5																																																																		
	IV	71.3	31.2		0																																																																			
	平均値	66.6																																																																						
19年	I	75.4	30.6	28.3	▲1	年間																																																																		
	II	71.6	30.3		0	年間																																																																		
	III	69.9	26.9		2	0.5																																																																		
	IV	70.3	25.3		1																																																																			
		平均値	71.8																																																																					

	20年	I	71	年間 平均値	26.2	年間 平均値	2	年間 平均値
		II	71.8		25		4	
		III	71.9	70.8	26	25.0	5	5
		IV	68.4		22.8		9	
	21年	I	64.8	年間 平均値	19.1	年間 平均値	18	年間 平均値
		II	62.2		19.5		20	
		III	55.8	58.8	19	19.6	19	18.5
		IV	52.5		20.7		17	
	22年	I	51.1	年間 平均値	21.4	年間 平均値	13	年間 平均値
		II	51.1		23.3		12	
		III	55.1	53.1	24.4	23.6	9	10.5
		IV	55.2		25.1		8	
	23年	I	51.0	年間 平均値	25.2	年間 平均値	7	年間 平均値
		II	51.7		22.8		8	
		III	47.6	49.5	23.1	23.5	6	6.5
		IV	47.5		23		5	
24年	I	46.2	年間 平均値	25.6	年間 平均値	5	年間 平均値	
	II	44.4		28.2		6		
	III	45.3	45.0	28.3	27.6	6	5.8	
	IV	43.8		28.4		6		

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」
 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度~25年度)

我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)

このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減収(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度) 税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。 (※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。 本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に準拠を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。 ①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。 ②生産等設備投資促進税制は、主として大企業の設備投資需要を喚起することを目的としており、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の実産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
厚生労働省の政策評価体系において、基本目標XI「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標「厚生労働分野の研究開発を推進すること」の施策目標3-1ないし3-5を達成するために有効な施策である。また、基本目標I「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」の施策目標8-1「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」の達成にも貢献するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人37法人分の減収見込額）

法人税	2,768百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1百万円</u>
法人住民税	103.1百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8百万円</u>
事業税	2,768百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

＜表1＞

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

＜表2＞

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195万円以下	5%
(い)	195万円超~330万円以下	10% - 97,500円
(う)	330万円超~695万円以下	20% - 427,500円
(え)	695万円超~900万円以下	23% - 636,000円
(お)	900万円超~1,800万円以下	33% - 1,536,000円
(か)	1,800万円超	40% - 2,796,000円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$b \ [\{ (35,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (35,600 - 2,000) \times 0.05 \}] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c \ [\{ (49,100 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (49,100 - 2,000) \times 0.1 \}] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d \ [\{ (66,400 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (66,400 - 2,000) \times 0.2 \}] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e \ [\{ (85,000 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (85,000 - 2,000) \times 0.23 \}] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f \ [\{ (124,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (124,600 - 2,000) \times 0.33 \}] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g \ [\{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税33)法人税(義)、所得税(外) (地方税36)法人住民税(義)、事業税(義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	大臣官房厚生科学課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【文部科学省において以下の要望経緯あり】 平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における</p>

		<p>共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直視すとされている。</u></p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「金額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直視す。</u></p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上見直す必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等 —

	② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52</p> <p>(単位: 百万円)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

厚生労働省の政策体系における政策目的の位置付けは以下のとおり。

（基本目標 I）

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（施設大目標 8）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

（施策目標 I-8-1）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び

23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年度及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310

【厚労18】

高水準型 127/事業年度 13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724×17.3%=3,066
	増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789×17.3%=3,769
	増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑦の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

適用企業数 減収額（百万円）

平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066×17.3%=5,720
	増加型	1,360/事業年度	57,790×17.3%=9,998
	高水準型	127/事業年度	12,562×17.3%=2,173
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058×17.3%=5,892
	増加型	1,360/事業年度	59,524×17.3%=10,298
	高水準型	127/事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080×17.3%=6,069
	増加型	1,360/事業年度	61,310×17.3%=10,607
	高水準型	127/事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む））284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

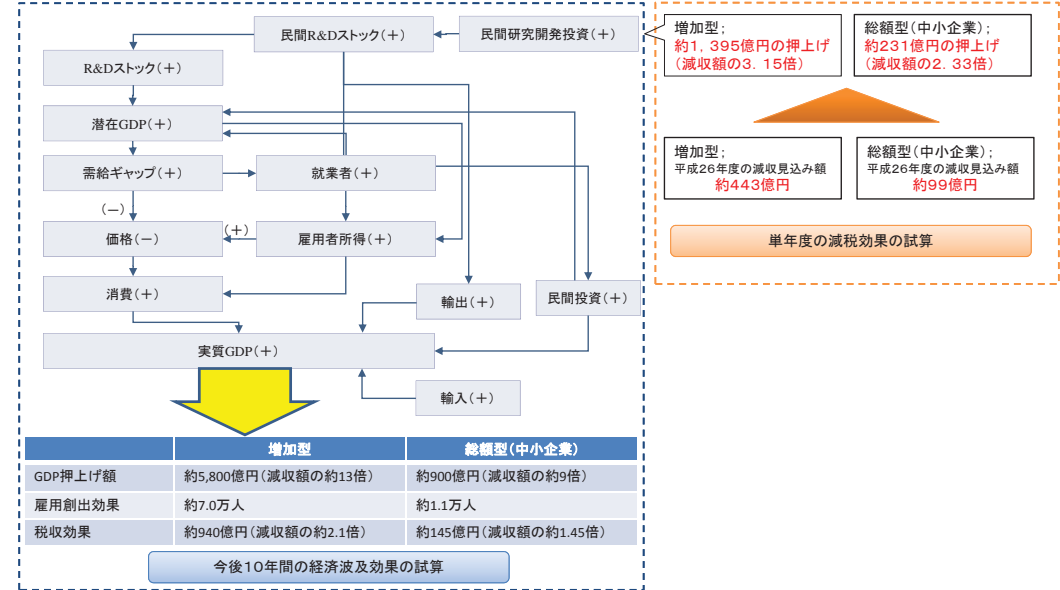
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税27)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 上乗せ措置の恒久化 ② 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ③ 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○上乗せ措置の延長(期限なし) ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7)新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																		
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="479 1034 831 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な業種の本租特利用実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	主な業種の本租特利用実績			平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
主な業種の本租特利用実績																				
	平成23年度																			
機械製造業	11.2%																			
化学工業	16.5%																			
輸送用機械器具製造業	5.7%																			
食料品製造業	10.1%																			
電気機械器具製造業	8.4%																			
卸売業	19.0%																			
サービス業	14.9%																			

	<p>② 減収額</p>	<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--------------	--

	<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・上乗せ措置の恒久化 ▲一億円(▲一億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ</p> <p>増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設</p> <p>増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。</p> <p>また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○上乗せ措置(高水準型・増加型)の恒久化</p> <p>上乗せ措置についても、その恒久化によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ</p> <p>研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <p>・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)うち地方税分25億円]</p> <p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 1,243億円</p> <p>↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 の 役 割 分 担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（事務処理の負担が軽減された医療機関の割合）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4割」と説明されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成23年度しか把握されていないため、適用件数の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、適用数等の過去の実績とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、減収額の過去の実績とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）の実現状況について、定性的に「経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
社会保険診療報酬の所得計算の特例
 法人税の適用件数：52件
 法人税の適用総額：3億円
 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成25年3月）
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (所得税:他、法人税:義)															
2	租税特別措置等の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるとき(社会保険診療報酬5,000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入(医業収入)が一定額(7,000万円)以上の者を除く。)は、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を四段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,500万円超</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000万円超</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000万円超</td> <td>5.7%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	7.2%		2,500万円超	7.0%		3,000万円超	6.2%		4,000万円超	5.7%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	7.2%															
	2,500万円超	7.0%															
	3,000万円超	6.2%															
	4,000万円超	5.7%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成25年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃) 平成25年見直し(医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を適用対象から除外)</p>															
6	適用期間	期限なし															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。 《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標Ⅰ)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>															

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。
8 有効性等	① 適用数等	24,315件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計
	② 減収額	平成22年 256億円、平成23年 245億円 平成24年 250億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成23年) 医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%、平成22年56.9%、平成23年45.9%)となっており、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%、平成23年38.9%)となっており、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成20年では48.2%であったものが平成22年では56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成20年の85.2%から平成22年では92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 平成20年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>

社会保険診療報酬の所得計算の特例適用数の推計

平成26年税制改正要望資料

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度事後評価

○特例適用数の推計

<法人>

所得の金額 注1	2800万円以下の部分	2800万円超 3400万円以下の部分	3400万円超 4500万円以下の部分	4500万円超 5700万円以下の部分	合計
医療法人数 注2	17,248	841	1,541	955	20,585
適用法人数 注4	6,106	298	546	338	7,287
社会保険診療報酬外所得割合 注5	11.6%	11.5%	11.6%	11.6%	

<個人>

所得の金額 注1	2800万円以下の部分	2800万円超 3400万円以下の部分	3400万円超 4500万円以下の部分	4500万円超 5700万円以下の部分	合計
適用対象個人数 注3	36,962	1,801	3,303	2,047	44,113
適用個人数 注4	13,085	638	1,169	725	17,028
社会保険診療報酬外所得割合 注5	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	

○適用見込み数(推計) 7,287(件) + 17,028(件) =

24,315 件

注1: 社会保険診療報酬の金額 × 1 / 1 - 社会保険診療報酬外所得割合

注2: 医療法人数は「平成23年税務統計から見た法人企業の実態」より、利益計上法人の利益段階により推計。

注3: 個人数は、「医療施設調査(H23年)」の医療法人立診療所(歯科診療所含む)と個人立診療所(歯科診療所含む)の施設数の比率47,933:102,708より推計。

注4: 平成23年会計検査院決算検査報告: 全体の適用率35.4%から推計

注5: 「H23年6月実施第18回医療経済実態調査」及び「平成23年医療施設調査」より、一般診療所と歯科診療所の社会保険診療報酬外所得割合の加重平均を算出。

出典

「平成23年6月実施第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成23年医療施設調査」(厚生労働省)

「平成23年 税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置
農水02	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
農水03	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）
農水04	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）
農水05	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）
農水06	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）
農水07	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
農水08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）
農水09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）
農水10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除
農水12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃
農水14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
農水16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
農水17	研究開発法人への寄附に係る税制措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、事業所税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）の実現状況について、「平成 19～21 年度に融資を受けて 3 年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）の実現状況の将来予測について、「特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成26年及び27年で各年30件程度を見込んでいるところである。また、これに対応する国税の特別償却制度についての適用見込み件数は平成26年及び27年で各年14件、地方税の適用見込み件数は各年24件と見込んでいるところである。

特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特定農産加工業者が安価な輸入競合品と対抗していくためには、差別化を図り付加価値を高めていく方法や、製造コストを低減するなど競争力を高めていくことが必要であり、設備投資の原資調達手段として、日本政策金融公庫による低利融資措置や特別償却制度により設備導入後の立ち上がり時のキャッシュフロー改善により経営面に対する負担軽減を図る措置を講じているところである。また、設備導入時の減価償却費の増大に対して、事業所税の軽減により経営面に対する負担軽減を図っている。

こうした特定農産加工業への影響を緩和する方策としては、予算等の補助金による政策手段もあるところであるが、まずは特定農産加工業者自らの経営改善の方策によって行うことが望ましいところであり、特別償却制度等の政策支援措置については自助努力を促すものであり、手段として相当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（国税2）（法人税：義、所得税：外） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置（地方税5）（事業所税：外）
2	要望の内容	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善計画に従い取得価額が340万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却を認める措置についての2年延長並びに特定農産加工業者等が経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除する特例措置についての1年9月延長。</p>
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成25年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>国税</p> <p>平成元年 創設 平成3年 延長 平成5年 延長 平成6年 延長（法延長に伴う適用期限の9月延長） 平成7年 延長 平成9年 延長 機械・装置の取得価格基準の見直し（240→280万） 平成11年 延長 機械・装置のリース総額基準の見直し（320→370万） 平成13年 延長 平成15年 延長 平成17年 延長 平成19年 延長 平成21年 延長 平成23年 延長（つなぎ法案により1年延長） 税額控除の廃止 機械・装置の取得価格基準の見し（280→340万） 平成24年 延長</p> <p>地方税</p> <p>平成元年 創設 平成6年 延長 平成8年 延長 平成10年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長）</p>

		<p>平成11年 延長 平成13年 延長 平成15年 延長 平成16年 延長 控除割合を1/2から1/3に縮減 平成18年 延長 控除割合を1/3から1/4に縮減 平成20年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成21年 延長 従業者割の廃止 平成23年 延長 平成25年 延長（法延長に伴う適用期限の1年3月延長）</p>	
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日（2年間）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた支援を行うことで、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年7月1日法律第65号）農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営改善を促進するための金融・税制上の支援措置を講ずること、農産加工業の健全な発展を図る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 食品産業の持続的な発展</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行い、設備投資を行うことで売上高や経常利益が前年度を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p><国税の適用実績> 適用件数の所期の想定として、H22年度15件、H23年度14件、H24年度14件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りが無いことから適用に偏りは無い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20実績</th> <th>H21実績</th> <th>H22実績</th> <th>H23実績</th> <th>H24実績</th> <th>H25見込</th> <th>H26見込</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>13件</td> <td>19件</td> <td>15件</td> <td>13件</td> <td>5件</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>14件</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p><地方税の適用実績> 適用件数の所期の想定として、H22年度22件、H23年度24件、H24年度24件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りが無いことから適用に偏りは無い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20実績</th> <th>H21実績</th> <th>H22実績</th> <th>H23実績</th> <th>H24実績</th> <th>H25見込</th> <th>H26見込</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>24件</td> <td>27件</td> <td>24件</td> <td>22件</td> <td>25件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p><年度別経営改善計画の承認件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20実績</th> <th>H21実績</th> <th>H22実績</th> <th>H23実績</th> <th>H24実績</th> <th>H25見込</th> <th>H26見込</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>28件</td> <td>33件</td> <td>29件</td> <td>25件</td> <td>34件</td> <td>30件</td> <td>30件</td> <td>30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添参照</p>	適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込	適用件数	13件	19件	15件	13件	5件	14件	14件	14件	適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込	適用件数	24件	27件	24件	22件	25件	24件	24件	24件	適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込	適用件数	28件	33件	29件	25件	34件	30件	30件	30件
			適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込																																														
			適用件数	13件	19件	15件	13件	5件	14件	14件	14件																																														
適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込																																																	
適用件数	24件	27件	24件	22件	25件	24件	24件	24件																																																	
適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込																																																	
適用件数	28件	33件	29件	25件	34件	30件	30件	30件																																																	
② 減収額	<p><国税の適用実績> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20実績</th> <th>H21実績</th> <th>H22実績</th> <th>H23実績</th> <th>H24実績</th> <th>H25見込</th> <th>H26見込</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>51</td> <td>92</td> <td>137</td> <td>79</td> <td>37</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p><地方税の適用実績> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20実績</th> <th>H21実績</th> <th>H22実績</th> <th>H23実績</th> <th>H24実績</th> <th>H25見込</th> <th>H26見込</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>29</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p>(租特透明化法による利用実績との差異) 租特透明化法に基づき国会に報告された平成23年度の本税制の適用件数は1件、適用総額21.27百万円であった。これに基づく減収額は5.42百万円程度と見積もられる。 農林水産省が都道府県を通じて調べた事業者からの回答を基に調べた利用実績は、上記の通りである。調査対象の事業者が本制度の利用を意図しつつも、他の特別償却制度と混同したことから差違が生じたと考えられる。</p>	適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込	減収額	51	92	137	79	37	65	65	65	適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込	減収額	55	56	29	19	20	35	35	35																				
適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込																																																	
減収額	51	92	137	79	37	65	65	65																																																	
適用年度	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25見込	H26見込	H27見込																																																	
減収額	55	56	29	19	20	35	35	35																																																	

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20～24年度) 本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去13カ国に及ぶFTA/EPA協定の締結による国境措置の撤廃等により、同業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19～21年度) 前回の要望時において、「特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。」を達成目標としており、本特例措置により、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところ。 しかし、関税の引き下げ等の国境措置の変更による安価な輸入競合品の増加により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けているため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。</p> <p>【分析結果】 特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行う中で、徐々に経営改善の効果が現れてくると考えられる。そこで19～21年度に融資を受けて3年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった(日本政策金融公庫調べ)。</p> <p><参考：食品産業動態調査 食品製造業の生産動向より></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業生産指数</td> <td>96.8</td> <td>97.4</td> <td>94.8</td> <td>92.9</td> <td>88.8</td> <td>90.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、同時期の食品製造業(総合)の生産指数(平成17年を100とした指数で生産額を基準として作成)を見ると、平成24年の食品製造業の生産指数は90.8となっており、近年右肩下がりの状況が続いている状況にある。 そのような売上の維持でさえ難しい中、売上高又は経常利益のいずれかが増える実績を過半数の事業者が残していることは着実に経営改善の効果が図れているものと評価できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年4月～平成28年6月) 本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、関税引き下げ等の影響を受けている特定農産加工業者の経営状況が益々悪化するとともに、生産した農産物の販売先を失う農家等地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p>		H19	H20	H21	H22	H23	H24	食品製造業生産指数	96.8	97.4	94.8	92.9	88.8	90.8
		H19	H20	H21	H22	H23	H24								
	食品製造業生産指数	96.8	97.4	94.8	92.9	88.8	90.8								

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20～27年度)

本特例措置は、経営状況に大きな影響を受けている事業者の負担を減らし、経営改善を行う特定農産加工業者の投資を促進するためのものである。地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の売上増加や地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により、地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。

<経済波及効果の試算>

本特例措置（特別償却）を受けて導入した機械及び装置に対する投資の経済波及効果を試算すると以下の表のとおりになり、設備投資による波及効果が減税額を大幅に上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

<国税（特別償却）利用の設備投資額について>

(単位：百万円)

適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
投資額	863	1,280	1,750	848	442	997	997	997
減税額 (国税)	51	92	137	79	37	65	65	65
経済波及効果	2,259	3,328	4,550	2,205	1,149	2,987	2,987	2,987

また、特定農産加工業者が設備投資を行った投資額（特別償却の適用如何に関わらず投資額全体（都道府県を通じて行った調査での事業者より回答があった金額の集計）で経済波及効果を試算すると以下の表のとおりとなる。設備投資による波及効果が減税額を大幅に上回るため、本特例措置には地方税の税収減を是認できる効果がある。

<設備投資額について>

(単位：百万円)

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
投資額	2,948	2,259	8,518	2,604	2,604	2,604
減税額 (地方税)	29	19	20	35	35	35
経済波及効果	7,664	5,873	22,144	6,770	6,770	6,770

※ 最初の表の「投資額（特別償却利用）」は、特別償却の対象となった資産の取得額。次の表の「投資額」は、特別償却の適用如何に関わらない設備投資額全体。いずれも都道府県を通じた調査での事業者から回答があった金額の集計。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連

			産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用 ※ 消費転換係数は0.73で算出
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	特別償却によりキャッシュフロー改善による初期投資の負担軽減を図り、事業所税の軽減により事業立ち上がり時の負担を減らすことで、特定農産加工業者による新商品の開発等による経営改善計画を実施するための設備投資を促進できることから、本特例措置による支援が妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【国税】 特別償却制度 【地方税】 事業所税の課税標準の特例 【融資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等） 政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金の確保が難しい事業者に対して、事業実施に必要な資金を供給するものであり、特別償却制度は、経営改善生産設備などの投資を行った事業者のキャッシュフローを改善し、事業所税の軽減は、立ち上がりの経営負担を減らすことで、各々の措置の役割分担の下で相乗効果を発揮している。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。
10	有識者の見解		・特別償却等による減収は、恩恵を前倒しするだけのものなので、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度税制改正要望時

(国税)

1. 減税見込額等の積算

平成20年度～平成24年度適用実績（5年中、最大・最小を除いた3年平均）を基礎に減税見込額を試算

	特別償却額
平成20年度	156百万円
平成21年度	294百万円
平成22年度	455百万円 (最大)
平成23年度	247百万円
平成24年度	132百万円 (最小)

平成25年度以降の取得価格見込額 $(156 + 294 + 247) \div 3 \div 232$

$$\begin{matrix} \text{特別償却額} & & \text{法人税率} & & \text{復興特別法人税} \\ 232\text{百万円} & \times & 0.255 & \times & 1.1 & = & 65\text{百万円} \end{matrix}$$

注) 適用実績については、「特定農産加工法税制調査（農林水産省調べ）」による。

2. 適用実績及び適用見込み

(百万円)

適用年度	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
適用件数	13件	19件	15件	13件	5件	14件	14件	14件
減税見込額	51	92	137	79	37	65	65	65

注) 適用件数は、「特定農産加工業経営改善臨時措置法に税制調査（農林水産省調べ）」による。
また、25～27年度（見込）は、平成20～24年度の状況を踏まえて試算。

(地方税)

1. 減税見込額等の積算

平成20年度～平成24年度適用実績（5年中、最大・最小を除いた3年平均）を基礎に減税見込額を試算

平成20年度	55百万円	} (55 + 29 + 20) ÷ 3 ÷ 35百万円
平成21年度	56百万円 (最大)	
平成22年度	29百万円	
平成23年度	19百万円 (最小)	
平成24年度	20百万円	

注) 適用実績については、「特定農産加工法税制調査（農林水産省調べ）」による。

2. 適用実績及び適用見込み

(百万円)

適用年度	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
適用件数	24件	27件	24件	22件	25件	24件	24件	24件
減税見込額	55	56	29	19	20	35	35	35

注) 適用件数は、「特定農産加工業経営改善臨時措置法に税制調査（農林水産省調べ）」による。
また、25～27年度（見込）は、平成20～24年度の状況を踏まえて試算。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度	食品機械・同装置 (894)		
24年度			
25年度			
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長（国税30）（所得税：外、法人税：義）
2	要望の内容	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下、企業立地促進法）に基づき基本計画を作成した地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行うため、同法に基づく企業立地計画の承認を受けた者が、同計画に沿った新規企業立地を行った場合、新たに取得した建物等及び機械等に対して認める特別償却（償却率：建物8%、機械15%）の2年延長。
3	担当部局	食料産業局 食品製造卸売課 生産局 畜産部 畜産振興課 林野庁 林政部 木材産業課
4	評価実施時期	平成25年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年 創設 平成20年 対象の追加（農林水産関連業種） 農林水産関係業種の投資要件規模を低位に設定 平成21年 対象の追加（窯業・土木製品製造業） 既存業種の2年延長 平成23年 延長（つなぎ法案により1年延長） 平成24年 延長・縮減 (特別償却の対象となる設備投資額に上限を設定)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律的発展基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>本税制の対象となる業種のうち、第1項業種では、国内立地と海外立地を競争的に選択している企業の国内立地を支援することにより、地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>また、第2項業種では、農林水産業を主幹産業としている地域経済の自律的発展を図るため、農林水産業と関連する商工業者の企業立地等を促進することにより、農林水産業及び同地域の活性化を促すことを目的としている。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日法律第40号） 第1条「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 ・食料の安定供給の確保 ・森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 ・食品産業の持続的な発展 ・林産物の供給及び利用の確保</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自治体が作成する「基本計画」で定められた集積区域内で事業者の設備投資を促進し、地域経済の自律的発展のための基盤強化を図る。</p> <p>具体的には、平成25年度から平成29年度まで(5年間)の間に、基本計画区域内において、企業立地件数13,000件、新規雇用者数35万人、付加価値額5%増を達成することを目標とする。</p> <p>上記政策目標達成のため、年間800件の企業立地計画申請と、うち90件の税制適用の実現を図る。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 基本計画区域内の企業立地件数、新規雇用者数及び付加価値増加率並びに企業立地計画申請数及び税制適用件数を、達成度合いを測る指標として設定する。</p> <p>達成目標の実現状況については次の方法により測定する。 一立地件数及び雇用人数：都道府県に対する実績調査の実施により測定 一付加価値額：5年経過時点において工業統計調査等に基づき測定 一企業立地計画申請数及び税制適用件数：都道府県への照会及び事業者へのアンケートに基づき測定</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業集積の中核となる税制活用企業の立地に牽引され、基本計画区域内に関連・下請け企業が立地し、既存工場では能力増強の設備投資が行われて、地場企業の受注増加等へとつながることにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらす、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 ＜農林水産関連業種＞ 適用件数の所期の想定として、H22年度30件、H23年度40件、H24年度40件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りが無いことから適用に偏りは無い。</p>

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
適用件数	22件	21件	30件	46件	24件	24件

算定根拠は別添参照

<本税制措置の適用件数(企業立地促進法全体)>

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
適用件数	49件	49件	49件	93件	93件	93件

※出典:企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)
【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)他

<年度別企業立地計画承認件数>

H19	H20	H21	H22	H23	H24	累 計
76件	415件	321件	527件	406件	337件	2,082件

※出典:承認企業立地計画一覧(経済産業省)

② 減収額 <農林水産関連業種>

(単位:百万円)

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
特別償却 実施額	2,634	2,272	2,090	2,528	2,332	2,332
減収額	790	682	533	645	1,006	1,006

算定根拠は別添参照

<本税制措置の適用額(企業立地促進法全体)>

(単位:百万円)

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
適用件数	49	49	49	93	93	93
特別償却 実施額	15,310	17,175	6,751	18,738	18,738	18,738
減収額	4,593	5,153	2,025	4,778	4,778	4,778

※出典:企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)
【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)他

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H19年6月~H25年3月)
企業立地促進法が施行された平成19年以降、我が国における企業立地の動向は、リーマンショックなどの金融危機、円高等の影響により低迷が続いている。こうした状況の中で、平成25年4月までに、47都道府県で197件の基本計画、2,082件の企業立地計画が策定され、これらの計画に基づき企業立地が進んだ。

その結果、基本計画を策定した業種・地域においては、付加価値額増減率の指標が他の業種・地域を上回るなどしており、地域における産業集積の形成及び活性化による地域経済の基盤強化が図られつつある。

今後も、本税制を活用した産業集積の中核となるような多くの企業立地が行われることで、これらに牽引されて基本計画区域内に関連・下請け企業が企業立地を行い、地場企業の受注増加等へとつながる。これにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらす、地域経済の自律的発展の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H19年6月~H25年3月)
前回の要望時において、「集積区域内において、事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自律的発展の基盤強化」することを達成目標としており、本特例措置により下記に示すとおり、地域産業の自律的発展の基盤強化が図られ、国民経済の発展に寄与したところ。引き続き、企業立地促進法に基づき、地域産業の自律的発展を促すため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。

[分析結果]
平成25年4月時点で、47都道府県で197件の基本計画が策定されており、その達成状況は以下の通りである。

<平成19年度・20年度同意基本計画の付加価値額伸び率>

年度	法施行時 (H19)	実績 (H24)	伸び率
集積業種の 付加価値額	82.3兆円	72.6兆円	▲11.8%

※H25/4時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成

<参考:工業統計調査(従業者4人以上の事業所)のデータ>

年度	法施行時(H19)	H24	伸び率
工業統計調査による 付加価値額合計	108.7兆円	91.1兆円	▲16.2%

<平成 19 年度～平成 23 年度同意基本計画の新規立地・新規雇用>

	前回要望時の 達成目標	実績 (H24)	達成率
新規立地	10,000 件	10,424 件	104.2%
新規雇用	350,000 人	205,842 人	58.8%

※H25/4 時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成

企業立地促進施行後 5 年間（平成 24 年度末）の間に、基本計画区域内において、企業立地件数 10,000 件、新規雇用者数 35 万人、付加価値額 5%増を目標（企業立地促進法全体で）としていたが、上記集計の結果によれば、リーマンショックなどの金融危機の影響が表れた平成 20 年度から平成 21 年度にかけて製造業全体の付加価値額が大幅に減少した結果、基本計画を作成した地域の付加価値額も、計画策定時から減少している。

しかし、工業統計調査による製造業全体の付加価値額の減少率（▲16.2%）に比べて、基本計画を作成した地域の方が付加価値額の減少率（▲11.8%）が小さいといった効果がでている。

なお、新規立地件数は目標を達成した。一方、新規雇用人数は目標の6割程度の達成率となっている。

新規立地件数のみ数値目標は達成しているものの、リーマンショック等の外的要因により付加価値額が大幅に減少していることから、地域経済の自律的発展のための基盤強化が達成されたとはいえない状況である。

なお、平成 20 年度以降、平成 24 年度までの、本税制を利用した企業立地による効果（波及効果を含まない）は以下の通りである。

- 新規立地に伴い本税制を利用した件数：214 件
- 本税制を利用した新規立地による新規雇用数：4,926 人
- 本税制を利用した新規立地による付加価値額増加額：2,309 億円

「租税特別措置等により達成しようとする目標」については、平成 22 年度以降、基本計画が新たに策定されるなどしていることから、最新の基本計画の策定状況を踏まえて、企業立地件数に係る目標値を変更した。

また、今後、設備投資がリーマンショック前の水準まで回復することを織り込んで、企業立地計画申請数と、税制適用数の目標値を変更した。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H26 年 4 月～平成 28 年 3 月）

企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したところ、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果（単年度ベース）としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。

なお、税制を適用した事業者のうち約8割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、税制が延長されなかった場合、上記の8割の企業立地が行われなくなることが推定され、以下の影響がある。

<延長されなかった場合の影響見込>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%	1,317 人 =1,646×80%

※アンケート調査は企業立地促進法全体を対象に行っており、2 項業種となる農林水産関連業種だけの把握はない。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H20 年 4 月～H25 年 3 月、平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月）

(1) 平成 20 年度以降、平成 24 年度までの効果の確認

企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したところ、平成 20 年度以降、平成 24 年度まで（累計）の本税制による直接的な効果としては、税制適用件数 214 件、設備投資額 491,287 百万円が実行され、設備稼働後は減収額 18,409 百万円に対し、付加価値が 230,905 百万円増加、新規雇用人数が 4,926 人発生したと推定される。

なお、税制を適用した事業者のうち約8割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、本税制措置のみの、減収額 18,409 百万円に対する効果は以下の通りとなる。

<本税制措置のみによる効果（年度累計）>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
171 件 214×80%	393,030 百万円 =491,287×80%	184,724 百万円 =230,905×80%	3,941 人 =4,926×80%

(2) 平成 26 年度以降の効果の推定

企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したところ、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果（単年度ベース）としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。

なお、税制を適用した事業者のうち約8割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、本税制措置のみの、減収見込額 4,778 百万円に対する効果は以下の通りとなる。

＜本税制措置のみによる効果(単年度)＞			
税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
74 件 =93×80%	131,358 百万円 = 164,197 × 80%	61,738 百万円 = 77,173 × 80%	1,317 人 = 1,646 × 80%

(3) 本税制の有効性について

本税制は上記(1)及び(2)により、本税制措置のみの効果が十分に確認されている。また、本税制が適用できるのは、自治体が基本計画で定めた集積区域内に限られるが、これらの区域はそれ以外の区域に比べ付加価値額の減少幅が小さく、産業集積が相対的に活性化している地域である。

当該地域の産業集積が活性化しているのは、本税制を誘因として企業立地を行ったことによる直接効果及び波及効果が一因と考えられる。従って、当該地域に引き続き本税制措置により企業立地を促すことで、効率的に産業集積のさらなる活性化を図ることができる。

加えて、本税制が利用できるのは、国内立地と海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種や、地域の基幹産業である農林水産業と関連性が高い業種に限られており、いずれも産業集積の形成・活性化にとってより重要な業種である。

従って、産業集積の形成、活性化のために重要な地域、業種に限定して、税制措置のみで十分な効果を発揮している本税制を引き続き措置することで、産業集積の一層の形成、活性化が図られ、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することが見込まれる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

企業立地促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するものである。従って、個別の事業者が企業立地を行う際の設備資金に対し国が補助金を交付するよりも、自治体の基本計画に沿った企業立地に対し本税制を措置する方が、地域経済の自律的発展の基盤の強化という法目的と、より整合的である。

企業立地促進法に基づく他の支援措置としては、財政投融资措置があるが、これは、新たに企業立地を行う中小企業者に対して日本政策金融公庫が低利融資を行う制度である。ただ、公庫は基本的に、大企業に対して融資を行うことはできない。

これに対し、本税制は主に、基本計画における産業集積の中核をなす事業者の設備投資を促進することを目的として、一定額以上の設備投資であることを適用の要件としており、大企業の利用が多くなっている。

本税制は、多額の資金を必要とする規模の大きな設備投資を行う事業者に対し、特別償却を認めて初期投資の負担を軽減し新たな設備投資をしやすくするものである。補助金や財政投融资によって措置できない分野をカバーしており、本税制は必要かつ適切な措置である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○企業立地促進法に基づく支援措置との関係 企業立地促進法における支援措置としては、本税制の他、「補助事業」、「地方税に対する減収補てん措置」、「財投融資」とがあるが、それぞれ下記のように相乗効果を発揮している。 ・企業立地促進法関連補助事業は、地域の産業集積に合った人材を育成するために、地域が取り組む人材育成研修プログラムの作成などを支援している。これにより、地域の産業集積にあった優秀な人材を育成することで更に産業集積が促進されるための支援を行っている。また、貸し工場の整備補助等を行っており、企業が低コストで新たに立地しやすい環境整備を支援している。 ・地方税（固定資産税、不動産取得税）の減収補てん措置については、財政力指数が一定未満の自治体が対象であり、財政支援余力に劣る自治体であっても、地域に合った産業集積を形成することができるように、他の自治体並みの支援施策を実行できるようにするものである。 ・財政投融资措置は、新たに企業立地を行う中小企業者に対する日本政策金融公庫の低利融資の実行であり、資金繰りの安定が課題とされる中小企業者が、企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金繰りを支援するものである。 これらの措置が相乗効果を発揮して、地域における産業集積の形成、活性化を促している。
③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10 有識者の見解	特別償却による減収は、恩恵を前倒しするだけのものなので、是認できる。(平成 25 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度	食品機械・同装置 (23,342)		
24年度			
25年度			
26年度			
27年度			
28年度			

1. 減税見込額等の積算

〔見込件数〕 24件（農林水産関連業種）

聞き取り調査で集計された税制措置適用実績・見込みから推計。

本法施行以降197件の基本計画が策定されており、今後の本措置適用の拡大が見込まれる。

（聞き取り調査による実績・見込み）

H22 22件

H23 21件

H24 30件

H25 46件（見込み）

〔1件当たりの平均投資額〕 1,348百万円

（聞き取り調査による実績・見込の平均）

$777 + 571 = 1,348$ 百万円

① 機械等

平均投資額 777百万円（25,628 ÷ 33件）

（H22～H24 機械等の投資額合計 ÷ H22～H24 件数合計）

② 建物等

平均投資額 571百万円（39,403 ÷ 69件）

（H22～H24 建物等の投資額合計 ÷ H22～H24 件数合計）

〔減税見込額（農林水産関連業種）〕 1,006百万円

$723 + 283 = 1,006$ 百万円

① 機械等 777百万円 × 特償率 15% × 法人税率 25.5% × 24件 ÷ 723百万円

② 建物等 571百万円 × 特償率 8% × 法人税率 25.5% × 24件 ÷ 283百万円

2. 適用実績及び適用見込み

（百万円）

適用年度	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
適用件数	22件	21件	30件	46件	24件	24件
特別償却実施額	2,634	2,272	2,090	2,528	2,332	2,332
減税見込額	790	682	533	645	1,006	1,006

注) ・特別償却実施額及び減税見込額については、H25は経済産業省の都道府県の聞き取り調査に基づく推計値、H26～H27はH22～H24までの状況を踏まえて試算。

・なお、所得税は対象の全数集計が困難であるため、法人税のみを分析対象としている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成されていない状況（評価書中8③「効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成22年度の（53.1%）と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す（2年間で10%ポイント向上）と目標を設定していたが、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率は23年度49.5%、24年度45.0%と低下傾向にあるため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。

- ③ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、農林水産関連中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性が見られる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。本措置と類似の中小企業投資促進税制を利用した企業の設備投資対キャッシュフロー比率は、中小企業全体の同比率を大きく上回っていることから（中小企業庁調べ）、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

なお、設備投資押し上げ効果に関しては、平成25年度中小企業庁委託調査の結果から、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合が約4割であることから4割の企業の投資判断を押し上げていると推計されている。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値をもとに、税制措置による税の減免（キャッシュフロー増加）分の約7割が更なる設備投資に回ると推計されている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、食品企業関係者のみを特定することは困難であることから、本租税特別措置等の主務官庁である経済産業省からのデータを用いて過去の実績値を算出している。

適用件数は、工業統計データを用いて、中小業事業者数(431,358)のうちの食料品製造業等の事業所数(67,187)の割合(2割)として推計している。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回、平成23年度に行った事前評価において、平成24、25年度に各9,397件を見込んでいたところであるが、本調査の出典である工業統計（経済産業省）において実績値が明らかになっていないため、本評価書においても見込値のままとしている。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は、工業統計データを用いて、中小業事業者数(431,358)のうちの食料品製造業等の事業所数(67,187)の割合(2割)として推計している。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、食品企業関係者のみを特定することは困難であることから、本租税特別措置等の主務官庁である経済産業省からのデータを用いて過去の実績値を算出している。

- ⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明及び<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

波及効果については、「税の減免分の約7割が設備投資に回る」ことから勘案して、減収額の7割を投資額として、産業連関表を使用して経済波及効果を算出したところ以下のとおり。

(国税)

(単位:百万円)

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込み)	24年 (見込み)	25年 (見込み)	26年 (見込み)	27年 (見込み)
減収額	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039
投資額 (7割)	4,529	4,815	4,815	4,815	4,815	7,027	7,027
経済波及効果	11,774	12,518	12,518	12,518	12,518	18,268	18,268

(地方税)

(単位:百万円)

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込み)	24年 (見込み)	25年 (見込み)	26年 (見込み)	27年 (見込み)
減収額	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100
投資額 (7割)	1,842	1,956	1,956	1,956	1,956	2,870	2,870
経済波及効果	4,879	5,085	5,085	5,085	5,085	7,461	7,461

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)(国税29及び地方税17) (所得税:外・法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義、地方法人特別税:外)
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 (1)対象者 青色申告書を提出する中小企業者、事業協同組合等 (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上 〔拡充〕 以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 (1)即時償却 (2)税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ (3)特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末とする。 (一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。) ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア+事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア+機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成25年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	中小企業投資促進税制創設(平成10年4月総合経済対策) 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上〕 平成12年度 1年間の延長 〔平成13年5月までの適用期限の延長〕 平成13年度 10ヶ月の延長 〔平成14年3月までの適用期限の延長〕 平成14年度 2年間の延長 〔平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価格の引下げ〕 取得:230万円以上→160万円以上

		リース:300万円以上→210万円以上 平成16年度 2年間の延長 〔平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備(器具・備品)の取得価額の引上げ〕 取得:100万円以上→120万円以上 リース:140万円以上→160万円以上 平成18年度 2年間の延長 〔平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕 平成20年度 2年間の延長 平成20年度 2年間の延長 平成22年度 2年間の延長 平成24年度 2年間の延長 〔平成26年3月迄の適用期間の延長〕、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
6	適用又は延長期間	平成26年4月～平成28年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業(食品企業者関係を含む)は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を進展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とする。 ----- 《政策目的の根拠》 創設当初は、総合経済対策(平成10年4月経済対策閣僚会議)の一環として、投資減税の特例として措置されていた。 また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。 日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)(抜粋) 一. 日本産業再興プラン 一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～ 企業や人材を世界で戦える筋肉質な体質とするため、民間の決断を迫りながら、産業の新陳代謝の促進、雇用制度改革や人材力の強化を徹底して進める。縦割りを廃した科学技術政策と世界をにらんだIT戦略により、イノベーション力を飛躍的に高め、規制改革、特区の徹底活用及び立地競争力の抜本的改善により、規制省国を目指す。 これにより、グローバル競争に勝ち抜ける製造業の復活、付加価値の高いサービス産業の創出を図るとともに、企業が活動しやすく、個人の可能性が最大限発揮される社会を実現する。 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) 日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」)を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。

		<p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする 一過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る 一過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>①民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間で「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <p>・生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p> <p>食品産業の持続的な発展</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成24年の(45.0ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、食品企業者関係の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>24年度において、減税額として97億円適用見込み(国税:69億円、地方税:28億円)があり、食品企業者関係の持続的な発展に寄与。</p>
8	有効性等	① 適用数等
		<p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。</p> <p>本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p>

		(単位：件)				
		20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)
		9,199	9,251	9,397	9,397	9,397
		(単位：件)				
		25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)		
		9,397	9,397	9,397		
		注)適用件数は、工業統計(経済産業省)における中小事業者数のうちの食品製造業等の事業所数の割合(2割)を適用件数として推計している。				
	② 減収額	食品企業者関係農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。				
		[国税]				
		(単位：百万円)				
		20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)
		8,816	6,470	6,879	6,879	6,879
		(単位：百万円)				
		25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)		
		6,879	10,039	10,039		
		注)積算根拠は、別添1を参照。				
		[地方税]				
		(単位：百万円)				
		20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)
		3,296	2,631	2,794	2,794	2,794
		(単位：百万円)				
		25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)		
		2,794	4,100	4,100		
		注)積算根拠は、別添1を参照。				
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)				
		農林水産関連中小企業が設備投資を行うに当たって、継続的な利用がなされ、大規模食品製造業の競争力を確保や衛生管理システムの導入等にも寄与している。				

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)

(単位: %)

	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)
設備投資 対キャッ シュフロ ー比率	58.8	53.1	49.5	45.0	45.0	50.0	55.0

注)中小企業全体指数
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)
経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中であって、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることによって、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。
《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)
税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約 4 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約 7 割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。
(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)
また、本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。

(例)平成 24 年度の経済波及効果(国税)
経済波及効果を算出した際に使用した投資額は、平成 24 年度の減収額の 7 割の 4,185 百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。

〔国税〕
(単位: 百万円)

	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)
減収額	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039
減収額 (7 割)	4,529	4,815	4,815	4,815	4,815	7,027	7,027
経済波及 効果	11,774	12,518	12,518	12,518	12,518	18,268	18,268

〔地方税〕
(単位: 百万円)

	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)
減収額	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100
減収額 (7 割)	1,842	1,956	1,956	1,956	1,956	2,870	2,870
経済波及 効果	4,786	5,085	5,085	5,085	5,085	7,461	7,461

※ 租税特別措置を受けなくて投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。
※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成 17 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101 部門)」を使用して算出。
※ 消費転換係数は 0.73 で算出
※ 経済波及効果は 2 次効果まで算定
※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 3 参照

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

中小企業(食品企業者関係を含む)が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。
本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のもに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。
また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のある IT 化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。

② 他の支援措置や義務付け等

他の支援措置や義務付け等はない。

		との役割分担	
	③	地方公共団体が協力する相当性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大半を占めている。本税制により食品企業者関係の設備投資を促進することにより、食品企業者関係の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度税制改正要望時

[所得税・法人税]

中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	平成26年度減税見込額 10,039 百万円
------------------------	---------------------------

(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11)

1. 減税見込額等の積算(平成20年度～平成25年度)

ア 特別償却減税見込額=2,129,191百万円×3/4×30%×30%×22.5%×15.5%=5,012百万円①
投資促進税制対象設備取得額 (特償選択率) (特償率) (法人税率) (黒字率※1) (農林水産関連業種割合※2)

イ 税額控除減税見込額=(2,129,191百万円×1/4+232,416百万円)×7%×22.5%
投資促進税制対象設備取得額 (税額控除選択率) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)
 ×15.5%=1,867百万円②
(農林水産関連業種割合)

5,012百万円 ① + 1,867百万円 ② = 6,879百万円 ③

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業（1億円以下）から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 平成26年度要求拡充部分の積算

拡充部分についての減収額試算=20,389百万円 × 15.5% = 3,160百万円 ④
(中小企業全体の減収額) (農林水産関連業種割合)

3. 減税見込額等の積算(平成26年度～平成27年度)

6,879百万円 ③ + 3,160百万円 ④ = 10,039百万円

4. 適用実績及び適用見込み

区 分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039

[法人住民税・事業税]

中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	平成26年度減税見込額 4,100 百万円
------------------------	--------------------------

（根拠条項：措法10の3、42の6、68の11、地法第23、72、292）

1. 減税見込額積算（平成20年度～平成25年度）

○法人事業税

（投資促進税制対象設備取得額）（特償選択率）（特償率）（事業税率）（黒字率※1）（農林水産関連業種割合※2）

特別償却減税見込額＝2,129,191百万円×3/4×30%×9.6%×22.5%×15.5%＝1,604百万円①

○法人住民税

（投資促進税制対象設備取得額）（特償選択率）（特償率）（法人税率）（黒字率）（農林水産関連業種割合）（住民税率）

ア 特別償却減税見込額＝2,129,191百万円×3/4×30%×30%×22.5%×15.5%×17.3%
＝867百万円②

（投資促進税制対象設備取得額）（リースによる取得分）（控除率）（黒字率）

イ 税額控除減税見込額＝（2,129,191百万円×1/4+232,416百万円）×7%×22.5%
（農林水産関連業種割合）（住民税率）
×15.5%×17.3%＝323百万円③

○減税見込額

① 1,604百万円 + ② 867百万円 + ③ 323百万円 = 2,794百万円

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業（1億円以下）から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 平成26年度要求拡充部分の積算

拡充部分についての減収額試算＝8,428百万円 × 15.5% = 1,306百万円 ④
（中小企業全体の減収額）（農林水産関連業種割合）

3. 減税見込額等の積算（平成26年度～平成27年度）

2,794百万円 ① + 1,306百万円 ④ = 4,100百万円

4. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 （実績）	21年度 （実績）	22年度 （実績）	23年度 （見込み）	24年度 （見込み）	25年度 （見込み）	26年度 （見込み）	27年度 （見込み）
対象者数	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 （百万円）	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(国税)

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
21年度	4,529		
22年度	4,815		
23年度	4,815		
24年度	4,815		
25年度	4,815		
26年度	7,027		
27年度	7,027		
28年度			

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(地方税)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	1,842		
22年度	1,956		
23年度	1,956		
24年度	1,956		
25年度	1,956		
26年度	2,870		
27年度	2,870		
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値を維持すること）の実現状況について、「平成21年度85,766円」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値を維持すること）の実現状況の将来予測について、「農業機械取得額が平成26年度及び27年度94,792円となる見込みである。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充(農業者関係) (国税26、地方税14)(所得税:外、法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義、地方法人特別税:外)
2	要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の拡充及び2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者: 青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置(1台の取得価額が160万円以上) ・特定の器具及び備品(1台の取得価額が120万円以上) ・一定のソフトウェア(1つの取得価額が70万円以上)等 <p>(3) 特例措置: 青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(但し、資本金3,000万円以下)の選択適用が認められる。</p> <p>【拡充】</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <p>(1) 即時償却</p> <p>(2) 税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ</p> <p>(3) 特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。</p> <p>(一定の要件: 以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <p>①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの</p> <p>②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上</p> <p>③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>
3	担当部局	生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期	平成25年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策(平成10年4月)」に伴う措置として創設。 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車:車両重量8t以上→3.5t以上〕

		<p>平成12年度 1年間の延長 〔平成13年5月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長 〔平成14年3月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成14年度 2年間の延長 〔対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ〕 取得:230万円以上→160万円以上 リース:300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 〔対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ〕 取得:100万円以上→120万円以上 リース:140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p> <p>平成24年度 2年間の延長 〔対象設備(器具・備品)に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕</p>
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)</p> <p>食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)</p> <p>「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進する」</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成25年度における青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：86,463円（平成22年度実績）を基準値とし、これを維持すること。 なお、前回（平成24年度税制改正）の目標は、「平成25年度における青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：86,463円を維持すること」であり、この目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本税制措置を実施する必要がある。 （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。） ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 (160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円 × 青色申告により所得税を納税している農業所得者率 0.0459) ÷ H19 青色申告所得納税者数(農業所得者) 74,901人 = 86,463円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額を測定指標とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																
8 有効性等	① 適用数等	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,109</td> <td>3,213</td> <td>3,141</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。地方税法に基づき把握される情報についても、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、評価対象の範囲が異なることから、国税と同様に評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。また、ITを活用した投資について抽出することも困難であった。 なお、税額の税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。 ※算定根拠は別添1参照 本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年3,000件を超える適用があり、僅少でもない。 想定適用数 2,670件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p>		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322
	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)											
適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322											

	② 減収額	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>450</td> <td>453</td> <td>453</td> <td>497</td> <td>497</td> <td>497</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td></td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。地方税法に基づき把握される情報についても、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、評価対象の範囲が異なることから、国税と同様に評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。また、ITを活用した投資について抽出することも困難であった。 なお、税額の税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。 ※算定根拠は別添1参照</p>		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	減収額	450	453	453	497	497	497	497		78	78	78	86	86	86	86
		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																		
減収額	450	453	453	497	497	497	497																			
	78	78	78	86	86	86	86																			
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成27年度) 農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成27年度)</p> <p>下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は安定的に推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。なお、前回（平成24年度税制改正）の目標は、「平成25年度における青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：86,463円を維持すること」であり、この目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本税制措置を実施する必要がある。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額</td> <td>85,766</td> <td>86,463</td> <td>86,347</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p>	年度	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額	85,766	86,463	86,347	94,792	94,792	94,792	94,792								
年度	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																			
青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額	85,766	86,463	86,347	94,792	94,792	94,792	94,792																			

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約2,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H23年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。なお、「租特効果の寄与分」に関する特段のデータを持ち合わせていないため、中小企業庁におけるアンケート結果等、現時点で把握しているデータを基に経済波及効果を試算した。</p> <p>[経済効果の算出方法]</p> <p>154,626百万円(160百万円以上の国内向け農業機械出荷額)×4.59% (全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合)=7,100百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の3,550百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位:百万円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>528</td> <td>531</td> <td>531</td> <td>583</td> <td>583</td> <td>583</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>3,212</td> <td>3,238</td> <td>3,234</td> <td>3,550</td> <td>3,550</td> <td>3,550</td> <td>3,550</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>8,472</td> <td>8,541</td> <td>8,529</td> <td>9,364</td> <td>9,364</td> <td>9,364</td> <td>9,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用。 ※消費転換係数0.73で算出。 ※経済波及効果は2次効果まで算定。 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	減収額	528	531	531	583	583	583	583	投資額	3,212	3,238	3,234	3,550	3,550	3,550	3,550	経済波及効果	8,472	8,541	8,529	9,364	9,364	9,364	9,364
	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																											
減収額	528	531	531	583	583	583	583																											
投資額	3,212	3,238	3,234	3,550	3,550	3,550	3,550																											
経済波及効果	8,472	8,541	8,529	9,364	9,364	9,364	9,364																											
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等</p> <p>関連する措置として、 ・農畜産業機械等リース支援事業 ・経営体育成支援事業 等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金</p>																																

		<p>との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。 機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解	<p>中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成24年度税制改正要望時</p>

○減税見込額積算資料(国税・地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 154,626百万円(平成24年度)

【算出例】トラクターの場合

35,945台(国内向け出荷台数) / 131,838台(20馬力以上のトラクターの出荷台数)
 × 218,194百万円(20馬力以上のトラクターの出荷額) = 59,490百万円

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械(160万円以上)の合計額

59,490百万円(トラクター) + 16,039百万円(田植機) + 75,527百万円(コンバイン)
 + 3,570百万円(スปีトスプレー) = 154,626百万円

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。
 また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びスปีトスプレーとした。

(2) 減税見込額(平成24年度実績推計)・・・所得控除から試算

【国税】

154,626百万円(減税対象機械設備取得価額) × 0.0459(青色申告により所得税を納税している農業所得者率) × 7%(税額控除率) = 497百万円

【地方税】

154,626百万円(減税対象機械設備取得価額) × 0.0459(青色申告により所得税を納税している農業所得者率) × 7%(税額控除率) × 17.3%(法人住民税率) = 86百万円

H19 青色申告所得納税者数(農業所得者) / 販売農家数

74,901人 / 1,631,206人 = 0.0459

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005及び2010農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象数	70,495	70,003	68,431	72,364	72,364	72,364	72,364
適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322
減税 見込額	国税	450	453	497	497	497	497
	地方税	78	78	78	86	86	86

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象数) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成25年度以降については、平成24年度の推計値と同数とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,404)	商業 (521)	運輸 (33)
20年度	農業用機械 (2,462)	商業 (534)	運輸 (34)
21年度	農業用機械 (2,610)	商業 (566)	運輸 (36)
22年度	農業用機械 (2,631)	商業 (571)	運輸 (36)
23年度	農業用機械 (2,627)	商業 (570)	運輸 (36)
24年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
25年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
26年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
27年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
28年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明及び8②「減収額」欄への補足説明）

地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、森林組合等林業者のみを特定することは困難であることから、同調査の情報を活用することができない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）（国税 27 及び地方税 15）（所得税：外、法人税：義、法人事業税：義、法人住民税：義、地方法人特別税：外）
2	要望の内容	<p>本制度の適用期限の拡充及び2年延長</p> <p>〔現行制度〕</p> <p>(1)対象者 青色申告書を提出する森林組合等</p> <p>(2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア</p> <p>(3)特例措置 機械等の取得価格の 30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用</p> <p>(4)取得価格 機械・装置は1設備 160 万円以上 器具・備品は1設備 120 万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70 万円以上</p> <p>〔拡充〕</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、次の措置を講じる。</p> <p>(1)即時償却</p> <p>(2)税額控除割合を現行の7%から 12%とする上乗せ</p> <p>(3)特別償却不足の繰越期間及び法人税額の 20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長</p> <p>(一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <p>① 一のソフトウェアの取得価額が 120 万円以上であるもの</p> <p>② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計 120 万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計 160 万円以上</p> <p>③ 取得価額が 120 万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が 160 万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成 25 年 4 月～8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成 10 年 4 月総合経済対策 延長：平成 11 年、12 年、13 年、14 年、16 年、18 年、20 年、22 年、24 年適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤の強化、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展)</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画(平成23年7月閣議決定)</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>3 林産物の供給及び利用に関する目標 (3)林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>平成27年、平成32年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第1に掲げた目標を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第2表及び第3表のとおりとする。</p> <p>なお、総需要量に占める国産材利用量の割合は、平成32年には50%になると見込まれる。</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定) 「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進する」</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>13 林業の持続的かつ健全な発展</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。このため、本措置を活用し、素材生産の労働生産性を平成32年度までに主伐11~13m³/人日以上、間伐8~10m³/人日以上に増加させることを目標とする。</p> <p>なお、本措置の延長期間を超えた目標を設定している理由は、次の理由によるものである。</p> <p>① 森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画の「林産物の供給及び利用に関する目標」において、平成32年までに木材供給量を3,900万m³に増加させるという目標が設定されており、素材生産の労働生産性を目標値までに向上させることがそれを達成する要件の一つとなっていること。</p> <p>② 森林・林業・木材産業分野の政策に広く国民の声を反映させ、国民の合意に基づいた政策の推進に資するため、外部有識者で構成される「林政審議会」において、「効率的かつ安定的な林業経営の主体が達成すべき目標」(参考1「④林業構造の展望について」(平成23年3月29日林政審議会資料))として、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指すことにより、平成32年までに次の生産性を目指すこととする。</p> <p>[所期の目標：主・間伐別の素材生産の労働生産性]</p> <table border="1" data-bbox="1491 938 2092 1062"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> <td>7.73</td> <td>8.27</td> <td>8.82</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> <td>5.45</td> <td>5.88</td> <td>6.30</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1491 1091 1823 1190"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>9.36</td> <td>9.91</td> <td>10.45</td> <td>11.00</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>6.73</td> <td>7.15</td> <td>7.58</td> <td>8.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(m³/人日)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、これと同様、素材生産に関わる作業員1人の1日あたりに生産する素材の量、すなわち、「素材生産の労働生産性」を測定指標とし、平成32年度までに次のとおりの生産性を目指すこととする。</p> <p>主伐 11~13m³/人日以上</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	主伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82	間伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30	年度	H29	H30	H31	H32	主伐	9.36	9.91	10.45	11.00	間伐	6.73	7.15	7.58	8.00
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																				
主伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82																																				
間伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30																																				
年度	H29	H30	H31	H32																																								
主伐	9.36	9.91	10.45	11.00																																								
間伐	6.73	7.15	7.58	8.00																																								

		<p>間伐8～10m³/人日以上</p> <p>先に述べたように、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化するためには、林業機械等の導入だけでなく、施業集約化、路網整備等が一体的に推進されることが望ましい。</p> <p>このため、本措置の直接的な効果を把握するためには、他の一体的に推進される施策や本措置の活用に関わらず林業機械を購入する意思等を排除する必要があることから、林業機械等を導入した森林組合等に対して「本措置が林業機械等の導入の動機付けとなったか否か」についてのアンケート調査(別添1)を行うこととした。</p> <p>なお、別添1のとおり、平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象とした「本措置が林業機械等の導入の動機付けとなったか否か」についてのアンケート調査結果によれば、当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合は、9.5%(寄与度)であることが分かった。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>森林組合等が新たに林業機械等を導入することにより、素材生産の労働生産性の向上が図られることは、参考2「林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例」のとおりである。したがって、本措置により新たな林業機械等の導入が誘導され、森林組合等が低コストかつ効果率的な素材生産が可能となれば、素材を生産する能力が向上し、素材生産量が増加するとともに、その収益が増し、そのことが、森林組合等の経営基盤の強化につながることを期待できる。</p> <p>さらに、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っている。このため、森林組合等の経営基盤が強化されることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化がつながり、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>	
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用人数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>

		<p>(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25 (推計)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人数</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25年度推定については、直近3カ年(平成22～24年度)実績の平均値を推計値として記載している。</p> <p>※ 平成26～28年度推定値については、平成25年度推計値と同じ値を記載している。</p> <p>※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)</p> <p>※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。</p> <p>全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。</p> <p>また、森林組合等が、林業機械等の導入を検討する理由は、素材生産の生産性の向上を図る上で有効な手段となるためであるが、林業機械等は高額なものが多く、その導入にあたり、森林組合等は、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率、長・中期的な事業計画、経営状態等を総合的に考慮した慎重な検討が必要である。このため、適用対象者は、全国の青色申告している森林組合約700組合のうち約1割も本制度を活用していることや、前回要望時に所期の適用数として想定していた57件程度(平成20～22年度の3年平均)と同程度となっていることから、対象者数に対する適用数は僅少ではない。</p> <p>[参考:林業機械等の金額]</p> <p>フォワーダ(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ(1,500万円前後)</p> <p>グラブブル及びベースマシーン(1,500～2,000万円前後)</p> <p>ホイールローダー(1,100～2,000万円前後)</p> <p>タワーヤーダ(1,500～2,000万円)</p> <p>グレーダー(2,500万円前後)</p> <p>森林GIS一式(200～300万円前後)</p> <p>出典:メーカー聞き取り調査結果</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	適用 法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
年度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)												
適用 法人数	79	52	56	64	57	57	57	57												
		②: 減収額	<p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困</p>																	

難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

〔国税〕 (百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
減税見込額	102	101	51	103	84	84	84	84

- ※ 算定根拠は別添2参照。
- ※ 平成 25 年度推計については、直近3カ年(平成 22～24 年度)実績の平均値を推計値として記載している。
- ※ 平成 26～28 年度推定値については、平成 25 年度推計値と同じ値を記載している。
- ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
- ※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推定を行った。
- ※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。

〔地方税〕 (百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
減税見込額	25	29	16	36	26	26	26	26

- ※ 算定根拠は別添3参照。
- ※ 平成 25 年度推定については、直近3カ年(平成 22～24 年度)実績の平均値を推計値として記載している。
- ※ 平成 26～28 年度推計値については、平成 25 年度推計値と同じ値を記載している。
- ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
- ※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推定を行った。
- ※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21～28 年度)

林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で6m³/人日程度、間伐で4m³/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21～28 年度)

下表のとおり、素材生産の労働生産性の実績は上昇傾向で推移している一方、各年の目標に対する達成度合については、主伐は7～8割程度、間伐は8～9割程度と高水準で推移しているものの、目標には達していない。

このことは、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、単に営利性や効率性を求めていることが、多様な要因の一つと考えられる。

しかしながら、全体の推移としては、下表のとおり、素材生産の労働生産性は、増加傾向にあり、かつ、達成度合も9割程度を維持していることから、これまでどおり、当該租税特別措置等を活用し、今後も着実に林業機械等の導入が図ることで、労働生産性の向上等に寄与し、森林・林業基本計画に掲げる平成 32 年の目標達成時期には、最終目標の達成が期待される。

〔所期の目標:主・間伐別の素材生産の労働生産性〕

(m³/人日)

年度	H21 (実績)	H22 (目標)	H23 (目標)	H24 (目標)	H25 (目標)	H26 (目標)	H27 (目標)	H28 (目標)
主伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82
間伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30

年度	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
主伐	9.36	9.91	10.45	11.00
間伐	6.73	7.15	7.58	8.00

〔過去の実績及び将来推計〕

(m³/人日)

年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推定)	H25 (推定)	H26 (推定)	H27 (推定)	H28 (推定)

主伐	5.00	4.55 (82%)	5.56 (91%)	6.16 (93%)	6.77 (94%)	7.37 (95%)	7.98 (96%)	8.58 (97%)
間伐	3.33	3.33 (89%)	3.57 (85%)	4.06 (88%)	4.55 (91%)	5.05 (93%)	5.54 (94%)	6.03 (96%)

年度	H29 (推定)	H30 (推定)	H31 (推定)	H32 (推定)
主伐	9.19 (98%)	9.79 (99%)	10.40 (99%)	11.00 (100%)
間伐	6.52 (97%)	7.02 (98%)	7.51 (99%)	8.00 (100%)

※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21～28年度)

低コストかつ効率的な素材生産を実現するためには、林業機械の導入が不可欠であるが、長期的な木材価格の低迷により、森林組合等における設備投資意欲は大きく減退している。

したがって、本措置が延長されなかった場合には、森林組合等における林業機械の導入が抑制されることとなり、労働生産性が改善せず、経営基盤の強化も期待できなくなる。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成28年度)

本措置により、素材生産の低コスト化、効率性の向上が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。

- ① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- ③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額(5年分)」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

なお、所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

〔国税及び地方税の税收減是認効果〕

区分	年度							
	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	国税	102	101	51	103	84	84	84
	地方税	25	29	16	36	26	26	26
	計	127	130	67	139	110	110	110
増収が期待できる税額	国税	255	170	165	180	160	160	160
	地方税	44	29	29	29	25	25	25
	計	299	199	194	209	185	185	185

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方税法特別税の推計を行った。

※ITを活用した投資について抽出して適要件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。

〔① 国税分〕

(法人、百万円)

区分	年度							
	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	102	101	51	103	84	84	84	84
期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609
寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
増収が期待できる法人税額(5年分)	255	170	165	180	160	160	160	160

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に1/5を乗じた割合としている。

※ 「増収が期待できる法人税額(5年分)」＝「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成23年度までは22%、平成24年度以降は19%+10%上乘せ分)」×5年(「林業用設備」の耐用年数は5年(国税庁))

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

〔② 地方税分〕 (法人、百万円)

年度 区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	25	29	16	36	26	26	26	26
期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609
寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
増収が期待できる地方住民税額(5年分)	44	29	29	29	25	25	25	25

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に1/5を乗じた割合としている。

※ 「増収が期待できる法人税額(5年分)」＝「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成23年度までは22%、平成24年度以降は19%)」×5年(「林業用設備」の耐用年数は5年(国税庁))×法人住民税率(17.3%)

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。 また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業再生基盤づくり交付金等の補助、林業・木材産業改善資金等の制度金融がある。 しかしながら、林業機械等は、先に述べたとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。 また、素材生産に必要なグラブ等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。

	③ 地方公共団体が協力する相当性	林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。
10	有識者の見解	中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

中小企業投資促進税制に関するアンケート結果

平成20年から平成24年までの5年間に中小投資促進税制を利用した組合について集計。5年間の割合であるため、単年度については1/5を乗じた値とする。

1. この税制が、上記の林業機械等導入の動機付けとなったか。		
きっかけとなった	56組合	47%
無関係	62組合	53%
計	118組合	100%

2. 導入目的		
高性能林業機械を導入するため	103組合	72%
GISを導入するため	12組合	8%
普通貨物自動車等の導入のため	11組合	7%
その他	18組合	13%
計	144組合	100%

3. 今後も、この税制を活用したいか。		
活用したい	171組合	81%
活用したくない(するつもりはない)	39組合	19%
計	211組合	100%

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特別償却額(実数)(百万円) ^{※1}	90	117	237	176
	調査回収率(%) ^{※2}	78%	90%	84%	
② 森林組合連合会	特別償却額(実数)(百万円)	120	13	112	86
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(ア)262

[算出過程: ①及び②の3年平均値を合計]

- ① 森林組合 (90百万円/78%+117百万円/90%+237百万円/84%)/3 = 176百万円
- ② 森林組合連合会 (120百万円/96%+13百万円/100%+112百万円/93%)/3 = 86百万円
- ③ 計(①+②) (176百万円+86百万円) = 262百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

(2) 税額控除額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ^{※1}	36	11	13	25
	調査回収率(%)	78%	90%	84%	
② 森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	2	8	3	4
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(イ)29

[算出過程: ①及び②の3年平均値を合計]

- ① 森林組合 (36百万円/78%+11百万円/90%+13百万円/84%)/3 = 25百万円
- ② 森林組合連合会 (2百万円/96%+8百万円/100%+3百万円/93%)/3 = 4百万円
- ③ 計(①+②) (25百万円+4百万円) = 29百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

(3) 減税額試算

- ① 特別償却繰入増額 (ア)262百万円
- ② 特別償却減税額 (ア)262百万円×20.9%(法人税額:19%+10%上乗せ)=55百万円…(ア)'
- ③ 減税見込額 (ア)'+(イ) = **84百万円**

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (推計)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)
対象者数	738	725	718	706	691	686	686	686
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	税額控除	45	48	20	18	29	29	29
	特別償却	57	53	32	84	55	55	55
	合計	102	101	51	103	84	84	84

※1) 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2) 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3) 平成25年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区分とも、上記1等に基づき3年平均(22~24年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円) ^{※1}	90	117	237	176
	調査回収率(%) ^{※2}	78%	90%	84%	
②森林組合連合会	特別償却額(実数)(百万円)	120	13	112	86
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(ア)262

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

- ① 森林組合 (90百万円/78%+117百万円/90%+237百万円/84%)/3 = 176百万円
- ② 森林組合連合会 (120百万円/96%+13百万円/100%+112百万円/93%)/3 = 86百万円
- ③ 計(①+②) (176百万円+86百万円) = 262百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

(2) 税額控除額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ^{※1}	36	11	13	25
	調査回収率(%)	78%	90%	84%	
②森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	2	8	3	4
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(イ)29

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

- ① 森林組合 (36百万円/78%+11百万円/90%+13百万円/84%)/3 = 25百万円
- ② 森林組合連合会 (2百万円/96%+8百万円/100%+3百万円/93%)/3 = 4百万円
- ③ 計(①+②) (25百万円+4百万円) = 29百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

(3) 減税額試算

- ① 特別償却繰入増額 (ア)262百万円
- ② 特別償却減税額 (ア)262百万円×19%(法人税額:19%)=50百万円…(ア)´
- ③ 減税見込額 (ア)´+(イ) = **79百万円**

(4) 地方税減税額試算

- ① 地方住民税額 (ウ)79百万円×17.3% = 13.6百万円
- ② 特別償却減税額 (エ)262百万円×2.7% = 7.1百万円
- ③ 地方法人特別税 (オ)262百万円×2.7%×81% = 5.7百万円
- ④ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) = **26百万円**

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (推計)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)
対象者数	738	725	718	706	691	686	686	686
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税国見込税額	税額控除	45	48	20	18	29	29	29
	特別償却	57	53	32	84	55	55	55
	合計	102	101	51	103	84	84	84
減地税見込額	法人住民税	17	17	9	16	14	14	14
	法人事業税	4	7	4	11	7	7	7
	地方法人特別税	4	5	3	9	6	6	6
	合計	25	29	16	36	26	26	26

※1) 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2) 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3) 平成25年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区分とも、上記1等に基づき3年平均(22~24年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

効率的かつ安定的な林業経営の主体が達成すべき目標

(1) 持続的な林業経営の主体

- ① 自ら又は共同等で森林経営計画(仮称)を作成する、森林所有者
- ② 森林所有者に代わって森林経営計画(仮称)を作成する、森林組合、民間事業者

10年後(平成32年)に達成すべき目標

森林経営計画(仮称)に基づく適切な林業経営

持続的な林業経営の主体が、民有林のほぼ全てをカバーして森林経営計画(仮称)を作成し、当該計画に基づき、適切な施業を執行管理している状態を目指す。

林業経営の体質強化

森林組合や民間事業者においては、経営責任を伴う受託への転換を目指し、施業集約化を推進し、個々の施業受託から長期施業受託に早急に移行するなどの取組を開始することが重要

(2) 効率的な施業実行の主体

- 効率的かつ低コストの施業を実施し得る、① 労働力・林業機械を有する森林所有者 及び ② 林業事業者(森林組合、民間事業者)

10年後(平成32年)に達成すべき目標

素材生産

施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。

○ 数値目標: 間伐 8~10m³/人日以上
主伐 11~13m³/人日以上

具体的には、素材生産全体の平均が、数値目標を達成することを旨とする。

造林・保育

機械地拵え、コンテナ苗の活用、下刈方法の簡素化等により、効率的かつ低コストの造林・保育の達成を目指す。

○ 数値目標: 従来よりも2割以上のコスト縮減

具体的には、造林・保育全体の平均が、数値目標を達成することを旨とする。

目標を達成した場合の林業経営の具体像 (10年後)

(1) 施業地レベルの収支改善モデル (1ha当たりの比較)

間伐(現状)		間伐(10年後)	
【素材生産量等】		【素材生産量等】	
素材生産量	55 m ³ /ha	素材生産量	55 m ³ /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性等】		【労働生産性等】	
生産性	3.3 m ³ /人日	生産性	10.1 m ³ /人日
作業員の人件費	16 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
【間伐収支】		【間伐収支】	
収支	45 千円/ha	収支	73 千円/ha
補助金なしの場合	▲336 千円/ha	(補助金なし)	

主伐、再造林・保育(現状)		主伐、再造林・保育(10年後)	
【素材生産量等】 (主伐)		【素材生産量等】 (主伐)	
素材生産量	350 m ³ /ha	素材生産量	350 m ³ /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性等】 (主伐)		【労働生産性等】 (主伐)	
生産性	7.5 m ³ /人日	生産性	13.1 m ³ /人日
作業員の人件費	16 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
【主伐収支】		【主伐収支】	
収支 ①	490 千円/ha	収支 ①	1,200 千円/ha
【造林・保育】		【造林・保育】	
造林・保育作業面積(累計) 8 ha		造林・保育作業面積(累計) 8 ha	
作業員の人件費	14 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
経費	1,900 千円/ha	経費	1,470 千円/ha
		(現状より2割以上の縮減)	
補助金	1,300 千円/ha	補助金	1,000 千円/ha
収支 ②	▲600 千円/ha	収支 ②	▲470 千円/ha
【造林・保育後の収支】		【造林・保育後の収支】	
収支	▲110 千円/ha	収支	730 千円/ha
(造林面積当たり) ①+②		(造林面積当たり) ①+②	

《間伐 現状と10年後の共通事項》

- ・間伐(30~60年生のスギ人工林)
- ・丸太価格:9,000円/m³

注:国際商品であり、並材中心となった木材の価格が大きく上昇することは期待できない状況。このため、丸太価格は現状水準で試算。

《間伐 効率化のポイント》

- ・施業集約化の推進(事業規模の確保)
- ・路網整備の推進(車両系(緩傾斜地)の目標100~250m/ha(現状20m/ha程度))
- ・高性能林業機械の効率的稼働
- ・10年後は、補助金なしでも間伐可能

《主伐 現状と10年後の共通事項》

- ・主伐(皆伐)(80年生のスギ人工林)
- ・丸太価格:10,000円/m³

《主伐、再造林・保育 効率化のポイント》

- ・主伐と同様の取組のほか、
- ・主伐の伐採作業時に機械地拵え、コンテナ苗の活用等により、地拵え・植栽経費を4割縮減
- ・加えて、下刈の省力化等により、造林・保育経費全体でも2割以上のコスト縮減

《作業システム》(間伐・主伐 共通)

- 4名1セット

【現状】	【10年後】
チェーンソー 2台	→ チェンソー 1台
グラブ 1台	→ グラブ 1台
フォワーダ 1台	→ フォワーダ 1台
	ハーベスタ 1台

林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例

〔事例1〕N組合 林道走行による定性間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	10.3	伐倒 チェーンソー → 木寄せ スイングヤーダ → 枝払い・玉切り プロセッサ → 積込・運搬・巻立 フォワーダ
新	15.0	伐倒・枝払い・玉切り ハーベスタ → 積込・運搬・巻立 フォワーダ

〔事例2〕M組合 施業集約化の推進、作業道の開設により間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	4～5	伐倒 チェーンソー → 木寄せ グラブブル → 造材 チェーンソー → 運材 林内作業車 → 仕分け グラブブル
新	7～8	伐倒 ハーベスタ → 木寄せ グラブブル → 造材 ハーベスタ → 集搬・仕分け フォワーダ

〔事例3〕T組合 作業道の開設により定性間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	0.93	伐倒 チェーンソー → 集材 ウインチ等 → 造材 チェーンソー → 運材 トラック
新	5.80	伐倒 チェーンソー → 集材 ウインチ付き グラブブル → 造材 プロセッサ → 運材 フォワーダ

- (参考) 造材: 伐採した木を適当な長さに切って丸太にすること。
 木寄せ: 造材した丸太を集材するためにまとめること。
 集材: 木寄せした丸太を土場などに集積すること。
 運材: 集材した丸太を土場や最終消費地などに運搬すること。
 巻立: 丸太を土場や貯木場に積み上げること。

出典: 林野庁林政部経営課作成
 林野庁ホームページ「林業を支える高性能林業機械」より抜粋

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係） （国税 28 及び地方税 16） （所得税、法人税：義）（法人事業税、法人住民税、地方法人特別税：義）
2	要望の内容	本制度の拡充及び適用期限の2年延長 〔現行制度〕 （1）対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 （2）対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア （3）特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能） （4）取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上 〔拡充〕 以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 （一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。） ① 一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③ 取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	水産庁水産経営課
4	評価実施時期	平成25年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成26年4月～平成28年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。

		《政策目的の根拠》 漁業経営の安定 水産基本計画（平成24年3月閣議決定）の「第2の9 水産関係団体の再編整備等」において、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応じていけるようにするため、漁協の自主的な経営・事業改革を促進する旨規定しており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。 日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 〔政策分野〕 漁業経営の安定																								
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成（政策目的と同趣旨） （平成26年度及び平成27年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：2,458百万円（本特例措置を受けた投資額の割合（平均）：17.7%） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を受けた投資額 （単位：百万円）																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>649</td> <td>1,176</td> <td>1,613</td> <td>1,146</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>全投資額(B)</td> <td>19,203</td> <td>8,392</td> <td>6,319</td> <td>7,049</td> <td>7,253</td> <td>6,874</td> <td>7,059</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312	全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																			
本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312																			
全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059																			
		※税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果があることから、本措置は4割の押上げに寄与(寄与率4割)																								

			<p>していると思込まれる。 (※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)。 ※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。投資額の見込(平成25~27年度)は直近3カ年の平均値。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定に寄与する。</p>																																
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数 (単位: 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>58</td> <td>43</td> <td>56</td> <td>52</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。 適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税法に基づき把握される情報においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。 本措置の適用対象者は全ての漁協等であり、実績としても想定外に特定の者への偏りは無い。また、適用件数についても、前回の要望時には、平成23年度116件、平成24年度115件と見込んでいたところであるが、資源状況の低迷等により漁協の経営が悪化し、新たな設備投資ができなかった漁協等が多かった事情を考慮すれば、想定外に僅少であったとは考えていない。 ※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の調査を行った。 ※ITを活用した投資について、抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数とした。</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	適用件数	162	68	58	43	56	52	50																
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																												
適用件数	162	68	58	43	56	52	50																												
		②: 減収額	<p>減収額(国税) (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>280</td> <td>64</td> <td>39</td> <td>181</td> <td>97</td> <td>106</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。 減収額(地方税) (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>139</td> <td>27</td> <td>18</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添2参照。 減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	減収額	280	64	39	181	97	106	128	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	減収額	139	27	18	36	28	27	31
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																												
減収額	280	64	39	181	97	106	128																												
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																												
減収額	139	27	18	36	28	27	31																												

			<p>業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。 ※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の推定を行った。 ※ITを活用した投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。</p>																								
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21~H27年度) 本特例措置の下、漁協等により約6~60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。 近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要であり、本特例措置によって、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資への支援を通じた水産業等の体質強化が図られ、漁業経営の安定が実現すると見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間: H21~H27年度) 本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>649</td> <td>1,176</td> <td>1,613</td> <td>1,146</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>全投資額(B)</td> <td>19,203</td> <td>8,392</td> <td>6,319</td> <td>7,049</td> <td>7,253</td> <td>6,874</td> <td>7,059</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回の要望時(平成23年)に目標としていた平成24年度及び平成25年度の2年間に漁協等が取得する機械等の投資額は8,866百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均): 36.1%)であったが、実績見込みは2,789百万円(割合(平均): 19.5%)にとどまった。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等により漁協等の経営が悪化し、新たな設備投資ができなかった漁協等が多かったことによる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間: H26~H27年度) 経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中においては、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。 その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、漁業経営の安定化が停滞することが想定される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21~H27年度) 本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、概ね経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312	全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																				
本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312																				
全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059																				

本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位: 百万円)							
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
減収額	419	91	57	217	125	133	159
投資額	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
経済波及効果	16,049	7,845	1,690	3,061	4,199	2,983	3,415
寄与率	40%	40%	40%	40%	40%	40%	40%
本税制措置の経済波及効果	6,420	3,138	676	1,224	1,680	1,193	1,366

※経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込(平成25～27年度)は、投資額(直近3カ年の平均値)及び取得機械等の分類の割合(直近3カ年の平均値)により算出。

※寄与率の算出は測定指標の項参照。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次波及効果まで算定。

※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添3参照。

※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

※ITを活用した投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	高性能漁業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べて迅速に機能する本措置は、漁業協同組合等における機械等への投資の促進にインセンティブとなり、効率化が図られる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	漁業協同組合等への設備投資に係る支援措置として、強い水産業づくり交付金、沿岸漁業改善資金の補助・融資があるが、強い水産業づくり交付金については施設整備事業と一体となったものに限定されており、また、沿岸漁業改善資金については、20トン未満の漁船を用いて行うもの等の小規模な漁業に限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。 また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。

10	有識者の見解	中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度税制改正要望時

減税見込額積算資料（国税）

[中小企業投資促進：所得税・法人税：特別償却・税額控除]

中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	平成26年度減税見込額 106百万円
--------------------------	-----------------------

(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11)

1. 減税見込額等の積算

[平成20年度]

①特別償却 1,031百万円×22% = 227百万円 ②税額控除 14百万円 ③リース 2百万円
①+②+③ = 243百万円

[平成21年度] ※法人税率18%で算出。

①特別償却 1,393百万円×18% = 251百万円 ②税額控除 29百万円
①+② = 280百万円

[平成22年度] ※法人税率18%で算出。

①特別償却 257百万円×18% = 46百万円 ②税額控除 18百万円
①+② = 64百万円

[平成23年度] ※法人税率18%で算出。

①特別償却 158百万円×18% = 28百万円 ②税額控除 11百万円
①+② = 39百万円

[平成24年度] ※法人税率19%で算出。

①特別償却 95百万円×19% = 18百万円 ②税額控除 163百万円
= 181百万円

[平成25年度（見込）] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率19%で算出。

((平成22年度：64×19/18) + (平成23年度：39×19/18) + (平成24年度：181)) / 3
= 97百万円

[平成26年度（見込）] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率19%で算出。

((平成23年度：39×19/18) + (平成24年度：181) + (平成25年度見込：97)) / 3
= 106百万円

[平成27年度（見込）] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率19%で算出。

((平成24年度：181) + (平成25年度見込：97) + (平成26年度見込：106)) / 3
= 128百万円

※平年度減収見込額（平成26年度（見込）及び平成27年度（見込）の平均） = 117百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合（以下「漁協」、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査の集計値（実数）から減税見込額を算出。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,353	2,270	2,224	2,210	2,144	2,102	2,060	2,018
適用件数※2 (組合)	117	162	68	58	43	56	52	50
特例の適用 を受けた投資 資金額※3 (百万円)	5,399	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
減税見込額 (百万円)	243	280	64	39	181	97	106	128

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対する調査の集計値（実数）である。

※1 対象者数は、前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数である。（平成25～27年度（見込み）は平成21年～平成24年の平均減少数（年間42組合）をもとに算出）

※2 適用件数は、本制度を利用した組合数である。（平成25～27年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

減税見込額積算資料（地方税）

[法人住民税・事業税]	
中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	平成26年度減税見込額 27百万円

（根拠条項：地法51、314の4、72の24の7等）

1. 減税見込額等の積算

[平成20年度（実績）]

法人住民税 243百万円（国税の減税額）	×	17.3%	=	42百万円
法人事業税 1,031百万円（特別償却特例による所得額の減額）	×	6.6%	=	68百万円
				合計 110百万円

[平成21年度（実績）]

法人住民税 280百万円（国税の減税額）	×	17.3%	=	48百万円
法人事業税 1,393百万円（特別償却特例による所得額の減額）	×	3.6%	=	50百万円
法人特別税 50百万円（法人事業税の減税額）	×	81.0%	=	41百万円
				合計 139百万円

[平成22年度（実績）]

法人住民税 64百万円（国税の減税額）	×	17.3%	=	11百万円
法人事業税 257百万円（特別償却特例による所得額の減額）	×	3.6%	=	9百万円
法人特別税 9百万円（法人事業税の減税額）	×	81.0%	=	7百万円
				合計 27百万円

[平成23年度（実績）]

法人住民税 39百万円（国税の減税額）	×	17.3%	=	7百万円
法人事業税 158百万円（特別償却特例による所得額の減額）	×	3.6%	=	6百万円
法人特別税 6百万円（法人事業税の減税額）	×	81.0%	=	5百万円
				合計 18百万円

[平成24年度（実績）]

法人住民税 181百万円（国税の減税額）	×	17.3%	=	31百万円
法人事業税 95百万円（特別償却特例による所得額の減額）	×	3.6%	=	3百万円
法人特別税 3百万円（法人事業税の減税額）	×	81.0%	=	2百万円
				合計 36百万円

[平成25年度（見込）]

法人住民税 97百万円（国税の減税見込額）	×	17.3%	=	17百万円
法人事業税 170百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	×	3.6%	=	6百万円
法人特別税 6百万円（法人事業税の減税見込額）	×	81.0%	=	5百万円
				合計 28百万円

[平成26年度（見込）]

法人住民税 106百万円（国税の減税見込額）	×	17.3%	=	18百万円
法人事業税 141百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	×	3.6%	=	5百万円
法人特別税 5百万円（法人事業税の減税見込額）	×	81.0%	=	4百万円
				合計 27百万円

[平成27年度（見込）]

法人住民税 128百万円（国税の減税見込額）	×	17.3%	=	22百万円
法人事業税 135百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	×	3.6%	=	5百万円
法人特別税 5百万円（法人事業税の減税見込額）	×	81.0%	=	4百万円
				合計 31百万円

※平年度減収見込額（平成26年度（見込）及び平成27年度（見込）の平均）＝ 29百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査の集計値（実数）から減税見込額を算出。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	20年度 （実績）	21年度 （実績）	22年度 （実績）	23年度 （実績）	24年度 （実績）	25年度 （見込み）	26年度 （見込み）	27年度 （見込み）
対象者数※1 （組合）	2,353	2,270	2,224	2,210	2,144	2,102	2,060	2,018
適用件数※2 （組合）	117	162	68	58	43	56	52	50
特例の適用 を受けた投資 資金額 （百万円）	5,399	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
減税見込額 （百万円）	110	139	27	18	36	28	27	31

注）適用実績は、漁協・漁連・加工協に対する調査の集計値（実数）である。

※1 対象者数は、前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数である。（平成25～27年度（見込み）は平成21年～平成24年の平均減少数（年間42組合）をもとに算出）

※2 適用件数は、本制度を利用した組合数である。（平成25～27年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	食品機械・同装置 (3,860)	その他の機械 (2,308)	
22年度	食品機械・同装置 (1,434)	その他の機械 (1,580)	
23年度	食品機械・同装置 (260)	その他の機械 (389)	
24年度	食品機械・同装置 (532)	その他の機械 (644)	
25年度	食品機械・同装置 (715)	その他の機械 (898)	
26年度	食品機械・同装置 (495)	その他の機械 (651)	
27年度	食品機械・同装置 (580)	その他の機械 (732)	
28年度			
29年度			
30年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（牛肉（枝肉）生産量、1戸当たりの飼養頭数）は、他の政策手段の効果以外にも経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（牛肉（枝肉）の生産数量目標の達成）の実現状況について、「1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（牛肉（枝肉）の生産数量目標の達成）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）

現行の「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）では、平成32年度を目標年度として生産数量目標等の指標が設定されており、これ以外に達成目標とすべき適当な指標がないことから、これを達成目標としている。

④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明及び8②「減収額」欄への補足説明）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会報告）」に記載されている本特例措置の法人税における適用件数と適用総額は、以下のとおりである。

（単位：億円）

適用件数	適用総額
951	168

「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会報告）」においては、法人税の租税特別措置の影響を受ける地方税については、本特例措置の適用額は記載されておらず減収額が記載されていることから、以下のとおり減税額を示す。

（単位：千円）

道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
251,802	808,026	619,432	655,864

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（国税3、地方税2） （法人税、法人住民税、法人事業税：義） （所得税、個人住民税：外）
2	要望の内容	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人又は農業生産法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価格が100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた農業を営む個人の事業所得にあっては所得税及び住民税は免除、農業生産法人にあっては、事業所得を損金の額に算入する。 ・3年間の延長を要望
3	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
4	評価実施時期	平成25年4～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・創設年度：昭和42年度創設 ・改正経緯： 平成23年度：延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たりの売却価格の上限を見直し（交雑種の売却価格の上限を100万円から80万円） 平成20年度：延長、1戸当たりの売却頭数に上限（2,000頭）を設定、1頭当たりの売却価格の上限を見直し（乳用種の売却価格の上限を100万円から50万円） 平成17年度：延長、適用期間を5年間に短縮 昭和55年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価格に上限（100万円）を設定。
6	適用又は延長期間	・所得税 平成27年1月1日～平成29年12月31日 ・法人税 平成27年4月1日～平成30年3月31日 ・住民税 平成28年度～平成30年度 ・各3年間延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、配合飼料価格の高騰による飼料コストの増加、景気後退による

	<p>国産牛肉需要の減少、EPAによる国際化の進展により厳しい環境にある中で、TPP等による更なる国際化が進展する可能性がある。</p> <p>このような環境にある我が国の肉用牛経営に対して、本特例措置を講ずることにより、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」 ・「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成22年7月農林水産省）」 ・「肉用牛生産は、加工、流通等の関連産業の裾野が広く、地域経済を活性化させ、地域における雇用の創出につながるなどの効果を有している。とりわけ、（中略）中山間地域、離島等比較的他の産業が少ない地域においては、飼料作物や地域資源を活用して牛を飼養することにより、（中略）地域の基幹産業となっており、総就業人口に占める割合が高いという特徴がある。」とされている。</p> <p>「成長戦略（平成25年6月閣議決定）」 ・「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状約4,500億円）とする」とされ、牛肉は、輸出拡大を図る日本食を特徴付けるコンテンツの1つとされている。また、「今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す」とされている。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」において、平成32年度を目標年度として牛肉（枝肉）の生産数量目標を設定していることから、これを達成目標としている。</p> <table border="1" data-bbox="1491 300 2092 432"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>20年度 (A)</th> <th>32年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (20~32年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>0.0</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 牛肉（枝肉）生産量、1戸当たりの飼養頭数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p>		目 標				20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0.0	100																																																								
	目 標																																																																							
	20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)																																																																				
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0.0	100																																																																				
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<table border="1" data-bbox="1491 635 2092 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>77,300</td> <td>74,400</td> <td>69,600</td> <td>65,200</td> <td>61,300</td> <td>61,300</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>19,132</td> <td>19,420</td> <td>19,283</td> <td>19,283</td> <td>19,283</td> <td>19,283</td> </tr> <tr> <th></th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>61,300</td> <td>61,300</td> <td>61,300</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>19,283</td> <td>19,283</td> <td>19,283</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出根拠は、別紙1、3のとおり。 ※21、22年度は一部推定。</p> <p>・飼料作物の栽培等を行っている農業者及び農業生産法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・前回要望時（H22年）において想定したH23年度の適用者数は15,885であったが、H23年度の実績は19,283であり、想定を上回った。</p> <p>② 減収額</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1491 1209 2092 1378"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>9,527</td> <td>11,379</td> <td>10,675</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> </tr> <tr> <th></th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出根拠は、別紙1、3のとおり。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	対象者数	77,300	74,400	69,600	65,200	61,300	61,300	適用者数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283		27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)				対象者数	61,300	61,300	61,300				適用者数	19,283	19,283	19,283					21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524		27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)				減収額	10,524	10,524	10,524			
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																																																		
対象者数	77,300	74,400	69,600	65,200	61,300	61,300																																																																		
適用者数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283																																																																		
	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																																																																					
対象者数	61,300	61,300	61,300																																																																					
適用者数	19,283	19,283	19,283																																																																					
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																																																		
減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524																																																																		
	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																																																																					
減収額	10,524	10,524	10,524																																																																					

※21、22年度は一部推定。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成24年度)
 前回要望時(H23年)において目標としていた牛肉生産量52万トン(H32年度)に対し、H24年度実績は51万トンにとどまった。目標を下回った理由は、H22年に宮崎県で発生した口蹄疫の影響により減少した肉用牛の頭数が元の水準に回復していないこと、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う肉用牛飼養頭数の減少による影響が大きいと考えられる。

本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。

[牛肉生産量の推移]

	21年度	22年度	23年度	24年度
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	52	51	51	51

(農林水産省:食肉流通統計)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成29年度)
 1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)
1戸当たりの頭数	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1

(農林水産省:畜産統計)

[牛肉生産量の推移]

	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	51	51	52	52

今後も本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減し、規模拡大等の経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与していくこととしており、目標年度(32年度)における達成は十分可能である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度)
 肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされている。

本特例措置による免税相当額の活用先は、アンケート調査によれば、「運転資金」が64%でもっとも多く、次いで「飼養頭数の増」10%、「施設整備」6%で合計80%を占めており、肉用牛生産の維持や経営体質の強化に仕向けられ、安定的な経営を育成する上で極めて有効なツールとなっている。このため、本特例措置が延長されない場合には、肉用牛経営の安定的な継続が困難となり、牛肉供給が減少し、さらには関連産業にも大きな影響を与えるおそれがあると考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度)
 <経済波及効果の試算>
 平成24年度減収推定額10,524百万円のうち、アンケート調査において運転資金、飼養頭数の増、施設整備に使われた割合(80%)に当たる8,419百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約25,486百万円となる。

生産誘発額の内訳
 第1次波及効果
 ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額8,419百万円
 ・(間接効果)飼料・運輸等で14,729百万円
 第2次波及効果
 ・不動産、商業等で2,338百万円

減収額の10,524百万円に対し、経済波及効果は25,486百万円と減収額を上回るため、是認できる。

※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用
 ※消費転換係数は0.73で算出
 ※経済波及効果は、2次効果まで算出
 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524
経済波及効果	23,073	27,556	25,852	25,486	25,486	25,486

	27年度	28年度	29年度
減収額	10,524	10,524	10,524
経済波及効果	25,486	25,486	25,486

			本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業にも多大な経済波及効果があると見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	肉用牛経営における生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資等、創意工夫による多様な取組を促す上では、税制面の軽減措置を行うことが有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が悪化した際のセーフティネットとして機能している。 一方、本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の近代化を図っており、その実現を図るために地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
10	有識者の見解		畜産分野の中で特定品目に特化した措置であり、不公平税制といわれぬように十分な説明が必要。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度税制改正要望時

1. 減税見込額積算(平成24年度～平成29年度)

H23年所得税適用人員:18,332人※1、H23年度法人税適用件数:951法人※2

・所得税……①
※3
 5,000

・法人税……②
※4
 600

・個人住民税……③
(総所得額)※1 (税率)※5
 3,196 = 31,964 × 0.1

・法人住民税……④
(H23年法人住民税減税額)※6 (特例上限頭数割合)※7
 645 = 871 × 0.74

・法人事業税……⑤
(H23年法人事業税減税額)※6 (特例上限頭数割合)※7
 1,083 = 1,464 × 0.74

単位:百万円

- ※1「統計年報(国税庁)」
- ※2「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」
- ※3「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」
- ※4「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)
- ※5都道府県税4%及び市町村税6%
- ※6「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183回国会報告)」
- ※7「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(食肉鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

○減税見込み額
 ①+②+③+④+⑤ = 10,524

H24～H29の見込額は、上記の積算方法を用いて算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)			
適用件数	19,132	19,420	19,283			
減税見込額(単位:百万円)	9,527	11,379	10,675			
区分	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)
適用件数	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283
減税見込額(単位:百万円)	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524

(注)H21及びH22は推定値

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	肉用牛 (7,622)		
22年度	肉用牛 (9,103)		
23年度	肉用牛 (8,540)		
24年度	肉用牛 (8,419)		
25年度	肉用牛 (8,419)		
26年度	肉用牛 (8,419)		
27年度	肉用牛 (8,419)		
28年度	肉用牛 (8,419)		
29年度	肉用牛 (8,419)		

投入額の考え方

平成24年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「運転資金」、「飼養頭数の増」、「施設整備」が80%であった。平成24年度の減収見込額10,524百万円の80%に当たる8,419百万円を投入額とした。

減税見込額積算資料(法人税)

[施策名：租税特別措置法 税目：法人税]

肉用牛売却による農業所得の課税の特例措置の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 600百万円
--------------------------------	-----------------------

(根拠条項：措法67の3、68の101)

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度

※1

600百万円

注) ※1 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件
減税額※3	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円

区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件	951件	951件
減税額※3	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円

注) ※1 いずれも「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計。

※2 いずれも「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」と同じとした。

※3 いずれも「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)の減収額と同じとした。

減税見込額積算資料(地方税)

[施策名：地方税法 税目：法人住民税]

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 645百万円
-------------------------------	-----------------------

(根拠条項：地法51、租法67の3、68の101)

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度

$$\begin{array}{rcl} \text{H23年法人住民税減税額※1} & \text{特例上限頭数割合※2} & \text{減税見込額} \\ 871\text{百万円} & \times & 0.74 & = & 645\text{百万円} \end{array}$$

注) ※1 「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)

※2 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(食肉鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件
減税額※3	871 百万円	871 百万円	871 百万円	871 百万円

区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件	951件	951件
減税額※3	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円

注) ※1 いずれも「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計。

※2 いずれも「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」と同じとした。

※3 20年度から23年度は、「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)。24年度から29年度は、上記1の減税見込額による。

減税見込額積算資料(地方税)

[施策名：地方税法 税目：法人事業税]

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 1,083百万円
-------------------------------	-------------------------

(根拠条項：地法72)

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度

$$\begin{array}{rcl}
 \text{H23年法人事業税減税額※1} & \text{特例上限頭数割合※2} & \text{減税見込額} \\
 1,464 & \times & 0.74 & = & 1,083 \text{百万円}
 \end{array}$$

注) ※1 「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告) 地方法人特別税の減収額を含む。

※2 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(食肉鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)		
対象者数※1	1,537 件	1,537 件	1,537 件	1,537 件		
適用件数※2	713 件	713 件	713 件	713 件		
減税見込額※3	1,464 百万円	1,464 百万円	1,464 百万円	1,464 百万円		
区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	1,537 件	1,537 件	1,537 件	1,537 件	1,537 件	1,537 件
適用件数※2	713 件	713 件	713 件	713 件	713 件	713 件
減税見込額※3	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円

注) ※1 いずれも「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の農産物販売金額1位の部門が酪農又は肉用牛である組織経営体数。

※2 いずれも※1の対象者数が、「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計に占める割合(75%)を「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」の免税適用951法人に乗じて算出。

※3 20年度から23年度は、「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)。24年度から29年度は、上記1の減税見込額による。

【農水07】

減税見込額積算資料(所得税)

[施策名：租税特別措置法 税目：所得税]

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年減税見込額 5,000百万円
-------------------------------	------------------------

(根拠条項：措法25)

1. 減税見込額等の積算

平成24年から平成29年

※1

5,000百万円

注) ※1 「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)
対象者数※1	80,400戸	77,300戸	74,400戸	69,600戸
適用件数※2	18,187人	18,181人	18,469人	18,332人
減税額※3	2,714 百万円	3,911 百万円	5,043 百万円	4,544 百万円

区分	24年 (見込)	25年 (見込)	26年 (見込)	27年 (見込)	28年 (見込)	29年 (見込)
対象者数※1	65,200戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸
適用件数※2	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人
減税額※3	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円

注) ※1 20年から25年は、「畜産統計(農林水産省)」の肉用牛飼養農家戸数。
26年から29年は、25年の肉用牛飼養農家戸数と同じとした。
※2 20年から23年は、「統計年報(国税庁)」の特例適用人員。
24年から29年は、23年の適用件数と同じとした。
※3 20年から23年は、「統計年報(国税庁)」の免税額を使用。
24年から29年は、「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」の増減収額と同じとした。

減税見込額積算資料(地方税)

[施策名：地方税法 税目：個人住民税]

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年減税見込額 3,196百万円
-------------------------------	------------------------

(根拠条項：地法附6)

1. 減税見込額等の積算

平成24年から29年

税率

総所得額※1 都道府県 市町村
31,964百万円 × (4%+6%) = 3,196百万円

注) ※1 「統計年報 平成23年(国税庁)」の総所得額。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)
対象者数※1	80,400戸	77,300戸	74,400戸	69,600戸
適用件数※2	18,187人	18,181人	18,469人	18,332人
減税額※3	2,401 百万円	2,681 百万円	3,401 百万円	3,196 百万円

区分	24年 (見込)	25年 (見込)	26年 (見込)	27年 (見込)	28年 (見込)	29年 (見込)
対象者数※1	65,200戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸
適用件数※2	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人
減税額※3	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円

注) ※1 20年から25年は、「畜産統計(農林水産省)」の肉用牛飼養農家戸数。
26年から29年は25年の肉用牛飼養農家戸数と同じとした。
※2 20年から23年は、「統計年報(国税庁)」の特例適用人員。
24年から29年は、23年の適用件数と同じとした。
※3 20年から23年は、「統計年報(国税庁)」の総所得額に税率(都道府県4%+市町村6%)を乗じて算出。24年から29年は、23年の減税額と同じとした。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例措置の適用により取得した農地の面積／本特例措置の適用により譲渡した農地の面積×100）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について、「過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均140%程度となり、経営規模の増加という目標を達成している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

本特例措置の活用によって「適用者の経営面積を増加させる」ことにより、政策の達成目標である、今後10年間で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることに寄与するものであり、達成時期は政策の達成目標と同様に10年後を想定。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の延長要望時の平成23年の適用見込みは、法人税に限ると1件となっているところ、適用実績は5件であり、想定外に僅少な実績ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）（国税5）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	市街化区域内の農地等を譲渡し、市街化区域以外の区域の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換資産の80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記憶が認められる特例措置の適用期限を3年延長。
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成25年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度：創設 昭和49年度：拡充（面積制限を5倍以下から10倍以下に拡充） 平成23年度：延長
6	適用又は延長期間	3年間延長
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I。総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする (成果目標) 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

		<p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》</p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p>																																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本特例措置の適用により取得した農地の面積 $\times 100$</p> <p>本特例措置の適用により譲渡した農地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、市街化区域内から同区域外へ農地を移転する際の買換え等に係る税負担を軽減するものであり、取得農地の面積制限を譲渡農地の10倍に設定しているため、経営規模の拡大を促進し、政策目的の実現に寄与する。</p>																																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>単位：件、10a、%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>8</td><td>4.9</td><td>38.9</td><td>702.3</td></tr> <tr><td>H23</td><td>18</td><td>66.5</td><td>90.3</td><td>35.7</td></tr> <tr><td>H24</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> <tr><td>H25</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> <tr><td>H26</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> <tr><td>H27</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> <tr><td>H28</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ（H24以降は推計値）</p> <p>適用数は近年15件程度で推移しており、想定外に僅少数値とは考えていない。</p> <p>また、本特例措置の対象者は、市街化区域内の農地を譲渡し、市街化区域外の農地を取得した者全てに適用可能であるため、適用者の偏りはない。</p>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	8	4.9	38.9	702.3	H23	18	66.5	90.3	35.7	H24	21	9.9	65.7	561.3	H25	21	9.9	65.7	561.3	H26	21	9.9	65.7	561.3	H27	21	9.9	65.7	561.3	H28	21	9.9	65.7	561.3
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																																						
H22	8	4.9	38.9	702.3																																						
H23	18	66.5	90.3	35.7																																						
H24	21	9.9	65.7	561.3																																						
H25	21	9.9	65.7	561.3																																						
H26	21	9.9	65.7	561.3																																						
H27	21	9.9	65.7	561.3																																						
H28	21	9.9	65.7	561.3																																						
	② 減収額	<p>単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>10.3</td> <td>410.2</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ 算出根拠は別添資料に記載。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	10.3	410.2	289.5	289.5	289.5	289.5	289.5																								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																			
減収額	10.3	410.2	289.5	289.5	289.5	289.5	289.5																																			

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22～24年）</p> <p>担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、今後、政策目的の実現のため担い手に農地の利用集積を図っていく</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22～28）</p> <p>前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める」とたところ。</p> <p>なお、過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均140%程度となっており、経営規模の増加という目標を達成している。</p> <p>しかしながら、政策目的は実現していないため、引き続き本特例措置により、基本方針・行動計画で示された規模の経営体に農地集積を推進していく必要がある。</p> <p>単位：件、10a、%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>8</td><td>4.9</td><td>38.9</td><td>702.3</td></tr> <tr><td>H23</td><td>18</td><td>66.5</td><td>90.3</td><td>35.7</td></tr> <tr><td>H24</td><td>21</td><td>9.9</td><td>65.7</td><td>561.3</td></tr> <tr><td>平均</td><td>15</td><td>27</td><td>65</td><td>139.7</td></tr> </tbody> </table> <p>※件数の内数の法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」を活用</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26～28）</p> <p>資産の買換え等に伴う譲渡益に課税されることで、経営規模の縮小を余儀なくされるため、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：22～24）</p> <p>本特例措置は課税の繰延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。</p>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	8	4.9	38.9	702.3	H23	18	66.5	90.3	35.7	H24	21	9.9	65.7	561.3	平均	15	27	65	139.7
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																							
H22	8	4.9	38.9	702.3																							
H23	18	66.5	90.3	35.7																							
H24	21	9.9	65.7	561.3																							
平均	15	27	65	139.7																							
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されことなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>市街化区域内外の農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																									

10	有識者の見解	課税の繰り延べであり、是認できる。 (平成 25 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員会)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (市街化区域等の内外の農地等) の 3 年延長	平成26年度減税見込額 所得税： 21.2 百万円 法人税： 268.3 百万円
---	--

(根拠条項：所得税(措法 第 37 条第 1 項表二、37 条の 4))

法人税(措法第65条の 7 第 1 項表二、第65条の 9、第68条の78第 1 項表二、第68条の80)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

(単位：件、10a)

	個人			法人		
	件数	譲渡面積	取得面積	件数	譲渡面積	取得面積
平成22年度	8	4.9	38.9	0	0	0
平成23年度	15	66.5	90.3	3	—	—
平成24年度	18	9.9	65.7	3	—	—

※ 個人及び平成22年度の法人の適用実績については、農林水産省の調査結果より。

※ 法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」より(平成24年度の数値は推計値)。

(2) 減税見込額積算

① 所得税

	課税標準 (譲渡面積×農地価格)	特例率 (※)	税率	
平成22年度	(4.9 × 17,764千円/10a)	× 80%	× 15%	= 10.3 (百万円)
平成23年度	(66.5 × 17,764千円/10a)	× 80%	× 15%	= 141.9 (百万円)
平成24年度	(9.9 × 17,764千円/10a)	× 80%	× 15%	= 21.2 (百万円)

② 法人税

	損金算入額	税率	
平成23年度	1,052,340千円	× 25.5%	= 268.3 (百万円)

※ 損金算入額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」より

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区 分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象者数	45,905	45,871	45,871	45,871	45,871	45,871	45,871
適用件数	所得税	8	15	18	18	18	18
	法人税	0	3	3	3	3	3
減税見込額	所得税	10.3	141.9	21.2	21.2	21.2	21.2
	法人税	0	268.3	268.3	268.3	268.3	268.3

注) 対象者数は、農地法第5条による転用の届出件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省)」より(平成24年度以降は推計値))。

※事前評価書の8「有効性等」①「適用数等」の譲渡面積、取得面積は平成24年度実績から推計。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例措置の適用により取得した農地の面積／本特例措置の適用により譲渡した農地の面積×100）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について、「過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均5.4%程度となっており、農業者の経営規模の拡大に寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める」としたところ。
 販売農家の経営耕地面積は平成24年時点で307.7万haであり、全耕地面積（454.9万ha）の7割が集積されているが、目標達成には至っていない。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）
 本特例措置の活用によって「適用者の経営面積を増加させる」ことにより、政策の達成目標である、今後10年間で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることに寄与するものであり、達成時期は政策の達成目標と同様に10年後を想定。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 前回の延長要望時の平成23年の適用見込みは、法人税に限ると2件となっているところ、これに対し適用実績は3件であり、想定外に僅少な実績ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等) (国税4) (法人税: 義、所得税: 外)
2	要望の内容	農用地区域内の農地等を譲渡し、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画等の方法により、同区域内の他の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換え資産の80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記帳が認められる特例措置の適用期限を3年延長。 ○ 制度の対象となる取得財産 ① 農用地利用集積計画により取得した農用地区域内の農地等 ② 農振法に基づく勧告に係る協議、調停若しくは農業委員会のあっせんにより取得した農用地区域内の農地等 ③ 国営土地改良事業による埋立地又は干拓地
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成25年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年度: 創設(農振法に基づく協議、調停、あっせんによる場合) 昭和49年度: 拡充(国営土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地を取得した場合を追加) 昭和56年度: 拡充(農用地利用集積計画による場合を追加) 平成17年度: 拡充(特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定遊休農地を取得した場合を追加) 平成23年度: 延長
6	適用又は延長期間	3年間延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後10年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉

		今後10年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。																																			
	② 政策体系における政策目的の位置付け	○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け ≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤) ≪政策分野≫ 優良農地の確保と有効利用の促進																																			
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 $\frac{\text{本特例措置の適用により取得した農地の面積}}{\text{本特例措置の適用により譲渡した農地の面積}} \times 100$ 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、農地の買換えによる税負担を軽減するものであり、取得農地の面積制限を譲渡面積の5倍に設定しているため、経営規模の拡大を促進し、政策目的の実現に寄与する。																																			
8	有効性等	① 適用数等 単位: 件、10a、% <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>22</td> <td>66.6</td> <td>71.7</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>20</td> <td>23.6</td> <td>23.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>31</td> <td>65.4</td> <td>69.8</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>31</td> <td>65.4</td> <td>69.8</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>31</td> <td>65.4</td> <td>69.8</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>31</td> <td>65.4</td> <td>69.8</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	22	66.6	71.7	6.5	H23	20	23.6	23.2	-	H24	31	65.4	69.8	6.8	H25	31	65.4	69.8	6.8	H26	31	65.4	69.8	6.8	H27	31	65.4	69.8	6.8
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																																	
H22	22	66.6	71.7	6.5																																	
H23	20	23.6	23.2	-																																	
H24	31	65.4	69.8	6.8																																	
H25	31	65.4	69.8	6.8																																	
H26	31	65.4	69.8	6.8																																	
H27	31	65.4	69.8	6.8																																	

			H28	31	65.4	69.8	6.8																									
		※農林水産省調べ(H24以降は推計値) 適用数は近年22件程度で推移しているところであり、想定外に僅少な数値とは考えていない。 また、本特例措置の対象者は、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画等によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用者の偏りはない。																														
	②: 減収額	単位: 百万円 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>9.5</td> <td>125.1</td> <td>130.4</td> <td>130.4</td> <td>130.4</td> <td>130.4</td> <td>130.4</td> </tr> </table> ※農林水産省調べ 算出根拠は別添資料に記載。							H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	9.5	125.1	130.4	130.4	130.4	130.4	130.4									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																									
減収額	9.5	125.1	130.4	130.4	130.4	130.4	130.4																									
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成22~24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまってお り、今後、政策目的の実現のため担い手に農地の利用集積を図っていく。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成22~28) 前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める」したところ。 なお、過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均5.4%程度となっており、農業者の経営規模の拡大に寄与している。 資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。 単位: 件、10a、% <table border="1"> <tr> <td></td> <td>件数</td> <td>譲渡面積</td> <td>取得面積</td> <td>増加率</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>24</td> <td>67.7</td> <td>72.1</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>15</td> <td>23.6</td> <td>23.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>31</td> <td>65.4</td> <td>69.8</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>22</td> <td>52.2</td> <td>55.0</td> <td>5.4</td> </tr> </table> ※件数の内数の法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」を活用。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成26~28) 資産の買換え等に伴う譲渡益に課税されることで、経営規模の縮小を余儀なくされるため、政策目的の実現が困難になる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 22~24) 本特例措置は課税の繰延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。							件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	24	67.7	72.1	6.5	H23	15	23.6	23.2	-	H24	31	65.4	69.8	6.8	平均	22	52.2	55.0	5.4
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																												
H22	24	67.7	72.1	6.5																												
H23	15	23.6	23.2	-																												
H24	31	65.4	69.8	6.8																												
平均	22	52.2	55.0	5.4																												
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。																													

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	農地の買換え等に対する他の支援措置はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解	課税の繰り延べであり、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員会)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

特定の事業用資産の買換え及び交換を行った場合の課税の特例 (農用地区域等内の農地等)の3年延長	平成26年度減税見込額 所得税：8.6百万円 法人税：121.8百万円
--	---

(根拠条項：所得税(措法 第37条第1項表七、37条の4))

法人税(措法第65条の7第1項表七、第65条の9、第68条の78第1項表七、第68条の80)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績 (単位：件、10a)

	個人			法人		
	件数	譲渡面積	取得面積	件数	譲渡面積	取得面積
平成22年度	22	66.6	71.7	0	0	0
平成23年度	15	23.6	23.2	5	—	—
平成24年度	26	65.4	69.8	5	—	—

※ 個人及び平成22年度の法人の適用実績については、農林水産省調べ。

※ 法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」より(平成24年度の数値は推計値)。

(2) 減税見込額積算

① 所得税

課税標準(譲渡面積×農地価格(※)) 特例率(※) 税率

平成22年度：(66.6 × 1,160千円/10a) × 80% × 15% = 9.3(百万円)

平成23年度：(23.6 × 1,153千円/10a) × 80% × 15% = 3.3(百万円)

平成24年度：(65.4 × 1,096千円/10a) × 80% × 15% = 8.6(百万円)

※ 農地価格については、「田畑売買価格等調査(全国農業会議所)」より。

※ 本特例措置は譲渡所得の80%部分の課税を繰り延べるものであるため、特例率を80%とした。

② 法人税

損金算入額 税率

平成23年度：477,569千円 × 25.5% = 121.8(百万円)

※ 損金算入額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」より。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象者数	37,950	33,808	33,808	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	22	15	26	26	26	26
	法人税	0	5	5	5	5	5
減税見込額	所得税	9.3	3.3	8.6	8.6	8.6	8.6
	法人税	0	121.8	121.8	121.8	121.8	121.8

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省)」より(平成24年度以降の数値は推計値))。

※事前評価書の8「有効性等」①「適用数等」の譲渡面積、取得面積は平成24年度実績から推計。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び当該目標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本措置は、漁業経営の安定に関する政策分野の下、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図ることを目的としている。漁船の近代化については、漁船の買換え等により、燃油消費の少ない漁船及び省力操業が可能な漁船への代替を促進するものである。また、漁船の操業には一定の人員が必要であることから、漁業を担う人材の確保及び世代交代を図るため、新規就業者の確保を促進するものである。

平成23年度に本措置の対象となった漁業経営体等にアンケートを行ったところ、全ての回答者が本措置は漁船の買換えに役立っており、インセンティブとして寄与したと回答している。このことから買換えにより生じた事象は本措置による効果と判断できる。買換えにより各漁船において少なくとも燃油消費の10%の省エネ効果が発生することを踏まえ、現在、漁船の廃船時の船齢が概ね25年以上であることから、漁船の買換えが船齢20年で行われることを念頭に20年間で漁船全体で燃油消費量が10%(このうち本措置の延長期間である3年間で1.5%)の節減が達成されることを想定している。本措置により近代的な省エネ型漁船を導入し、燃油消費量を節減する漁業者が増加していくにつれ、同成功事例に習って、自ら省エネ型漁船や機器類の一部若しくは全部を導入する漁業者が増加するという波及効果の発生が想定されるため、本措置は漁船全体で20年間で10%、3年間で1.5%の燃油消費量の削減の目標に寄与するものである。

加えて、毎年度新規就業者を2,000人確保することを目標としている中で、本措置による燃費削減額と新規就業者の賃金とを比較し、燃費削減額が何人分の雇用に相当するのか、またその人数の年間目標に対する割合を計算することにより、本措置の寄与分を求めることができる。このとき、燃油削減額のうち雇用に投資される割合を乗ずる必要があるため、雇用への再投資割合を調査することにより推計することが可能であると考えられる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握及び将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

上記③のとおり、本措置により漁船の買換えが5年間前倒しとなり、買換えにより各漁船において少なくとも燃油消費の10%の省エネ効果が発生することによって、直接的に漁船全体で燃油消費量が10%(このうち本措置の延長期間である3年間で1.5%)節減するという目標に寄与するとともに、本措置により近代的な省エネ型漁船を導入し、燃油消費量を節減する漁業者が増加していくにつれ、同成功事例に習って、自ら省エネ型漁船や機器類の一部若しくは全部を導入する漁業者が増加するという波及効果が発生し、燃費消費量に係る目標が達成されると想定している。

また、毎年度新規就業者を2,000人確保するという目標については、燃費削減効果等によるキャッシュフローの増加やその他の取組等により達成されると想定しており、本措置の効果については、燃油削減額のうち雇用に投資される割合を把握するため、再投資割合を調査する等により事後的に検証することが可能であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船） （国税6）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年延長すること。 （現行制度の概要） 買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入または購入価額のいずれか少ない金額） ×（譲渡収入－（譲渡資産の簿価＋譲渡費用））÷譲渡収入 × 80%
3	担当部局	水産庁研究指導課海洋技術室
4	評価実施時期	平成25年（6月～8月）
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年：創設：国土・土地政策に合致するものについて、その買換えの円滑化を図る観点から創設 昭和49年：「漁船」を対象に追加：海運業界の体質改善を図るとの観点から、船舶の近代化、経済化を図るため、船舶対船舶の買換えを対象に追加 以後、適用期限ごとに期間を延長 平成8年：適用期限の5年延長 平成13年：適用期限の5年延長 平成18年：適用期限の5年延長 平成23年：適用期限の3年延長及び技術要件の追加
6	適用又は延長期間	平成26年度～平成28年度（3年間）
	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 平成24年3月閣議決定された水産基本計画の4（1）「国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化」において「漁船漁業

		<p>における収益性重視の操業・生産体制の導入、省エネ・省人型の代船取得・・・などの取組を促進し、収益性の高い漁業を育成する。」旨定められており、当該政策は基本計画に基づいている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農村漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図る。 本措置の適用によって法人は圧縮記帳が可能となるが、適用に際しては、個々の法人の経営判断に基づき行われることから、適用件数の目標を定めることは困難である。一方、漁船の買換え等による漁船の近代化によって燃油消費量が節減され、経営体質等が改善されることから、会社経営体（20トン以上の漁船を使用するもの）の燃油消費量を20年で10%節減することを念頭に、3カ年で1.5%節減することを目標とする。また、漁船漁業の経営体質等が改善されることにより、新規就業者数の確保が可能となることから、活力ある漁業生産構造が維持するために必要な新規就業者を毎年度2000人確保することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁船の買換え等により、漁船の近代化が進み、燃油消費量が節減されることから燃油消費量の節減率を測定指標とする。また、燃油消費量の節減により漁船漁業の経営体質の改善が行われることから、新規就業者の確保が可能となり、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造が維持されるため、新規就業者数を測定指標とする。なお、両指標は達成目標を最も適切に測定するものであり、他の指標を使用することは想定できないが、両指標は他の要因に影響されることから本措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁船の買換え等による漁船の近代化を通じて、燃油消費量が3カ年で1.5%節減されることにより、漁船漁業の経営体質の改善に寄与する。また、漁船漁業の経営体質の改善等により、新規就業者2000人が確保される。更にこれにより漁業を担う人材の円滑な世代交代が行われ、活力ある漁業生産構造が維持されるため、漁船漁業の経営体質の改善が促進される。</p>
有効性等	① 適用数等	<p>分析対象期間において、測定指標にかかる過去の実績及び将来推計は、以下の通りである。前回の要望時には、適用件数の所期の想定として、H平成23年度に3件と見込んでいたところ、平成23年度の実績値は3件であり、想定通りであった。なお、適用対象者は毎年度異なっており、特定の者に偏ってはいない。</p>

		<p>平成23年度 3件 平成24年度 4件（見込み） 平成25年度 4件（見込み） 平成26年度 4件（見込み） 平成27年度 4件（見込み） 平成28年度 4件（見込み） *23年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づいている。また、24年度以降は、平成20年度から23年度までの適用数の平均値である。</p>
	② 減収額	<p>平成23年度：適用件数3件 減税額 15百万円 平成24年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成25年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成26年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成27年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成28年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） なお、23年度の適用件数及び減税額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づいている。</p> <p>24年度以降の減税見込額の計算については別紙のとおり</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 前回要望時である22年度（適用は23年度～25年度）には、本特例措置により「漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る」ことを達成目標としていたところ本措置により、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替が促進され、漁船の近代化を通じて漁船漁業の経営体質の改善に寄与した。また、新規就業者が確保されており、漁業を担う人材の円滑な世代交代が行われることにより、活力ある漁業生産構造が維持され、漁船漁業の経営体質の改善が促進された。燃油消費量については、23年度に政策目標を達成（24年度は未集計）、新規就業者については23年度、24年度ともに政策目標を達成しており、今後とも同措置によって漁船の代替を促進し、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質を改善する必要があることから、本特例措置を継続して実施する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 前回（平成22年度）には効果・達成目標に係る定量的な指標を設定しなかったことから、今回、設定した定量的な指標等に基づき実現状況を評価したところ、以下の通り。</p> <p>【燃油消費量の節減率】 3カ年で1.5%の節減の目標に対し、平成20～22年度の平均燃油消費量581,589ℓ/経営体に対し、23年度は561,298ℓ/経営体で3.6%減少していることから、目標を達成している。なお、24年度以降の数は未集計である。燃油価格の高騰が続く中、漁船の近代化を通じて引き続き燃油消費量の節減を図るため同措置を継続する必要がある。</p>

20トン以上の漁船を使用する経営体の燃油消費量

年度	1経営体当りの燃油支出額(千円)	A重油価格(円/ℓ)	1経営体当りの燃油消費量(ℓ)	燃油使用量削減率(対20~22年度平均値基準)
20 (参考)	46,465	86.8	535,309	—
21 (参考)	39,388	59.9	657,554	—
22 (参考)	38,440	69.3	554,695	—
23 (実績)	44,848	79.9	561,298	-3.6%
24 (見込)	42,285	82.0	515,672	-11.5%

資料：水産白書及び資源エネルギー庁「石油製品価格調査」から推計
 ：計算に使用した経営体数は平成21年度以降が未集計であるため、20年度の数値を使用している。また、大型定置、小型定置網、地びき網及び海面養殖業を営む経営体は含まない。
 ：24年度から28年度の燃油支出額は、20年度から23年度までの平均値を使用している。

【燃費の削減効果】

燃費の削減効果については、燃油価格の動向等の要因により指標とすることが困難であるが、同制度実施により、5年間、漁船の買換えが早まることにより、5年間分の燃費の削減効果(10%)が発生することが想定される。23年度には、65百万円の燃費削減効果が生じており、漁船漁業の経営体質の改善に寄与している。なお、24年度以降の数値は未集計である。

20トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果

項目	年度								
	20 参 考	21 参 考	22 参 考	23 実 績	24 見 込	25 見 込	26 見 込	27 見 込	28 見 込
A. 適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4
B. 燃油支出(千円/経営体)	46,465	39,388	38,440	44,848	42,285	42,285	42,285	42,285	42,285
C. 燃費削減額(百万円) : a~iの合計	28	48	52	65	73	58	51	60	60
a. 20年度に買換えた漁船(百万円)	28	28	28	28	28	-	-	-	-
b. 21年度〃	-	20	20	20	20	20	-	-	-
c. 22年度〃	-	-	4	4	4	4	4	-	-
d. 23年度〃	-	-	-	13	13	13	13	13	-
e. 24年度〃	-	-	-	-	8	8	8	8	8
f. 25年度〃	-	-	-	-	-	13	13	13	13
g. 26年度〃	-	-	-	-	-	-	13	13	13

h. 27年度〃	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13
i. 28年度〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13

資料：水産白書からの推計
 ：燃費削減効果の計算は以下の通り。
 燃費削減額(各年度に買換えた漁船) = A × B × 10%
 ：20年度以前に買換えを行った漁船は、本表から除外している。
 ：計算に使用した24年度から28年度の燃費は、20年度から23年度までの平均値を使用している。

【新規就業者数】

政策分野「漁業経営の安定」の政策評価指標である「新規就業者数の確保」の目標値は、平成23年度1500人、24年度2000人となっている。過去の実績においては、23年度は1776人、24年度は1876(暫定値)人であり、23年度において目標を達成、24年度においても達成率が94%であることから目標を達成している。本措置による燃費削減効果は、23年度65百万円、24年度86百万円(見込)であるところ、新規就業者の賃金を240万円/年とし、燃費削減分を新規雇用に使用した場合、23年度27名(新規就業者数全体に占める割合1.6%)、24年度35名(同1.9%)の雇用(見込)が可能となる。活力ある漁業生産構造を維持するためには毎年度新規就業者を確保する必要があることから引き続き同措置を継続する必要がある。

【燃油消費量の節減率】及び【新規就業者数】の指標において共に目標が達成されていることから、本措置による漁船の代替による漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の強化が進んでいる。なお、両指標は最も適切に測定するものであるが、他の要因にも影響されるところ本措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成28年度)

漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、十分な自己資金の確保を図る必要がある、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置がなされなかった場合は、漁船の代替が促進されず、燃油消費量の節減が進まず、また、漁船漁業の経営体質改善がなされないために新規漁業就業者の確保が進まないと考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度)

本措置は課税の繰り延べであり、永続的な減収効果は発生しないが、資産の買換え時における国の税収減に対し国が税収を補うために国債を発行した場合に発生する減収額に最低金利保証(0.05%)を乗じた金額(機会損失による費用)と漁船の近代化が促進されることによる燃費の10%の削減金額(適用年から5年間継続)を比較すると、下記の通り、将来に渡って燃油消費量の節減による燃費の節減効果が大幅に上回ることから、是認できる。

		20トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果									
		年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		項目	参 考	参 考	参 考	実 績	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込
		A. 適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4
		B. 減税見込額 (百万円)	17	18	0.1	15	17	17	17	17	17
		C. 機会損失費 用(千円) : B × 0.05%	8.5	9.0	0.05	7.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
		D. 燃費節減額 (百万円)	28	48	52	65	73	58	51	60	60
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものであり、他方で与信力の低い漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があることから、かかる自己資金の手当てのための財源となる課税所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。なお、補助事業と異なり、対象が限定されないことから、より多くの者が個々の経営判断に基づき適用が可能である。</p>								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>漁業近代化資金等の低利融資制度は、漁業者の後年度の利子負担を軽減するもの。一方で本措置は、譲渡所得への課税の特例措置により、漁船の買換えを行うための自己資金を確保し、円滑かつ効果的な漁船の買換えを可能とする。</p>								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>該当なし</p>								
10	有識者の見解	<p>課税の繰り延べであり、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>									
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成23年度税制改正要望時</p>									

1. 減税見込額等の積算（平成24年度以降）

(1) 試算の前提

- 1 年間の新規登録漁船隻数 23 隻（平成 20 年度から平成 23 年度までの平均）
 うち買換え特例の適用隻数 4 隻（平成 20 年度から平成 23 年度までの平均）
 1 隻当りの損金算入額 $(18,886+17,000+14,499) \div 3 = 16,795$ 千円（千円未満の端数切捨）
 *租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 23 年度）の実績値。

(2) 平年における減税見込額

- 上記サンプルは買換え特例適用の場合の平均的な事例と考えられるため
 平年時における圧縮額見込額 $= 16,795 \text{ 千円} \times 0.255 = 4,282 \text{ 千円}$ （千円未満の端数切捨）
 年間損金算入額 $= 16,795 \text{ 千円} \times 4 \text{ 隻} = 67,180 \text{ 千円}$
 年間減税見込額 $= 4,282 \text{ 千円} \times 4 \text{ 隻} = 17,128 \text{ 千円}$

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	20 年度 (実績)	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込み)	25 年度 (見込み)	26 年度 (見込み)	27 年度 (見込み)	28 年度 (見込み)
対象者数	16	11	12	43	35	23	23	23	23
適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4
損金算入額 (単位:百万円)	57	59	0.5	50	67	67	67	67	67
減税見込額 (単位:百万円)	17	18	0.1	15	17	17	17	17	17

- 注) 1：対象者数の平成 20 年度から平成 23 年度までは、漁船（大臣管理分 20 トン以上、官公庁船を除く）を新規登録した数（延べ数）であり、平成 24 年度から 28 年度までは、平成 20 年度から 23 年度までの平均値である。
 2：適用件数の平成 20 年度から平成 22 年度までは全数調査であり、平成 23 年度は「租税特別措置の適用状況の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づいている。また、平成 24 ～ 28 年度は、平成 20 年から平成 23 年度までの平均値である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする。）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について、「過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均1,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- [将来の見込み]
 - ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について予測されていないた

め、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の目標はないため、その達成状況について説明することは不可能である。
- ④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明及び8②「減収額」欄への補足説明）
租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査情報は、本特例以外の特例の実績を含んだものであったため、同調査の情報を活用することができない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の想定はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除（国税17、地方税3） （法人税、法人住民税、法人事業税：義） （所得税、個人住民税：外）
2	要望の内容	個人又は法人が保有する農用地区域内の農地等を農地保有合理化法人に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除（800万円）が認められている。 農地中間管理機構（仮称）の設置に伴い、当該機構に農地を譲渡した場合について、引き続き本特例を措置するとともに、特別控除額を800万円から拡充する。
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成25年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度：創設 昭和48年度：控除額を250万円に引上げ 昭和50年度：控除額を500万円に引上げ 平成元年度：控除額を800万円に引上げ（平成元年12月31日まで） 平成2年度：控除額を800万円に引上げ（平成2年12月31日まで） 平成3年度：控除額を800万円に引上げ（恒久措置化） 平成21年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 (2) 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <p>食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構へ農地を譲渡する場合の税負担を軽減することにより、機構を通じた担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>本特例措置は、農地保有合理化法人に代わって設置される農地中間管理機構に対して農地を譲渡した場合に適用することを想定しており、合理化法人が近年取得している農地の面積と同程度の適用が見込まれる。</p> <p>（参考）農地保有合理化法人が取得した農地の面積等 （農地売買事業等によるもの）</p> <p style="text-align: right;">単位：件、ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>1,848</td> <td>1,297</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ（H24以降は推計値）</p>		件数	面積	H22	1,848	1,297	H23	1,545	1,034	H24	1,545	1,034	H25	1,545	1,034	H26	1,545	1,034	H27	1,545	1,034	H28	1,545	1,034
	件数	面積																								
H22	1,848	1,297																								
H23	1,545	1,034																								
H24	1,545	1,034																								
H25	1,545	1,034																								
H26	1,545	1,034																								
H27	1,545	1,034																								
H28	1,545	1,034																								

		農地保有合理化法人が取得する農地については、近年1,700件、1,000ha程度で推移しており、想定外に僅少数値となっていない。 また、機構に農用地区域内の農地を譲渡した者全てに適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。																
	② 減収額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>963</td> <td>725</td> <td>725</td> <td>725</td> <td>725</td> <td>725</td> <td>725</td> </tr> </table> <p>※農林水産省調べ(H24年度以降は見込み)</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	963	725	725	725	725	725	725
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28											
減収額	963	725	725	725	725	725	725											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22～24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22～24) 過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均1,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26～28) 機構が実施する担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：22～24) 規模縮小やリタイアを検討している農家等の所有農地が機構に集積される。 機構は農地を長期間借り受けて担い手に集約するため、農地の保全と有効利用が可能。</p>																
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、農地を機構に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置の他に「特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(1500万円)」があるが、それぞれどちらかの適用となるところ。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>																
10	有識者の見解	-																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時																

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除の拡充等	平成26年度減税見込額 所得税： 541百万円 法人税： 3百万円
----------------------------------	---

(根拠条項：所得税 措法 第34条の3第2項第1号、法人税 措法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	71	335	322	456	0	0	0	0
	都府県	1,461	695	3,685	252	13	4	11	85
	合計	1,532	1,030	4,007	-	13	4	11	-

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

平均価格が800万円未満であるため、個人、法人ともに売買金額を課税標準として積算

① 所得税

	課税標準(百万円)	取得費等	税率(%)	税額(百万円)			
減税見込額：	4,007	×	0.9	×	15	=	541

② 法人税

	課税標準(百万円)	取得費等	税率(%)	税額(百万円)			
減税見込額：	11	×	0.9	×	25.5	=	3

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込み)	25年度(見込み)	26年度(見込み)
対象者数	37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	1,824	1,532	1,532	1,532
	法人税	24	13	13	13
減税(見込)額	所得税	662	541	541	541
	法人税	52	3	3	3

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省調べ)」より)。

【農水11】

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除の拡充等	平成26年度減税見込額 個人住民税：180百万円 法人住民税：0.4百万円 法人事業税：1百万円
----------------------------------	---

(根拠条項：所得税 措法 第34条の3第2項第1号、法人税 措法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	71	335	322	456	0	0	0	0
	都府県	1,461	695	3,685	252	13	4	11	85
	合計	1,532	1,030	4,007	—	13	4	11	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

① 個人住民税

平均価格が800万円未満であるため、個人の売買金額を課税標準として積算

$$\text{課税標準 (百万円)} \times \text{取得費等} \times \text{税率 (\%)} = \text{税額 (百万円)}$$
 減税見込額： 4,007 × 0.9 × 5 = 180

② 法人住民税

法人税の減税見込額を課税標準として積算

$$\text{課税標準 (百万円)} \times \text{税率 (\%)} = \text{税額 (百万円)}$$
 減税見込額： 3 × 17.3 = 0.4

③ 法人住民税

法人の売買金額を課税標準として積算

$$\text{課税標準 (百万円)} \times \text{税率 (\%)} = \text{税額 (百万円)}$$
 減税見込額： 11 × 9.6 = 0.4

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	個人住民税	1,824	1,532	1,532	1,532	1,532
	法人住民税	24	13	13	13	13
	法人事業税	24	13	13	13	13
減税(見込)額	個人住民税	221	180	180	180	180
	法人住民税	8	0.4	0.4	0.4	0.4
	法人事業税	20	1	1	1	1

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省調べ)」より)。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省	
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税			
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする。）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- （1）以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について、「過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均5,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について予測されていないた

め、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の目標はないため、その達成状況について説明することは不可能である。
- ④⑦ 適用数等（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）及び減収額（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）の実績把握
租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査情報は、本特例以外の特例の実績を含んだものであったため、同調査の情報を活用することができない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の想定はない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
本特例措置は、認定農業者に対する農用地区域内の農地の「売却の調整が困難な場合」であって、かつ、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図るため、農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認められる場合」において、農地保有合理化法人との買入協議の結果譲渡した場合にのみ、認められる制度である。
これに対して、「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除」については、農業者から認定農業者や農地保有合理化法人に対して直接農用地区域内の農地を譲渡した場合に認められる特例であり、役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税17、地方税3） (法人税、法人住民税、法人事業税：義) (所得税、個人住民税：外)
2	要望の内容	個人又は法人が保有する農用地区域内の農用地を、農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買入協議により農地保有合理化法人に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除（1,500万円）が認められている。 担い手に対する農地集積を推進するための都道府県段階の組織として、農地保有合理化法人に代わって農地中間管理機構（仮称）を設置することに伴い、機構に農用地を譲渡した場合について、本特例を措置する。
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成25年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年度：創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>
	② 政策体系における	○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な

		政策目的の位置付け	<p>農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるもの」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>																								
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構へ農地を譲渡する場合の税負担を軽減することにより、機構を通じた担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>本特例措置は、農地保有合理化法人に代わって設置される農地中間管理機構に対して農地を譲渡した場合に適用することを想定しており、合理化法人が近年取得している農地の面積と同程度の適用が見込まれる。</p> <p>(参考) 農地保有合理化法人が取得した農地の面積等 (農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議によるもの) 単位：件、ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>663</td><td>4,746</td></tr> <tr><td>H23</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr><td>H24</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr><td>H25</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr><td>H26</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr><td>H27</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr><td>H28</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ(H24以降は推計値)</p> <p>農地保有合理化法人が取得する農地については、近年670件、5,000ha程度で推移しており、想定外に僅少な数値となっていない。 また、機構に農用地区域内の農地を譲渡した者全てに適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。</p>		件数	面積	H22	663	4,746	H23	687	5,130	H24	687	5,130	H25	687	5,130	H26	687	5,130	H27	687	5,130	H28	687	5,130
	件数	面積																									
H22	663	4,746																									
H23	687	5,130																									
H24	687	5,130																									
H25	687	5,130																									
H26	687	5,130																									
H27	687	5,130																									
H28	687	5,130																									

	②: 減収額	単位: 百万円	
			H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28
		減収額	1,697 1,760 1,760 1,760 1,760 1,760 1,760
		※農林水産省調べ(H24年度以降は見込み)	
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22~24 年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまってお り、政策目的は実現していない。	
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 ~24) 過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均5,000ha程度であ り、農地の有効活用に大きく寄与している。	
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 26~28) 機構が実施する担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達 成が困難になる。	
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 22~24) 規模縮小やリタイアを検討している農家等の所有農地が機構に集積さ れる。 機構は農地を長期間借り受けて担い手に集約するため、農地の保全と 有効利用が可能。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、農地を機構に譲渡した場合に限定されており、かつ、 予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられる ことから、適切かつ有効な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	農地を譲渡する際の他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置の他に「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除(800万円)」があるが、それぞれどちらかの適用とな るところ。
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年度税制改正要望時	

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	平成26年度減税見込額
	所得税: 1,312百万円 法人税: 7百万円

(根拠条項: 所得税 措法 第34条の3第2項第1号、法人税 措法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位: 件、ha、百万円、万円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	569	4,950	8,197	1,441	4	18	28	696
	都府県	113	161	1,521	1,346	1	1	5	453
	合計	682	5,111	9,718	-	5	19	32	-

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

平均価格が1,500万円未満であるため、個人、法人ともに売買金額を課税標準として積算

① 所得税

	課税標準(百万円)	取得費等	税率(%)	税額(百万円)			
減税見込額:	9,718	×	0.9	×	15	=	1,312

② 法人税

	課税標準(百万円)	取得費等	税率(%)	税額(百万円)			
減税見込額:	33	×	0.9	×	25.5	=	7

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 人、件、百万円)

区分	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込み)	25年度(見込み)	26年度(見込み)
対象者数	37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	656	682	682	682
	法人税	7	5	5	5
減税(見込)額	所得税	1,225	1,312	1,312	1,312
	法人税	42	7	7	7

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省調べ)」より)。

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	平成26年度減税見込額
	個人住民税：437百万円
	法人住民税：1百万円
	法人事業税：3百万円

(根拠条項：所得税 措法 第34条の3第2項第1号、法人税 措法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	569	4,950	8,197	1,441	4	18	28	696
	都府県	113	161	1,521	1,346	1	1	5	453
	合計	682	5,111	9,718	—	5	19	32	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

① 個人住民税

平均価格が1,500万円未満であるため、個人の売買金額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) 取得費等 税率(%) 税額(百万円)
 減税見込額： 9,718 × 0.9 × 5 = 437

② 法人住民税

法人税の減税見込額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) 税率(%) 税額(百万円)
 減税見込額： 7 × 17.3 = 1

③ 法人住民税

法人の売買金額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) 税率(%) 税額(百万円)
 減税見込額： 32 × 9.6 = 3

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	個人住民税	656	682	682	682	682
	法人住民税	7	5	5	5	5
	法人事業税	7	5	5	5	5
減税(見込)額	個人住民税	408	437	437	437	437
	法人住民税	6	1	1	1	1
	法人事業税	16	3	3	3	3

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省調べ)」より)。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

政策目的の政策体系における位置付けについては、次のとおり位置付けることとしており、その上で、政策の今日的な「合理性」については、国民の老後生活が多様化している状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及を図っていくこととしている。

《大 目 標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の培養と森林再生力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中 目 標》農業の持続的な発展

《政策分野》意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

下記⑫のとおり。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

過去5年間の仮に特別法人税が課税されていたとしたら、その減税額は約212億円になるが、その間契約件数は3,123件から3,474件に、年金資産の積立金の額は3,415億円から3,876億円に増加した。全国共済農業協同組合連合会は企業年金の受託機関であるため、一概に契約件数や年金資産の積立金の額のみで判断することはできないが、将来にわたって特別法人税の撤廃になれば、更なる企業年金制度の普及が図られるとともに、国民の老後生活の安定が図られるものと考えている。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることができるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

【別紙】

[企業年金制度：特別法人税：撤廃]

企業年金制度等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	平成26年度減税見込額 4,707 百万円
----------------------------	--------------------------

1. 減税見込額等の積算

- (1) 各年度の期首残高

(単位：百万円)

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
確定給付企業年金	98,363	289,941	368,750	387,554
確定拠出年金	92	94	93	92
適格退職年金(閉鎖型)	250,508	66,351	23	17
計	348,964	356,387	368,866	387,664

- (注) 1. 確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況（信託協会・生保協会・JA共済連）」より。
2. 確定拠出年金の積立金は、JA共済連調べ。

- (2) 積立金伸び率

過去3か年間(22年度期首～25年度期首)の伸び率が継続すると見込む。

$$\sqrt[3]{387,664/348,964} = 1.035$$

- (3) 26年度期首残高見込み

$$25年度期首残高 387,664百万円 \times 伸率 1.035 = 401,232百万円$$

- (4) 減税見込み

	税率				
26年度期首残高見込み	国税分	401,232百万円 × 1.0%	=	4,013 百万円	
	地方税分	401,232百万円 × 1.0% × (5/100 + 12.3/100)	=	694 百万円	

2. 適用実績及び適用見込み

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
対象者数	1	1	1	1	1	1	1
適用件数(契約件数)	3,020	3,123	3,149	3,247	3,306	3,383	3,474
確定給付企業年金	14	17	138	333	410	401	381
確定拠出企業年金	166	162	157	153	147	129	123
適格退職年金	464	444	324	117	2	2	2
計	644	623	619	603	559	532	506
減税見込額(百万円)	3,963	4,007	4,094	4,181	4,328	4,548	4,707

- (注) 1. JA共済連調べ
2. 対象者は、全国共済農業協同組合連合会である。
3. 適用件数は契約件数である。また、26年度(見込み)は、それぞれの過去3カ年(22～25年度)の平均伸び率を乗じて算出した。
平均伸び率： $\sqrt[3]{532/619} = 0.951$

(参考) 財産形成給付金

(単位: 件、百万円)

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
適用件数(期首)	2,376	2,500	2,530	2,644	2,747	2,851	2,968
適用額(期首)	187	207	184	161	175	189	190

(注) 1. JA共済連調べ

2. 26年度(見込み)は、それぞれの過去3カ年(22~25年度)の過去3か年間の伸び率平均を乗じて算出した。

平均伸び率 適用件数: $\sqrt[3]{(2,851/2,530)} = 1.041$ 適用額: $\sqrt[3]{(189/184)} = 1.008$

3. 26年度減税見込み額 2.2百万円 = 26年度期首見込 190百万円 × 税率 1.173%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃 (国税24、地方税9)(法人税、法人住民税:義)	
2	要望の内容	企業年金(確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金)等の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の廃止	
3	担当部局	経営局協同組織課	
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 2年間の課税凍結 平成13年度、平成15年度 2年間の課税凍結の延長 平成17年度、平成20年度、平成23年度 3年間の課税凍結の延長	
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望(特別法人税の廃止)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化する中で、老後の所得保障の充実を図るため、公的年金を補完する企業年金等の一層の普及及び円滑な運営を確保すること。 《政策目的の根拠》 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	—
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している中で、老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入団体数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合でも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を廃止することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>																		
8	有効性等	① 適用数等	適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金等の積立金等を受託する機関(全国共済農業協同組合連合会)に適用される。																		
		② 減収額	26年度減収見込み額 4,707百万円 (国税:4,013百万円、地方税:694百万円)																		
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 現在、特別法人税の課税凍結により、事業主や勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。更に、特別法人税を廃止することで、事業主や勤労者における課税への不安感を取り除くことができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 企業年金等の加入団体等数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>138</td> <td>333</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金(契約者数)</td> <td>157</td> <td>153</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>適格退職年金</td> <td>324</td> <td>117</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>619</td> <td>603</td> <td>559</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月~) ・現在のような低金利な運用状況下(平成25年4月30日時点:10年国債0.611%)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~24年度) 特別法人税が課税された場合、農協等が課税分を負担することにより、経営への影響を受ける農協等や企業年金制度の導入等の可否を迫られる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となる恐れがある。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	確定給付企業年金	138	333	410	確定拠出年金(契約者数)	157	153	147	適格退職年金	324	117	2	計	619
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
確定給付企業年金	138	333	410																		
確定拠出年金(契約者数)	157	153	147																		
適格退職年金	324	117	2																		
計	619	603	559																		
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金制度は、税制上の特例措置を講ずることによって、国として国民の老後の所得確保を支援しているため、特別法人税の廃止は他に代え難い強力な支援措置である。																		

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

[企業年金制度：特別法人税：撤廃]

企業年金制度等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	平成26年度減税見込額 4,707 百万円
----------------------------	--------------------------

1. 減税見込額等の積算

(1) 各年度の期首残高

(単位：百万円)

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
確定給付企業年金	98,363	289,941	368,750	387,554
確定拠出年金	92	94	93	92
適格退職年金(閉鎖型)	250,508	66,351	23	17
計	348,964	356,387	368,866	387,664

(注) 1. 確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況(信託協会・生保協会・JA共済連)」より。

2. 確定拠出年金の積立金は、JA共済連調べ。

(2) 積立金伸び率

過去3か年間(H22年度期首～H25年度期首)の伸び率が継続すると見込む。

$$\sqrt[3]{(387,664/348,964)} = 1.035$$

(3) 26年度期首残高見込み

$$25年度期首残高 387,664百万円 \times 伸率 1.035 = 401,232百万円$$

(4) 減税見込み

	税率		
26年度期首残高見込み 国税分	401,232百万円 × 1.0%	=	4,013 百万円
地方税分	401,232百万円 × 1.0% × (5/100 + 12.3/100)	=	694 百万円

(参考) 財産形成給付金

(単位：百万円)

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
財産形成給付金	184	161	175	189

過去3か年間の伸び率平均 $1.008 = \sqrt[3]{(189/184)}$

26年度期首見込み額 190 百万円 = 25年度期首残高 189百万円 × 伸び率 1.008

26年度減税見込み額 2.2 百万円 = 26年度期首見込 190百万円 × 税率 1.173%

2. 適用実績及び適用見込み

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
対象者数	1	1	1	1	1	1	1
適用件数 (件)	3,020	3,123	3,149	3,247	3,306	3,383	—
減税見込額(百万円)	3,963	4,007	4,094	4,181	4,328	4,548	4,707

(注) 1. JA共済連決算値(実数)より作成

2. 適用件数は、適格退職年金、確定拠出年金及び確定給付企業年金の件数の合計である。

3. 適用法人数(適用事業者数)は、「全国共済農業協同組合連合会」である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。
また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。
また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件、百万円)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1
減収額	2.5	1.5	5.5	4

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。
また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【農水14】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の通減に寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税31)(法人税:義・所得税:外)
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】(法人税・所得税) 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度(取得価額500万円超、機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%)の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上)
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土が

		<p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応するため、民間事業者の奄美群島における設備投資等を促し、地域の雇用増大等を通じて、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。 第6条の5(農林水産業の振興) 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 3. 農村の振興 [政策分野] ①農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上 (平成24年度末現在 117千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創</p>

			<p>出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数)※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		② 減収額	<p>国税 18百万円 ※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率 ※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値 ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特別措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特別措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき	<p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>

【農水14】

	妥当性等	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
	③ 地方公共団体が協力する妥当性	地方税には関係しない。
10	有識者の見解	当該地域への企業進出を促進する上で必要な措置。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【農水15】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	33,066
	増加型	1,360 / 事業年度	57,790
	高水準型	127 / 事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	34,058
	増加型	1,360 / 事業年度	59,524
	高水準型	127 / 事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	35,080
	増加型	1,360 / 事業年度	61,310
	高水準型	127 / 事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

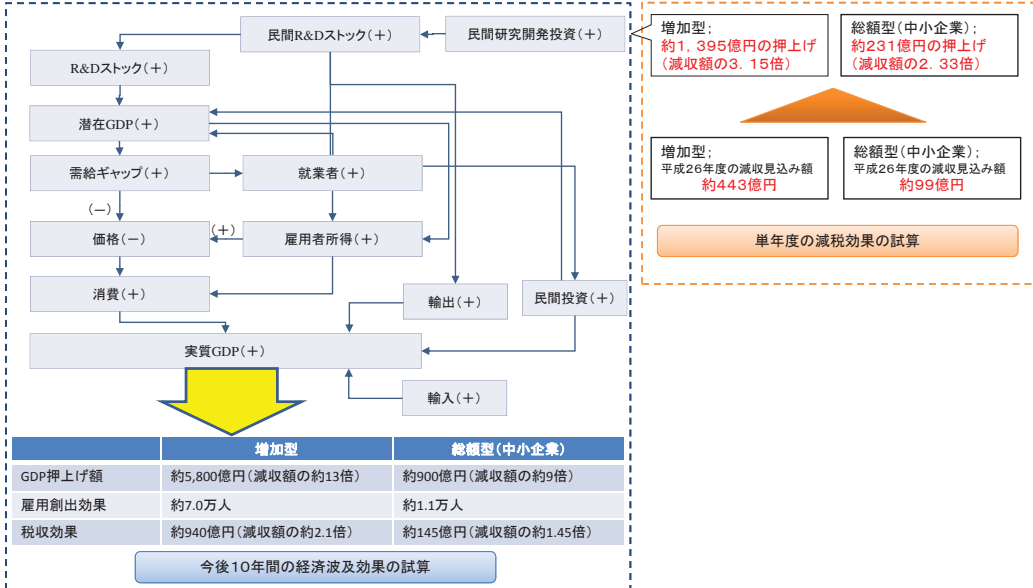
*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



増加型: 約1,395億円の押し上げ (減収額の3.15倍)

総額型(中小企業): 約231億円の押し上げ (減収額の2.33倍)

増加型: 平成26年度の減収見込み額 約443億円

総額型(中小企業): 平成26年度の減収見込み額 約99億円

単年度の減税効果の試算

②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 6 横断的に関係する政策</p> <p>《政策分野》 ③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保管理・整備 ⑩ 農林水産分野の研究開発</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベ</p>

			<p>ションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>																																							
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ＜上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業＞ 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>＜増加型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>＜高水準型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計（平成26年度） ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 （平成25年度経産省アンケート調査結果による試算）</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】</p> <table border="1" data-bbox="1556 1005 2016 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>242</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187	サービス業	242	183
	適用企業数	うち中小企業数																																								
総計	1,993	1,311																																								
食料品	144	97																																								
化学	261	135																																								
窯業等	36	17																																								
金属	110	82																																								
機械	137	82																																								
産業用電気機械	124	93																																								
輸送用機械	87	30																																								
理化学機械	52	39																																								
その他製造業	374	271																																								
卸売業	248	187																																								
サービス業	242	183																																								

その他	178	95
【うち増加型】		
	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83
【うち高水準型】		
	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額	<p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度</p>
-------	--

	<p>は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(11億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(1億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成26年度 ▲544億円</p> <p>(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>																																																												
③ 効果・達成目標の実現状況	<p><政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p><<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> </table>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006	2007	2008	2009	2010
	2006	2007	2008	2009	2010																																																								
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																								
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																								
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																								
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																								
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																								
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																								
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																								
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																								
	2006	2007	2008	2009	2010																																																								

韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）
2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）
官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。

<今後の達成予測>
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

<税収減を是認するような効果の有無>
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。

○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ
増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

			<p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（544億円分）が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果：4,947億円、②雇用創出効果：約6万人、③税収効果：約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.5%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名	影響額
中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

【農水16】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$17,724 \times 17.3\% = 3,066$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$21,789 \times 17.3\% = 3,769$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$33,066 \times 17.3\% = 5,720$
	増加型	1,360／事業年度	$57,790 \times 17.3\% = 9,998$
	高水準型	127／事業年度	$12,562 \times 17.3\% = 2,173$
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$34,058 \times 17.3\% = 5,892$
	増加型	1,360／事業年度	$59,524 \times 17.3\% = 10,298$
	高水準型	127／事業年度	$12,939 \times 17.3\% = 2,238$
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$35,080 \times 17.3\% = 6,069$
	増加型	1,360／事業年度	$61,310 \times 17.3\% = 10,607$
	高水準型	127／事業年度	$13,327 \times 17.3\% = 2,306$

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

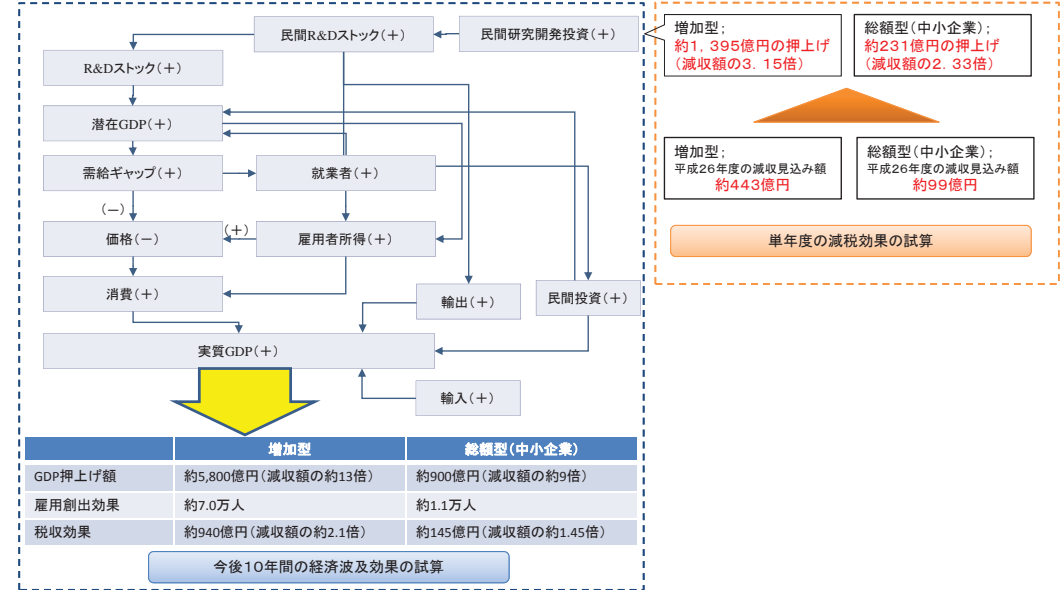
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)

			○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 6 横断的に関係する政策 《政策分野》 ③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑩ 農林水産分野の研究開発 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」

			<p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間に大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な業種の本租特利用実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> </tbody> </table>	主な業種の本租特利用実績			平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%
主な業種の本租特利用実績															
	平成23年度														
機械製造業	11.2%														
化学工業	16.5%														
輸送用機械器具製造業	5.7%														
食料品製造業	10.1%														

			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
電気機械器具製造業	8.4%								
卸売業	19.0%								
サービス業	14.9%								
		② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p>						

		<p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額 ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲1億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)</p>																																																
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> </tbody> </table>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																													
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																													
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																													
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																													
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																													
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																													
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																													
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																													

						<table border="1"> <tr> <th>ロシア</th> <th>1.07</th> <th>1.12</th> <th>1.04</th> <th>1.25</th> <th>1.16</th> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業績の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒している。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高</p>	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																													
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																													
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																													
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																													
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																													
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																													
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																													
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																													
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																													
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																													

			水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
			《税收減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。
			○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。
			○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。
			○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。
			○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③

			税收効果:約798億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2 倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 2,768 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税21、地方税11)(法人税:義、所得税:外、法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	農林水産技術会議事務局研究推進課 林野庁研究指導課 水産庁研究指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度におい</p>

		<p>でも、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 6横断的に関係する政策 《政策分野》 ⑩農林水産分野の研究開発</p> <p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。 ②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。 ③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税：平年度 234 地方税：平年度 52</p> <p>(単位：百万円)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。</p> <p>また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条)</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

